

横浜市港北スポーツセンター

指定管理者・提案書及び収支計画

— 目 次 —

◆港北スポーツセンターの管理運営に係る提案書及び収支計画

1. 団体の状況	… P.1
2. 施設の平等・公平な利用の確保	… P.25
3. 施設の効用の最大限発揮	… P.31
4. 本市の重要施策を踏まえた取組	… P.65
5. 管理運営経費	… P.77
6. 施設管理	… P.86
7. 安全管理	… P.99
8. 地域との協力	… P.111
9. モニタリング	… P.121
10. 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組	… P.125
11. 収支計画について	… P.128

◆収支予算書

1 団体の状況

(1)施設の管理運営の基本方針

①はじめに

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体（以下「当グループ」という）は、全国及び県内でもトップクラスの指定管理実績を誇るシンコースポーツ株式会社（以下「代表団体」という）が全体統括と運營業務全般を担い、東急プロパティマネジメント株式会社（以下「構成団体」という）が東急沿線での強みを活かした維持管理業務を担い、横浜市港北スポーツセンター（以下「本施設」という）の現指定管理者として、港北区ともに施設の管理運営を担ってきました。

前指定管理者から引き継いだ今期（平成28年～）では、利用時間の拡大（早朝営業）や教室事業の充実等、多くの区民が施設に訪れスポーツ活動へ参加していく「きっかけづくり」に重点を置いた取組みを実施してきました。

また、区スポーツ協会や町内会をはじめとする地域のスポーツ及び関係団体や企業、そして地域住民の皆様との連携を図りながら、地域に根差した活動にも力を入れ、外部専門機関による第三者評価においても評価をいただきました。

次期指定期間においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となった東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や、その後の健康的なライフスタイルを促進させる「スポーツのレガシー」の支援・協力など、区民がスポーツ・健康づくり活動へ多様な形で関わりを持てるよう、地域の皆様との連携を図りながら施設運営・事業展開を行い、地域のスポーツ活動・健康づくり活動を通じた地域の活性化に努めていく必要があると考えております。

また、毎年人口が増加しているものの「少子高齢化」の傾向が見られる港北区において、各世代へ対応できる事業展開、特に健康づくりに向けた取組み等、変化する多様なニーズ・事象へ順応を図る必要があると考えています。

当グループは、地域住民（区民）が安全・安心・快適に利用できる施設環境の提供を根幹とし、継続的なサービス水準の維持・向上を図る取組みにより、地域のスポーツ活動・コミュニティ活動のさらなる活性化に当グループの総力を注いでいきます。



②横浜市スポーツ推進計画に対する理解

平成23年8月に施行された「スポーツ基本法」に基づき、国の「スポーツ基本計画」を参考にしながら、「第22期横浜市スポーツ推進審議会」を経て、平成25年3月に「横浜市スポーツ推進計画」が策定されました。

横浜市の都市の将来像を示す「横浜市基本構想」（長期ビジョン）及び「横浜市中期4か年計画」に掲げている目指すべき都市像の実現に向け、スポーツに関する施策について、具体的な取組を示した10年間の計画です。

同計画内容は、港北スポーツセンターが指定管理者として管理運営を担う上で密接に関係しています。これら市の施策を理解するとともに、施策の実現に向けて貢献いたします。

1 団体の状況

横浜市スポーツ推進計画に掲げている4つの基本目標への理解

国 の関連計画：第2期スポーツ基本計画

「する」「みる」「ささえる」 スポーツ参画人口の拡大

- ・週1回のスポーツ実施率42%⇒65%
- ・スポーツをする時間を持ちたいと思う中学生58%⇒80%
- ・スポーツに関わる人材の確保・育成
- ・総合型地域SCの中間支援組織の整備
- ・学校施設やオープンスペースの有効活用
- ・大学スポーツアドミニストレーターを配置 など

スポーツを通じた活力があり 絆の強い社会の実現

- ・障害者の週1回スポーツ実施率19%⇒40%
- ・スポーツを通じた健康増進
- ・女性の活躍促進
- ・スポーツ市場規模の拡大
- ・スポーツツーリズムの関連消費額の拡大
- ・戦略的な国際展開 など

国際競技力の向上

- ・オリパラで過去最高の金メダル数獲得など優秀成績を
取められるよう支援
- ・中長期の強化戦略に基づく支援
- ・次世代アスリートの発掘・育成
- ・スポーツ医・科学等による支援
- ・ハイパフォーマンスセンター等の充実

クリーンでフェアなスポーツの推進

- ・インテグリティ(誠実性・健全性・高潔性)を高める
- ・コンプライアンスの徹底
- ・スポーツ団体のガバナンス強化
- ・ドーピング防止

市 の関連計画：横浜市スポーツ基本計画(中間見直し)

目標 1	子どもの体力向上方策と推進	目標 3	高齢者・障害者スポーツの推進
目標値	子どもの体力を横浜市の昭和60年頃の体力水準に回復します ※ 子どもの頃に、体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことで生涯にわたってスポーツに親しみ、身体を動かす機会が増大することで、結果として、体力水準の高かった横浜市昭和60年頃の水準に回復することを目指します	目標値	① 高齢者スポーツの推進 65歳以上の週1回以上のスポーツ実施率が70%程度となることを目標とします。 ② 障害者スポーツの推進 障害者(成人)の1週回以上のスポーツ実施率が40%程度となることを目標とします。
目標 2	地域のスポーツ振興	目標 4	トップスポーツとの連携・協働の推進
目標値	成人の週1回以上のスポーツ実施率が65%程度(3人に2人)、週3回以上のスポーツ実施率が30%程度(3人に1人)となることを目標とします。 また、スポーツボランティアを行ったことがある市民の割合が10%以上となることを目標とします。	目標値	トップアスリートが参加するスポーツ大会やプロスポーツを身近で観戦した市民の割合が50%以上となることを目標とし、市民がトップアスリートに触れる機会を増やし、スポーツを行う意欲の向上につなげます。

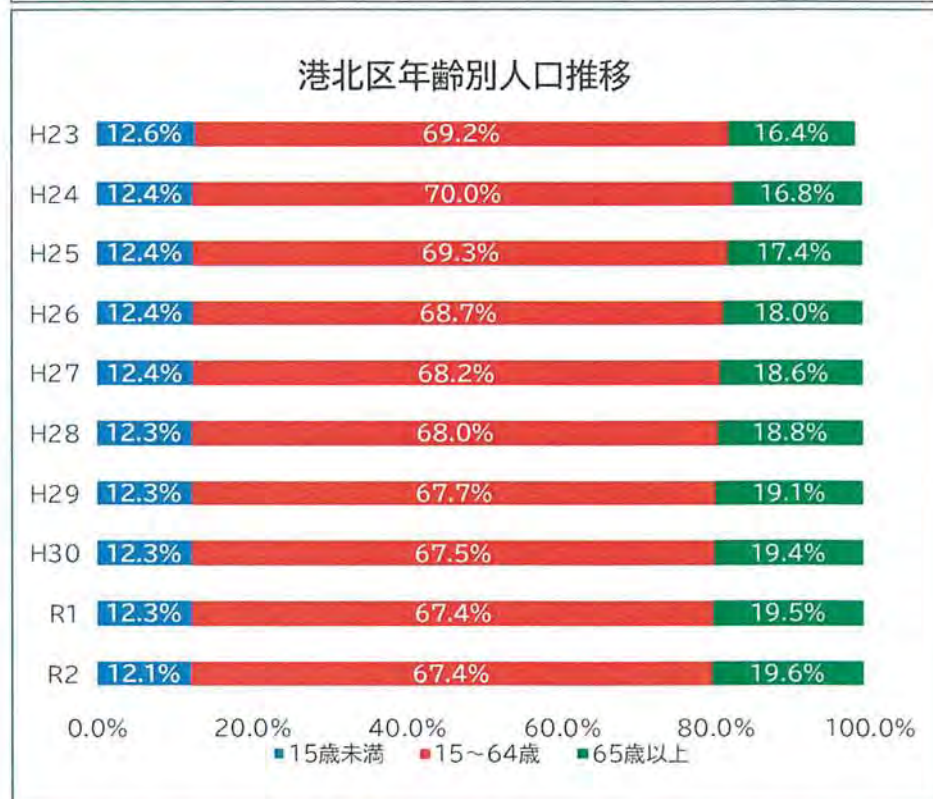
1 団体の状況

③横浜市(港北区)における地域課題の抽出(現状分析)

本施設を管理運営する上で、現状の課題点を正しく認識し分析することで、指定管理者として単なる施設運営で終わるのではなく、地域のスポーツを通じた活性化に貢献できると考えています。

そこで市(区)及び本施設における現状分析を行い、課題解決に向けた方針を説明いたします。

港北区の人口推移



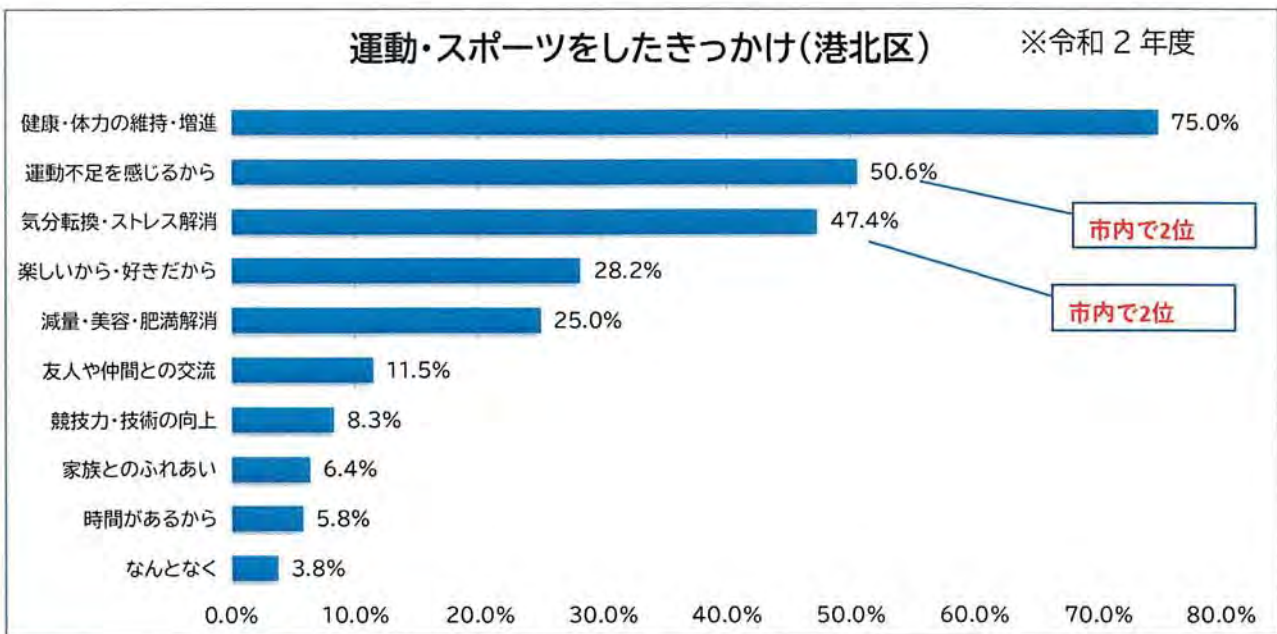
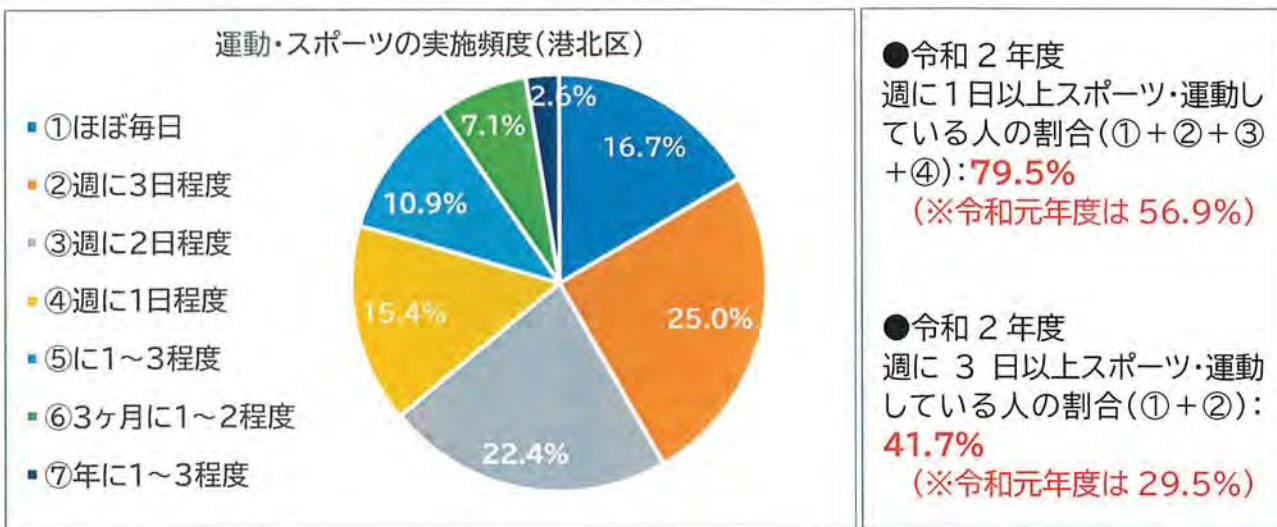
※「横浜市・区の年齢別人口(住民基本台帳)」を参考に作成

分析・課題 ①

・総人口は年々増加傾向にあり、0~14歳人口は減少、15~64歳及び65歳以上の人口は増加傾向。
・少子高齢化の傾向が見られる。少子化とはいえ、子どもの体力向上に向けた取り組みや、高齢者が増加傾向であるため、健康の維持・増進の取り組みが必要。

1 団体の状況

港北区民のスポーツ実施頻度・実施したきっかけ



※「令和元年度及び2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

②

・令和2年度の横浜市スポーツ意識調査結果では、前年度と比較して、週に1回以上運動をしている割合が79.5%(22.6%増)となっており、週に3日以上運動している割合も41.7%(12.2%増)と大幅に増加した。

・また、スポーツを実施したきっかけとして、

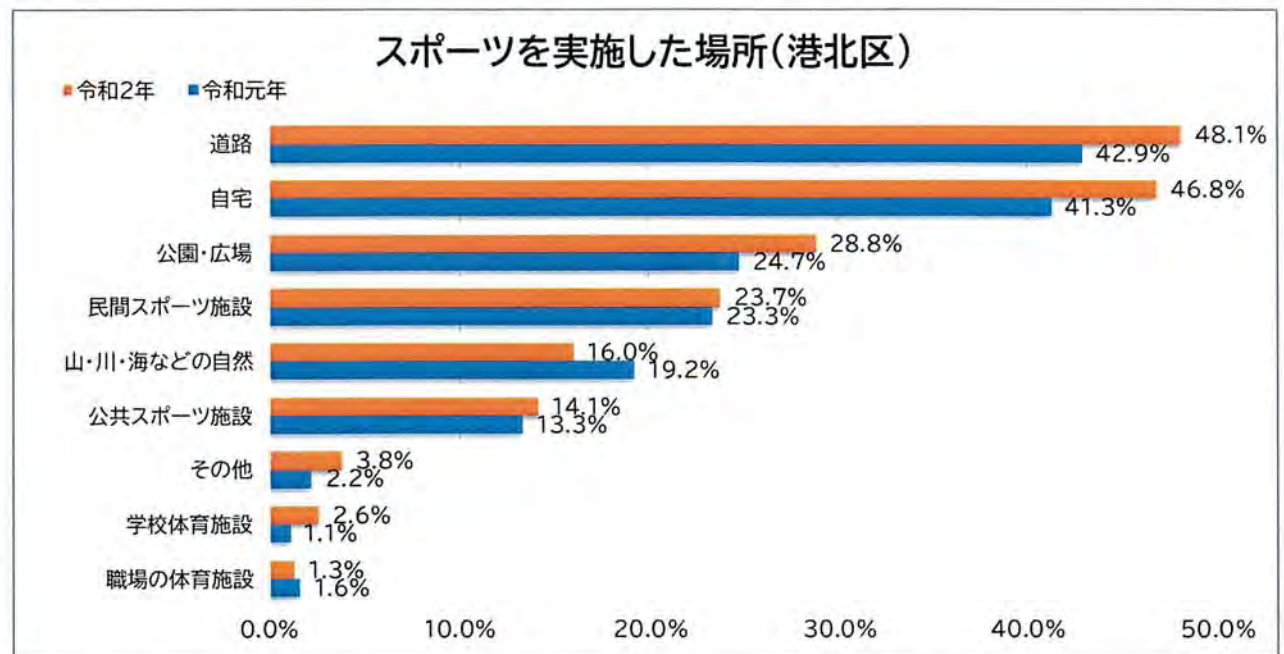
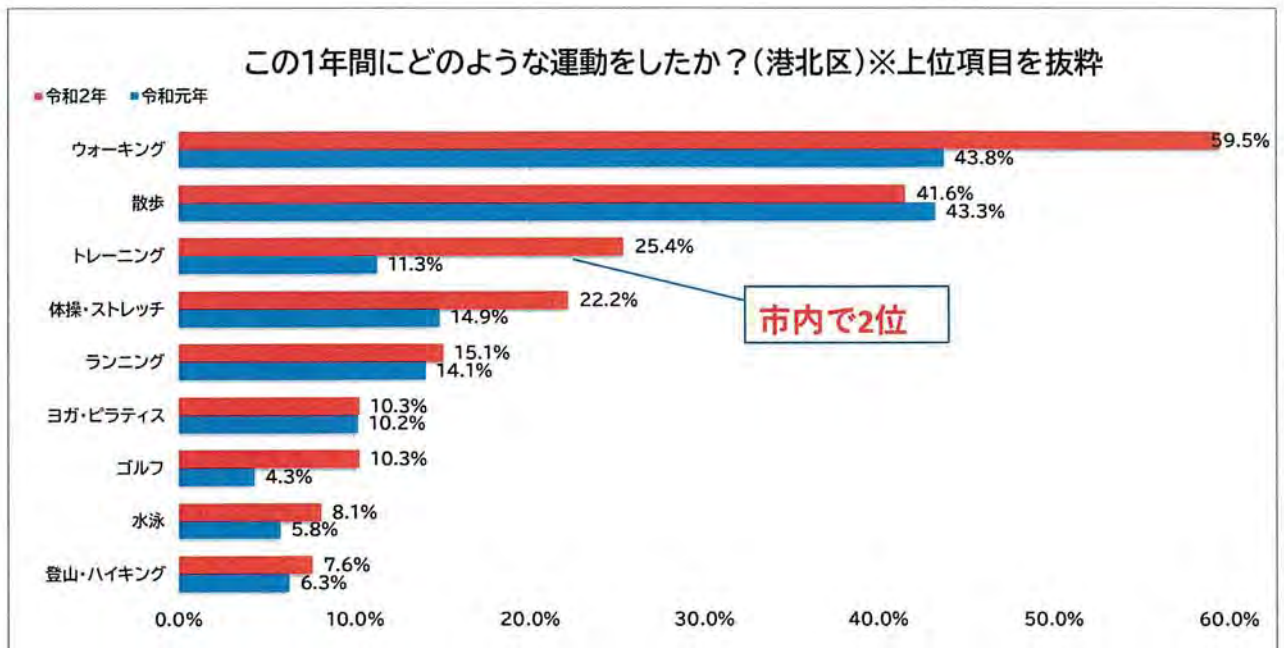
- 1位「健康・体力の維持・増進」:75%
- 2位「運動不足を感じるから」:50.6%(市内2位)
- 3位「気分転換・ストレス解消」:47.4%(市内2位)

となっていることから、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、スポーツ・運動に対する意識の高まりによるものと考えられる。

中でも運動不足や気分転換等のため実施している回答した割合は、市内でも2位の結果となった。

1 団体の状況

港北区民のスポーツ実施種目・実施した場所



※「令和元年度及び2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

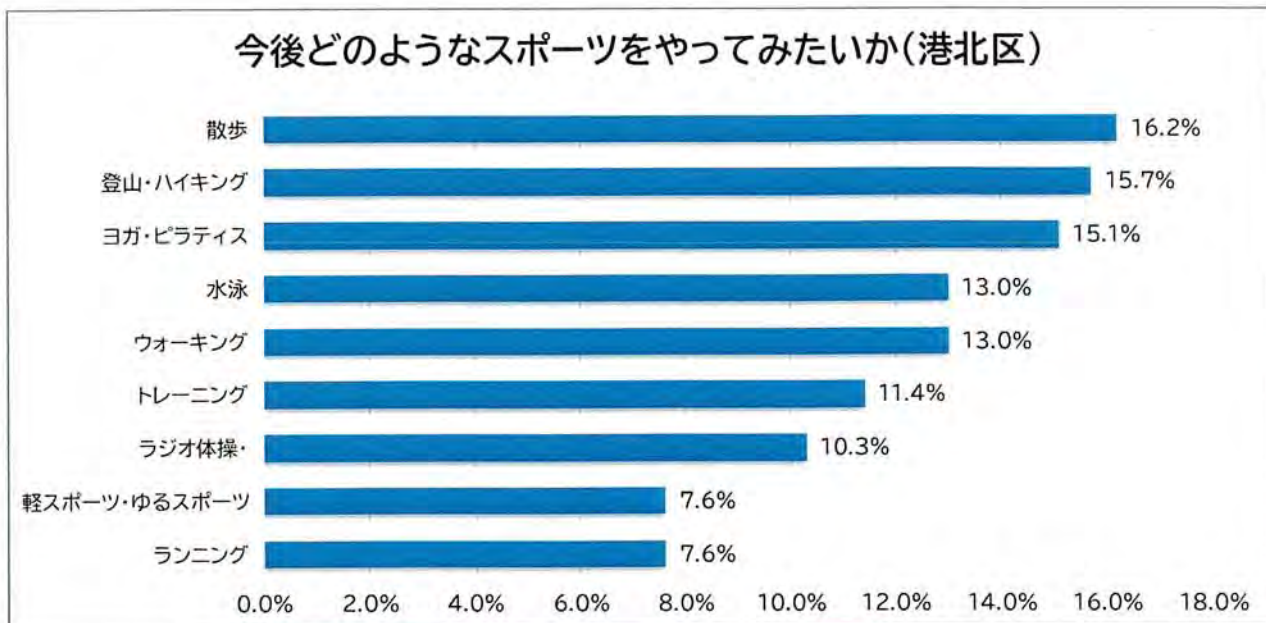
分析・課題

③

- ・令和元年度及び2年度の横浜市スポーツ意識調査結果では、一部の種目を除き、順位の変動は見られず、「ウォーキング」「散歩」などの種目の実施頻度が高い傾向にあった。
- ・実施種目と連動し、道路や自宅を実施する割合が多い傾向にあった。
- ・区民の特徴として、「トレーニング」を実施した割合が他区と比較して「市内2位」となっていることから、トレーニング室をはじめとする環境やプログラムを提供する必要があると考えられる。

1 団体の状況

港北区民が今後やりたいスポーツ種目



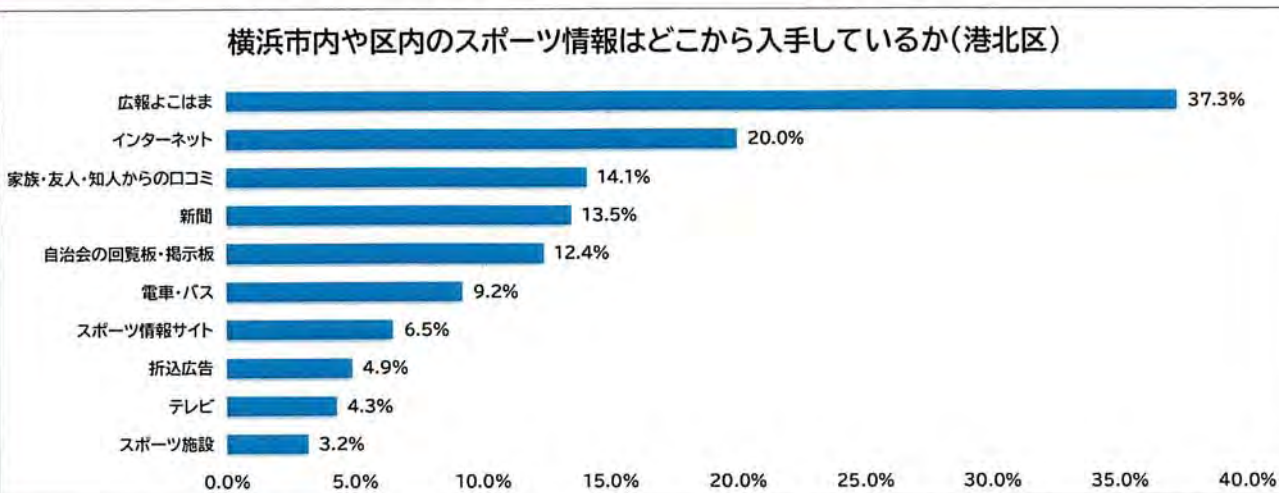
※「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

④

- ・「散歩」や「登山・ハイキング」など、場所を選ばずに実施できることや、新型コロナウイルス感染拡大においても、屋外環境であれば影響が少なく、実施できる種目が多く回答されたものと考えられる。
- ・そのため、散歩をはじめとする軽運動などの取り組みを行う必要がある。

港北区民がスポーツに関する情報を入手している媒体



※「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

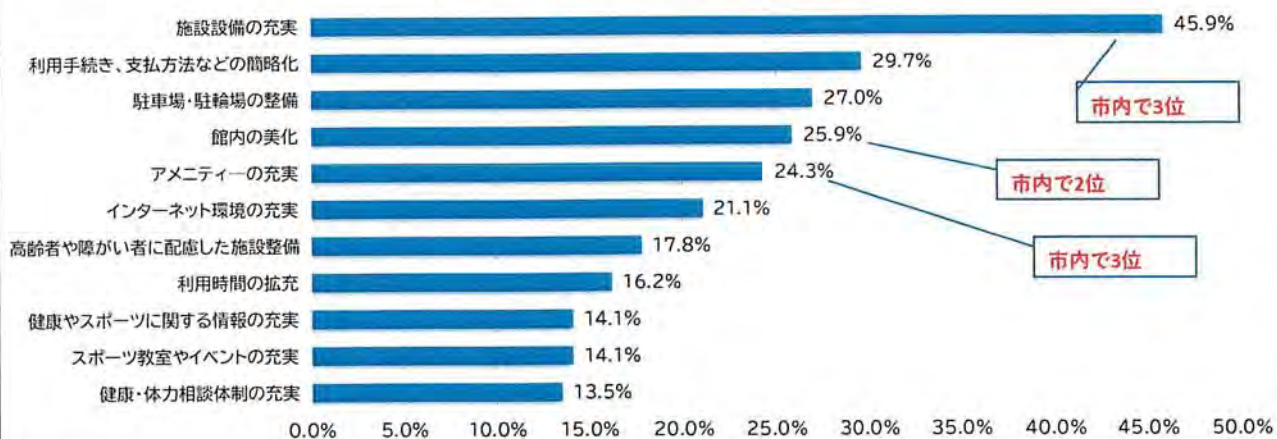
⑤

- ・「広報よこはま」が最も多く、次いで「インターネット」となった。
- ・紙媒体とWEB媒体と、様々な媒体を活用しながら、情報発信していく必要がある。

1 団体の状況

港北区民が公共スポーツに施設に望むこと

公共スポーツ施設の望む事(港北区)



※「令和2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

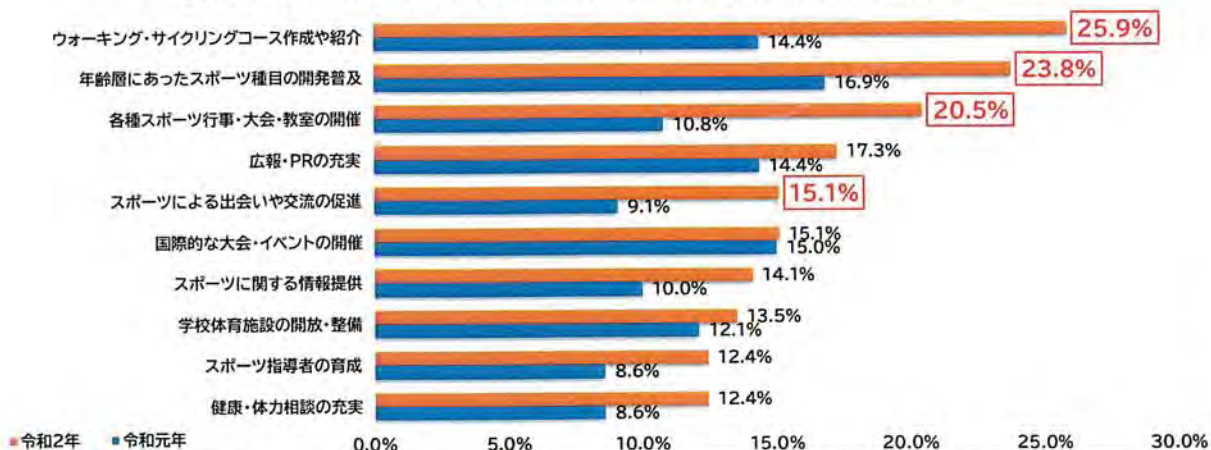
⑥

・「施設の充実」が最も多く、「利用手続き、支払方法の簡略化」「館内の美化」「アメニティーの充実」などが挙げられ、区民の要望が高い項目が3点見受けられた(「施設の充実」「館内の美化」「アメニティーの充実」)。

・今年度港北スポーツセンターは第1・2体育室に空調設備が導入する傾向にあるなど、快適なスポーツ環境提供に向けた取り組みが進められている。これらの要望に対して、スポーツセンター内で実施できる取り組みを実施する必要がある。

横浜市民のスポーツが盛んになるために必要なこと

横浜市内のスポーツが盛んになるために必要だと思うこと(港北区)



※「令和元年度及び2年度横浜市スポーツ意識調査結果」を参考に作成

分析・課題

⑦

・令和元年度と大きく異なる内容として、1位「ウォーキング・サイクリングコース作成・紹介」や、2位「年齢層にあった種目の開発普及」、3位「各種スポーツ会合・大会・教室の開催」、そして5位「スポーツによる出会いや交流の促進」が大幅に増加している。

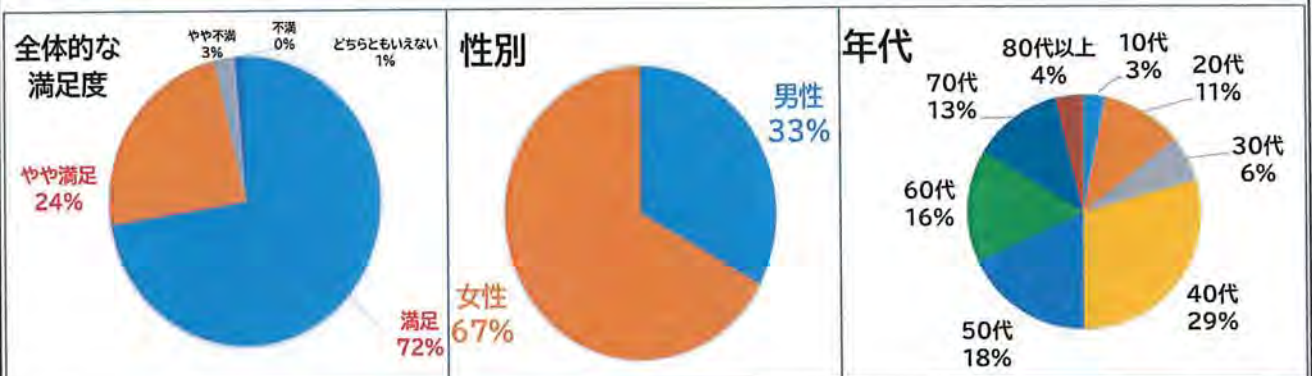
特に5位「スポーツによる出会いや交流の促進」がコロナ禍を象徴する回答結果と考えられ、それぞれの要望に対する取り組みが必要である。

1 団体の状況

④港北スポーツセンターの運営状況における課題点の抽出(現状分析)

当グループは本施設の現指定管理者として、様々な取り組みを行ってまいりました。一方で、現指定期間において、1年を通して施設が営業できたのが初年度の平成28年度のみであり、それ以降は施設の修繕・回収工事や、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う休館措置など、前期からの対比が難しい期間であったと考えています。その中でも区民の皆様よりご評価いただき、サービス向上につながった点も多数ございます。ただし現状に甘んじることなく、次期指定期間に向けた課題点も明確に抽出しております。良かった点をさらに伸ばしていくこと、そして課題点においては早急に改善を図る解決策を取り組んでまいります。

利用者満足度・性別・年齢



※「令和元年度施設利用アンケート」を参考に作成

分析・課題 ⑧

・利用者満足度は、「満足 72%」「やや満足 24%」、合計 96%であり、ほとんどの方に満足いただいと考えられるが、上記回答に満足することなく、引き続き利用者に喜ばれるサービスを提供する。
 ・性別・年代は、40～60代の女性を中心に多く利用されている傾向が見られる。主となる利用者層もちろんだが、新規利用者の獲得を図るために、全世代に対するアプローチが必要である。

施設の稼働率

施設	早朝		施設	早朝		施設	早朝		施設	早朝	
	稼働率	小計		稼働率	小計		稼働率	小計		稼働率	小計
第1体育室	早朝	20%	第2体育室	早朝	100%	第3体育室	早朝	42%	研修室	早朝	3%
	A	94%		A	100%		A	95%		A	85%
	B	94%		B	100%		B	88%		B	84%
	C	94%		C	100%		C	88%		C	82%
	D	95%		D	100%		D	86%		D	76%
	E	96%		E	100%		E	76%		E	70%
	F	99%		F	100%		F	91%		F	73%
小計	88%	小計	100%	小計	83%	小計	71%				

※「令和元年度事業報告書」を参考に作成

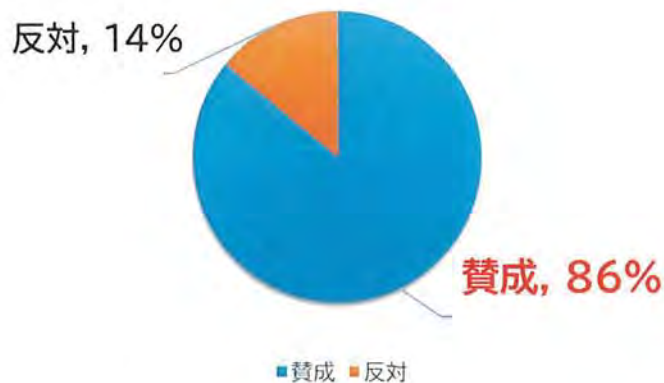
分析・課題 ⑨

・全体的に稼働率は高いが、第1体育室、第3体育室、研修室の早朝枠(7:30～9:00)において稼働率が低い傾向にある(令和2年度事業報告書はまだホームページに公開されていないが、同時間帯の稼働率を向上させるために、直前割引制度を導入し、利用前々日までに予約がなければ通常料金の半額で利用可とした。その結果、246件(約20万円増)の利用が見られ稼働率向上につながった)。ただし、それでも稼働率が他の時間帯区分よりも多くはないため、引き続き対策が必要である。

1 団体の状況

テニスコートへの要望

オムニコート化について



※「令和2年度アンケート」を参考に作成

分析・課題 ⑩

・賛成の割合が非常に多く、施設の稼働状況を向上させることで利用機会の拡大にもつながるとともに、悪天候後のコート整備にかかる時間を効率化できる利点もあるため、総合的に判断し、オムニコート化を検討する。

⑤総合的な基本方針(基本理念)

以上の課題点に対する解決策を講じることが本施設を活性化させることにつながると考えます。

特に新型コロナウイルスの影響に伴い、地域で触れ合える機会が大幅に減少しました。コロナ収束を見据えながら「**スポーツを通じて出会いと交流促進の機会**」を提供することで「**人とまちが変わっていく**」と考え、**スポーツを通じたコミュニティの活性化**を図るための方針（基本理念）を以下の通り設定いたしました。

人が まちが
スポーツで変わる

1 団体の状況

⑥施設の管理運営の基本方針(実務方針)

当グループは、本施設を管理運営するにあたり、前述の管理運営の基本理念を踏まえ、下記**8つの基本方針**を定め、民間企業の効率性・専門企業のノウハウ・地元企業のネットワーク等、持てる能力を最大限に活用した管理運営を行い、施設の設置目的を効果的に達成したいと考えます。また、本事業を**地域貢献事業**と位置づけ、基本方針をスタッフ全員で共有し、施設づくり及びまちづくりに引き続き取り組みます。

生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の実現に向けて

当グループは、「横浜市スポーツ推進計画」等の関連計画・施策を踏まえ、市の目指す**【スポーツを通じて、子どもから高齢者まで全ての市民がいまいきとした生活を送るとともに、地域住民の交流や心豊かなくらしを育むこと】**を市民の方々と一緒に実現していくため、施設を気軽に利用することができ、かつ密接なつながりの持てる、新たなスポーツ&ヘルスコミュニティの創出を目指していきます。

施設運営のための8つの基本方針

<p>1 施設としての役割遂行</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・区民のスポーツ・健康づくりの拠点施設 ・スポーツへの5つの関わり方「する」「みる」「きわめる」「まなぶ」「ささえる」を支援 ・市のスポーツ・健康施策の理解と実践 ・市民の生涯を通じたスポーツライフの推進 	<p>5 利用促進 収入増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者目線に立ったサービス向上策 ・新規機器の設置・新規事業を多数実施 ・利用者ニーズに対応した多彩なプログラム・積極的な広報・PR活動 ・施設のファン、リピーターづくり
<p>2 平等・公平な施設運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市の代行である指定管理者として、信条、性別、年齢、職業などに関わらず、全ての人々に平等で公平な運営 ・法令に則した適正な手続きによる運営 ・明確な説明のつく利用受付、許可、制限 	<p>6 効果的・効率的な運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチジョブによる人件費の効率化 ・省エネ診断による光熱水費削減 ・事業や管理システム見直しによる効率化 ・投資の選択と集中による費用対効果向上 ・豊富な管理実績によるスケールメリット
<p>3 安全安心な施設管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心に利用できる施設環境整備 ・適正な有資格者配置による施設運営 ・緊急時への対応と日頃の準備 ・災害発生時における安全管理の徹底 ・個人情報の適正な取扱と漏洩の防止 ・金銭管理の徹底 	<p>7 環境への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001準拠した環境マネジメント ・運用改善、設備投資省エネ対策 ・循環型社会形成に基づいた4R活動 ・グリーン調達推進による環境配慮 ・地域の環境イベント等への参加・支援
<p>4 地域との連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市内スポーツ関連団体との連携、協働 ・地域指導者養成 ・地元の催し、スポーツイベントへの協力 ・市民雇用の創出、地場産業の育成 ・地域事業者とのパートナーシップ 	<p>8 公共性への理解</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス提供者としての自覚 ・コンプライアンスの徹底 ・情報公開と市民への説明責任 ・指定管理者制度の理解とサービス水準向上

「市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境」
の実現へ貢献！

1 団体の状況

(2)基本方針を実施するための目標及び実施策

8つの目標と基本方針

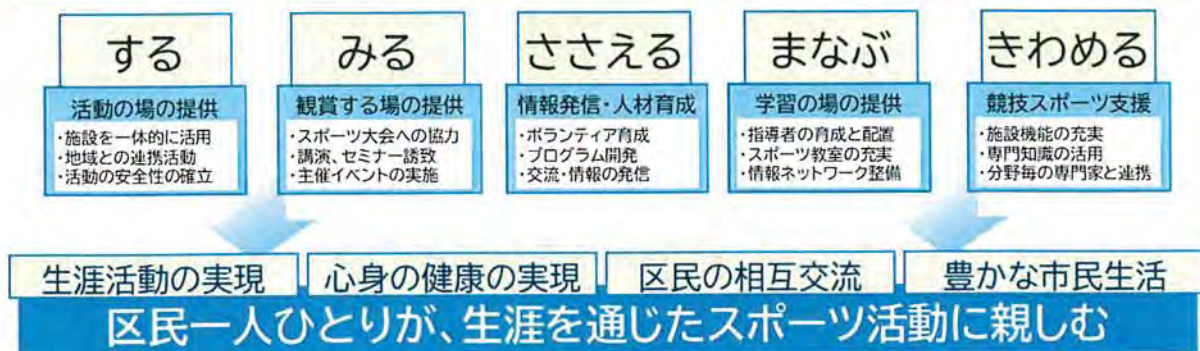
基本方針1

スポーツ振興・健康づくり施設としての役割を果たします。

当グループは、本施設を「市民のスポーツと健康づくりの拠点施設」と位置づけ、各管理施設を有効活用するため一体的に活用し、利用者の目的や特性に応じて誰もが快適にスポーツや健康づくり活動に取り組めるよう、次の5つのスポーツ活動を支援し、施設の設置目的を効果的に達成します。

そして、生涯スポーツの基本理念である「市民一人ひとりが、生涯を通じたスポーツ・レクリエーション活動に親しむ」ことを目標に、幼児から高齢者まで、誰でも気軽に利用できる総合的スポーツ活動の場を提供します。

区民のスポーツ・レクリエーション、健康づくりの拠点施設



・成人のスポーツ実施率が、週1回以上 65%程度、週3回以上 30%以上となることに貢献いたします。

達成目標1

基本方針2

常に平等で公平な施設運営を目指します。

本施設において、港北区の代行者である指定管理者として、信条・年齢・国籍・職業・社会的身分などにかかわらず、全ての人々に平等で公平な運営を行います。また、施設・教室の予約申し込み等についても、ある特定の団体が便益を得るようなことのない、公正なシステムを維持し、なお一層の公平性を確保します。

高齢者や障がい者などの観点からの施設評価を行い、意見を反映させた運用改善を行うことで、ソフトとハードのバリアフリーを実現します。これらの人々の管理の仕組みではなく「みんなで利用でき、楽しめるような仕組み」を構築します。

施設運営におけるスタッフとしても、高齢者や障がい者を積極的に雇用し、ここに配置するという考えから、ここであればより一層力を発揮できるのではないかという考えに基づき、あらゆる方の社会参加をバックアップします。



・利用システムへの区民の苦情ゼロを実現します。

・高齢者や障がい者が利用のハードルを感じない仕組みづくりをします。

達成目標2

1 団体の状況

基本方針 3

安全を最優先に、安心して利用できる環境を作ります。

日常点検による施設や備品などの安全確保、見通しの良い空間の創出による犯罪が発生しにくい環境の整備、適切な設備の管理などにより、安全安心に利用できる施設環境を整えます。

重大事故発生防止のため、適正の職員を配置するとともに、全スタッフに、心肺蘇生法や AED の取扱いに関する技能を修得させます。

機械設備においては、緊急時 24 時間の応援体制が可能であり、トラブル発生時には直ちにスタッフが急行し、迅速な復旧を行います。さらに、**近隣（神奈川県立武道館、川崎市幸スポーツセンター等）の指定管理施設を管理運営していること、また機械警備会社との連携体制による二重のバックアップ体制を構築**します。

横浜市、港北区、消防本部及び警察署等と連携して、大雪や地震、台風による災害に迅速に対応できる危機管理体制を整えます。

- ・指定期間において重大事故ゼロを実現
- ・指定期間において設備トラブルによる運用停止ゼロを実現

達成目標 3

基本方針 4

地域と連携し人も施設もいきいきとした運営を行います。

区スポーツ協会との連携・協力、地域指導員の養成や総合型地域 SC との協力、町内会、商店、医療機関、学校をはじめとする区内各施設等との関わりなど、**地域とのパートナーシップを強く持った施設運営**を行います。また、「帰宅困難者一時滞在施設」及び「遺体安置所」に指定されていることから、災害時の支援・協力等、市民の生命と安全を守る役割も果たします。

区内及び近隣自治体の複数に拠点を置く当グループの強みを活かし、市民の雇用を推進するとともに、地元企業への発注、シルバー人材センターへの業務依頼等、常に地域産業育成にも配慮した運営を行います。

施設運営協議会を定期的開催し、地域住民の生の意見を施設運営に反映させていきます。また、地域情報コーナーの設置や地域イベントへの実施・協力や、観光地、特産品の紹介、そして構成団体グループのコネクションなど、様々な地域活性化活動につながる取り組みに積極的に参加し、地域の一員としての役割も果たします。

他の団体が管理する周辺公共施設とも積極的に連携を図り、利益を追求するのみではなく、本施設の活動により地域にどのような効果が波及し、市民にどのような良い効果をもたらすことができるかに注力して運営を行います。



- ・スタッフの市民比率 90%を目指します。(責任者以外)
- ・地域との連携活動(協議会・イベント等)を月 1 回以上実施します。

達成目標 4

1 団体の状況

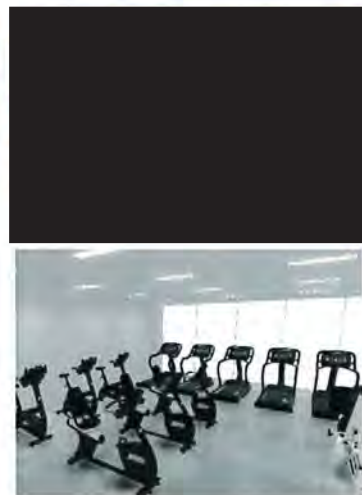
基本方針 5

施設の利用促進と収入の増加を図ります。

利用者のニーズを踏まえた、各世代に対応した**代表団体独自の教室プログラム**の開催や、**トレーニング室のリニューアル**（一部機器入替）、**テニスコートのオムニコート化**、**談話室のスタジオ機能の追加**、体組成計を活用した**各種健康サポートの実施**など、利用者の満足度を高め、収益増につながる事業を積極的に展開します。

同時に、専用リーフレットの継続設置や広報媒体の活用、ホームページを運用しながら施設内を動画で閲覧できるようにするなど積極的なPR活動によって施設の認知度を向上させます。告知効果の高いSNSも効果的に継続導入し、市民一人一人に届く、来てみたい、使ってみたいという気持ちを起こさせる施設となるようにします。

指定管理者として、優れた経営体制を目指し、費用対効果の高い多彩なプログラムの企画運営と広報を展開し、利用の促進と収入の増大を図ってまいります。



- ・年間総利用者数約 34 万人を達成します。(最終年度)
- ・収入(利用料金・自主事業)118,113 千円を達成します。(最終年度)

達成目標5

基本方針 6

費用対効果が高く効率的で持続可能な運営を行います。

指定管理者に求められる経営感覚を基に、利用者ニーズに応える施設品質を維持しながら経費の縮減を図るため、スタッフの生産性を高め、ISO品質マネジメントシステム（PDCAサイクル）を取り入れた、計画性を持った質の高い運営を行います。

マルチジョブシステムによる業務効率の向上や、維持管理の効率化などを始め、各種事業やシステムの見直しによるコストの削減、新たな事業展開の創出など、費用対効果の高い運営を行います。また区内公共施設・近隣類似施設との一元的管理により、スケールメリットを活かしたコストの縮減と質の向上を図ります。

さらに、指定管理者としての責務を果たすため、緊急時の資金需要には内部留保（積立金）を充当するなど、常に安定した管理運営を行えるよう、万全な体制で業務にあたります。



- ・収入を増加させつつ効率的な運営を行うことで、指定管理料を上限額より5年間合計:11,541 千円削減します。

達成目標6

1 団体の状況

基本方針 7

環境に配慮した管理運営を行います。

ISO14001に準拠した環境マネジメントマニュアルやエネルギー削減目標を元に、設備運転の効率化、廃棄物の適性分別によるリサイクル率の向上、そして「ヨコハマ 3R 夢プラン」の3Rに、もう1つの「R」(Refuse)を加え、「4つのR」をスローガンに、環境保全活動等、省エネルギーによる環境負荷低減への取り組みを積極的に推進します。

港北区をホームタウンとする横浜 GRITS (アイスホッケー) は、ホームアリーナである KOSE 新横浜スケートセンター周辺の環境美化活動を積極的に行っています。当グループも横浜 GRITS と共同し環境活動へ積極的に取り組むとともに、地域社会を巻き込んだ環境への意識啓蒙を行います。さらに、生息サイクルにあわせた植栽管理、グリーン調達の推進など自然環境の保全と育成に配慮した管理を行います。



- ・積極的な環境啓発(情報発信・事業実施等)及びごみ拾い等
- ・省エネの実践によるエネルギー使用量の維持・低減

達成目標 7

基本方針 8

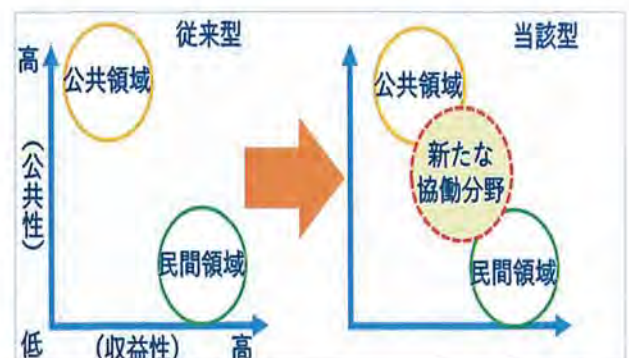
公共性を重視し、開かれた運営を行います。

行政サービスの提供者としての自覚を持ち、区民への説明責任(アカウントビリティ)を果たすため、積極的な情報公開を行います(ホームページや施設見学会)。港北区や区民、自らの手によるモニタリング(事業遂行状況の監視・評価)を積極的に行い、内外からのチェックを厳格にすることで、業務の水準を維持します。

また、指定管理者制度の趣旨を十分に理解し、本制度の導入のねらいは、「従来の公共サービスの提供を、市場(競争)のメカニズムに乗せることで、効率的で高品質なものへと変革させる」ことであることを肝に銘じ、費用対効果の高い事業運営を行います。

一方、あくまで公共事業であることも忘れることなく、「公の施設は必ず行政目的に基づいて設置・運営される」原則を遵守し、目的から逸脱することのないよう、港北区と共にバランスの取れた施設運営を心がけます。

あらゆる事業に関して、「公の施設は行政目的に基づいて設置、運営される」という原則を理解し、設置目的を遵守します。その中で、既存の関連団体のニーズも満たしながら、新たなスキームである「官民パートナーシップ」を活用した施設運営を行うことで本施設をさらに発展させる運営を行います。



- ・施設の運用情報を公開し、明確な説明ができるようにします。
- ・モニタリング評価による、利用者満足度 95%以上を獲得します。

達成目標 8

1 団体の状況

指定管理期間(5年間)の運営計画(目標)

新型コロナウイルスの影響により、一部は全館休館、現状も一部利用制限での運営を続けており、結果として以前よりも利用者も足が遠のいている状況です。そのため、次期指定期間においては、コロナ収束を見据えた再スタートと捉え、本施設の指定管理者として誠実な施設運営を継続しつつ、施設の設置目的を達成するために、下図の5つのステップに基づく中長期的運営計画を立案させていただきます。

令和4年度(初年度)

地域での「出会い」「交流促進」につながる「魅力づくり」として、日常業務を誠実に履行しつつ、真の地域特性を把握し、地域にどんなサービスが必要かを理解しながら、満足できるサービスを提供します。

令和5年度(2年目)

「きっかけづくり」として、蓄積した魅力的なノウハウを地域社会に広くプロモーションし、区民が施設利用や事業参画に向けたきっかけ作りとなる取り組みを増やしながら重点的に行います。

令和6年度(3年目)

施設利用を定期的に利用しはじめた区民が、いつまでも継続してスポーツに親しみ、体を動かす機会を増やして、心身ともに健康を感じてもらえるように努力します。

令和7年度(4年目)

活動にも慣れてきた区民が、自発的・主体的にスポーツ・健康づくり・地域交流活動を行えるように、志向の合う仲間が集まったサークル・クラブ活動の結成を支援します。

令和8年度(最終年度)

多くの活動が生まれ、地域社会を巻き込んで一大コミュニティへと発展していく姿を、後方から支えながら応援し続けます。

そして将来

成熟期となる令和8年度以降に、地域を巻き込んだスポーツコミュニティを実現するためにも、是非とも指定管理者として当グループのノウハウを発揮させていただきたいと考えています。

1 団体の状況

(3) 安定的な経営体力と適正な経営情報開示(経営の透明性)

① 安定的な経営体力(代表団体：シンコースポーツ株式会社)

代表団体は、創業より公共事業に軸足を置いた極めて安定的な経営を続けており、引き続き、本施設において提案する事業計画に沿って適切な施設運営・事業展開を行うことができる**万全の経営基盤を確立**しております。

指定管理事業や PFI 等、PPP 事業を基幹事業として置く企業として、より地域に根差した施設運営・事業展開を図る為、平成 25 年より全国各地への分社化による地域事業会社(子会社)の設立を進めてまいりました。同時に、親会社(当社)契約案件を積極的に地域事業会社(子会社)へ移管することで、地域の一人として施設の魅力づくり・地域課題の解決に向けた取組み、利益還元等、地域への貢献を推進しています。

また、地域の持つ様々な課題に広く、包括的に応えできるよう、維持管理分野や保育・教育分野等、新たな事業分野への対応・参入に向け、企業(グループ)としての強い力を持ち、成長し続けることを目指した活動を進めています。

自然災害の頻発や新型コロナウイルスによる影響により、様々な変革を求められる昨今においても、全国に事業拠点を持つ当社の強みを生かしながら機能・体制維持による事業継続とともに、各地域での支援活動等、公共事業に携わる企業としての責務を果たしながら実務の場となる施設の機能を維持し、長期的安定経営を継続していきます。

1 団体の状況

②安定的な人員体制（代表団体：シンコースポーツ株式会社）

代表団体は、**全国に約3,800名の従業員数**を誇り、神奈川県内管轄施設・事業所においては、220名を超える従業員（人材）を抱えております。本施設の運営において、この豊富な人材の中から資格要件はもとより貴市や本部また近隣施設・関係団体と連携（報告・連絡・相談・調整など）のできる最も適正な人員を選択し配置いたします。

公共施設の運営専門事業者として、業務の水準を維持し、利用者の信頼感を獲得するために様々な国家・公的資格の取得を奨励するとともに、社員全員に救急法・AEDに関する資格取得を推進しております。また、応急手当普及員による「普通救命講習会」、日赤救急法・AED講習の指導員として「救急員養成講習会」の主催、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター認定事業者として「介護予防運動指導員」の養成講座の実施など、自社による人材育成も推進しております。

有資格者一覧			
資格名（運動指導系）	人数	資格名（施設管理系・その他）	人数
健康運動指導士	76	教員免許(保健体育)	51
健康運動実践指導者	70	保育士	8
公認トレーニング指導士	14	栄養士・管理栄養士	4
公認スポーツプログラマー	6	公認体育施設管理士	81
公認ジュニアスポーツ指導員	2	公認体育施設運営士	42
介護予防運動指導員	67	公認上級体育施設管理士	32
介護予防主任運動指導員	9	防火管理者	186
初・中・上級障がい者スポーツ指導員	49	危険物取扱者	26
フィットネストレーナー	4	安全衛生推進者	56
ノルディックウォーク連盟公認指導員	9	警備員指導教育責任者	8
資格名（プール指導系）	人数	ボイラー技師(1級・2級)	3
公認水泳指導管理士	59	電気工事士(1級・2級)	1
プール衛生管理者	109	資格名（パーソナルトレーナー・フィットネス）	人数
プール施設管理士	50	NSCA(CSCS・CPT)	10
日赤水上安全法	166	JATI(ATI・AATI・SATI)	6
公認水泳指導者	18	AFAA(PC・RT)	5
公認水泳上級指導員	4	JAJA(SEBI・SEI)	3
公認水泳コーチ(競泳・飛込・水泳・AS・OWS)	10	JAJA(REBI・REI)	5
公認水泳上級コーチ(競泳・飛込・水泳・AS・OWS)	1	JAJA(ADBI・ADI)	6
公認水泳教師	4	JAJA(AQWBI・AQWI)	6
ライフセービング	1	JAJA(AQDBI・AQDI)	5
資格名（応急手当系）	人数	フィットネスクラブ インストラクター(FWI)	1
日赤救急法	199	アクア関係	9
応急手当普及員	30	ヨガ 関係	8
上級救命	68	ピラティス関係	2
普通救命(AED業務従事者)	19	ZUMBA関係	4
普通救命	92	幼児(子供)体育・体操関係	9
救命救急士	1		
その他(救急CPR・AED関連の資格)	84		
当社が保有する資格・免許等			
プライバシーマーク認証・警備業認定・介護予防運動指導員養成講習事業者 等			

1 団体の状況

③安定的な経営体力（構成団体：東急プロパティマネジメント株式会社）

構成団体は、長年にわたり「街づくり」に取り組む東急グループの不動産管理事業の中核を担う企業として様々な施設管理に携わり、街全体の価値を高め、それを維持・向上していく"ソフト"や"サービス"をトータルに提供することを使命としています。施設に対しては、利便性や経済性だけでなく、時代の変化に合わせた多くの社会的責任が求められております。そのような中で当社は、多年にわたる施設運営ノウハウと環境事業とを融合させ、経営的観点から施設のランニングコストを削減させるとともに、環境負荷を低減させる提案を行ってまいりました。

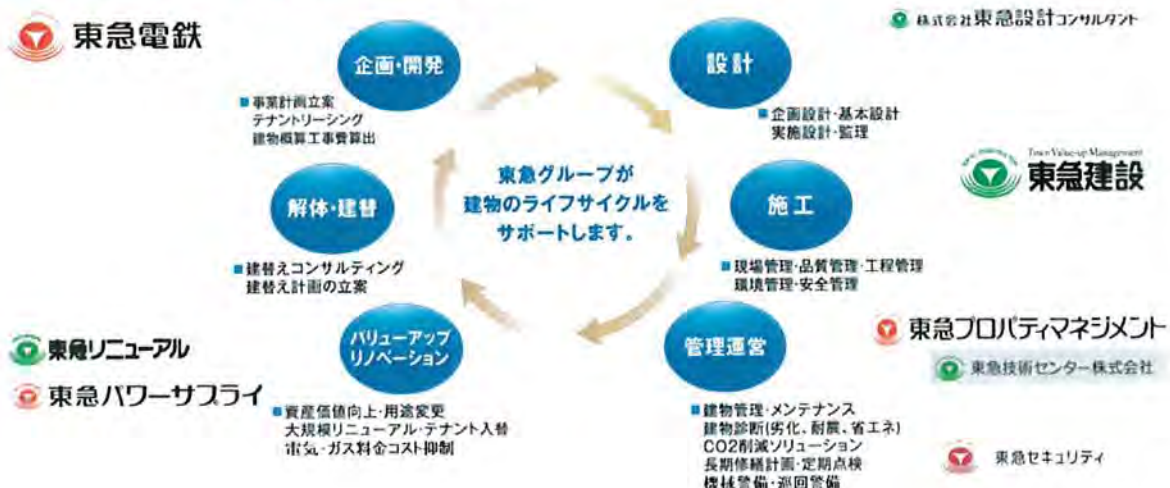
また、地震・風水害等の自然災害、流行病、人為的破壊活動その他、事業の存続に影響するあらゆる非常事態の発生に際し、施設に求められる期待が高まる中、当社では、被災時におけるお客様の事業継続および施設の早期復旧に貢献するため、事業継続力の向上に邁進しております。

これからも、多種多様な施設運営のサポートにより培った長年の経験と豊富な実績を生かし、お客様に様々な付加価値を提案・提供していくことで、経営理念に掲げる「快適な街を支えるプロフェッショナル」としての真価を発揮し、街の価値向上や地域社会への貢献に繋げてまいります。

【直近3か年の財務状況の推移】



構成団体の親会社である東急連結会社全体としては、**総資産約2兆5,000億円、営業利益687億円と安定した企業グループを構築**しております。



1 団体の状況

④安定的な人員体制（構成団体：東急プロパティマネジメント株式会社）

構成団体は、ビルや商業施設をはじめとする様々な施設・設備の管理運営、調査診断を全国で展開しており、総社員数595人（協働社員、契約スタッフ合計1,974人）を抱える企業であります。建物管理に必要な様々な資格を保有しており、施設の特性に合わせた資格者を配置し施設の安全な維持管理運営に貢献します。

主な許認可登録と認定	人数	資格名（建築・設備）	人数
建築物環境衛生総合管理業	-	高圧ケーブル工事技能認定	2
一級建築士事務所	-	酸素欠乏・硫化水素危険作業責任者	56
一般建設業	-	自衛消防技術認定	97
消防設備業	-	自衛消防業務	101
宅地建物取引業	-	自家用発電設備専門技術者	1
一般労働者派遣業	-	消防設備士乙種(第1類～第7類)	208
建築物飲料水貯水槽清掃業	-	消防設備士甲種(第1類～第5類)	107
特定建設業	-	消防設備点検資格者(第1種、第2種)	64
電気工事業	-	上級救命技能認定	54
マンション管理業	-	浄化槽管理士・技術管理者・設備士	6
警備業	-	水質管理責任者 甲	12
有料職業紹介業	-	公害防止管理者(第1種、第4種)	3
		資格名（建築・設備）	人数
		酸素欠乏危険作業者(第一種、第二種)	43
エネルギー管理士	20	宅地建物取引主任者	27
ボイラー技士(1級・2級)	265	貯水槽清掃作業監督者・従事者	11
ボイラー整備士	6	低圧電気取扱特別教育	117
衛生管理者(1種・2種)	177	電気工事士(第一種、第二種)	316
管理技術者(管・建築・電気)	10	電気工事施工管理技士(1級、2級)	10
管理業務主任者	19	電気主任技術者(第三種、第二種)	50
危険物等取扱責任者(甲・乙)	280	特殊建築物等調査資格者	13
給水装置工事主任技術者	3	認定電気工事従事者	31
空気環境測定実施者	8	防火管理者(甲種・乙種)、防災管理者	251
空調給排水管理監督者	8	防災センター要員	119
警備員検定2級(交通誘導整備)	2	排水管清掃作業監督者・従事者	6
建築・設備総合管理技術者	4	冷媒回収技術者	2
建築仕上改修施工管理技術者	2	統括安全衛生責任者	7
建築士(1級・2級)	10	有機溶剤作業主任者	12
建築施工管理技士(1級・2級)	15	蓄電池設備整備資格者	7
建築設備検査資格者	15		
建築設備士	3	資格名（清掃）	人数
建築物環境衛生管理技術者	150	ビルクリーニング技能士	97
高圧・特別高圧電気取扱者	57	建築物清掃管理評価資格者 2級	6
冷凍機械責任者(第1種、2種、3種)	160	清掃作業監督者	15
		清掃作業従事者研修指導者	3

1 団体の状況

⑤適正な経営の情報開示(透明性)

当グループは、適切な経営情報の公開を目的とし、会社法に基づき定期的に経営情報を公開しております。経営情報は限られた人が閲覧する官報ではなく、多数の方が閲覧できるホームページにて公開し変更や追記があった場合は迅速に情報を更新し、最新の情報を適切に公開しております。また状況に応じて詳細な事業報告を提供すると共に、帝国データバンク等民間調査会社にも積極的に情報を提供しております。



貸借対照表 (貸借対照表) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
現金・預金	11,430	短期借入金	5,430
受取手形	1,829	長期借入金	1,896
売掛金	2,352	固定負債	156
固定資産	45	負債合計	102
固定資産	7,130	純資産	74
有形固定資産	169	純資産	2,236
無形固定資産	92	資本	269
繰上資産	17	剰余金	182
繰上資産	2	繰上利益剰余金	54
繰上資産	0	繰上利益剰余金	234
繰上資産	5,419	繰上利益剰余金	2
繰上資産	1,927	繰上利益剰余金	1,422
繰上資産	490	繰上利益剰余金	1,331
繰上資産	197	繰上利益剰余金	50
繰上資産	8	繰上利益剰余金	7
繰上資産	0	繰上利益剰余金	22
繰上資産	99	繰上利益剰余金	0,916
繰上資産	1	繰上利益剰余金	9,257
繰上資産	14	繰上利益剰余金	101
繰上資産	1,233	繰上利益剰余金	9,157
繰上資産	124	繰上利益剰余金	40
繰上資産	23	繰上利益剰余金	9,104
繰上資産	102	繰上利益剰余金	4,966
繰上資産	2,552	繰上利益剰余金	4,138
繰上資産	1,829	繰上利益剰余金	534
繰上資産	202	繰上利益剰余金	79
繰上資産	1	繰上利益剰余金	79
繰上資産	94	繰上利益剰余金	9,233
繰上資産	157	繰上利益剰余金	16,241
繰上資産	174	繰上利益剰余金	
繰上資産	7	繰上利益剰余金	
繰上資産	16,241	繰上利益剰余金	

横浜市の保有する情報の公開に関する条例に定められている、市民の知る権利を保障し、情報公開の推進を図ることで、住民（利用者）への説明責任を全うし、施設への理解と協力を深めます。

施設情報（管理運営状況、事業内容、決算報告等）の開示請求があった場合には、関係機関と連携し、横浜市（港北区）の指示要求のもと内容・公開方法を協議し遅滞なく情報の公開・提供を行います。住民（利用者）に対し、条例等に定められる手続きに沿って情報公開を行い、公正で透明性の高い運営を推進します。



1 団体の状況

⑥類似施設の管理実績（代表団体：シンコースポーツ株式会社）

代表団体は公共スポーツ施設において、まだ「業務委託」といった概念が乏しかった当初より、**運営受託専門企業として創業し、以来30余年が経過**しております。パイオニアとして順調な成長を続けるなかで、高齢化や生活習慣病の拡大、健康意識の高まりに敏感に反応、時代のニーズに対応したサービス提供によって、現在では運営企業の枠を超えた「健康創造企業」として変革を遂げています。

昨今では、指定管理者制度・PFI等のPPP事業（公共事業への民間ノウハウの活用事業）にいち早く参加し、豊富な民間ノウハウと人材、平等性を確保した施設運営、公共性を理解した事業展開等が評価され、指定管理者として多くの自治体より指定を受けました。**全国119自治体442施設の指定管理者**として運営を任されており（**全国トップクラス**）、**業界のリーディングカンパニー**に成長しています。

代表団体が運営を行うことで、効率的で効果的な施設運営の継続が可能となり、区民へ様々な還元ができると考えております。

※関東近県の実績を抜粋（現運営施設のみ記載）

発注者	施設名	受託期間・契約形態
神奈川県横浜市	横浜市港北スポーツセンター	2016.4～2022.3(指定管理者1期目)
神奈川県	神奈川県立武道館(シンコースポーツ神奈川県立武道館)	2020.4～2025.3(指定管理者1期目)
神奈川県川崎市	川崎市幸スポーツセンター・石川記念武道館	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
神奈川県大和市	大和市柳橋ふれあいプラザ	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
神奈川県寒川町	寒川総合体育館(シンコースポーツ寒川アリーナ)他	2016.4～2026.3(指定管理者2期目)
神奈川県厚木市	厚木市ふれあいプラザ	2014.4～2021.8(指定管理者2期目)
神奈川県南足柄市	南足柄市体育施設	2014.4～2024.3(指定管理者2期目)
神奈川県小田原市	小田原アリーナ他	2012.4～2022.3(指定管理者2期目)
神奈川県小田原市	小田原市生きがいふれあいセンター	2018.4～2022.3(業務受託)
東京都目黒区	目黒区立八雲体育館・宮前公園庭球場	2018.4～2023.3(指定管理者1期目)
東京都立川市	立川市泉市民体育館	2014.4～2024.3(指定管理者2期目)
東京都あきる野市	あきる野市民プール	2012.4～2022.3(指定管理者3期目)
東京都あきる野市	あきる野市五日市ファインプラザ	2009.4～2024.3(指定管理者3期目)
東京都あきる野市	あきる野市秋川体育館	2013.4～2023.3(指定管理者2期目)
東京都日野市	日野市民の森ふれあいホール	2019.4～2024.3(指定管理者1期目)
東京都日野市	日野市民プール	2009.4～2022.3(指定管理者3期目)
東京都福生市	福生市福生・熊川地域体育館	2009.4～2024.3(指定管理者3期目)
東京都八王子市	八王子市甲の原体育館	2013.4～2026.3(指定管理者3期目)
東京都八王子市	八王子市富士森体育館	2020.4～2022.3(業務受託)
東京都昭島市	昭島市スポーツセンター	2005.4～2022.3(業務受託)
千葉県松戸市	松戸市体育館(柿ノ木・常盤平・小金原)	2006.4～2026.3(指定管理者5期目)
千葉県松戸市	松戸運動公園他	2013.4～2026.3(指定管理者3期目)
千葉県野田市	野田市総合公園	2012.4～2026.3(指定管理者3期目)
千葉県野田市	野田市関宿体育館	2013.4～2022.3(指定管理者2期目)
埼玉県	県民健康福祉村「ときめき元気館」	2011.4～2026.3(指定管理者3期目)

1 団体の状況

埼玉県さいたま市	さいたま市健康福祉センター西楽園	2015.4～2025.3(指定管理者2期目)
埼玉県さいたま市	さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場	2018.4～2026.3(指定管理者2期目)
埼玉県越谷市	越谷市民プール・老人福祉センター	2019.4～2024.3(指定管理者1期目)
埼玉県蕨市	蕨市民体育館	2011.4～2026.3(指定管理者3期目)
埼玉県蕨市	蕨市民プール	2006.4～2026.3(指定管理者4期目)
埼玉県和光市	和光市勤労福祉センターアクシス	2011.4～2022.3(指定管理者2期目)
埼玉県上尾市	上尾市健康プラザ「わくわくランド」	2012.4～2022.3(指定管理者2期目)
埼玉県上尾市	上尾市戸崎公園	2019.4～2022.3(指定管理者1期目)
埼玉県狭山市	狭山市立地域スポーツ施設	2011.4～2026.3(指定管理者3期目)
埼玉県狭山市	狭山市健康文化センター「サンパーク奥富」	2010.4～2024.3(指定管理者3期目)
埼玉県所沢市	所沢市民武道館	2014.4～2024.3(指定管理者2期目)
埼玉県所沢市	ラク所沢	2012.4～2022.3(指定管理者2期目)
埼玉県蓮田市	蓮田市総合体育館	2016.4～2022.3(業務受託)
埼玉県白岡市	白岡保健センター	2002.6～2022.3(業務受託)
群馬県	群馬県立敷島公園	2012.4～2022.3(指定管理者3期目)
群馬県前橋市	前橋テルサ	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
栃木県佐野市	佐野市運動公園	2017.4～2022.3(指定管理者1期目)
茨城県つくば市	つくばウェルネスパーク	2019.4～2024.3(指定管理者1期目)
山梨県忍野村	忍野村フィットネスセンター	2015.6～2025.3(指定管理者2期目)
長野県	長野県立武道館	2020.3～2025.3(指定管理者1期目)
長野県長野市	長野市民プール	2006.4～2022.3(指定管理者4期目)
長野県須坂市	須高広域総合プール「サマーランド」	2014.4～2022.3(指定管理者2期目)
長野県中野市	中野市民プール	2006.4～2022.3(指定管理者4期目)
静岡県三島市	三島市体育施設等	2005.4～2024.3(指定管理者5期目)
静岡県	静岡県総合健康センター	2012.4～2022.3(指定管理者3期目)
静岡県清水町	清水町温水プール	2020.4～2025.3(指定管理者1期目)
静岡県	静岡県富士水泳場	2018.4～2023.3(業務受託)
静岡県小山町	小山町生涯学習施設(総合体育館)	2015.4～2025.3(指定管理者2期目)
静岡県沼津市	沼津市愛鷹運動公園のテニスコート等	2021.4～2026.3(指定管理者1期目)
静岡県サッカー協会	小笠山総合運動公園(エコパアリーナ)	2004.4～2022.3(業務受託)
静岡県袋井市	袋井市総合体育館	2019.10～2035.3(PFI)
静岡県島田市	島田市総合スポーツセンター	2010.4～2023.3(指定管理者3期目)
静岡県吉田町	吉田町総合体育館	2018.4～2023.3(業務受託)
静岡県浜松市	浜松市北部水泳場	2014.4～2024.3(指定管理者2期目)
新潟県	新潟県立武道館	2019.10～2035.3(PFI)

1 団体の状況

⑦類似施設の管理実績（構成団体：東急プロパティマネジメント株式会社）

構成団体は、公共施設・民間施設を含め**全国で「約1230棟」**、特に**横浜市内で「約320棟」**、**港北区内に限っては「30棟以上」の施設管理実績**を有しています。物件を1単位ではなくエリアで管理する考え方、点ではなく面で捉える考え方により、不具合が生じた場合は近隣エリアでバックアップを行い、不具合に迅速に対応します。

【主な公共施設の施設管理実績】

施設名	所在地	業務開始年月	業務区分
青葉区区民交流センター	神奈川県横浜市青葉区	平成17年5月	維持管理業務
あざみ野行政サービスコーナー	神奈川県横浜市青葉区	平成23年4月	維持管理業務
渋谷区民サービスセンター	東京都渋谷区	平成24年4月	維持管理業務
大和市役所中央林間分室	神奈川県大和市	平成30年7月	維持管理業務
世田谷区民会館	東京都世田谷区	平成14年4月	維持管理業務
旧世田谷区保健センター	東京都世田谷区	昭和62年4月	維持管理業務
大田区田園調布富士見会館	東京都大田区	平成14年4月	維持管理業務
大田区立龍子記念館	東京都大田区	平成3年11月	維持管理業務
荏原第一地域センター	東京都品川区	平成23年4月	維持管理業務
町田市南町田駅前連絡所	東京都町田市	平成21年12月	維持管理業務
目黒区北部地区サービス事務所	東京都目黒区	平成25年4月	維持管理業務
松本市立病院	長野県松本市	平成23年4月	維持管理業務
伊達市立図書館	福島県伊達市	平成24年4月	維持管理業務
渋谷区立松濤美術館	東京都渋谷区	平成23年4月	維持管理業務
埼玉県交通会館	埼玉県さいたま市	平成23年10月	維持管理業務
武蔵野市役所	東京都武蔵野市	平成30年4月	維持管理業務

【港北区内の施設管理実績】



1 団体の状況

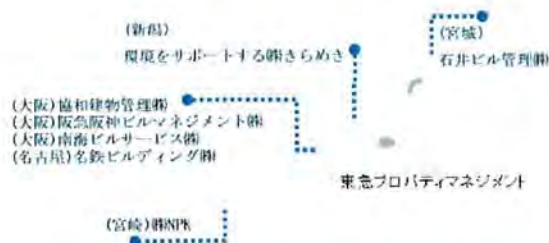
構成団体は、大規模災害等が発生した場合に、お客様や従事者の安全を確保し、迅速な対応及びリスク軽減措置等により、業務継続・早期復旧を図ることができるよう、経営総括室内に「BC研究センター」を設置しています。「BC＝経営」という考えに立ち、日ごろから非常事態の発生を想定したうえで訓練・演習を実施し、現状の把握と見直しを図り、全社一丸となって継続的に取り組んでいます。

【「お互いさま」連携の構築】

構成団体は、同時被災の可能性の少ない関東以外の遠隔地に事業展開する企業と連携体制を構築し、いずれかの地域で災害が発生した際に「お互いさま」の精神で協力し合い、被災した側の企業の事業継続および円滑な復旧・復興を行います。また、東日本大震災や熊本地震の教訓を今後の備えとして活かした、相互参加による訓練・演習や人材交流を通して、事業継続力の向上に取り組んでいます。こうした連携で、横浜市港北スポーツセンターの機能を万全に支えます。

《事業継続力向上の相互協力会社（7社）》

- ・石井ビル管理株式会社（宮城県仙台市）
- ・株式会社きらめき（新潟県新潟市）
- ・阪急阪神ビルマネジメント株式会社（大阪府大阪市）
- ・協和建物管理株式会社（大阪府大阪市）
- ・株式会社NPK（宮崎県宮崎市）
- ・南海ビルサービス株式会社（大阪府大阪市）
- ・名鉄ビルディング株式会社（愛知県名古屋市）



※上記の取組みが評価され、**ビル管理事業者としては初めて「BCAOアワード2018」において、事業継続部門「人づくり・訓練賞」及び「企業防災賞」の2つの賞を同時に受賞しました。**

ビル管理者として事前に準備すべきBCP対策一覧	
事前準備 (ハード面)	地震予測装置の設置→地震対策
	窓ガラス飛散防止シートの施工→地震対策
	天井落下防止装置の施工、設備機器の固定→地震対策
	避難経路の表示、ビル外の避難場所の明示→地震対策
	自家発電機(ガソリン、カセットボンベ)の購入→停電対策
	防潮扉、防潮パネル、土嚢の準備→津波、洪水対策
	消火器の設置数の増加→火災対策
	顔認識監視カメラの設置→不審者対策
	安否確認(緊急連絡)システムの導入→災害全般に関する対策
	衛星電話、無線等の通信機器の導入→災害全般に関する対策
事前準備 (ソフト面)	防災用品の購入→災害全般に関する対策
	近隣ビルとの連携強化(協定の締結など)
	自治体・警察署・消防署との連携強化
	テナントとの連携強化(自衛消防隊の創出など)
	BCPの策定(BCP発動基準や組織体制の確立など)
	BCPに必要な関連文書作成 (緊急時組織体制図、従業員名簿、関係先<テナント・委託先・保守先・ゼネコン・サブコン・インフラ会社>連絡表・緊急時対応要員名簿・建物設備点検チェックシート・被害状況記録書・対応経過表・対応指示書・館内放送雛形・手順書<エレベータ、カーリフト閉込め対応マニュアル・傷病者対応マニュアル・帰宅困難者対応マニュアル・備蓄品配布マニュアル等>・防災マップ)

2 施設の平等・公平な利用の確保

(1) 公共性・公平性に基づいた利用の確保

① 平等・公平な利用の確保についての基本方針

本施設の設置目的・役割を十分に認識し、「横浜市スポーツ施設条例・同施行規則」等の関係法令に基づいた管理運営、利用許可業務を行います。また、上記条例等より判断し正当な理由がない限り、（信条・性別・年齢・職業・社会的身分などにより）施設の利用を拒否・制限することはいたしません。



基本的な考え方

【平等利用の確保の原則】

透明性のある公平な利用を確保し、特定の団体による既得権的な独占利用を排除するために、**利用許可・承認は区の規定等を遵守**します。また、教室等は先着順や抽選等、公平かつ明確な説明が可能な方法により決定します。



【都度徴収の原則】

利用料金額についても**条例に定められた単位・金額での設定を基本**とします。

自主事業等、指定管理者が独自に行う事業や付加サービスの享受に関する料金支払い（受益者負担）を除き、通常の施設利用においては**利用料金のみ（夜間は照明代別途）**で利用できる設定とし、**施設利用にかかる料金収受は利用時又は申込毎の都度徴収を原則**とします。

施設利用
(利用都度の料金収受)

支払の平等性
割引・減免等の公平性

利用者

利用機会・選択の平等性
料金負担の公平性

サービス利用（事業参加等）
(月額・都度・選択自由)

【全ての利用者に平等な接客対応】

利用者との直接対応・電話対応において不当な差別的扱いをしないため、**職員に接客対応の徹底**を図ります。また、各種サービスの提供に際しても、相手によって変化することのないよう、採用時の教育研修時よりスタッフへの意識啓蒙に努め、特にハンディキャップのある方の公平な利用確保に配慮します。



【平等・公平な利用のためのチェック・実行体制】

平等・公平な施設運営を継続させるために、総括責任者による「平等利用に関するチェックリスト」を作成し、総括責任者による定期的な履行確認と改善を行います。定期的な履行確認と改善を行います。また、新たな利用申し込みのシステムや利用規定の策定、利用調整会議の実施等、市民の平等利用の実現のため、より効果的な対応策を常に検討し、提案していきます。



【公平な情報の提供・収集】

全ての市民に対し、有益な情報をタイムラグなく伝達することができるように、施設掲示版やホームページを活用した**リアルタイムな情報伝達と、アンケート等による情報収集**を行います。



2 施設の平等・公平な利用の確保

②利用の許可・承認について

指定管理者としての業務の一つに「施設の利用許可・承認及び利用の取消・停止」があります。市（区）の代行者としての責任感及び危険性を十分認識し、「公平性・平等性」を最重要点とした業務を引き続き行います。

利用許可・承認

市(区)の代行として、施設の設置目的を踏まえて、利用申込者(申請書)に対する、施設の利用許可・承認を行います。
定員等が設定されている教室等では先着順・抽選等公平かつ明確な説明が可能な方式による選定を行います。

利用許可の停止・取消

施設の管理上支障がある時、又は公共の福祉を阻害するおそれがあると認められる団体・利用者に対しては、利用許可取り消し又は停止をおこないます。

優先利用・減免利用への対応

施設管理条例・施行規則に則り、条件を満たす団体に対し事前の利用承認を行います。(市及び市内関係団体の主催事業や障害者等に対し利用料の減免措置を実施)
優先利用承認や利用料金減免等を行うにあたっては、条例等に伴うその規定を利用者に十分周知・公布するとともに、スタッフへの教育を徹底し、適正な対応に努めます。

利用許可の停止・取消を行う事例

公益を書し、又は施設の秩序を乱す恐れがあると認められる時施設利用者又は地域住民に著しく迷惑を及ぼす事が明らかな時営利を目的とした又は物品の販売を主たる目的とする利用等重量物の搬出入を伴う利用等で、施設を損傷する恐れがある時政治、宗教活動、告別式等を主たる目的とする利用その他施設の設置の目的に反すると認められるとき

③施設利用の申込方法

透明性のある公平な利用を確保し、特定の団体による既得権的な独占利用を排除するために、利用予約・許可承認は原則として「横浜市市民利用施設予約システム」を活用するものとします。

予約システム対象外の場合は、券売機による利用券の購入や、教室等は先着順や抽選等、公平かつ明確な説明が可能な方法により決定します。

	前年度	2カ月前	1カ月前	前日	当日
優先予約(対象団体)	1月～2月				
予約システム					
抽選申込み		15日～末日			
コンピュータ抽選			1日		
抽選結果確認			3日～10日		
空施設の申請			11日～前々日		
利用手続・料金支払			～当日		
個人利用					当日

2 施設の平等・公平な利用の確保

施設利用に関する公平性の確保策

施設の利用申込に際し、多くの区民の利用機会の確保や、新規利用者の機会確保に向け、施設利用に関する諸条件について、条例や市の方針・慣例によって定められた規定に従い対応します。

項目	具体的内容
市民利用者の確保	市内利用者(在住・在勤・在学者)とは、団体の構成員の半数以上が横浜市に居住、勤務及び通学するものことを用いる。
多くの団体の利用機会確保	1団体の利用時間の限度は、原則的に1区分までとする。(市内公共団体・大会使用等を除く) ただし、その後に利用団体がなく、管理上支障のない場合はこの限りではない。
少人数での貸切利用の防止	貸切利用のできる団体は、10人以上の構成員がいるものとする。 ただし、10人以下であっても前々日までに借りようとする設備に利用団体がいない場合はこの限りではない。
同一団体の重複利用の防止	1団体による、1週間に申し込み可能な回数は2回までとする。 ただし、前々日までに借りようとする設備に利用団体がいない場合はこの限りではない。

※ 既に条例や市の方針・慣例によって定められた規定がある場合には、それに従うものとします。

スポーツ教室等(自主事業)の実施について

項目	具体的内容
スポーツ教室の申込	事前申込型(コース型)の教室に関しては、受付での申込書への記入及び往復はがき等による申し込みを基本とし、参加者多数の場合には厳選なる抽選のうえ受講者を決定します。
スポーツ教室の実施エリア	空きスペースでの実施を原則 としますが、教室利用エリアを一部の区画に限定し、一般の利用エリアと明確に区別することで、一般利用者への影響を最小限にとどめます。また、時間枠についても、同一区分内で複数種目・複数回の実施をすることで、一般利用者と教室参加者への対応を両立させます。



2 施設の平等・公平な利用の確保

④高齢者等への配慮に向けた取り組み

基本的な考え方

【対応機器の設置】

提案するトレーニングマシンの入替えの際に、高齢者(障害者)でも無理なく気軽に使用できるマシンの設置をします。

新規設置のトレーニングマシンは、利便性の高いものとなっております。



【ヒューマンサポート(利用者の介助)】

本人または介助者から介助の補助・準備片付けのお手伝い等の要請があった場合には、スタッフが可能な限り最大限サポートします。



【親子参加型・託児付き教室の実施】

家族に小さな子どもがいる家庭環境により、施設の利用が制限されている主婦層の方々が、子どもを気にせず汗を流してもえるよう、親子参加型や託児付きの教室事業を継続して実施します。



【授乳スペースの設置】

本施設で行っている親子向けの教室時には特に多くのお子様連れの方で利用されています。

そこでお子様のおむつ替えもできるスペースを館内のロビーを中心に設置を検討いたします。



【高齢者及び障害者スポーツ教室・イベントの開催】

東京大学の■■■■教授と共同開発した■■■■など代表団体が全国の市区町村等で行っている健康づくり教室を行うほか、障害者スポーツ教室の開催など、どんな方でもスポーツが楽しめるスポーツ教室・イベントを引き続き展開していきます。



2 施設の平等・公平な利用の確保

(2)多言語化に関する取組

①外国人等への配慮

新型コロナウイルス感染拡大前においては、訪日外国人旅行者は2019年度において約3,200万人（観光庁より）となっており、10年前の約5倍という急速な拡大を遂げています。日本の政策目標である2030年に4,000万人という高い目標の達成には居住者含め公共施設での外国人対応も必要であると考えられます。

その理由として、個人旅行者の増加とともに旅行形態の多様化や「爆買い」とも呼ばれる外国人旅行者の消費行動に代表される「モノ消費」から日本ならではの文化や自然等を体験・体感する「コト消費」への消費スタイルのシフト等、旅行者のニーズの変化が挙げられます。

また、留学や就労を目的とした日本で暮らす在留外国人数も同時に増加傾向であり、2019年では約290万人（出入国在留管理庁より）の方々が日本で過ごしております。これは総人口の約2パーセントを占めるまでとなっており、国内の労働者不足等の問題解決策の一つになる可能性があります。

日本国内で生活をする外国人の方々にも、施設の利用を通じた健康促進や地域交流への参加のきっかけが必要と考え、外国人等に対する配慮を前提とした施設運営を目指します。

外国人に向けた情報提供

HPやパンフレット、利用ルール、館内表示等の多言語対応や、一目で何を行うかわかるピクトグラムの使用や、接客時には翻訳アプリを用いるなど外国人利用者が不自由のないような情報提供を行ってまいります。

また代表団体のグループ会社は、英会話スクール等の運営を主に事業展開します。代表団体も含め、定期的に全スタッフを対象に、英会話研修等を行っており、本施設のスタッフにおいても英会話等の研修を行い、外国人利用者に対し、明確に説明できるよう、また利用者とのコミュニケーション創出のため、対応していきます。



2 施設の平等・公平な利用の確保

(3)障害者の利用支援に関する取組

障害者への配慮についての基本的な考え方

「ハートビル法」「ユニバーサルデザイン手法による設計指針」など、障害者等の社会参加制度の整備が推進される一方で、ある施設では利用が制限され、一定のサービスが受けられないといった事例が見受けられます。これらの背景をふまえ、当グループでは障害者の利用ニーズを満たし、施設利用を促し、さらには利用の幅を広げるために様々な利用支援の取り組みを行います。

なお、障害者の施設利用に対する支援を、これらの人々の管理の仕組みではなく、みんなで利用でき、また楽しめるような仕組みととらえ、以下のとおり運営管理の中で取り組むことのできる対応を進めていきます。




障害者等の観点からの施設評価

障害者のより多様な利用を可能とするために、また障害者等本人でなければ気づきにくい様々な障壁・障害を理解するために、次のとおり情報収集を行います。

収集方法	具体的内容
アンケート調査 ヒアリング調査	養護学校や福祉施設、学校等において、障害者等本人のほか、父母や養護教員などに対して、施設の利用状況、利用しない理由、利用しての評価、管理ニーズ等の調査を行います。
現地での動向調査	福祉活動に取り組む市民団体・NPO法人・ボランティア職員や障害者・高齢者・こども(保護者)本人とともに、直接施設に出向き、実際に施設を利用したうえでの評価をいただきます。
障害者の視点 に立ったチェック調査	バリアフリーの視点に立ったチェックリストを作成し、項目にそって評価を実施します。また、障害者・高齢者・にとって何が支障となっているのか、どういった支援を必要としているかなどについて、障害者・高齢者子ども(保護者)と意見交換を行い、お互いの理解を深めます。

障害者等の意見を反映した施設運営

上記の調査結果に基づき、施設の管理運営手法の改善を行います。また、公の施設において可能な範囲においての施設改修計画を立て、修繕額の範囲内で指定管理者が修繕を行うとともに、それ以上のものに関しては、港北区との協議のうえ予算化した上で改修工事を実施します。

高齢・障害を持つ利用者に対するサービス		イメージ
わかりやすい案内表示	だれもが一目で施設や利用方法を理解できるように、わかりやすいピクトグラム(絵表示)による案内表示を充実させるとともに、使用器具には番号での表示を行うなど、分かり易さを重視した案内表示を充実させます。	
耳マーク ハートプラス マーク	耳の不自由な方が気軽に筆談を申し出ただけのように「耳マーク」を掲示するとともに、スタッフが簡単な手話にて対応します。また、内部障がい者・内臓疾患者といった「目に見えない障害」を持つ方も安心して利用できるよう配慮します。	
施設のバリアフリー	投入口・取出口等の操作性を高めた「バリアフリータイプ自販機」の設置を提案するとともに、スポーツ用車椅子を配置・更衣室への手すりの設置など、設備等の改善面からのサービス向上を検討・実施します。	
心のバリアフリー	内閣府発行の高齢者・障害者に配慮した窓口マニュアルによる対応を行います。また施設内の「バリアフリーマップ」を作成・配布します。介助の補助・準備片付けのお手伝い等に関しても最大限の協力を行います。	

3 施設の効用の最大限発揮

(1)利用者本位のサービス提供・利用者の支援

①サービス提供の基本的な考え方

提供するサービスの向上を図り、利用者満足度の高い運営を行うためには、実際に「利用者が何を望んでいるのか」を正確に把握することが大切です。利用者の要望を把握したうえで、そのニーズを反映した

- ① 「利便性を向上させるサービス」
- ② 「付加価値性の高いサービス」
- ③ 「有益な情報を提供するサービス」

を提供することで、利用者の満足度を高め、多くの人々が何度も訪れる施設をつくれます。

なお利用者サービス向上のために、新たな事業や各種 システムの変更を行う必要がある場合は、施設の設置目的や各種条例範囲に抵触しないよう留意します。

条例の改正が必要となる提案に関しては、必ず事前に市（区）と協議の上、市（区）の承認・議会の議決を得た内容のみを実施します。（※仮に承認されなくても、事業の履行に影響を及ぼすものではありません。）

利用者のニーズを的確に把握

- 1 利用者が使いやすい環境の整備
- 2 価値の高いサービスの提供
- 3 区民に有益な情報を的確に発信

利用者満足度の向上

多くの人々が繰返し訪れる施設

利用者ニーズの把握と対応

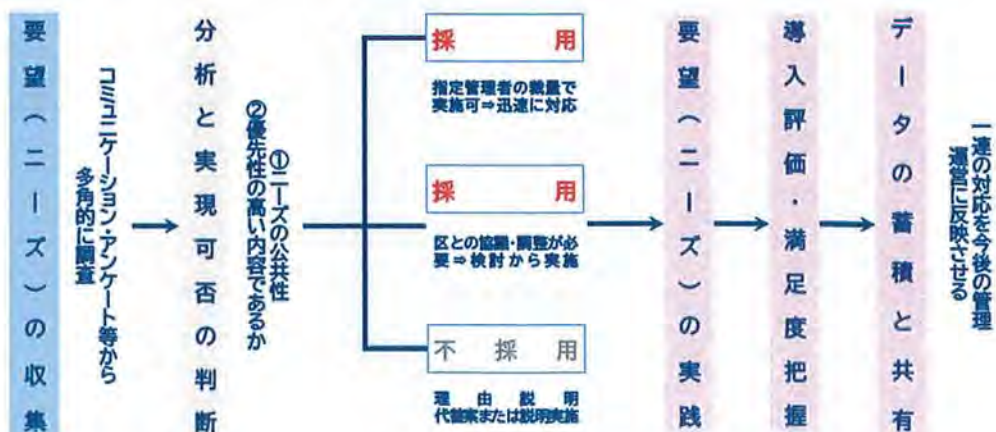
満足度の高いサービスを提供するには、利用者の意見・要望を把握し、その要望を提供サービスに反映させることが重要であると考えています。利用者からの意見・要望は、施設の質を高める「情報の宝庫」であるという認識のもと、利用者の生の声を聞き、そのニーズ・ウオツを蓄積・共有して迅速な対応をとっていきます。

利用者とのコミュニケーションを図り、施設運営協議会の開催やヒアリング・アンケート・お便り箱の設置等で利用者のニーズを把握します。

把握した意見・要望は、毎日のミーティングで協議し、実現の可能性を判断します。実現性の高いものは、実施日を明確に公表し、迅速に準備・サービス提供を行います。

サービス提供後は、その評価と満足度の調査を行い、今後の運営に反映させます。

ニーズ収集～実現までのスキーム



3 施設の効用の最大限発揮

②施設効用の最大化(サービス向上・利用促進)に向けての具体策

施設効用の最大化により、賑わいのある施設（利用者・利用率の向上＝収入増）へと発展させ続けるため、現利用者はもちろんのこと、地域（区民）全体の持つニーズの把握と実現に努めます。

現利用者に対してはこれまで提供してきた各種サービス水準の維持・向上による継続利用や利用頻度の向上を図るとともに、新規利用者の獲得に向け、**施設に足を運んでもらえる「きっかけづくり」と魅力あるサービス（付加価値）の提供**と、それら取組みを広報・宣伝することで施設認知度を高めていくことが大切だと考えています。

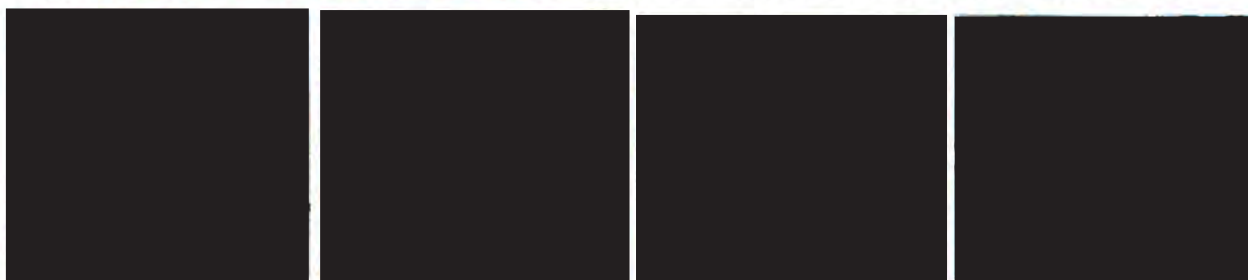
施設効用の最大化に向けた取組み一覧	
区分	内容
利用機会の拡大(新規利用者の獲得・継続利用の促進)	①各種スポーツ教室の開催
	②各種イベントの開催
	③営業時間の一部拡大
	④健康づくりへの取り組み
施設機能・用途の拡充	⑤テニスコートのオムニコート化
	⑥トレーニング室のリニューアル
	⑦談話室の機能追加に伴うリニューアル
使いやすい施設環境・付加価値の提供	⑧物販・レンタル実施
	⑨レンタルロッカー設置
	⑩自動販売機の拡充
	⑪Wi-Fi 環境の整備
	⑫スポーツコンシェルジュ機能
	⑬直前利用割引の設定(直割50)
	⑭地区別(町別)無料開放サービスの実施
	⑮ワンポイントレッスン(無料体験教室)の実施
	⑯利用支援サービスの実施
	⑰使いやすい施設にするための修繕・改善
	⑱対戦相手のマッチング事業
⑲キャッシュレス対応	

3 施設の効用の最大限発揮

①各種スポーツ教室等の開催 ※詳細は「スポーツ教室等の計画」に記載しています

当グループの提案するスポーツ教室プログラムは、スポーツ・レクリエーション活動による区民の明るく豊かな健康ライフの実現に向けた役割を担い、コミュニティ形成の大きな機能を果たすための事業であるとの認識の基、「生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむ」をテーマに、**一定のターゲットに偏らない、誰もが身体を動かすことを楽しめる多種多様なスポーツ教室を実施**します。

また**代表団体が独自に開発したプログラム**を実施し、各世代に対応したプログラムを展開いたします。



また、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途がたらず現状では長期化しているため、感染拡大防止と、自宅からでも気軽に教室参加が可能となるオンラインレッスンを実施いたします。

オンラインレッスンによるメリットとして、外出自粛中の運動不足解消や場所の制限がないため、ネット環境さえあれば全国どこからでも受講できます。そのため新たな顧客の獲得につながるチャンスとも言えます。

ご自宅でのレッスンですので、ご家族の習い事への興味や理解にもつながりやすくなります。また記憶が新しいうちに繰り返し練習することで上達の近道にもなります。



②イベントの開催 ※「自主事業の計画」に記載しています

日頃の練習の成果を示す場として、スポーツ協会主催の**大会サポート**や、**指定管理者主催のイベント・大会開催**を検討しています。地域住民、施設利用者の方により楽しんでいただけるように、そして利用したことがない方には施設へ足を運ぶきっかけとなるよう、取り組んでまいります。

また、トップレベルのスポーツを「見る」ことで人々のスポーツへの関心を高め、夢や感動を与えるなど活力ある健全な社会の形成にも大きく貢献しています。

当グループは本施設及び指定管理者として運営している他施設において、**横浜スポーツパートナーズ（横浜 F・マリノス、横浜ビー・コルセアーズ、横浜 GRITS など）**や**オリンピックメダリスト**や**トップアスリートによる教室方式・セミナー（講座）方式のプログラム**など、数多くのイベント開催実績があります。

さらにスポーツに限らず施設への来館を促す取り組みとして、月例のイベント（「母の日」「父の日」の似顔絵コンテストや季節毎のイベント等）を実施します。

そして、日ごろのご理解とご協力への感謝を込めて、毎年文化の日では、**無料開放**（無料利用）とし、施設利用のきっかけづくりをしていただいております。

様々なイベントを開催し、区民のスポーツへの参加機会のきっかけにつなげていきたいと考えています。



3 施設の効用の最大限発揮

③営業時間の延長 ※「自主事業の計画」にも記載しています

前回公募時に、年間通じて早朝営業（7：30～）することを提案し利用機会の拡大につながりました。今後さらなる利用機会を検討するために、昨年度のアンケートの結果、現状の営業時間から大きな変更は要望として見受けられなかったことに加えて、現コロナ禍の状況を踏まると、夜間の営業時間の拡大は受け止めづらい状況にあると考えております。

そこで、営業時間は原則継続することとし、年末年始休館前後の12/28及び1/4において、現状の短縮営業から通常営業とし、利用機会の拡大に努めます。



④健康づくりへの取り組み

【トータル健康サポート】

中高年を中心にあらゆる世代の人々にとって、自らの健康に関する問題は、最も大きな関心毎のひとつであると考えられます。特に昨今はメタボリックシンドロームに代表される生活習慣病への対応・予防策が同世代の大きな課題であり、悩みとなっていることは間違いありません。

利用者個人の体質に応じた適切な健康づくり指導を行うために、今回新たに導入する高密度体組成計（インボディ）を活用した健康サポートサービスを実施します。測定された利用者の複数項目に渡る身体データをもとに、スタッフが利用者へのカウンセリングを行い、その人に最適な運動・健康づくりのアドバイスをを行います。

日常においては、健康運動指導士等のスタッフが、様々な目的を持つ利用者の個別性（年齢・性別・健康状態・運動歴目的等）全てに的確に対応した健康づくりプログラムを提供していきます。

※普段はトレーニング室に設置し、**定期的に無料測定会を開催**します。

【運動型健康増進施設の認定】

運動型健康増進施設とは、国民の健康づくりを推進する上で一定の基準を満たしていると厚生労働大臣が認定するスポーツ施設であり、代表団体管理施設でも立川市泉市民体育館や静岡県三島市体育施設、静岡県総合健康センター等で認定を受けています。

本施設においても健康づくりに関するサービス水準を高め、**運動型健康増進施設の認定**を目指し、将来的には指定運動療法施設（厚生労働省指定）として、地域住民の健康増進と運動療法に貢献したいと考えています。公的な認定施設として区民の健康維持・増進をサポートしていきたいと考えています。



【栄養相談・改善指導の実施】

メタボ等の生活習慣病対策にとって、運動以上に有効ともいえる、栄養面からのアプローチも積極的に対応いたします。

定期的に栄養士等を派遣して、利用者に対しより専門的な栄養相談・改善指導を行ってゆくと共に、区の福祉保健センター等とも連携し、特定保健指導などの各種生活習慣病予防対策への協力を行ってゆきます。

運動だけではなく「食・栄養」「休養」と健康3大要素全ての面からのサポート体制を確立します。

3 施設の効用の最大限発揮

⑤ テニスコートのオムニコート化

前回公募時に利用機会の拡大として、テニスコートの夜間照明設備の設置を提案いたしましたが、区担当者との協議の結果、設備の構造上、電源を確保することができず、導入することが困難だと判断されました。

そこで今回は現状設置されているクレートコートから**オムニコート化**を提案いたします。本施設のテニスコート施工業者による現地確認をしていただき実現可能性を担保できたこと、さらに利用者に対するアンケートの結果、オムニコート化を賛成する意見が多数見られたことから本提案をいたします。

テニスコートがオムニコート化されることで、悪天候後の回復スピードをはやめることができ、整備時間を短縮できるため効率化にもつながります。コロナ禍の中でも屋外でできるスポーツでもあることから、稼働率も高く、今後さらに利用機会の拡大につながると考えています。



オムニコート化

⑥ トレーニング室のリニューアル

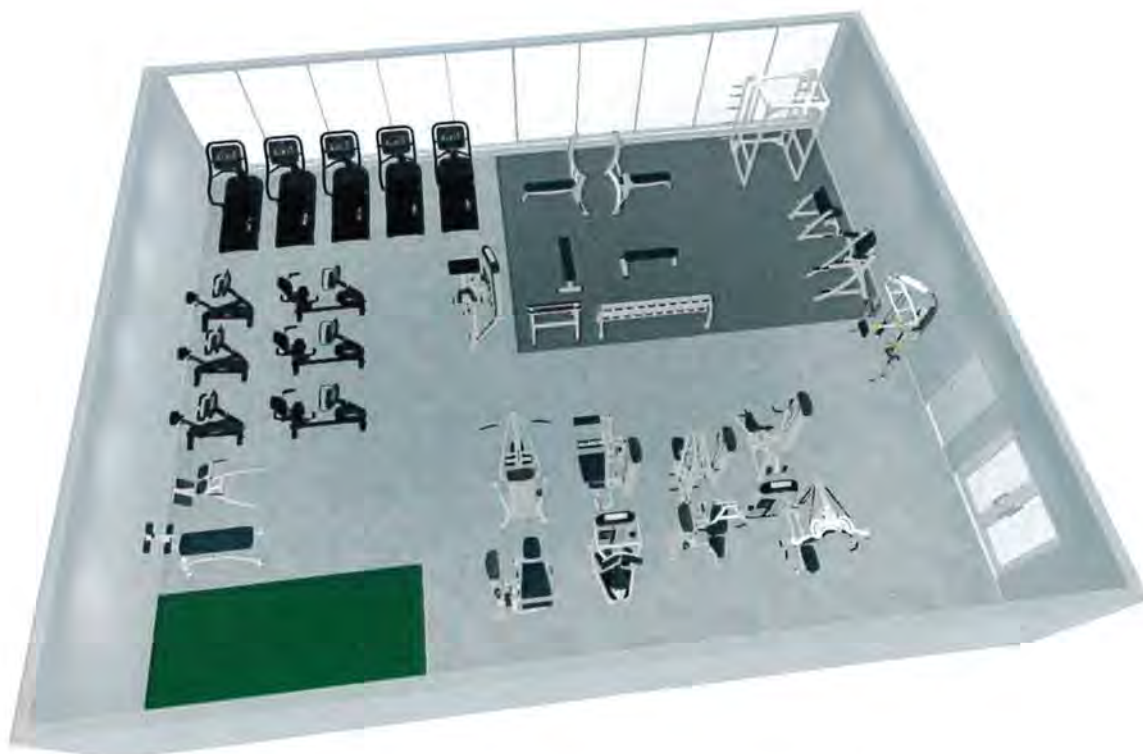
【トレーニング機器の一部入替】

利用者にとっていつまでも魅力的かつ安全な施設であるために、現状の**トレーニング機器の一部入替**及び**新規機器の追加配置**等、トレーニング室のリニューアルを提案させていただきます。

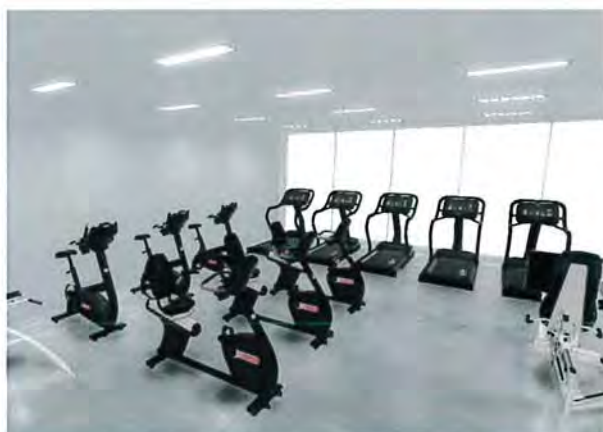
市内で港北区民はトレーニングへの実施希望が高い割合にあることから、若者から主婦層、中高年まで多くの利用者の運動ニーズに応えるとともに、新たな利用者層を獲得するためにウエイト系機器・有酸素機器の入替を行うことで明るい雰囲気を作りだし、新規利用者の獲得を促進します。

なお、**現在設置されているトレーニング機器の機能は維持しつつ、最新のトレーニング機器への変更・追加**等を検討していますが、既存の利用者の皆様に混乱を招かないよう配慮いたします。

さらに**新たに高度体組成計の設置**など、現状の機能を向上させ、より多くの方にトレーニングを快適に楽しめる環境を提供いたします。



3 施設の効用の最大限発揮



新規の機器一覧		台数
スタートラック・S シリーズ	トレッドミル	5
	アップライトバイク	3
	リカバントバイク	3
サイベックス・VR1 シリーズ	チェストプレス	1
	ラットプルダウン	1
	オーバーヘッドプレス	1
	ロウ	1
	フライリアデルト	1
	レッグエクステンション	1
	シーテッドレッグカール	1
	アブドミナル	1
	サイベックス・PS シリーズ	レッグプレス
	トーソローテーション	1
インボディ	インボディ270	1
現在の機器一覧から残る備品		
サイベックス	バックエクステンション	1
サイベックス	アブドミナルボード	1
サイベックス	プルアップ ディップ レッグレイズ	1
IVANKO	ダンベル用ラック	2
ウエサカ	ディスクラック	2
TECA	インクラインベンチ	1
サイベックス	パワーゲージ	1
サイベックス VR1	シーテッドプリチャーカール	1
IVANKO	ラバーセットダンベル	1
	ダンベル	1
	ベンチプレス一式	1
スィンク	ワイドベンチ	1
ウエサカ	フラットベンチ	1
ICARIAN	フラットベンチ	1
黒島スポーツ	ベルトバイブレーター	1
IVANKO	エクササイズデラックスバー	2
ウエサカ	ジムバーベルセット	1
サイベックス	BRAVO	1
エバニュー	スポーツタイマー	1

3 施設の効用の最大限発揮

【トレーニング初心者講習会の随時実施】

トレーニングはしてみたいが踏み切りがつかない「潜在的な利用者」を掘り起こすため、「トレーニング初心者講習会」を定期・随時に開催します。講習内容は30分程度のコンパクトなものとし、利用への抵抗感を和らげます。

また新型コロナウイルス感染拡大防止のため、直接来館することを避ける方もいると思われます。そこで、施設のホームページとリンクさせた **YouTube チャンネルを作成**し、コロナ禍でも施設をより良く利用できるようなイメージ動画を配信することで、新たな利用者層の獲得も目指していきます。

気が向いた時に気軽に開始できる環境を作り上げ、トレーニング人口を増加させることで、区のスポーツ・健康づくり活動の導入口としての役割を果たします。



⑦談話室のリニューアル

当グループは、現状一般利用の妨げにならない範囲の中で指定管理者が使用できる最大限の利用枠を活用しながら、教室事業を展開しています。そのため、現教室の参加率を向上させることや、後ほど記載するオンラインでの教室開催などが今後教室事業の拡大につながると考えています。一方で利用者の皆様からは直接対面での教室開催を望む声が多いため、**談話室のスタジオ化**を提案いたします。

談話室では、書道教室や英会話教室などのカルチャープログラムや、新たに導入する体組成計（インボディ）による測定会等を中心に計画しております。スポーツ以外の教室も開催することで新たな利用者層の獲得を目指します。

なお現在港北区スポーツ協会事務所も談話室にありますが、事前にレイアウト変更も含めた協議をしながらリニューアルの実施を検討いたします（事務所を談話室から移設するものではありません）。

また本来の談話室の機能変更は、昨年度実施アンケートでも大きな影響はないと回答された割合が多く見受けられました。ただし機能を維持することも必要と考え、館内ロビーを第1候補として移設を検討しております。



⑧物販・レンタルの実施 ※「自主事業の計画」にも記載しています

シャトル、ボール、タオルといった簡易なものから、シューズ・ラケット・ウェア等本格的なものまで様々なレンタル品や販売品を用意し、利用者が手ぶらで来てスポーツが楽しめる、質の高いスポーツ環境を整えます。

また地元農家との連携による朝市や、障害者福祉団体によるパンやクッキー等の販売など、地域で活躍する皆様と連携を図り、皆様に喜んでいただける商品を販売いたします。



⑨専用レンタルロッカーの貸し出し※「自主事業の計画」にも記載しています

利用者の利便性の向上と空きスペースの有効活用を同時に解消する手段として、専用レンタルロッカーの貸出サービスを開始し、手ぶらで施設にやってくる環境を整えたいと考えています（月額1,000円程度）。

なお、トラブルを防止するために、ロッカー貸出時には利用者情報の登録を行うなど、安全管理に配慮した運営を行います。



ダイヤルロック式
個人でのキーナンバー登録可能

3 施設の効用の最大限発揮

⑩自動販売機の設置 ※「自主事業の計画」にも記載しています

多様化する利用者のニーズに応えつつ、飲料水だけでなく、軽食・アイス類等の自動販売機の設置を検討いたします。

飲料水に関しても、災害時に飲用水として活用することの出来る「災害救援ベンダー」や高齢者・障害者に配慮したバリアフリータイプ、横浜F・マリノス等への寄付型自販機など、「社会的な意義」を持った自販機を設置したいと考えております。



⑪公衆無線LAN環境の整備

ノートパソコンやスマートフォンの急速な普及に伴い、スポーツの世界においてもインターネットからの情報収集は一般的なものとなっています。

当グループもスポーツセンター内に Wi-Fi スポット（無線 LAN によるネット接続サービス）を現在整備してり、継続してリアルタイムな情報収集のできる環境を整えます。



⑫コンシェルジュサービスの実施

多様化する区民のスポーツニーズに対応するため、受付（事務所）業務員には、ただの管理人ではない、スポーツコンシェルジュの機能を持たせます。

ソフトな対応で利用案内を行うとともに、スポーツ・健康づくりに関するあらゆる相談に応えるワンストップサービスを提供することで、施設の顔（＝港北区の顔）としてのホスピタリティあふれるサービスを提供します。

なおコンシェルジュとしての機能を高めるために、地域の会合への参加など、今まで以上にアンテナをはり情報収集に努めることで、より地域に根差した施設運営を行っていきます。



⑬直前利用割引の設定(直割50)

施設の稼働率を少しでも高め、予約の入らない空き施設を有効に活用するため、**前日及び当日申込の(団体)利用を半額とする割引サービス「直割50」**の設定を継続して提案させていただきます。

常連層の利用にも影響を与えず、新たな利用者（ライトユーザー）を喚起することができるとともに、話題づくりとしての効果も期待できます。

昨年度（令和2年度）においては、同サービスを使用した事例が246件あり、約20万の収入増となりました。引き続き同サービスの認知度をより向上させ、さらなる稼働率向上を図ります。



⑭地区別(町別)無料開放サービスの実施

近隣だけではなく区内全域の区民に対しても施設利用を喚起することができるよう、地区（町）ごとの無料サービスを実施しています。

現指定期間においては、当グループが加入している大豆戸町内会に対し、施設の無料券を配布いたしました。今後は大豆戸町内会に加えて、他の地域も含め、無料券の配布をし、利用機会の少ない方を中心として同サービスを継続いたします。



3 施設の効用の最大限発揮

⑮ワンポイントレッスン(無料体験教室)の実施

新規利用者の獲得とリピーター化による定着率の向上を目指して、定期的なワンポイントレッスン（無料体験教室）を実施します。混雑時は実施を取りやめるなど、一般利用者影響の出ない運営を行います。

これらサービスプログラムを導入にして、施設の継続利用やスポーツ教室事業への参加へとつなげ、いきいきとした区民生活の実現に貢献したいと考えます。

なお今回導入するインボディの無料測定会や体験教室の開催をすることで、新規利用者の獲得を図ります。



⑯利用支援サービスの実施

用具のセッティング・コートブラシ等、利用者にとって負担になる業務を当グループが代行し、プレーに集中できる環境を提供しています。

また主催者に代わり音響装置のオペレーションを実施するなど、施設利用の一元化を図るサービスを提供し、ユーザビリティの向上を図ります。

⑰使いやすい施設にするための修繕・改善(ロッカー更新)

現在設置されている男女更衣室のロッカーですが、老朽化が進んでいることから、ロッカーの入替を提案いたします。最新のロッカー入替により、不正なこじ開けを阻止する特殊構造のロッカー設置を検討しており、安全性向上を図ります。



⑱対戦相手のマッチング事業

指定管理者がある競技（卓球・バレーボール等）のトーナメント・リーグ戦を企画し（ミズキーカップ等）、利用団体・個人へ参加を呼びかけていきます。

施設の稼働率が極めて高い本施設の状況を踏まえ、終日施設の確保ができなければ、午前または午後のみなど時間を区切った開催を検討いたします。



⑲キャッシュレス決済

現状では、受付窓口での支払いは、スイカやパスモ等の IC カードによる支払い、定期教室のみインターネット上からのクレジットカード決済対応をしております。また、現在実施しているオンライン教室では、楽天シニアを通じたクレジットカード決済にも対応しております。今後窓口での支払においても、クレジットカード払いができるように検討いたします。利用者の皆様にとって、使いやすい施設を目指していきます。



3 施設の効用の最大限発揮

(2) 広報・利用促進活動

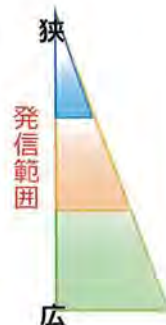
広報・利用促進活動についての考え方

施設の魅力・サービス向上策を利用者に認知させ、利用の促進につなげていく「PR・広報活動」を充実させます。PRを行うにあたっては、利用する媒体の特性を理解し、(一定の媒体に偏ることのない) 効果的な組み合わせによって多くの区民に対し情報を伝達されるよう工夫をし、施設・事業の認知度を高めていきます。

手法(媒体)	長所	短所	
紙媒体	市広報	最も効果的に区民の目に触れることができ、信頼性が高い情報として理解される。電子媒体弱者に対する効果も期待できる。	紙面数の関係もあり情報量が制限される。また、発行時期が決まっているため掲載のタイミングを図る必要がある。
	パンフレット 機関誌	最も手軽に読むことができ必要な情報を十分伝えることができる。電子媒体弱者に対する効果も期待できる。	情報が多すぎると読まれないことがある。また様々な広報誌があるので、読んで頂くためには目を引くものである必要がある。
	ポスター チラシ	広報地域や場所が容易に特定でき、製作費用があまりかからない。	情報量が限られる。また、目につかないと情報が伝わらない。
	新聞折り込み	多くの人々に情報が行き届く。	配布戸数によって伝達量に変化する。費用が高額なため費用捻出の方法を検討する必要がある(地元企業、商店の協賛を募るなど)。
電波・映像媒体	テレビ	多くの人々に情報が行き届く	制作費がかかることがある/繰り返し放送されない限り、一過性の情報となる
	ラジオ	多くの人々に情報が行き届きやすい	繰り返し放送されない限り、一過性の情報となる/視覚情報がなく、内容によっては伝わりにくい
	ビデオ DVD	繰り返し活用でき、コピーして頒布することも可能である	一定期間を過ぎると情報が古くなる
電子媒体	ホームページ・SNS	不特定多数への情報発信が可能である/電子メール、SNS、掲示板などを活用することで、相互コミュニケーションが可能である/ブロードバンド化により、動画配信も可能である	受け手の能動的活動がないと、閲覧されない/環境が整備されていないと情報を入力することができない/高齢の方には電子媒体を苦手とする方が多い
	電子メール	比較的容易に情報発信ができる	情報の送り手と受け手に信頼関係がないと正しいコミュニケーションが成立しない

上記のような媒体の特性を理解し、多くの区民に対して情報が伝達されるように工夫をします。効果的な情報発信を行っていくために、施設利用者に発信するもの(Lv. I)、区内に対して発信するもの(Lv. II)、区を越え広域に発信するもの(Lv. III)に分類し、活動を分かりやすく整理しながら計画的に実践します。

LEVEL I 施設利用者に発信するもの	パンフレット・チラシの配布/館内ポスター掲示/ 機関誌の発行/直接説明や口コミ効果/ 情報コーナーの設置運営
LEVEL II 区内に対して発信するもの	広報への掲載/町内主要施設との連携/ 区内広報掲示板の活用/近隣沿線・バス等の広告/ 区内企業へのPR/団体組合等へのPR
LEVEL III 区を越え広域に発信するもの	オリジナルホームページ/マスメディア/新聞折り込み/ SNS



3 施設の効用の最大限発揮

具体的な取り組み一覧

Lv.	手法(媒体)・具体内容	
I	施設利用者に発信	
	パンフレット、チラシ配布	利用案内、参加者の募集などをリーフレットスタンドに配置 区内施設・関係団体・活動団体の配布物等の配置
	館内でのポスター掲示	事業やイベント等の周知 国や県・区市町村の主催する事業等の周知
	機関誌の発行	定期的に機関誌を発行し、事業やイベントの周知 利用グループや地域の情報なども掲載
	直接説明や口コミ効果	事業の時期に合わせて口頭でのインフォメーションを実施
	「情報コーナー」の運営	事業等のお知らせを掲示/団体、協会、連盟等の情報を掲示/利用 団体の会員募集ポスターの掲示等/他施設のチラシやポスターも依 頼に応じて掲載
II	区内に対して発信	
	市広報への掲載	事業参加者の募集や臨時休館などの情報を町広報に掲載依頼
	市内主要施設との連携 鉄道・バス 等	相互にパンフレット、チラシを設置 駅ばりポスターやチラシ等の設置
	市内企業へのPR 団体の職員組合や互助会 等へのPR	企業の健康保険組合などとの連携を打診 指定施設としての連携を打診
III	区を越え広域に発信	
	施設ホームページ	年間事業スケジュール・募集掲載/新着情報(耳寄り情報、イベント 情報など)を更新掲載/広報紙電子版/利用者アンケート実施/問 合わせ受付(メール受信)
	マスメディア	・地元ケーブルテレビ等<イツコム>への情報の投げかけ ・地域情報誌や地域ポータルサイト等への投げかけ ・東急沿線スタイルマガジン・サイト<SALUS>への掲載
	SNS 新聞折り込み	Twitter、Facebook、Instagram、LINE、YouTube 他 周辺地域に対し実施する事業を周知(参加募集のタイミング)

現在の本施設での情報発信における取り組み実績

◆施設パンフレットの配布



◆館内での教室案内



◆機関紙の発行



◆情報コーナーの運営



◆広報港北区版



◆プラチナ世代交流フリー
ペーパー「えがお」広告掲載

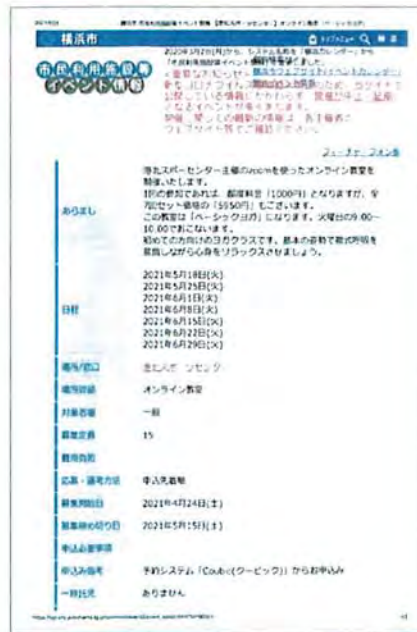


◆フリーペーパー「ぱど」
広告掲載



3 施設の効用の最大限発揮

◆横浜カレンダーへ情報配信



◆新横浜新聞



◆Instagram開設



◆Twitterアカウント開設



◆Rakutenシニアイベント掲載



◆港北区役所内デジタルサイネージ



◆横浜市営バスへの広告



3 施設の効用の最大限発揮

新たな情報発信における取り組み①(動画配信)

現在当グループが運営する本施設のホームページは、施設の情報提供ツールとしては大きなウェイトを占め、利用者へのお知らせや、教室・イベント情報、SNS機能、天気情報、施設の混雑情報や、本日の出来事などの情報をリアルタイムで発信可能なツールです。インターネットの特性を活かして、誰が見てもわかりやすくするためにウェブアクセシビリティにも対応済です。便利な情報を、簡単な仕組みで効率的に発信するよう、「親しみやすさと操作性のよさ」に留意します。



さらに、本施設のホームページからも閲覧できるように、YouTube チャンネルを作成し、コロナ禍でも施設をより良く利用できるような動画や、スポーツに関連する内容の動画を投稿・配信していきます。

施設に来館できなくても、施設の概要や利用方法を理解することができ、また感染のリスクを低下させることにつながるため、双方にとってメリットのある情報発信の取り組みと考えます。将来的には以下動画の配信も検討しています。

施設利用方法	限定公開
<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング室の初回説明(マシンの使用方法)や、施設の紹介、施設までのアクセス ・各種イベントの動画配信 ・各教室や担当インストラクターの紹介 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供向け教室の際に保護者の方が見学できなかった際に、教室の様子を配信 ・教室参加者が欠席してしまった、あるいは人数制限により参加できなかったなどの理由から、振り返り含め一部の教室動画を配信



※上記画像はイメージです

3 施設の効用の最大限発揮

新たな情報発信における取り組み②(ネコ目のシステムの導入)

本施設でも利用の多いトレーニング室に、混雑情報が一目で分かるネコ目のシステムを導入します。入口上部にカメラを設置することで、利用人数が自動検知され、利用状況が見える化されます。

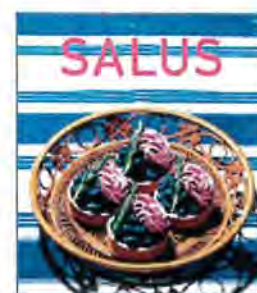
これまでは、本施設ホームページとリンクする Twitter からスタッフが配信しておりました。また利用者が実際に来館されて混雑状況を確認すること、そしてお問い合わせも多くありましたが、システムを導入することにより、**リアルタイムで混雑情報が見える化**され、ホームページから確認できるようになります。混雑の緩和・待ち時間の不満解消に繋がり、「密」を回避することにつながります。



継続して行う特徴的な情報発信(沿線広告)

東急電鉄グループの一員である構成団体を通じ、港北区民に馴染みの深い「東急ブランド」を活用した様々な広告や宣伝を行います。

取り組み内容	
電車やバスの中吊り広告や駅への看板広告	港北スポーツセンターの最寄り駅となる東急東横線の菊名駅や大倉山駅、その近隣駅や路線バスに効果的・効率的な広告を掲示します。
無料広報誌「サルス」への広告	サルスは東急グループが女性に向けた情報発信誌として毎月発行しており、東急線各駅にて無料配布している広報誌です。
地域のケーブルテレビ会社「イツコム」との連携	大会やイベント実施時には、イツコムによる取材を行い、ケーブルテレビを通じて広域に情報を発信することが可能です。



継続して行う特徴的な情報発信(近隣施設・学校等への渉外、営業活動)

専門知識を持つスタッフが近隣の公共施設や学校(小・中・高・大学)施設などに出向き、スポーツや体力・健康づくりのPRや港北スポーツセンターの役割を紹介するとともに、講座、ワークショップ等を実施し、区や施設の魅力を伝える活動を積極的に行います。

特にコロナ禍の影響により、人と触れ合える機会が大幅に減少したことから、スポーツを通じて交流できる場を提供することが我々指定管理者の使命でもあると考えております(もちろん感染拡大防止に配慮することを原則として)。

地域と協働する機会を通じて、本施設での取り組みを紹介することはもちろんですが、出張先の団体や施設の紹介も、港北スポーツセンターから情報発信することで、両者にとってメリットのある広告宣伝を行っていきます。



3 施設の効用の最大限発揮

(3) スポーツ教室等の計画

① スポーツ教室事業の概要

生涯にわたりスポーツに親しみ、健康な生活をおくる「スポーツで育む地域とくらし」の推進をさらに加速させるため、通常の施設サービスを補完し、施設の持つ能力の最大化をはかる様々なスポーツ教室を実施します。

一般利用者への影響に配慮した現実的な計画で展開していきます。また区民ニーズの変化に敏感に対応して随時内容の更新を図り、いつまでも利用者に喜ばれる教室展開を図ります。

次期指定期間では、空き施設の有効活用として、談話室のスタジオ化や、オンラインレッスンにより、さらなる教室の増設を図ることで、より多くの方に参加していただきたいと考えております。

そして、公共施設の存在意義でもある「公平性・公益性」を根底に、区民のライフステージにあわせたプログラムを提供し、生涯スポーツ活動の活性化に寄与します。



「底辺拡大」と「スポーツの好循環」

港北スポーツセンターで実施するスポーツ教室は、区民（主にスポーツ初心者）にスポーツ・運動の魅力を伝え、スポーツの底辺拡大・健康づくりの楽しさを伝えていくことを目的としています。

区スポーツ協会・総合型地域SC等との連携により、上達者には左記団体への入会を促し、上のレベルでの活動を継続してもらうことで「競技力の向上」にもつながる「スポーツの好循環」を実現します。

事業収益に関する考え方

当グループではスポーツ教室を利潤追求事業ではないCSR（社会的責任）活動と位置づけ、利用者の増加・サービス向上の手段であると認識しております。スポーツのきっかけ作りや、リピーター作りの手段としての意味をもった、気軽に参加できる事業展開としています。

スポーツ教室で獲得した収益を区民に還元するために、決算において収益（黒字）が発生した場合には、（有名スポーツ選手等の）イベントの開催・追加修繕・備品購入の経費に充当していきたいと考えております。

スポーツ教室実施枠の設定について

スポーツ教室の実施に際しては一般利用者への影響が最小限になるように留意し、一般利用者・関連団体（スポーツ協会等）に優先して事業の実施枠を確保することは致しません。施設の利用実績（混雑状況）に基づき、比較的利用者の少ない時間帯に事業を実施する、現実的なカリキュラムを作成いたします。

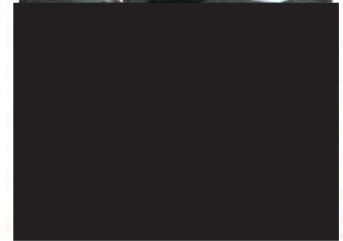
また、継続延長を提案する早朝開館時間での実施、稼働率の低諸室の活用など、空き施設・時間帯の有効活用を図ることで、一般利用者への影響の軽減と、閑散時対応（施設のさらなる活性化）を同時に実現いたします。

3 施設の効用の最大限発揮

実施する各種スポーツ教室の特徴

①全ての世代「身体活動」「生涯学習」

老若男女全てが分け隔てなく共に楽しみ、協力し合える区民形成活動となるよう、また、区民の生活や志向が多様化し、健康づくりや自己実現の手段も人それぞれになっていることを踏まえ、スポーツの種類を幅を広げ、より多くの区民の皆様に利用していただきやすいプログラムを提供します。



②乳幼児・青少年／保護者「子どもの体力向上」「居場所づくり」

乳幼児層には「親子のふれあい」や「身体を動かす楽しみを知る」ためのレクリエーション活動となるよう、また、青少年層には「身体形成や体力向上」、「チームプレーの重要性」を学ぶことのできる活動となるよう、乳幼児期から小中学生と成長過程に応じた施設との係わりを意識した事業を展開しております。

子ども達のスポーツ活動の場（機会）の減少、体力や運動能力の低下などに対し、多くの子どもたちがスポーツに触れる機会を提供し、運動不足・運動嫌いの子どものも、遊び感覚で身体を動かせ、そのポテンシャルを引き出すことのできるプログラムを展開します。また、保護者（子育て世代）が求める放課後や休日に子どもが安心して集まることのできる「子どもの居場所」となれるような事業を展開します。



③成人（青壮年）「心・体の健康支援」

運動不足や不規則な生活習慣、様々なストレスなどにおびやかされている現役世代には、身体のみならず、精神や社会との関わりも含め真の意味で健康になってもらえるよう、スポーツの側面からの支援を行います。

メタボ対策・生活習慣病予防やストレスの発散、明日への活力となるようなスポーツ教室の展開とともに、子育て世代の父母に配慮し、親子参加型や託児付きのスポーツ教室を実施します。また、働く世代の参加機会の創出にも配慮し、夜間・休日にもスポーツ教室を実施します。



3 施設の効用の最大限発揮

④ 中・高年 「生涯現役」「新たな生きがい・余暇の充実」

生活の質の向上や健康寿命（健康でいられる期間）の伸延を望み、スポーツ施設の利用・運動の実践に向け自発的な行動が図られるよう新たな目標（生きがい）や仲間づくりの場となるようなプログラムの提供を行います。

気力・体力ともに充実しているアクティブ・シニア（団塊世代）に対し、活動的で仲間作りがしやすい種目を普及していきます。教室活動を通じてサークルの発足へと導き、自主活動と施設活性を促します。

ひとくちに高齢者といっても、非常に幅が広く、抱えているバックグラウンドも様々です。提供するスポーツ教室は「健康づくり」や「いきがい」として長く親しむことのできるものであると同時に、「いくつになっても」「いつからでも」チャレンジすることのできる間口の広いものでなければなりません。

より多くの高齢者がスポーツを通じて心身の健康を維持することで、医療費や介護給付の抑制につながることも期待されます。

⑤ 指導者 「学ぶ」から「活動する」「教える」へ

今までの運動の成果や培ってきた経験・知識を世間に示し、それを何かに役立てることができるよう、地域大会の実施やスポーツサークル化の支援、各種スポーツ指導員・運動ボランティアの養成、指導の場の提供等を行います。

スポーツ教室において指導補助員として活躍してもらえる運動ボランティアの養成とともに、教室参加者を対象に自主サークル結成の支援を行い、自らが社会貢献として、次世代の育成や後進への継承に携わることに充足感や使命感を見出し、区民主導のスポーツ活動を初めとした地域活動の活性化の先導者を目指したプログラムを提供します。

⑥ 障害者 「一人ひとりにあった運動に親しむ」

スポーツ・フォア・エブリワンの理念のもと、一人ひとりにあった運動に親しむ活動として、環境整備を含めた活動の支援とともに、障害者スポーツを広く理解いただくためのイベントプログラム（体験会等）の提供を行います。

3 施設の効用の最大限発揮

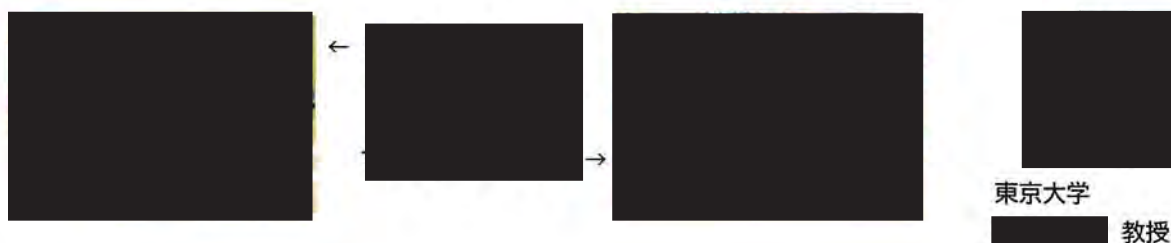
当グループ独自の開発プログラム(産学連携プロジェクト)

高齢化社会、カロリー過多の食生活、運動不足、その他様々な理由から、メタボリックシンドローム等が原因となって生活習慣病を発症したり、サルコペニア等が原因となってロコモティブシンドロームに陥り、多くの方々が要支援、要介護状態になっています。

代表団体は、長年に渡り生活習慣病予防教室や介護予防教室等の運動教室を数多く担当し、市民の体力向上、健康寿命の延伸に努めて参りました(2019年 全国 4,000 教室以上)。

長年の指導経験により市民にとって安全でより効果的、効率的な筋力運動指導を模索して参りましたが、2013 年度より**東京大学教授 理学博士の**教授の助言・指導をいただき、教授が考案したをベースに代表団体独自の運動プログラムを、子供の体力及び運動能力を伸ばすための体操を共同開発しました。

区民の様々なニーズに応えられるよう、独自のプログラムの実施等で幅広い層の方々が長期的に利用できる運動環境を整えることで、町民の健康維持・増進を図り、利用者増に繋げていきます。



3 施設の効用の最大限発揮

オンラインレッスン

新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途がたらず長期化が予想され、当グループは3密を避けるため、また新たな生活様式に対応するためにオンラインレッスンを開催いたします。

オンラインレッスンによるメリットとして、外出自粛中の運動不足解消や場所の制限がないため、ネット環境さえあれば全国どこからでも受講できます。そのため新たな顧客の獲得につながるチャンスとも言えます。

ご自宅でのレッスンですので、ご家族の習い事への興味や理解にもつながりやすくなります。また記憶が新しいうちに繰り返し練習することで上達の近道にもなります。



文化・教養に関するプログラム

スポーツに加え「文化・教養」に関するプログラムも実施可能です。当グループは、文化・コミュニティ施設の指定管理者としても豊富な実績と経験を有しており、生涯学習の一環として種々の文化教養事業、カルチャープログラムを適切に履行することが可能です。

区民に対し「質の高い文化・学習・芸術活動にふれる機会」と「地域コミュニティ育成の場」を提供し、芸術や文化に対する関心や学習意欲を高めることで、地域住民の生涯学習の充実と地域交流の一層の活性化を図るとともに、教養の向上・健康の増進・情操の純化そして生活文化の振興に寄与します。



具体的なプログラム一覧・スケジュール

当日教室							
教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(1)フィットネスヨガタイム	16歳以上	45	月	9:00	9:50	550	第3
(2)ズンバゴールド	16歳以上	45	月	10:00	10:45	550	第3
(3)バレーボールタイム	16歳以上	30	月	19:10	20:40	550	第1
(4)早朝エンジョイテニス	16歳以上	8	月	7:30	8:50	750	コート
(5)火曜エアロビクスタイム	16歳以上	45	火	10:00	10:50	550	第3
(6)水曜フットサルタイム	16歳以上	50	水	19:10	20:40	650	第1
(7)おはよう太極拳	16歳以上	45	水	7:45	8:45	450	第3
(8)シェイプボクシング	16歳以上	45	木	9:00	9:50	550	第3
(9)ズンバタイム	16歳以上	45	木	19:00	19:50	550	第3
(10)木曜エアロビクス	16歳以上	45	木	10:00	10:50	550	第3
(11)ナイトヨガタイム	16歳以上	45	木	20:00	20:50	550	第3
(12)バスケットボールタイム	16歳以上	50	木	19:10	20:40	650	第1

3 施設の効用の最大限発揮

(13)金曜エアロビクスタイム	16歳以上	45	金	10:00	10:50	550	第3
(14)パワーヨガタイム	16歳以上	45	金	9:00	9:50	550	第3
(15)ピラティスタイム	16歳以上	45	金	11:00	11:50	550	第3
(16)ザ・サーキット	16歳以上	10	金	13:00	13:50	550	研修
(17)マッスルコア・ピラティス	16歳以上	45	金	7:45	8:45	450	第3
(18)土曜フットサルタイム	16歳以上	50	土	19:10	20:40	650	第1
(19)エンジョイテニス	16歳以上	20	土	9:00	10:50	1050	コート

定期教室

教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(20)月曜ヨガ	16歳以上	14	月	13:00	13:50	550	研修
(21)やさしい健康体操 (運動不足解消プログラム)	16歳以上	14	月	14:00	14:50	550	研修
(22)ジュニアフットサル	小学1-3年	45	月	15:30	16:45	650	第1
(23)夜の卓球	16歳以上	36	月	19:05	20:50	750	第1
(24)バドミントン	16歳以上	60	火	9:00	10:45	1000	第1
(25)太極拳	16歳以上	75	火	13:15	14:45	550	第1
(26)親子体操ひよこA	2歳児	30組	火	9:20	10:10	550	第2
(27)親子体操ひよこA (託児セット)	2歳児	2組	火	9:20	10:10	1150	第2
(28)親子体操ひよこB	2歳児	30組	火	10:25	11:15	550	第2
(29)親子体操ひよこB (託児セット)	2歳児	2組	火	10:25	11:15	1150	第2
(30)転倒骨折予防	原則65歳以上	50	火	11:45	12:45	450	第2
(31)骨盤体操	16歳以上女性	36	火	9:00	9:50	550	第3
(32)ジュニアヒップホップ1	小学1-3年	25	火	17:00	17:50	650	第3
(33)ジュニアヒップホップ2	小学4-6年	25	火	18:00	18:50	650	第3
(34)ベビーとヨガ	生後6~11ヶ月	8組	水	9:40	10:30	750	研修
(35)頭と体の体操(認知症予防)	原則40歳以上	40	水	9:15	10:30	450	第2
(36)女性健康	16歳以上女性	75	水	11:15	12:30	500	第1
(37)英語で親子リトミック	1~4歳児	40組	水	13:20	14:10	550	第2
(38)幼児体操ばら	4歳児	45	水	14:30	15:30	500	第2
(39)幼児体操ゆり	5歳児	45	水	15:45	16:45	500	第2
(40)ベーシックフラダンス入門	16歳以上女性	10	水	13:00	13:30	700	第3
(41)ベーシックフラダンス	16歳以上女性	30	水	13:40	14:40	550	第3
(42)卓球	16歳以上	72	木	9:05	10:50	750	第1
(43)リフレッシュルマッサーJ A	16歳以上女性	14	木	9:00	9:50	650	研修
(44)リフレッシュルマッサーJ B	16歳以上女性	14	木	10:00	10:50	650	研修
(45)ノルディックウォーキング	16歳以上	16	木	11:40	13:00	800	研修
(46)ノルディックナイト(夏季)	16歳以上	16	木	19:10	20:30	800	研修
(47)絵手紙	16歳以上	10	木	13:15	14:45	1050	研修
(48)ハワイアンキルト	16歳以上	18	木	13:15	14:45	1550	研修
(49)木曜ジュニアバドミントン	小3-中3	30	木	17:05	18:50	1000	第2
(50)夜のバドミントン	16歳以上	30	木	19:05	20:50	1000	第2

3 施設の効用の最大限発揮

(51)社交ダンス	16歳以上	25	金	12:00	12:50	600	第3
(52)マイペース健康	原則60歳以上	65	金	13:15	14:30	450	第1
(53)チャレンジ健康	原則40歳以上	60	金	15:00	16:30	450	第1
(54)わくわくキッズ わんぱく隊A	小学1-3年	45	金	16:15	17:15	550	第2
(55)わくわくキッズ わんぱく隊B	小学1-4年	45	金	17:30	18:30	550	第2
(56)土曜ジュニアバドミントン	小3-中3	30	土	9:00	10:45	1000	第2
(57)早朝土曜ヨガ	16歳以上	30	土	8:00	8:50	550	第3
(58)土曜ヨガA	16歳以上	30	土	9:00	9:50	550	第3
(59)土曜ヨガB	16歳以上	30	土	10:00	10:50	550	第3
(60)ジュニア空手道	小中学生	14	土	8:00	8:50	550	研修
(61)土曜ヨガC	16歳以上	14	土	9:00	9:50	550	研修
(62)土曜ヨガD	16歳以上	14	土	10:00	10:50	550	研修
(63)火曜テニスA	16歳以上	22	火	9:30	11:00	1500	コート
(64)火曜テニスA 託児セット	16歳以上	2	火	9:30	11:00	2100	コート
(65)火曜テニスB	16歳以上	22	火	11:15	12:45	1500	コート
(66)火曜テニスB 託児セット	16歳以上	2	火	11:15	12:45	2100	コート
(67)火曜キッズテニス	小学1-3年	14	火	15:00	15:50	1300	コート
(68)火曜ジュニアテニス	小学4-6年	14	火	16:00	16:50	1300	コート
(69)水曜テニスA	16歳以上	36	水	9:30	11:00	1500	コート
(70)水曜テニスC 初・中級	16歳以上	20	水	11:15	12:45	1700	コート
(71)水曜キッズテニス①	小学1-3年	14	水	15:00	15:50	1300	コート
(72)水曜ジュニアテニス	小学4-6年	14	水	16:00	16:50	1300	コート
(73)木曜テニスA	16歳以上	36	木	9:30	11:00	1500	コート
(74)木曜テニスC 中・上級	16歳以上	20	木	11:15	12:45	1700	コート
(75)土曜テニスC 中・上級	16歳以上	20	土	7:30	8:50	1700	コート
(76)土曜キッズテニス	小学1-3年	14	土	9:00	9:50	1300	コート
(77)土曜ジュニアテニス	小学4-6年	14	土	10:00	10:50	1300	コート

新設教室

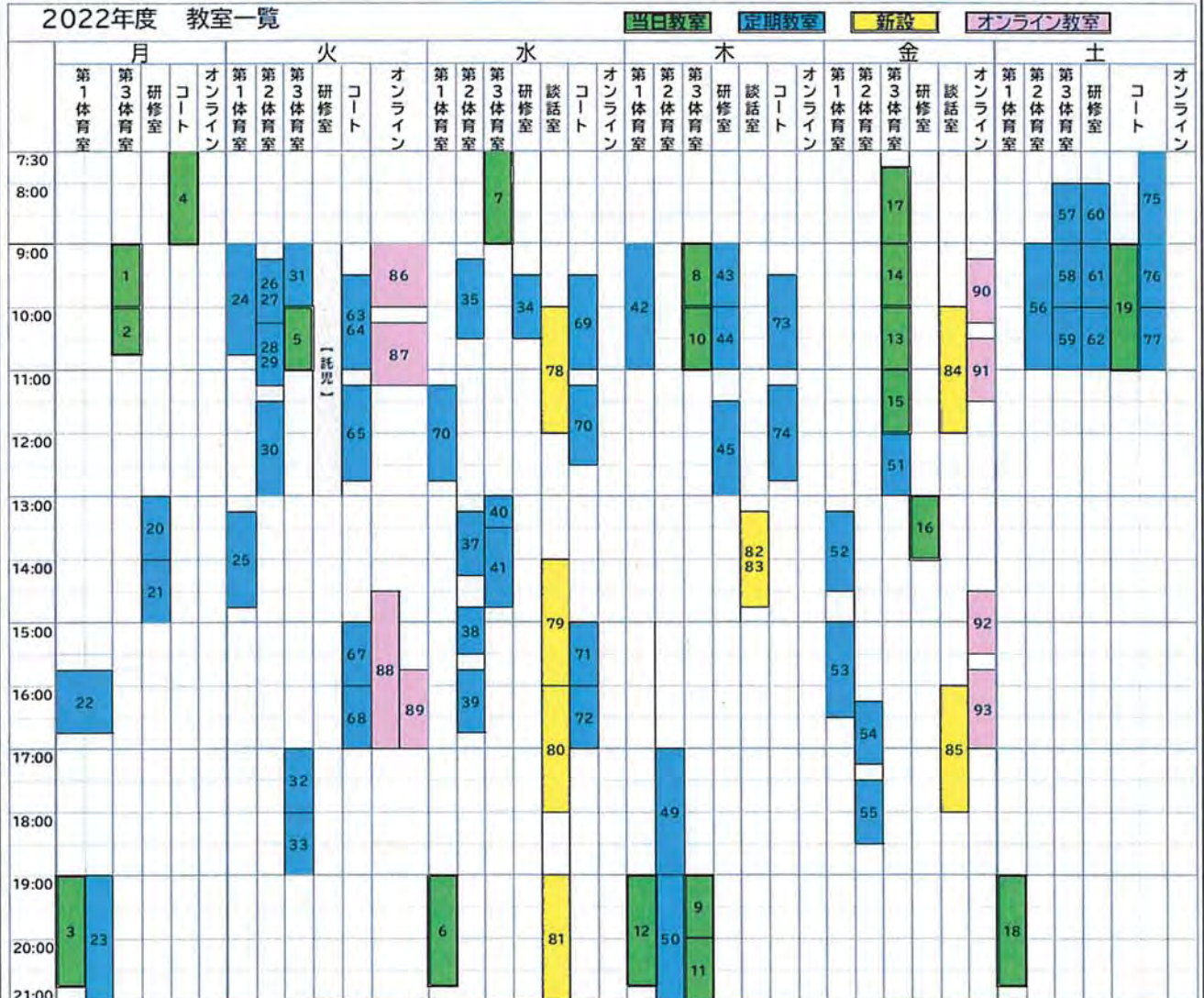
教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(78)書道A	16歳以上	20	水	10:00	12:00	800	談話
(79)書道B	16歳以上	20	水	14:00	16:00	800	談話
(80)書道C	小学生	25	水	16:00	18:00	800	談話
(81)書道D	中学生以上	20	水	19:00	21:00	800	談話
(82)絵手紙	16歳以上	30	木	13:15	14:45	1050	談話
(83)ハワイアンキルト	16歳以上	20	木	13:15	14:45	1550	談話
(84)英会話教室	16歳以上	20	金	10:00	12:00	800	談話
(85)英会話教室	小学生	25	金	16:00	18:00	800	談話

3 施設の効用の最大限発揮

オンライン教室

教室名	対象	定員	曜日	開始	終了	料金	会場
(86)ベーシックヨガ	16歳以上	15	火	9:00	10:00	1000	Zoom
(87)らくらくヨガ	16歳以上	15	火	10:15	11:15	1000	Zoom
(88)ピラティス	16歳以上	15	火	14:30	16:50	1000	Zoom
(89)シニアストレッチ	16歳以上	15	火	15:50	16:50	1000	Zoom
(90)産後2か月からの機能回復ママヨガ	16歳以上	15	金	9:15	10:15	1000	Zoom
(91)産後6か月からの体力向上	16歳以上	15	金	10:30	11:30	1000	Zoom
(92)ピラティス	16歳以上	15	金	14:30	15:30	1000	Zoom
(93)シニアストレッチ	16歳以上	15	金	15:50	16:50	1000	Zoom

2022年度 教室一覧



3 施設の効用の最大限発揮

(4) 自主事業の計画

① 開館時間の拡大について(継続)

年間通じて、土日祝日の早朝開館（7:30～）を継続提案します。

昨年度のアンケートの結果、現状の営業時間から大きな変更は要望として見受けられなかったことに加えて、現コロナ禍の状況を踏まると、夜間の営業時間の拡大は受け止めづらい状況にあると考えております。

そこで、営業時間は原則継続することとし、年末年始休館前後の 12/28 及び 1/4 において、現状の短縮営業から通常営業とし、利用機会の拡大に努めます。

開館時間	
現状	提案
7:30～21:00	引き続き実施

② 各種スポーツ教室等の開催

当グループの提案するスポーツ教室プログラムは、スポーツ・レクリエーション活動による区民の明るく豊かな健康ライフの実現に向けた役割を担い、コミュニティ形成の大きな機能を果たすための事業であるとの認識の基、**「生涯にわたってスポーツ・レクリエーションを楽しむ」**をテーマに、**一定のターゲットに偏らない、誰もが身体を動かすことを楽しめる多種多様なスポーツ教室を実施**します。

また**代表団体が独自に開発したプログラム**を実施し、各世代に対応したプログラムを展開いたします。



また、新型コロナウイルス感染拡大の収束の目途がたたず現状では長期化しているため、感染拡大防止と、自宅からでも気軽に教室参加が可能となるオンラインレッスンを実施いたします。

オンラインレッスンによるメリットとして、外出自粛中の運動不足解消や場所の制限がないため、ネット環境さえあれば全国どこからでも受講できます。そのため新たな顧客の獲得につながるチャンスとも言えます。

ご自宅でのレッスンですので、ご家族の習い事への興味や理解にもつながりやすくなります。また記憶が新しいうちに繰り返し練習することで上達の近道にもなります。



3 施設の効用の最大限発揮

③ イベントの開催

各団体・選手との連携による特徴的なイベント(抜粋)

<p>横浜 F・マリ ノス</p>  <p>© Y.F.MARINOS</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 11 月開催のスポーツレクリエーションフェスティバルにて、フットサル教室を開催しており、今後も継続実施予定です。 ・ホームスタジアムである日産スタジアムと港北スポーツセンターを結ぶウォーキングマップを作成し、チームと協力してウォーキングルートを PR し、ウォーキングイベントの開催を検討します。港北区や商店街等が主催するウォーキング事業にも積極的にに関わり、地域内でのウォーキング活動促進に貢献します。 ・知的障がい者サッカーチーム「横浜 F・マリノスフットウォーク」の活動支援として、活動場所の提供、イベント・大会の PR などを行います。また、障がい者と健常者がともに楽しめるイベントとしてフットウォークの練習見学会や交流会等を定期的で開催し、障がい者スポーツの「観る機会」「する機会」を提供します。 	
<p>横浜 GRITS</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポレクなどのイベントを通じて、日常ではなかなか体験することのないアイスホッケーの魅力伝える為に、ホッケー体験やニュースポーツ体験の開催実績(令和 2 年スポレクにて開催)があります。今年度には高齢者向けの体験教室なども開催予定です。今後はスポレクとは別途でイベント開催を検討しております。 	
<p>トップアスリ ート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当グループは、元オリンピックメダリストやJリーガー、野球選手、格闘家など、プロスポーツ選手や著名人、スポーツ関連の大学教授とのコネクションも広く、実際に元プロスポーツ選手と提携し講演会や教室・イベント事業を実施しています。 教室形式だけでなく、オリンピック・パラリンピアンを講師に招き、「スポーツを通して経験したこと、私の財産」をテーマに、自身の経験談をお話いただき、セミナー(講座)方式のプログラムについても提供しています。 	
<p>BOUSAI SPORTS</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツで楽しみながら防災を学ぶ「防災スポーツ®」イベントを開催いたします。防災技術と体力を競う、防災学習スポーツプログラムであり、災害時に役立つ様々な防災の知識と技を競技を通して実際に体験しながら楽しく学ぶことができるイベントです。 例として、「レスキュータイムアタック」「キャットサイクルレース」などが挙げられます。 	<div data-bbox="1241 1541 1485 1709">  <p>レスキュータイムアタック Rescue Time Attack 【宅地型避難訓練競争】</p> <p>災害時でも比較的入手しやすい「毛布」を担架代わりに使い、人を運ぶ方法を学びます。役割、ぬかるみ、壁面など災害時想定される状況を、安全に早く運ぶ競争レース。</p> </div> <div data-bbox="1241 1776 1485 1933">  <p>キャットサイクルレース Cat Cycle Race 【一輪車型避難訓練競争】</p> <p>土砂やガラスなどで目が見えにくい状況にも対応し「一輪車」が効果的。普段使わない一輪車を扱う難関レース。</p> </div>

3 施設の効用の最大限発揮

④利用の機会を増加させる自主事業

地域への出張健康づくり指導の実施

港北スポーツセンターでの指導だけではなく、地域に出向いた出張運動指導を行ってきました（以下実績参照）。今後も区内の団体・企業からの依頼も受け付け、健康運動指導士等の専門指導者を派遣してスポーツ・健康づくり指導を行います。

また代表団体が発行する健康情報誌を配布することで、健康情報の普及にも努めます。区内全域に積極的に出向くことで、区内全域への普及・支援を行います。



ワンポイントレッスン(無料体験教室)の実施

新既利用者の獲得とリピーター化による定着率の向上を目指して、早朝開館時間にスタッフによる定期的なワンポイントレッスン（無料体験教室）を実施します。

混雑時は実施を取りやめるなど、一般利用者影響の出ない運営を行います。これらサービスプログラムを導入して、施設の継続利用やスポーツ教室事業への参加へとつなげ、いきいきとした区民生活の実現に貢献したいと考えます。



⑤利便性の向上を図る自主事業

物販・レンタルの実施

シャトル、ボール、タオルといった簡易なものから、シューズ・ラケット・ウェア等本格的なものまで様々なレンタル品や販売品を用意し、利用者が手ぶらで来てスポーツが楽しめる、質の高いスポーツ環境を整えます。

また地元農家との連携による朝市や、障害者福祉団体によるパンやクッキー等の販売など、地域で活躍する皆様と連携を図り、皆様に喜んでいただける商品を販売いたします。



専用レンタルロッカーの貸し出し

利用者の利便性の向上と空きスペースの有効活用を同時に解消する手段として、専用レンタルロッカーの貸出サービスを開始し、手ぶらで施設にやってくる環境を整えたいと考えています（月額1,000円程度）。

なお、トラブルを防止するために、ロッカー貸出時には利用者情報の登録を行うなど、安全管理に配慮した運営を行います。



ダイヤルロック式
個人でのキーナンバー登録可能

3 施設の効用の最大限発揮

自動販売機の設置

多様化する利用者のニーズに応えつつ、飲料水だけでなく、軽食・アイス類等の自動販売機の設置をしております。

飲料水に関しても、災害時に飲用水として活用することの出来る「災害救援ベンダー」や高齢者・障害者に配慮したバリアフリータイプ、横浜F・マリノス等への寄付型自販機など、「社会的な意義」を持った自販機を設置します。



授産品の販売・就労支援(福祉団体への貢献)

障害者福祉団体である **NPO 法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ**と連携を図り、本施設のロビーにて**パン等の販売**や**就労体験を実施**いたしました。今後も障害者作成の授産品の販売を定期的に行うとともに、職場体験や簡易業務の委託発注、さらに同団体の活動状況の情報発信など、就労支援にも協力していきたいと考えます。



朝市の開催(農業団体への貢献)

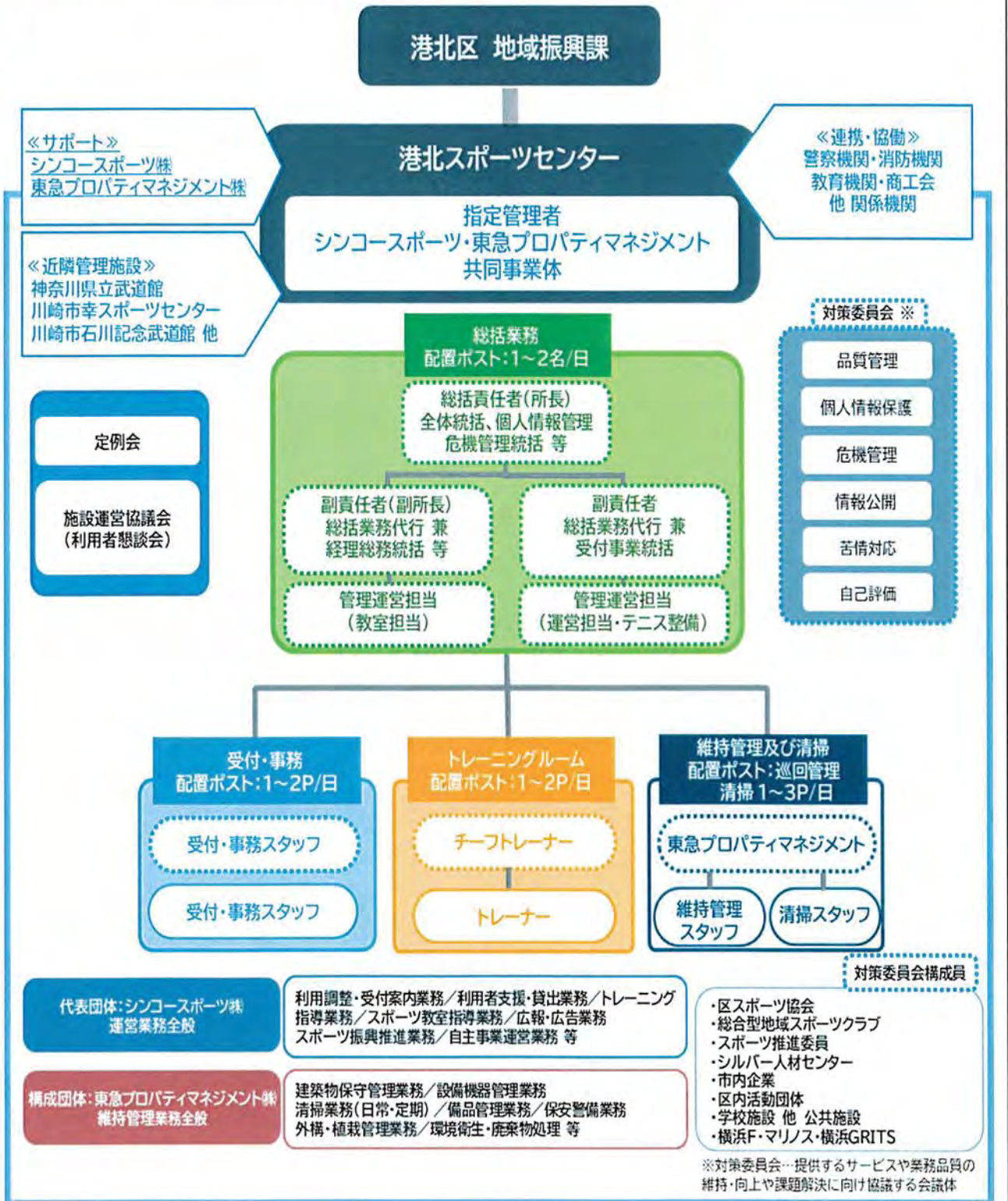
毎年開催するスポレク時に、地元農家と連携を図り、**野菜等の販売会を実施**しています。地域の農家と協働し、入口近辺を主に「こうほく朝市」を開催し、新鮮野菜の配布を行いたいと考えます。



3 施設の効用の最大限発揮

(5) 業務履行体制

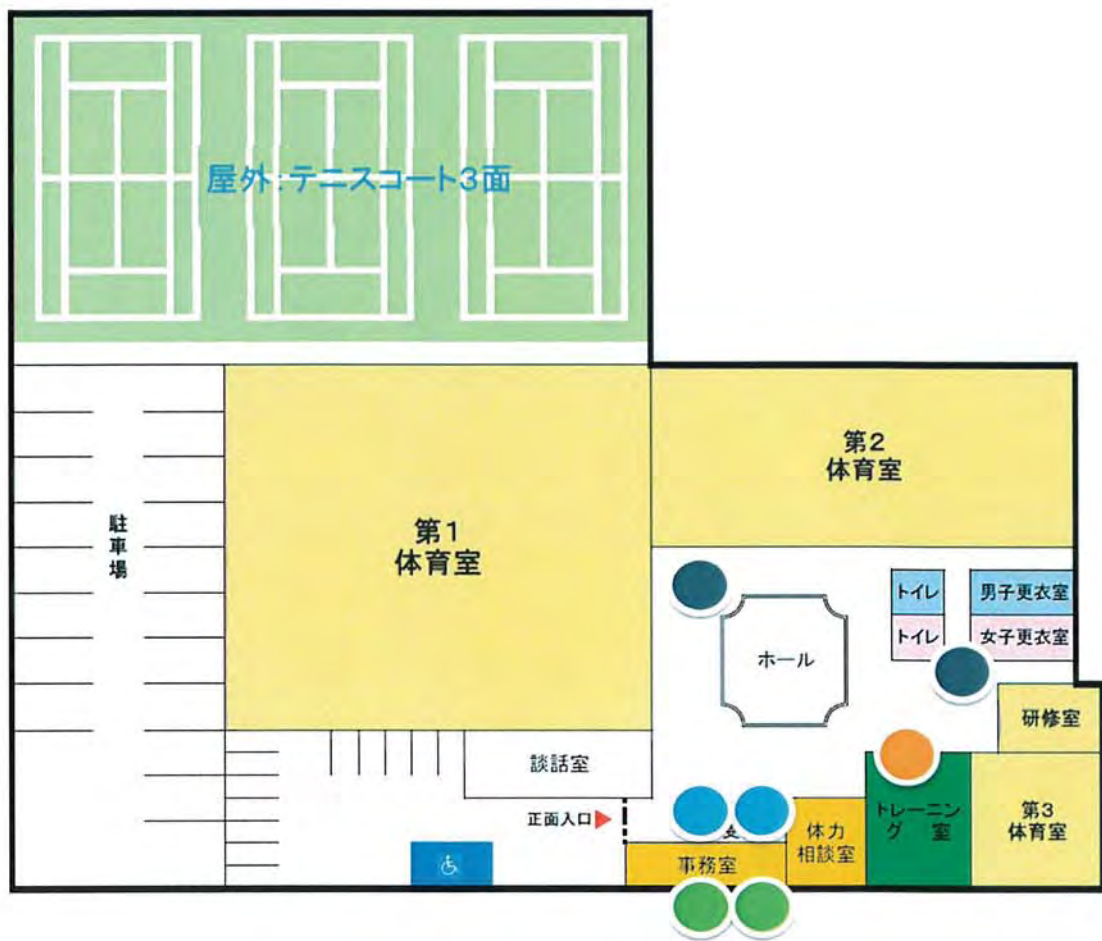
① グループ構成と役割分担



3 施設の効用の最大限発揮

②配置人員・配置体制

職 種	配置ポスト数/日	雇用数	雇用形態
総括責任者(所長)		1名	社員
副責任者(副所長)		2名	社員
管理運営職員(教室担当)	1~2P	1名	社員
管理運営職員(運営担当)※テニスコート整備兼務		1名	社員
受付スタッフ	1~2P	14名	パート
トレーニングチーフトレーナー		1名	社員
トレーナー	1~2P	10名	パート
維持管理スタッフ	巡回管理	2名	社員
清掃スタッフ①	1P	2名	パート
清掃スタッフ②(障害者雇用)	1~2P	3名	パート



3 施設の効用の最大限発揮

③勤務体制(1日の勤務ローテーション例)

		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
開館時間																
役職		7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
事務所	総括責任者(所長)															
	副責任者(副所長)															
	管理運営職員 (教室担当)															
	管理運営職員 (運営担当) ※テニスコート整備兼務															
	受付スタッフ															
	受付スタッフ															
	受付スタッフ															
	受付スタッフ															
	受付スタッフ															
	受付スタッフ															
トレーニングルーム	チーフトレーナー															
	トレーナー															
	トレーナー															
維持管理	設備員															
	清掃(月～金)①															
	清掃(土日)①															
	清掃②															

3 施設の効用の最大限発揮

④雇用の確保

役職・職種	常勤・非常勤	雇用形態	①担当職務②勤務態勢③資格・技能	雇用(経験)
総括業務(1~2P:雇用者数 5名)				
総括責任者(所長)	(常・非)	社員	①全体統括、個人情報管理、危機管理統括等 ②40時間/週(176時間/月) ③上級体育施設管理士、防火管理者、初級障がい者スポーツ指導員等	済み(10年)
副責任者(副所長)	(常・非)	社員	①総括責任者代行 兼 経理・総務統括等 ②40時間/週(176時間/月) ③体育施設管理士、介護予防運動指導員、初級障がい者スポーツ指導員等	済み(10年)
副責任者	(常・非)	社員	①総括責任者代行 兼 受付業務統括等 ②40時間/週(176時間/月) ③第一種衛生管理者、防火/防災管理者、第二種電機工事士等	済み(5年)
管理運営職員(教室担当)	(常・非)	社員	① 総括責任者代行 兼 教室管理運営等 ②40時間/週(176時間/月) ③ 教員免許、健康運動実践指導者、熱中症対策アドバイザー等	済み(6年)
管理運営職員(運営担当・テニス整備)	(常・非)	社員	① 総括責任者代行 兼 トレーニング室・テニスコート管理等 ② 40時間/週(176時間/月) 教員免許(保健体育)、初級障がい者スポーツ指導員等	済み(5年)
受付事務(1~2P:雇用者数 14名)				
事務受付スタッフ	(常・非)	パート	①受付案内、予約調整、利用集計、拾得物対応等 ②40時間/週(176時間/月) 上級救命 接客・個人情報 等	済み(5年)
事務受付スタッフ	(常・非)	パート	①受付案内、予約調整、利用集計、拾得物対応等 ②20時間/週(80時間/月) 上級救命、接客・個人情報 等	済み(5年)
トレーニング業務(1~2P:雇用者数 11名)				
チーフトレーナー	(常・非)	社員	①利用案内、トレーニング指導、安全管理等 ② 20時間/週(80時間/月) フィットネス・クラブ インストラクター、JAF A ADI 健康運動実践指導等	済み
トレーナー	(常・非)	パート	①利用案内、トレーニング指導、安全管理等 ②20時間/週(80時間/月) ③グランド・インストラクター、健康運動指導士等	済み
維持管理/清掃業務(巡回管理:雇用者数2名 / 清掃業務1~3P/5名)				
設備員	(常・非)	社員	①設備機器管理、巡回点検、安全管理等 ②3時間/月 ③電気工事士、二級ボイラー技士、第三種冷凍機械責任者等	済み
清掃スタッフ	(常・非)	パート	①清掃業務等 ②ビルクリーニング技能士等 または同業務経験者	済み

3 施設の効用の最大限発揮

⑤ スタッフ育成(研修)について

「公共施設の従事者＝区(市)民のための職員」との考えのもと、施設の顔として、また、港北区職員に準ずる立場という心構えをもって対応を行える人材を引き続き育成します。

施設(指定管理者)の運営(経営)安定と、利用者への質の高いサービスを実現できる人材育成を目指した研修をし、スタッフ個々の能力に委ねるのではなく、誰が応対しても高品質で均一したサービスを提供できるように職員研修等を行っていきます。

また、新人や再雇用者を含めた全従業員の研修において「**ライセンス制／研修管理システム**」(右図)を導入し、ステップアップ方式をとることでスタッフのモチベーションの向上を図ります。採用から従事開始までにD級の取得を目指し、グループ本部や現地での研修を実施します。また、C級を公的な有資格者と同等のレベルと位置づけ、A・B級の職員が下級の職員の指導監督を実施するシステムとなっています。



スタッフ育成研修の概要・研修の流れ

【施設従事前】

当グループでは、従事開始前の期間中において本事業の内容、目的を十分に理解するための理念研修や個人情報に関わる研修、緊急時の対応のスキルを習得するEJD研修等、必要とされる基本スキルの習得を目指した基本研修を実施し、一定水準のスキルの習得を図ります。また、施設の顔である全職員に対して、航空会社の接客マニュアルを基本にこれまでの実績や経験を集積した独自の「施設接客対応マニュアル」を基に社会人としての基本マナーの習得や就業規則等、施設スタッフにふさわしい態度、身だしなみを習得すると同時に施設内外の見聞を広げます。基本研修後、各セクション別の研修を実施し、業務の成熟を目指します。

【施設従事後】

業務従事以降においては、事前に行う基本研修で習得したスキルを維持・向上させるための日常研修及び定期研修を行いながら、各スタッフの知識・技術の研鑽を行います。また、業務実施に当たり、事前想定との差異や問題点を修正・解決する為のフォロー研修を実施し、安定した運営を実現するとともに、資格取得の奨励や他施設や団体との交流研修を実施し慣れと惰性、モチベーションの低下を回避し、常に向上心をもって業務を遂行するスタッフの育成を目指します。(開館後の採用スタッフに関しては「ランク別／研修管理システム」に則して実施します。)



3 施設の効用の最大限発揮

教養研修(一般研修・マナー研修)

本施設では、管理運営上利用者との接触が多く、挨拶や身だしなみなど基本的なマナーが町民の評価に直結してしまう施設です。このため、受付職員から清掃スタッフまで管理運営に携わる全スタッフに対して、利用者心地よく利用して頂くための接客対応や話し方を中心とした研修を行います。同時に、事務処理・個人情報保護・緊急時対応といった運営時に必要な基本的能力についての知識と技能についても習熟を図ります。



専門研修(技術研修・部門研修)

受付案内・トレーニング指導といった施設特有の業務に対応できるよう、各業務の中心となる技術と補足すべき関連技術について、当グループ各社の専門指導員や外部講師による指導を行います。経験者はスキルの洗練・向上を、初心者には基礎からの習熟指導を施します。また、緊急時対応のために全スタッフに人口呼吸と AED 研修を行います。



フォローアップ研修

事前研修が終了し業務に就いた後も、常に自らのスキルを洗練・向上させ、最新の情報を収集するため、定期的にフォローアップ研修会を実施します。そこで得たものを利用者還元するとともに、常に「学ぶ心」、向上心を持ち続けさせることで、スタッフの慣れと惰性の防止にもつながると考えています。



研修プログラムの具体的内容

【教養研修（一般研修・マナー研修）】

研修名	研修の目的	主な研修内容	実施時期・期間
理念研修	市や区が推奨する政策や公の施設のあり方を理解する	・業務方針 ・運営計画	通年(年1～2回)
施設・設備確認	施設の機能・設備やルールを詳細に把握する	・施設概要・利用規則 ・危険個所把握	通年(年2回)
コンプライアンス研修	公の施設運営に必要な法令順守の理念と知識を学ぶ	・関係法規、条例 ・労働諸法	通年(年2回)
個人情報保護研修	個人情報の適切な取扱いと漏洩防止について知識と手法を学ぶ	・関係法令 ・取り扱い方法	通年(年2回)
ヘイトスピーチ研修	不当な差別的言動の解消に向けたヘイトスピーチに対して理解する	・関係条例 ・事例の共有	通年(年1回)
エイド研修(初級)	緊急時の対応や安心のため救急救命法を取得する	・人工呼吸・応急手当 ・AED研修	通年(年2回)
接客・マナー研修	公平・平等でハートフルな対応ができる能力を習得する	・対人コミュニケーション ・スタッフナー教育	通年(年1回以上)
事務研修(初級)	事務作業を効率的に行うためのスキルを習得する	・料金徴収・WORD・EXCEL	通年(年2回)
危機管理研修	事件・事故発生時の対応と、未然防止策を習得する	・知識とケーススタディ	通年(年2回)

3 施設の効用の最大限発揮

【専門研修（技術研修・部門研修）】

研修名	研修の目的	主な研修内容	実施期間・頻度
マネジメント研修	連絡調整・業者対応・自主事業運営等、マネジメントに必要な総合的能力について習得		新たな総括責任者に対し実施
事務研修(上級)	必要な種帳票類を適切に作成する能力を習得する	・報告書類の作成 ・利用料金の集計	通年(年2回)
エイド研修(上級)	傷病者発生時の適切な救助・連絡対応のとれるスキル習得	・事故発生シミュレーション ・連絡系統作成	通年(年2回)
フロントスタッフ研修	あらゆる来館者対応できるフロント能力を習得する	・フロント実務・クレーム対応・ケーススタディ	(新規雇用者) 採用後2週間~1カ月 ※担当業務に応じ
トレーニング研修	トレーニングルームの運営、指導に必要な能力について習得	・指導実践・安全管理・運動生理	
教室指導研修	健康づくり事業を効果的に指導するスキルの習得	・運動の効果 ・各種運動指導の実践	(既雇用者)
設備管理研修	日常機械運転及び点検項目・方法等に関する知識と技能を習得	・設備機器機能の把握 ・運転・点検方法	毎月1回以上

【フォローアップ研修（日常・定期・制度等）】

研修名	研修の目的、実施内容	実施期間・頻度
日常・定期研修	スタッフスキルの向上及び平準化、情報共有を目的とした日常的なミーティングや定期的なケーススタディ・ロールプレイングを中心とした研修及び外部研修への参加を実施	日常・定期的に実施
資格取得奨励制度	防火管理者／健康運動指導士／トレーニング指導士／AED講習／救急法／体育施設運営士／障害者スポーツ指導員 等	年1回
外部セミナー	自己スキル向上を図るビジネスセミナーや関連事業セミナーへ参加	年1回
通信教育制度／eラーニング	ビジネススキル向上を図る「通信教育」やインターネットを活用した「eラーニング」の受講	年1回／月1回
交流研修(類似施設・他団体等)	他のスポーツ施設や管理団体との相互交流を実施	年1回

特色ある研修プログラム①(安全管理・緊急時にも備えたプログラム)

利用者がケガ、熱中症、脱水症状、出血等をした時は、救急隊員に引き継ぐまでの応急手当が必要となる場合があります。このため、赤十字救急法救急員の資格取得や、消防本部の実施する救命講習の受講などで、スタッフがすぐ対応できる体制を整えています。また、スタッフ全員が心肺蘇生法、AEDの講習会を受講し救命の能力を身につけています。

災害や事故発生等の緊急時に、利用者の安全な場所への誘導や障害物の撤去等迅速な対応ができる体制を確立するために、これを確実にしていく研修を継続的に進めていきます。また、県や横浜市、港北区、消防署等関連団体と連携しつつ防災訓練を定期的に行い、緊急時の実践的な職員研修を行っています。

特色ある研修プログラム②(接客接遇に関するプログラム)

利用者から見た施設のイメージは、(あいさつや身だしなみといった)基本的な接客対応の良し悪しに大きく左右されています。私たちは、常に利用者から見られ評価を受けているという自覚のもと、「接客対応マニュアル」に基づき、区の代行者として恥ずかしくない対応がとれるよう、十分な接遇教育を行っています。

挨拶の励行

こんにちは！ありがとう！
丁寧・明瞭な言葉遣い

身だしなみの確認

髪・爪・ひげ・制服
身だしなみチェック徹底

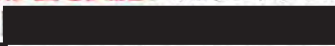


自覚を持った対応

行政の代行としての意識
利用される方の安全確保

3 施設の効用の最大限発揮

特色ある研修プログラム③(トレーニング・教室プログラム)

利用者には、健康の維持・増進を目的とする方や、高齢者、障がいや疾患をお持ちの方、また、初心者の方など、様々な対象者によってそれぞれの利用目的があり、利用者のニーズに応える事や、指導を行う中での課題・問題点をクリアにする為に、年間の研修計画に基づいて研修を実施致します。地域ごとに担当者を集める**合同研修会も開催**し、情報の共有と指導スキルの向上を図ります。

インストラクター(教室指導者)は、ストレッチやダンベル等を使った基本的な教室から、音楽に合わせたリズム系の教室、高齢者・女性向け・キッズ向けの教室など、**指導プログラムを習得するための研修会も実施**しております。その中には、代表団体と東京大学が共同開発した    などのプログラムを実施できる指導員育成も行っています。



特色ある研修プログラム④(外部研修の活用)

代表団体は、常勤者を対象に一般社会人としての知識や教養・管理職や組織人としての在り方等々の社会人セミナーに自己啓発の一環として取組んでおります。「三菱UFJリサーチ&コンサルティング」の主催する通信教育講座やセミナー、受講に係る効率化を図るため、インターネット(ウェブ上)のシステムで受講する、(株)日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)が主催する「eラーニングライブラリ」など、各スタッフが自身の興味のある内容の教育を受講させます。また、受講した内容で全職員(各現場)に共有できるものは、資料の提供等を行います。

これら現地での研修、職場以外で実施する専門的な研修(資格講習)、また教養を高め自己の研鑽に繋がるセミナーやオンライン研修を通じて、特定の種目に偏らない様々なスキルをバランスよく有するスタッフを育成します。



特色ある研修プログラム⑤(維持管理業務に関するプログラム)

構成団体の研修センターにおいて、高度で専門的な知識と技術力をもつビルメンテナスのエキスパートを養成します。

研修センターは「建物全体が研修材料」というコンセプトで建設されており、法令に基づく技術研修と、各事業部門で年次ごとに要求されるスキルアップ研修が展開されています。研修内容は知識習得のための机上研修とともに、実際の設備機器に直に触れての技能研修が大きな柱となっています。



維持管理研修	研修の目的、実施内容
BMT 『設備管理基礎コース』	設備管理上の基本的な知識・業務・法定対応・軽微なトラブルシューティングやノウハウを学習します。設備管理に関する基本的な話し合いができるスタッフを養成します。
BMT-1 『巡回点検コース』	BMT受講者またはこれに相当する技能を有する者を対象に、設備の巡回点検業務のリーダーとして巡回点検表の作成、設備の異常摘出、初期対応ができるスタッフを養成します。
BMT-2 『定期点検・整備コース』	BMT-1受講者等を対象に、理論に基づく設備点検・整備の実施と、部下(業者)の的確な指揮・監督をするとともに、適切なエネルギー管理を行うことができるスタッフを養成します。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

(1) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

① 個人情報保護に対する取組み

市民の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者としての認識を持ち、「個人情報保護法」、「横浜市個人情報の保護に関する条例」を遵守し、運営を行っております。

代表団体は、プライバシーマークを取得している企業として、その品質に順ずる形で、質の高い管理基準とノウハウをもって運営を行っており、これからも利用者が安心して利用できる施設環境の水準維持・向上に努めてまいります。



個人情報保護法等を遵守した運用

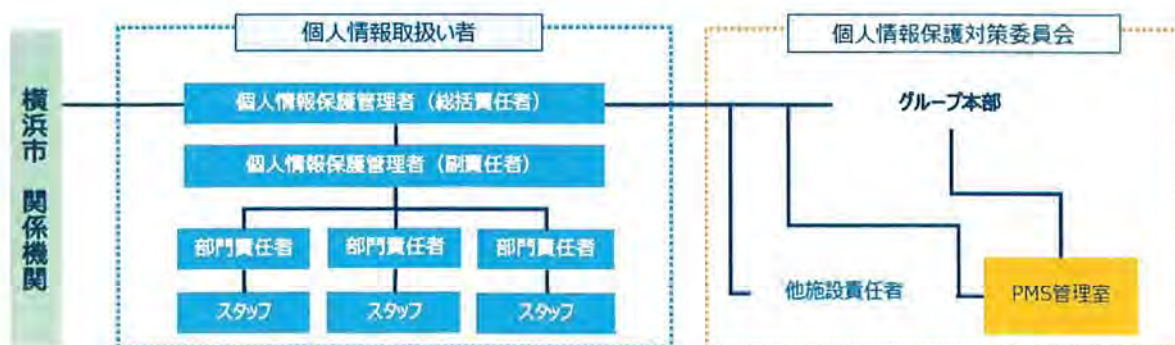
全スタッフが個人情報に対する正しい認識を持ち、適正な安全保護を図るため、専門研修を受けた個人情報保護管理責任者（総括責任者）を配置しております。責任者が中心となって、取り扱いマニュアルや規則の更新や修正を行っており、管理体制の水準維持・向上を図り、他のスタッフに対し、研修会を定期的実施し、スタッフの個人情報保護に対する処理能力の向上に努めております。引き続き個人情報保護管理責任者を中心とした安全な管理体制によって、情報漏洩・不正使用の防止に努めてまいります。

個人情報保護法改定への理解

2020年に「個人情報保護法」が改訂されました。個人情報デジタル化や保有個人データの定義変更など、時代背景に合わせた改定となっており、本施設でもこれらに対応した「個人情報保護に関する規定」や「個人情報保護方針」を制定し、スタッフに教育研修を図ります。また窓口掲示・HPにより取扱方法や利用目的を周知するなど、市民への理解をさらに深め運営への安心感を高めます。

管理体制(PMS:個人情報保護マネジメントシステム)

個人情報の保護・管理において最も大切なことは取扱者の個人情報に対する正しい認識（リスクの理解）であると考えています。その認識や適切な取扱方法の浸透の為、代表団体にはPMS管理室（個人情報保護マネジメントシステム管理室）が設置されており、法令に遵守した対応と情報の漏洩や（不正アクセスなどによる）データ破損・盗難・改ざんなどのリスクを十分に理解した上で、取扱い方法策・漏洩防止策などを構築しています。またPMS管理室による研修の実施や、PDCA（計画・実施・監査・見直し）による定期的なチェックを実施することで、取扱い水準・セキュリティ水準を維持向上させていきます。





4 本市の重要施策を踏まえた取組


個人情報の取扱手順


本施設で取り扱われる個人情報は、個人・団体登録書類・教室名簿・従業員名簿・関連業者一覧表等および取得物・報告書等に記載された情報が該当すると思われる、「個人情報管理台帳」にて管理を行います。個人情報の洗い出し・台帳の改定を徹底し、利用目的・入手方法・管理者・保管方法・保管期限等を適切に管理・取扱を実施していきます。

収集形態


Eメール/WEB


SNS


郵便


FAX等

収集内容


- ・団体登録手続き
- ・教室参加、イベント参加申込み
- ・拾得物管理
- ・請書、報告書


収集方針

施設管理運営上、必要な範囲で個人情報の収集を行っていますが、その際の集める情報の内容は、目的を達成するために必要な範囲のみに限定するよう留意します。また、収集の際は、取り扱い手順（マニュアル）に従い、利用者に利用目的や目的以外での利用を行わない旨を明記したうえで、理解（同意）を求めます。

収 集 方 法

管理手法


業務用PC/
サーバーへの
保存


紙媒体での
台帳保存

漏洩予防策

漏洩時対応

- ・取扱者の制限
- ・ウイルス対応
- ・外部ネットワークからの隔離
- ・定期的なバックアップ
- ・保管場所の施設管理

- ・初期対応（報告、被害抑制、調査等）
- ・事故処理（原因究明等）
- ・事後処理（調査報告、再発防止対策等）

管理方針

収集した個人情報はその利用目的・形態等に合わせ適正に管理します。漏洩や不正アクセス等による個人情報の破損、盗難、改ざん等の危険に対し適正かつ合理的なセキュリティ対策（予防策・事故対応の事前準備）を実施し、個人情報保護に努めていきます。

管 理 方 法

利 用 方 法

利用目的

- ・教室、イベント参加者の抽選 / 結果通知
- ・利用登録カードの発行
- ・団体登録、名簿等、関係書類の作成
- ・拾得物の管理、受渡し対応（本人、連絡確認）
- ・調書、報告書の作成

留意事項

- ・利用担当者の制限、履歴管理
- ・情報利用手順・規則の遵守
- ・情報利用状況、結果の報告
- ・作成物の管理方法

利用方針

収集した個人情報は、特定した利用目的を遂行することのみに利用します。また、特定した利用目的を超えて個人情報を利用する場合には、個人情報保護規定の手順に従い、保有者への確認・同意を得るなどの適切な対応によりこれを処理します。

更 新 開 示

各種申出

- ・内容更新の申請
- ・利用停止の申請
- ・情報の開示申請
- ・破棄（削除）の申請

対応手順

- ・申請内容の確認及び本人確認
- ・理由の調査、手続処理
- ・処理内容、結果の報告
- ・正確且つ迅速な対応

更新/破棄等の方針

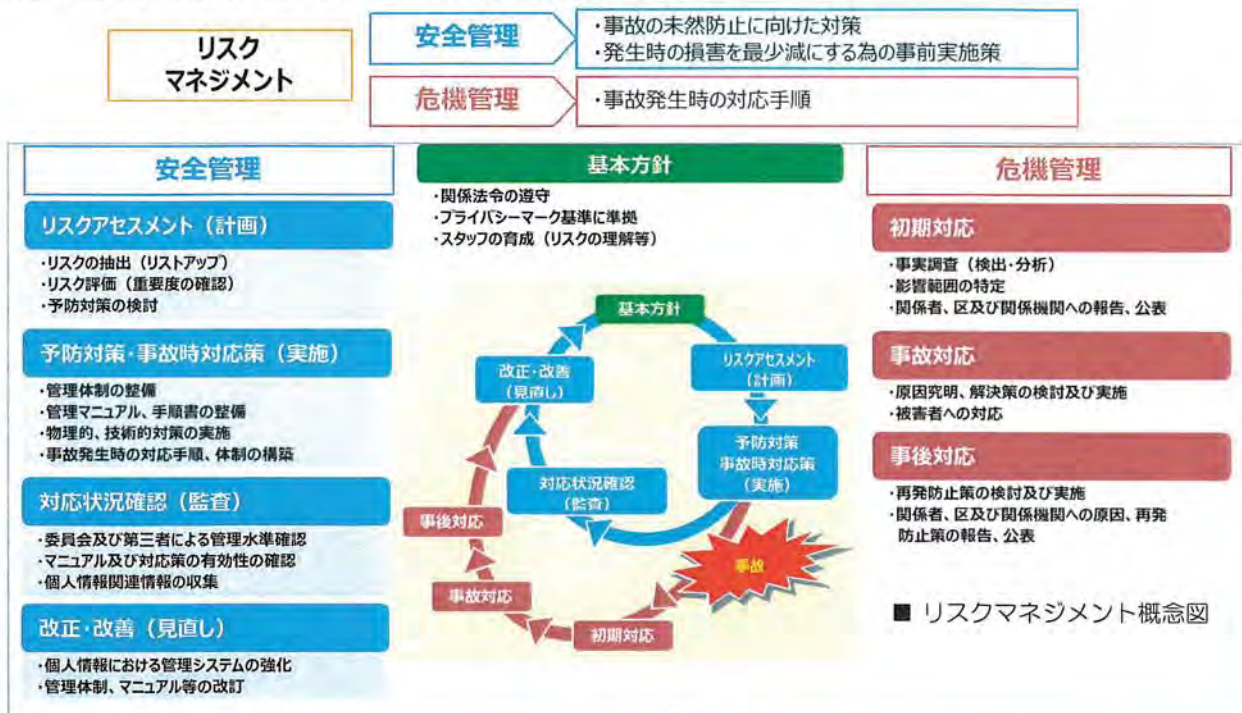
個人情報の開示を利用者自ら希望される場合は、必ず本人確認をした上で個人情報保護規定に則った対応を行います。また、利用者自ら個人情報の更新、利用停止、破棄（削除）の申し出があった場合には、申し出内容を確認の上、調査（手続き）を行います。調査（手続き）により理由を確認した後、迅速な処理を遂行し、常に最新の状態に保つよう心掛けます。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

個人情報の管理におけるリスクマネジメント

個人情報を管理するにあたり最も留意しなければならない点は、情報の持ち出しや不正アクセスなどいわゆる「個人情報の漏洩」であることはいまでもありません。当グループにおいても、漏洩対策には最大限の努力をし、管理権限者の指定、保管場所のセキュリティ強化、従業員の教育等を徹底して行っています。また万が一漏洩事故が発生した場合を想定し、「リスク調査及び管理台帳」や「リスクチェックシート」の作成などを、取扱い手順に沿ったリスクの抜き出しを実施しております。

抜き出したリスクに対して、「安全管理（事故予防策）」「危機管理（事故対応策）」の2項目に留意した対策を講じ、その手段をマニュアル化してスタッフへと浸透させます。事故予防策の実施によって漏洩事故発生の可能性を少しでも排除するとともに、万が一事故が発生してしまった場合には、早期対応・早期解決を実現することで利用者の安心感・信頼感の獲得に努めます。



取組方法	漏洩防止策例
取得・入力	郵送取得：担当者の直接受け取り、郵便受け・トレイの定期確認 FAX：送信・着信確認、トレイの定期確認 データ：入力内容の再確認
移送・送信	原則持ち出し禁止：持ち出す場合・・・PC・USB・添付ファイルへのパスワード設定、社名入り封筒での移送、郵送場所の詳細確認、FAXトレイの定期確認、名刺の持出禁止
利用・加工	コピー忘れ防止張紙、机上への放置禁止、データ入力後の再確認、ウイルスソフトの導入
保管・バックアップ	保管場所・方法・期間の遵守、来訪者の管理（来訪者カード・バッジ）、PC収納机への施錠、PCへのパスワード設定、ウイルスソフトの自動更新、データのバックアップ
外部委託	漏洩防止のための契約・覚書の締結
消去・破棄	紙媒体：シュレッダーで処分、裏紙にしない データ：物理破壊、廃棄業者への依頼

区分	取組み例
人的安全管理	・従業員の雇用または個人情報の預託を伴う委託契約時には、守秘義務を締結。 ・全従業員に対して、個人情報保護に関する教育・訓練を実施。
物理的安全管理	・「入退館記録表」を作成し、最初の入館者・最終の退館者を記録。 ・個人情報は鍵のかかる場所に保管。 ・シュレッダー、溶解処理により廃棄。
技術的安全管理	・パソコンについては、離席時にパスワード付スクリーンセーバが機動するようタイマー設定を行い、パスワードについては定期的に変更。 ・電子メールを使って個人情報が含まれたデータを社外に送る際はファイルにパスワードを設定。また誤送信防止のため、上長の確認や宛先を十分にチェックしてから送信。 ・携帯電話の紛失防止のため落下防止用ストラップの取り付け等の対策を実施。また、操作防止セキュリティ（暗証ロック、遠隔ロック機能）を常に設定。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

個人情報保護に関する研修

【 社内・社外研修とスタッフ教育 】

当グループは個人情報保護法が施行される以前より関連する研修会に積極的に参加しており、現在も社外講習会・専門講師を招いた社内研修会を行い、従業員に個人情報の管理に対する意識付けを行っております。

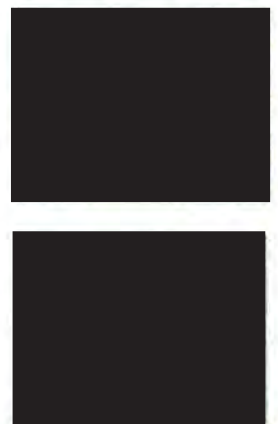
実務者であり、施設スタッフの指導に当たる個人情報保護管理責任者は社内研修会で様々なシミュレーションを行いながら知識向上に努めています。

また、責任者指導のもと、マニュアルの見直しを行い情報管理体制の水準向上に努め、従事するスタッフについてもマニュアルをもとにした研修を積極的に行うとともに、雇用契約時、及び退職時には、書面での誓約を交わし情報の保護を徹底します。

【 安心感を与えるスタッフ育成 】

個人情報のセキュリティ対策や、漏洩時の対応については、マニュアルや規則を作成し遵守することにより対応していきますが、これらのことは普段は利用者には見えない部分であり、システムの安全性を確保するだけでは、利用者の安心感は得られないと考えています。

利用者に不安を与えずに安心して施設を利用できる状態に保つことこそ最も大切であり、このためには個人情報保護の大切さ重大さ、なにより、その精神をスタッフ一人ひとりが持ち、利用者に安心感を与えられる事が重要と考えます。日常的・定期的な研修を通じて、安心感を与えることのできるスタッフの育成に努めます。



個人情報保護研修内容	
セルフチェック	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に対する理解度をチェックし、自身の改善点、実務上の疑問点等を抽出。
個人情報保護の重要性及び利点の認識	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護に関する基本的な知識・取扱い時の留意点・事故対応・問い合わせ対応等、事例を用いた DVD 映像を用いて認識を深める。
個々の役割及び責任の確認	<ul style="list-style-type: none"> 施設での個人情報保護に関する取扱い方法について実務状況を踏まえながら個々の役割及び責任範囲を確認。
ルール違反時に予想される結果の再認識 (効果測定)	<ul style="list-style-type: none"> 研修を通して学んだ個人情報保護に関する知識を基に、事故リスクの考えられる各シーンの対応についての理解度を確認し研修の効果測定を実施。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> Eメール送信時／USBメモリの取り扱い／事務作業時の注意点／ FAX送信時／書類等郵送時／ファイル共有ソフトの取り扱い／ 携帯電話の管理方法／個人情報（データ・書類等）の管理方法 等 </div>

4 本市の重要施策を踏まえた取組

②情報公開に対する取組み

「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」及び関係規程や市からの指導に基づき、施設管理運営に関わる市民の知る権利を保障し、情報公開の推進を図ることで、市民（利用者）に説明する責務を全うし、施設への理解と協力を深めます。ただし、個人情報に該当するようなセンシティブ（機微）な内容（従業員名簿、給与、社会保険等）等は市・区との協議の上、全部または一部を公開しないものとします。

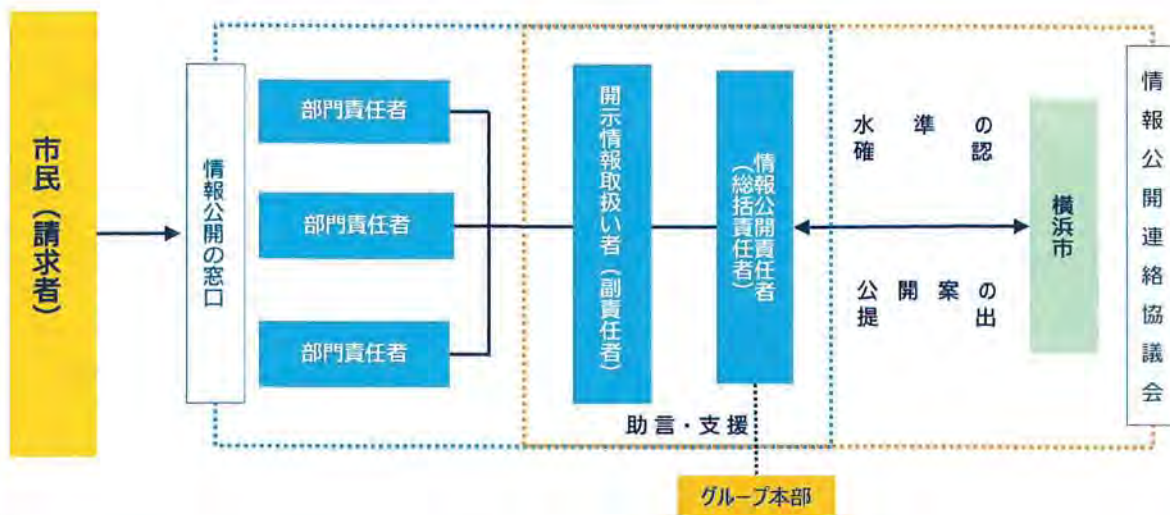
市民（利用者）に説明する責務を全うするため、年度ごとの中間報告など、定期的な情報提供・公開を行い、市民（利用者）の理解と批判の下に公正で開かれた運営を推進します。また、利用者ヒアリングやアンケートによる利用者からの評価を取り入れることで、市民（利用者）参加を促進します。内部監査結果及び外部評価結果については情報公開の観点より、市や施設の専用のホームページ及び『広報よこはま』等に公開していきます。また、万一事故等が発生した場合は、経過と結果を速やかに公開します。

情報公開について

【 情報提供対策委員会 】

区民（利用者）から直接的（施設窓口、電話等）又は、間接的（市を介して）に、情報の開示請求（問合せ）があった場合には、総括責任者を中心に情報提供対策委員会を設置し対応します。

委員会では、開示にあたり、関係資料の収集・作成を行い、市又は請求者へ情報公開・提供します。また、自主的な情報提供についての方針や計画を協議し実施していきます。



【 公開請求に対する情報公開・提供 】

施設窓口や電話での問合せに関しては、その内容に応じて情報の提供を行っております。ただし、市と協議の必要とするもの、（情報開示請求の手続きを必要とするもの）に関しては、その手続き方法を案内します。市を介して施設の管理運営にかかる情報（管理運営状況、事業内容、決算報告等）の開示請求があった場合は、関係機関と連携し、区からの指示・要求のもと内容、公開方法等を協議し遅滞なく情報の公開・提供を行います。市民（利用者）に対し、公の施設として条例等に定められる手続きに沿って情報公開を行い、公正で開かれた運営を推進します。

4 本市の重要施策を踏まえた取組

【 個人に関する情報の公開 】

本施設で取り扱う個人情報の開示・利用・公開等の請求に関しては、そのリスクを十分に把握・理解し個人情報管理責任者（総括責任者）の指示・監督のもと、「個人情報取扱い手順書（マニュアル）」に規定された手順により停滞なく開示・公開を行います。但し、公開により、下記に該当する場合は、区や関係機関との協議の上、その全部または一部を公開しないものとします。

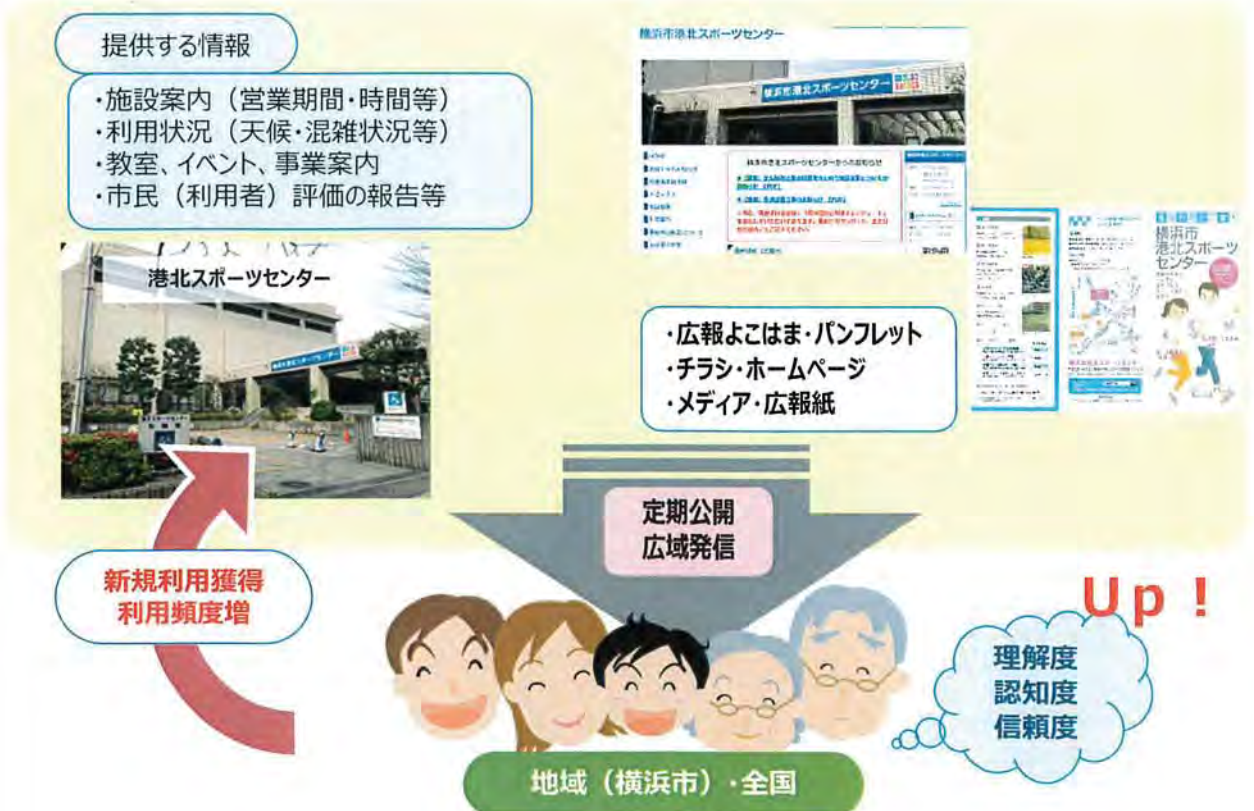
- ・本人もしくは第三者の生命の・身体・財産等を害する恐れがある場合。
- ・施設の管理運営に回復困難な支障を及ぼす恐れがある場合。
- ・横浜市個人情報の保護に関する条例 等、法令に違反する場合。

公開しないことを決定した場合は、総括責任者より、関係者及び開示請求者に対し、遅滞なくその旨及び理由の通知を行います。また、提供・公開する情報に第三者に関わる情報が含まれる場合には、必ず関係者への通知及び意見（同意）を確認し、了解を得たうえで公開を行います。

【 積極的な情報公開・提供 】

施設の管理運営に関する情報公開に関して、市民（利用者）からの請求（問合わせ）に対してだけでなく、自主的な情報提供を実施しています。市民（利用者）の知りたい情報を、パンフレットやホームページ等を媒体として広く周知することで、施設の理解度・認知度の向上を図っています。

また、施設内だけでなく、市内主要施設への情報提供（パンフレット等の設置等）や配布物（チラシ等）への掲載、マスメディアへの情報提供などより広域に情報の提供を行っています。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

③人権尊重

横浜市の推進する「**横浜市人権啓発推進計画**」及び「**横浜市人権施策基本指針**」に賛同し、「互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現に向けて、公共スポーツ施設として果たすことが出来る役割を実行します。

市民への啓発行動をするには、施設で働くスタッフ 1 人ひとりに人権を尊重する意識と、豊かで鋭い人権感覚が求められます。スタッフは研修を通して、人権に関する幅広い知識・感覚を身に付け、人権尊重を基調とした施設運営に努めます。

この土台を下に、市民に対して人権尊重の重要性について理解を深めてもらえるよう、スポーツを活用した啓発活動を実施致します。



スタッフへの啓発=研修

総括責任者は横浜市が実施する人権啓発研修を受講し、人権に関する幅広い知識を身に付け、人権感覚を高めます。研修を受講した総括責任者は、施設の人権啓発責任者として、スタッフ全員への指導を行います。スタッフに対しては、講義型の研修による知識の共有と併せ、性別や年齢、障害の有無や国籍にとらわれず、全ての来館者が不自由や疎外感等を感じることなく施設を利用できるよう、日頃の対応から実践的に指導します。

市民への啓発

横浜市が主催する人権啓発事業に積極的に協力し、イベントや活動周知します。施設の取組として、人権啓発ポスターの掲示や「スポーツと人権問題」に関するパンフレットの配置などに努めます。また、スポーツ施設だからこそ出来る活動として、パラリンピック選手などを招いた「人権スポーツ教室」を実施し、スポーツの角度から人権への関心を持ってもらえるような取組みを実施致します。



令和 2 年度
横浜市人権啓発ポスター



平成 29 年改訂
横浜市人権施策基本指針

4 本市の重要施策を踏まえた取組

④環境への配慮について

私たちは、個人として、地球人として、かけがえのない地球を守り、私たちや子供たちが末永く安心して暮らせ未来を築く責任があります。環境への配慮は今最も求められる重要な取り組みであり、地球規模の社会的ニーズです。当グループは、もてるノウハウを発揮し、この要求に応えるべく環境配慮型の運営を行います。

横浜市環境マネジメントシステムに基づく運用を基本とし、「横浜市環境管理計画」や「ヨコハマ 3R 夢」、「横浜市 SDGs 未来都市計画」等に沿った、環境に配慮した管理運営を行います。また、節電・節水・公共交通機関や自転車の利用などを率先して行うとともに、利用者にも呼びかけ CO₂ を削減する省エネルギー型の管理運営に努めます。

「神奈川県グリーン購入基本方針」に基づき、紙・文具・OA 機器・ユニフォーム・各種物品等の購入については、環境負荷の少ない物品等を購入するよう努めます。

【横浜市環境管理計画の理解】

「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づいて策定された「横浜市環境管理計画」を理解し、市の目指す「魅力あふれる持続可能な都市 横浜」の実現に向けた環境負荷の少ない施設運営を行います。

計画の 3 つの基本政策の中から港北スポーツセンターの指定管理者としてできる最大限の環境保護事業を実施していきます。

1. 環境と地域社会

- ・人と環境とのきずなづくり、
- ・環境活動の促進とネットワークづくり
- ・「学び」の場づくり、輪づくり など

2. 環境と経済

- ・地域資源を生かしたシティプロモーションの展開
- ・横浜の特色ある都市農業の推進 など

3. 環境とまちづくり

- ・地域特性に応じたまちづくり
- ・良好な環境に創出する公園の整備、維持管理、経営
- ・環境分野における防災、減災対策の推進

【ヨコハマ 3R 夢プラン推進計画の理解】

ヨコハマ 3R 夢プラン（横浜市一般廃棄物処理基本計画）は 2010 年～2025 年度までの長期計画です。ごみと資源の「リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（資源化）」＝「3R」の観点から、環境負荷の低減や資源・エネルギーの有効活用と確保を目的としています。

それぞれの事業や施設特性に応じて、自分らしい 3R 行動を大切にしながら、「横浜らしい循環型社会」に向けて取り組んで参ります。

3R+1⇒【4つの“R”】への取組み

港北スポーツセンターにおいては、「ヨコハマ 3R 夢プラン」の 3R に、さらにもう 1 つの「R」（Refuse）を加え、「4つの R」をスローガンに取り組みます。すべてのスタッフが日常から環境への意識を持ち、「ゴミを出さない運営」「適正な分別」「グリーン購入」等の環境保全や「節電」「節水」等の省エネを意識した行動を徹底します。

日常の清掃、設備管理においては、環境にやさしいケミカル類の使用や、廃棄物や汚水排水をなるべく出さない業務を行うよう意識徹底を図ります。

環境保護団体やボランティア、シルバー人材センター等の協力を得て、施設周辺の環境保全・創造活動を進めます。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

省資源化・リサイクルへの取組み

【 廃棄物の適性分別 】

排出元での容易な分別を可能にすると同時に、分別に対する意識を啓発するため、ゴミ分別 BOX に分別ポスターを掲示していきます。また施設内で発生した廃棄物については、スタッフが項目ごとに再分別を行い、リサイクル率の向上に繋がります。

【 備品類のリサイクル 】

市内外のスポーツ施設において（体育備品・トレーニング機器などの）備品・機器類の相互リサイクルを積極的に推進します。

【 リサイクル活動への協力 】

地域のリサイクル活動に協賛し、資源の有効利用とリサイクル情報の交換を行ってもらい、ごみリサイクル意識の向上に協力します。

■ 廃棄物の適正分別の例



省エネルギーへの取組み

【 省エネルギー診断と省エネルギー対策 】

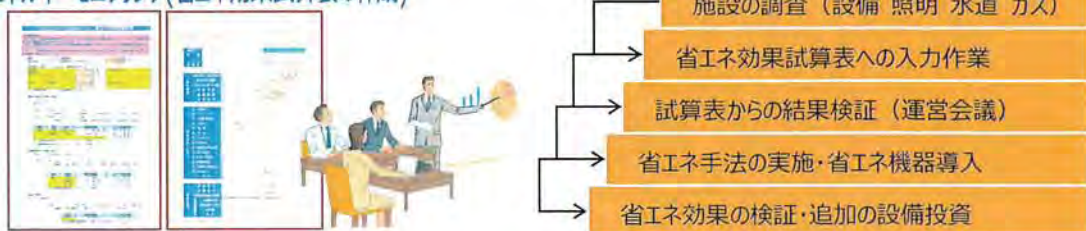
当グループはエネルギーデータを収集蓄積し、エネルギーフロー（チェックリスト）に基づいた「省エネルギー診断」を施すことで、エネルギーの「消費無駄」を洗い出します。

省エネルギー診断によって発見された消費の無駄は、そのテーマごとに改善のオペレーションを中心に実行する「運用改善型省エネルギー対策」と、主に設備投資・修繕によって実行される設備投資型省エネルギー対策の2通りに大別され実施します。

運用改善型省エネルギー対策においては、現在の運用データを参考に、熱源設備を始めとする日常の適正な設備運転管理と「省エネルギー・CO2排出削減」を両立させた施設管理を行います。

設備投資省エネルギー対策では“省エネ効果試算表”を作成し、導入効果の検証と運営委員会の判断を確認したうえで施工に着手します。これまで積み重ねた経験とデータを比較し、本施設における費用対効果と優先度の高いものから計画的に採用していきます。

エネルギーモニタリング(省エネ効果試算表の作成)



4 本市の重要施策を踏まえた取組

運用改善型省エネ対策と設備投資型省エネ対策

【 運用改善型省エネルギー対策 】

日常点検にて収集・蓄積されたエネルギーデータに基づいて、エネルギー消費傾向を把握し長期保全計画を立案、日々の節電・節水・空調温度設定管理・設備運転時間の変更、スタッフ啓蒙によるなどによってエネルギー使用量の減少を実現します。

【 設備投資型省エネルギー対策 】

運用改善型省エネルギー対策の実施から取組みを実施、省エネルギー診断により効果を予測計算し、劣化の目立つ系統及び費用対効果の高い設備の更新を優先的に行います。また、エコ製品の利用やインバーター等の省エネルギー製品を導入し、運用上無理のない省エネを実施します。



環境に優しい施設づくりへの取組

【 具体的な環境負荷低減手法の一例 】

運営管理上の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン調達への推進（環境負荷の少ない物） ・クール&ウォームビズ ・電力・水・燃料の節約 ・事務のペーパーレス化 ・管理スタッフによる通勤 ・移動手段の心掛け（公共交通機関・自転車等の利用） ・CO2の排出低減を意識
維持管理上の対応策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保護マニュアル ・廃棄物の適正分別 ・事務所排出ゴミの分別（圧縮や裁断を行う） ・4R(3R+1)運動の推進（ゴミ減量化、廃棄物の適正排出等） ・地球にやさしい施設づくり ・みどりのリサイクルを実践
地域活動	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺道路のクリーンアップ清掃ボランティアを実施 ・エコキャップ、プルタブ収集 ・ゴミの持ち帰り運動（協力の呼びかけ） ・ゴミ分別ポスター掲示 ・Fun to Share（低炭素社会実現）への賛同と取り組み
管理効率の向上策	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託、物品購入の管理のシステム化 ・定期的な発注条件の見直し ・市内事業者への発注（地産地消による効果） ・スケールメリットによる業務管理 ・省エネモニタリング ・他施設の好事例の導入 ・内部統制機能の向上

4 本市の重要施策を踏まえた取組

構成団体 環境活動の実績

【環境活動への取組方針】

構成団体は、2020年4月より、「CO2排出量の前年比1%削減の継続」、「2030年までに30%、2050年までに事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄う」事を目指し、取組みを開始しております。また、継続的に**ISO14001（環境マネジメントシステム）**を取得しています。こうした環境活動への取組みは、社内だけでなく、ビルマネジメント事業を通じて、オーナー様やテナント様への省エネソリューションを積極的に展開しています。ステークホルダーの方々とともに「自然環境との融和をめざした経営を行う」ことを実践し、企業としての社会的責任を果たします。

【理念】

地球環境の保全が人類共通の課題であることを認識し、事業活動において環境に与える影響を継続的に改善することによって、企業の社会的責任を全うするために環境保全活動に取り組めます。このことにより、1997年9月に制定された東急グループ理念の経営理念で謳われている「自然環境との融和をめざした経営を行う」ことを実践します。

【環境活動 ISO14001 での社員の教育・啓蒙】

構成団体では環境活動の指針を設定し、その達成に全力を挙げて取り組んでいます。そのために、環境活動担当者を選出して、目標として掲げた活動の監視や推進を行います。外部 ISO 研修期間にて「内部監査員養成教育」研修を受講した担当者が、環境活動が ISO14001 の規格通りに行われているかの内部監査を行います。これらの教育を受けたスタッフが担当者となり、港北スポーツセンターの維持管理業務を行います。

【環境目標の設定と SDGs の取組み】

東急グループの長期経営構想では、「サステナブル経営の推進」並びに「未来に向けた美しい生活環境の創造」を目指しており、テーマの一つである「低炭素・循環型社会」に関連して電力使用による CO2 排出量削減について長期環境目標を設定し公表しています。

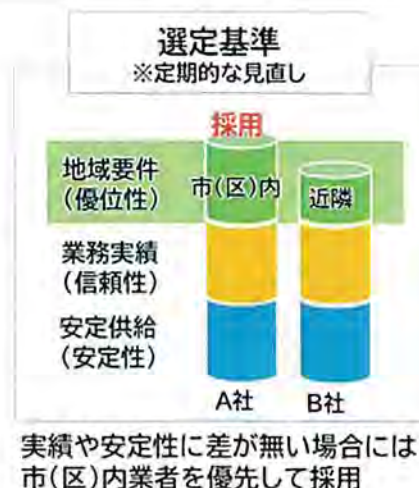
⑤市内中小企業への優先発注

第三者委託の選定や、物品調達が発注先を検討する際には、「**横浜市中小企業振興基本条例**」の趣旨を最大限尊重します。市内に立地する企業の大多数を占める中小企業は、地域のまちづくりや雇用、災害時の助け合いなど、地域社会へ貢献するとともに、大企業を様々な面から補完する存在として横浜市の発展に大きく寄与してきたと理解しております。

市内中小事業者の積極活用

当グループは第三者委託の選定や物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として、“地産地消”を掲げております。中小企業の振興が市内経済の発展において果たす役割の重要性を理解した上で、市内中小業者に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、経済の活性化に貢献します。

地元経済事業者との信頼関係構築により、本施設の発展だけでなく、「新たな地域コミュニティの形成」「地域社会の活性化」等、良い相乗効果が生まれると確信しております。地域から認めていただくことにより区内で開催される様々なイベントや行事への参加や事業連携の機会創出にも恵まれ、さらなる地域貢献にもつながるものと考えています。



4 本市の重要施策を踏まえた取組

市内調達基準の設定

港北スポーツセンターの指定管理業務においては、業務委託・物品購入について市内調達基準を定めて、その基準に則り業者の選定を行っていきます。確かな技術と最高のコストパフォーマンスを提示した委託先を選択することを前提に、市内に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携にたけた事業者・人材を確保します。しかしながら、特別な技術が必要で市内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ってまいります。

⑥男女共同参画推進

地域社会の持続的な発展のためには、多様な価値観を尊重しあい、すべての人の個性と能力が発揮される男女共同参画社会の実現が不可欠です。「第5次横浜市男女共同参画行動計画」に則り、「働きたい女性の雇用」「仕事・育児の両立に向けた環境づくり」、そしてスポーツセンターの運営事業者として最も担うべき役割である「ライフステージに応じた女性の健康支援」に取り組みます。

【 港北スポーツセンターで実施する具体的取組み 】

<p>女性スタッフの雇用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・弊社は施設運営において女性スタッフを積極的に雇用しており、本施設においては39名中25名(64.1%)が女性スタッフです。(2021年6月現在) ・働きたい女性の就労支援としての役割はもちろん、女性目線での施設運営、サービス向上策を講じることが可能となり、女性利用者にとっての安心感や利用者増につなげております。 	
<p>仕事・育児の両立に向けた環境づくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・働く女性の仕事と育児の両立を支援するために子どもたちの「放課後の居場所づくり」に取り組んでいます。ロビーを中心に誰もが気軽に訪れやすい雰囲気を出し、子ども同士で楽しめるイベント等を随時開催しております。また、放課後の時間に合わせ、フットサル、バトミントン、体操など子ども向けの運動教室も多数提供しております。 ・地域に優しい施設として、港北区役所と港北警察署が主体となって実施している「子ども100番の家」に登録されており、子どもを持つ保護者の安心につながるよう取り組んでおります。 	
<p>ライフステージに応じた女性の健康支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の女性の健康づくりを支援する「託児付き教室」として「親子体操」「テニス」などを中心に実施しております。また、仕事などで中々施設を訪れることが出来ない方向けの事業として「オンラインレッスン」も積極的に実施します。 ・将来の介護予防につなげるための「転倒骨折予防教室」など、世代や運動レベルに応じた健康支援を提供します。 	

5 管理運営経費

(1) 利用料金等収入増及び経費縮減への取組

① 収支計画の作成方針

当グループは、指定管理者として施設の管理運営を進めるにあたり、本制度の導入目的のひとつである、「公共サービスの効果・効率の向上」、つまり、施設利用率の向上、利用者数の増加等を達成目標とする一方で、経費の削減を図り区の負担を軽減することを求められるということを十分に理解しています。

当グループの収支計画は、安にコストダウンを図るのではなく、本施設での実績や当グループ各社が管理する同規模施設での状況、社会状況等を踏まえ、施設運営における業務水準・サービス水準の担保を前提に、新たなサービス提供にかかる部分には相応の経費を見積もるなど、地域ニーズに応える高品質なサービス提供の実現と共に、安定的・継続的な施設運営を実現する為の「適正な金額」算出に留意しています。

事業の継続と共にサービス水準の維持・向上により、利用者増（＝収入増）を図り、得られた収益の還元を持って市（区）の負担軽減を実現することで、市(区)・利用者・指定管理者の三者がトリプルウィンとなるものと考えています。

② サービス水準の維持・向上による利用者増・収入増の実現

本事業の収入総額の約 8 割を占める利用料収入の増加は安定的な施設運営の実現とともに、市（区）の負担する指定管理料の縮減を図る重要な要素でもあります。

稼働率の高い時間帯や施設はその水準を維持するとともに、空き時間帯・施設の有効活用や機能向上等、新たなサービス展開、改善などにより、新規利用者の獲得と継続利用（リピーター）の促進を図り、収入の増加を計画します。

また、利用者増を実現するためには、ニーズの把握による「期待値」、モニタリングによる「満足度」、そして安全で快適な施設を提供する「信頼感」それぞれを高める取り組みが大切だと考えます。

当グループはこれまでも施設運営の中で、随時改善を図りながら収入の増加を実現しています。今後の想定においても、ニーズに対応した高水準のサービス提供やコロナ禍等の状況下で運営においても事業継続を図る工夫により収入の増加を見込んでおり、改めてニーズ調査から始めなくてはならない、他団体に比べ、継続的な取組みによる確実性・安定性の高い事業実施が可能な団体であると自負しております。

利用者数・収入の想定

	R4	R5	R6	R7	R8
総利用者数(千人)	329	335	336	338	340
総収入額(千円)	109,492	112,702	114,407	116,225	118,113

※自主事業含む

収入増加による市(区)負担額の縮減

利用料収入の増加を目指し、新たなサービス向上・各種スポーツ教室事業の改善などにより、新規利用者の獲得と継続利用者（リピーター）確保を図り、利用料金の増加を目指してまいります。増加した利用料収入については、全てを管理者の収入とするのではなく、一部を市(区)に還元することで、実質的な市の負担額の縮減にも貢献したいと考えます。

当グループは毎年の年度決算状況を踏まえ、翌年度の収支計画を実状に合わせ見直すことで、市(区)の負担となる指定管理料の適正化を図り、更なる財政負担縮減の可能性を模索します。

利用料収入の増加によって、横浜市（港北区）・指定管理者・区民（利用者）それぞれにメリットが出るトリプルウィンの運営を実現します。

5 管理運営経費

③効率的運営・経費縮減に向けた取組み

港北スポーツセンター指定管理業務（自主事業除く）の令和4年度支出内訳では、人件費（指導報酬含む）54.9%（67,148千円）、維持管理費（修繕費含む）11.3%（13,860千円）、水光熱費9.0%（11,000千円）となっており、合計で支出の約75%（92,008千円）を占める状況です。

港北スポーツセンター（令和4年度 維持管理運営費用：122,360千円）			
人件費（指導報酬含む） 54.9% 67,148千円	維持管理費（修繕費含む） 11.3% 13,860千円	光熱水費 9.0% 11,000千円	他経費

当グループでは、支出割合の大きな、①人件費 ②維持管理費③水光熱費を主な対象と考え、様々な対策による効率化・コストの縮減を追求していきます。

効率化・経費縮減の取組み①（人件費）

労働条件・職場環境等への配慮とともに、スタッフのモチベーション維持・向上を図り、安定的な雇用（人員確保）に努めることを前提に、雇用形態や勤務形態の多様化、個々のスキル向上、効率化により人件費の縮減（増加抑制）に努めます。

【 正規職員の効果的な配置と短時間労働者の雇用 】

正規職員の重複や土日・夜間の正規職員の不在による業務停滞を回避するため、引続きシフト・ローテーションによる変形労働時間制を採用し、休日出勤・短時間労働等、柔軟な出勤体制をとることで、サービス水準を維持（向上）させたまま人員の効率化を図ります。

また、すべての人員がフルタイム雇用であるという発想を改め、アルバイト等の短時間勤務者によって繁忙・閑散期に対応した雇用調整を行い、効率的な運営体制を構築します。

【 マルチジョブシステムによる業務効率の向上 】

スタッフが、固定化されたセクションや業務の範疇にとらわれることなく柔軟に従事する、マルチジョブシステムを採用します。各スタッフが港北スポーツセンターに関わる様々な業務に対応し業務効率を高めることで、ゼネラリストを育成すると同時に、余分な管理コスト（人件費）を削減します。（※特殊な有資格者が必要な業務を除く）

【 スケールメリットを活かしたマネジメント 】

当グループが管理する、区内・近隣施設との連携を図り、教室スケジュールの調整・スタッフの同時募集・合同研修などスケールメリットを活かしたマネジメントにより、業務に係る人件費の効率的な削減を図ります。

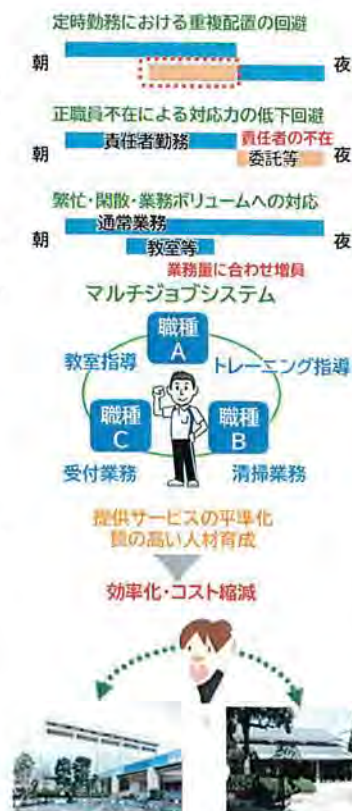
効率化・経費縮減の取組み②（維持管理費・修繕費）

【 契約条件等の工夫（業務の再委託契約等） 】

業務の再委託における契約の際に、複数年契約を検討する等、契約方法の工夫により、委託費や等の手続きに係る諸費用の削減を図ります。

【 自主点検の実施による予防保全 】

当グループは、法令に基づく点検に加え自主的な点検を推進し、定期的な巡回点検による設備監視で不良箇所などを発見、素早い対応をすることで、不要な臨時点検・修繕コスト削減を図ります。



5 管理運営経費

【 オムニコート化（改修）による整備業務の軽減 】

テニスコートのオムニコート化による効果は、利用者へのサービス面のみならず、維持管理面においても定期的な整備や雨天後のコート復旧等に要していた時間や手間の軽減につながります。業務軽減により、生み出された余力（時間・労力）は、さらなる利用者の満足度向上を図る減資として活用することで運営水準の向上を実現します。



【 ICT の活用による業務の効率化 】

維持管理スタッフの業務効率化のため、支援ツールの運用により、建物管理業務や備品・消耗品情報をシステム化し、管理データの効果的な活用を図ることで施設管理業務の予算計画の立案、最適な保全対策、課題への対応、備品・消耗品の補充などがスピーディーに実行可能となります。また、スタッフの人事異動時においても引継ぎを効率よく行え、事故防止に活用できます。

効率化・経費縮減の取組み③(水光熱費)

利用者の増加や今年度、新たに空調機器が設置されることにより、今後、エネルギー使用量は増加する見込みとなっていますが、当グループではこれまで取り組んできたエネルギー管理をさらに強化し、日々の節電・節水・空調温度設定管理・設備運転時間の変更、スタッフ・利用者への啓発による徹底管理など運用改善型省エネルギー対策とともに、設備の改善・修繕などの設備投資型省エネルギー対策（省エネルギー機器を更新導入）を併用しながら、使用量削減・コスト削減を目指します。

【 運用改善型省エネルギー対策 】

エネルギーを合理的に管理していくために PDCA サイクルによるマネジメントを実行し、日常の巡回点検や運転管理において、常に効率を追求し無駄を極力排除するとともに、収集・蓄積されたエネルギーデータに基づいて月 1 回程度設備管理ミーティングを実施し、スタッフへの啓発活動を強化します。その他、同規模／同用途施設との比較による省エネルギー診断によって、消費傾向を把握し長期保全計画の立案を行います。

【 設備投資型省エネルギー対策 】

運用改善型省エネルギー対策で得たデータ等を参考に予測計算し、劣化の目立つ系統及び費用対効果の高い設備の変更を優先的に行っています。設備改修やオーバーホール実施の際には、エコ製品の利用や LED・インバーター等の省エネルギー機器を導入し運用上無理のない省エネを実施していきます。

設備改修やオーバーホールは収支計画と密接な関係にあるため、必要な修繕が実行できるように項目を明確にした後、“指定管理者で対応できるもの”“区と協議が必要なもの”を検討していきます。基本的な考えとして修繕費予算内を超えない項目を優先的に実施いたします。



効率化・経費縮減の取組み④(他、経費)

前述の経費項目以外にも、日々の業務の中で効率化を図り、無駄の排除する取組みを積み上げ、経費縮減に努めます。

消耗品費・備品購入費

当グループの保有する多種・多岐に渡る購買ルートを活用し、集中購買による備品購入費やメーカー委託費の削減を実現します。また、集中購買が実施できないケースでも、購買ルートや入手した見積品質のチェックを行う「品質部署」により同業他社からの見積を比較し、厳重にコストチェックを行います。

広告宣伝費

港北スポーツセンターの宣伝広告を実施するにあたり、地元事業者や地元団体に協賛を募ることで、宣伝効果を下げることなくその費用の軽減を実現しています。経費の削減を実施すると同時に協賛者側のメリットも大きく、宣伝効果によって事業者の認知度を高めるなど地域の活性化にもつながります。

リース料

トレーニングマシン、事務機器等高額商品については、リース契約を活用し(5年:60ヶ月リース)、単年度にかかる経費の負担を緩和させます。また、リース期間終了後も(程度の良いものは)継続して再リース契約をすることで、年間のランニングコストを軽減させます。

5 管理運営経費

(2)施設の課題等に応じた費用配分

①指定管理事業の収入計画

2 指定管理・収入の部 (令和4年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	積算根拠	
合計				98,984		
利用料金収入				42,082		
		※実収入率=実績値/計画値等を考慮して				
項 目	第1体育室 (団体)	A区分	694コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,252	7,512	第1体育室の団体稼働率は高く、大幅な 上昇は見込めないと考えられ、過年度水 準を維持	
		B区分	694コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,252			
		C区分	694コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,252			
		D区分	694コマ × 1,500 円 93% 97% = 939			
		E区分	694コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,252			
		F区分	694コマ × 2,500 円 93% 97% = 1,565			
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥1,500,000含む)			
	第2体育室 (団体)	A区分	347コマ × 2,000 円 90% 40% = 250	1,021	第1体育室同様に稼働率は高く、大幅な 上昇は見込めないと考えられ、過年度水 準を維持	
		B区分	347コマ × 2,000 円 85% 30% = 177			
		C区分	347コマ × 2,000 円 85% 20% = 118			
		D区分	347コマ × 1,500 円 85% 30% = 133			
		E区分	347コマ × 2,000 円 90% 30% = 187			
		F区分	347コマ × 2,500 円 90% 20% = 156			
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥1,000,000含む)			
	第3体育室 (団体)	A区分	347コマ × 1,000 円 95% 95% = 313	1,862	第1・2体育室同様に稼働率は高く、大幅 な上昇は見込めないと考えられ、過年度水 準を維持	
		B区分	347コマ × 1,000 円 95% 95% = 313			
		C区分	347コマ × 1,000 円 95% 95% = 313			
		D区分	347コマ × 1,000 円 95% 90% = 297			
		E区分	347コマ × 1,000 円 95% 95% = 313			
		F区分	347コマ × 1,000 円 95% 95% = 313			
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥450,000含む)			
	研修室 (団体)	A区分	347コマ × 700 円 95% 80% = 185	1,052	類似施設の研修室の稼働率と比較する と、高い水準であり、これを維持することを目 標とする	
		B区分	347コマ × 700 円 95% 80% = 185			
		C区分	347コマ × 700 円 95% 80% = 185			
D区分		347コマ × 700 円 95% 70% = 162				
E区分		347コマ × 700 円 95% 70% = 162				
F区分		347コマ × 700 円 95% 75% = 173				
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥350,000含む)				
テニスコート (団体) : 平日	A区分	600コマ × 2,000 円 - 85% = 1,020	4,324	テニスコートのオムニコート化により、利用機 会の拡大につながるかと考え、収入増を見込 む。なお初年度はオムニコート化による工事 を予定しているため、他の年度よりも収入を 低く見込んでいる		
	B区分	600コマ × 2,000 円 - 85% = 1,020				
	C区分	600コマ × 2,000 円 - 85% = 1,020				
	D区分	600コマ × 2,000 円 - 85% = 1,020				
	E区分	174コマ × 2,000 円 - 70% = 244				
	F区分	-				
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥1,600,000含む)				
テニスコート (団体) : 休日	A区分	300コマ × 3,000 円 - 85% = 765	3,186	テニスコートのオムニコート化により、利用機 会の拡大につながるかと考え、収入増を見込 む。なお初年度はオムニコート化による工事 を予定しているため、他の年度よりも収入を 低く見込んでいる		
	B区分	300コマ × 3,000 円 - 85% = 765				
	C区分	300コマ × 3,000 円 - 80% = 720				
	D区分	300コマ × 3,000 円 - 80% = 720				
	E区分	90コマ × 3,000 円 - 80% = 216				
	F区分	-				
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料 ¥600,000含む)				
体育室 (個人: 大人)	A区分	2,500人 × 120 円 - - = 300	1,800	参加率が高い水準を維持しているため、大 幅な上昇は望めず、微増の見込み		
	B区分	2,800人 × 120 円 - - = 336				
	C区分	2,500人 × 120 円 - - = 300				
	D区分	2,000人 × 120 円 - - = 240				
	E区分	2,200人 × 120 円 - - = 264				
	F区分	3,000人 × 120 円 - - = 360				
体育室 (個人: 小人)	A区分	500人 × 30 円 - - = 15	114	参加率が高い水準を維持しているため、大 幅な上昇は望めず、微増の見込み		
	B区分	500人 × 30 円 - - = 15				
	C区分	700人 × 30 円 - - = 21				
	D区分	1,000人 × 30 円 - - = 30				
	E区分	600人 × 30 円 - - = 18				
	F区分	500人 × 30 円 - - = 15				
トレーニング室 (個人: 大人)	A区分	10,000人 × 300 円 95% - = 2,850	19,380	トレーニング機器の入替や、インボディ設置 による体組成測定が可能になったことで、ト レーニングに対するきっかけづくりが増えると 考え、収入増を見込む		
	B区分	11,000人 × 300 円 95% - = 3,135				
	C区分	12,000人 × 300 円 95% - = 3,420				
	D区分	10,000人 × 300 円 95% - = 2,850				
	E区分	11,000人 × 300 円 95% - = 3,135				
	F区分	14,000人 × 300 円 95% - = 3,990				
トレーニング室 (個人: 小人)	A区分	30人 × 100 円 95% - = 3	31	トレーニングに対するきっかけづくりが増えると 考え、収入増を見込む		
	B区分	50人 × 100 円 95% - = 5				
	C区分	50人 × 100 円 95% - = 5				
	D区分	100人 × 100 円 95% - = 10				
	E区分	50人 × 100 円 95% - = 5				
	F区分	30人 × 100 円 95% - = 3				
付帯設備利用料金		観覧席、放送設備、冷暖房費等		1,800	空調設備導入に伴い、利用増を見込む	
利用料金収入 (駐車場)		3,050台 × 274円 = 12ヶ月 (仮定)		10,028	現行枠が限られているため大幅な上昇は 見込めないことから過年度水準	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (マイヘルス健康、夜の卓球等)	3,627	35,794	現教室の参加率向上や、談話室のスタジ オ化、さらにオンラインレッスンによる利用増 に伴い、収入増を見込む	
		第二体育室 (チャレンジ健康、調と体の体操等)	10,990			
		第三体育室 (女性と健康、太極拳等)	7,053			
		研修室 (月曜ヨガ等)	2,064			
		テニスコート (水曜テニス、土曜キッズテニス等)	9,720			
		談話室	2,340			
	当日教室	(ナイトヨガ、ヒラティス等)	10,284			
文化教室	(ハワイアンキルト、絵手紙等)	676				
その他収入 (託児)		託児料 (親子体操)よりA・B、火曜テニスA・B 600円×50組×4教室		120	現行の教室を基本に参加率向上を図るも大幅な上昇はな いと見込めず過年度実績同水準	

5 管理運営経費

②指定管理事業の支出計画

3 指定管理・支出の部 (令和4年度)

	内 訳	合計金額 (千円、税込み)	積算根拠		
③ 維持管理運営費用	小計 (千円、税込)	122,360			
項 目	人件費	48,537	自社の人件費算出根拠表に基づき一定水準の給与支払、業務水準に応じ適正に算出。現行体制を維持する予定だが、過年度実績より支出増となったのは、一部教室を直営化したことによるものである(教室指導の項目を追加)		
	(各種社会保険、法定福利、福利厚生、通勤費等含む)				
	修繕費	小規模修繕	5,500	区指定額を計上	
	設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物含む総合建物管理・保守点検	8,360	人件費と一部業務追加に伴い過年度実績より増加を見込む	
	消耗品費	事務・設備消耗品、災害備蓄品、備品購入費含む	4,800	実績額に加え、災害備蓄品の追加費用を見込む	
	広報費	広告掲載料等	1,000	過年度実績同水準	
	印刷製本費	施設・教室案内作成費等	120	過年度実績同水準	
	光熱水費	水道	2,000	第1・2体育室の空調設備導入に伴い、過年度実績より増加を見込む	
		電気	5,400		
		ガス	3,600		
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険	600	過年度実績同水準	
	使用料・賃借料	[リース月額] オムニコート、トレーニングマシン 監視カメラ、ロッカー更新 利用人数管理システム、談話室 その他事務用備品	9,348	収入増を計画する上で必要な経費増を見込む	
		再リース (トレーニングマシン、駐車場設備、精算機等)	500		
		スポーツ教室等諸室使用料	5,500		
	委託料・謝金	教室指導謝金・委託費	16,234	17,734	教室増設を図るため、増加を見込む
		イベント・特別教室開催経費	1,500		
	公租公課費	事業所税	2,000	過年度実績同水準	
	旅費		120	過年度実績同水準	
	通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、オンライン配信、利用人数管理システム	900	実績及び各社見積額より算出	
支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料、振込手数料	600	過年度実績同水準		
会費及び負担金		30	町内会活動への参加費用		
事務経費本部分	人件費・水光熱費を除く支出の10%	5,711	本社販売管理費等を見込む		
その他			2年目に第三者評価を見込む		

5 管理運営経費

③自主事業の収支計画

4 自主事業・収入の部（令和4年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	積算根拠
② 自主事業収入		小計 (千円、税込み)	10,508	
利用料金収入 (早朝施設利用) <small>※指定管理者による 時間外施設使用料を含む。</small>	早朝トレーニング室	3,500人×300円	1,050	トレーニング機器入替や、直前割引、テニスコートのオムニコート化等による収入増を見込む
	早朝個人利用	1,000人×90円	90	
	第1体育室（団体）	400コマ×1,500円	600	
	第3体育室（団体）	200コマ×750円	150	
	研修室	30コマ×500円	15	
	早朝テニスコート(平日)	350コマ×1,500円	525	
	早朝テニスコート(土日祝)	180コマ×2,250円	405	
利用料金収入 (早朝駐車場利用)	時間外駐車場利用料 1,800台×274円		493	教室・個人利用参加率上昇による収入増を見込む
スポーツ教室等事業 (早朝区分、オンライン)	早朝定期教室	200人×1,600円 1,000人×550円	870	オムニコート化や、各教室の参加率上昇、オンライン導入による収入増を見込む
	早朝テニスタイム	200人×750円	150	
	早朝当日教室	800人×450円	360	
	オンライン教室	700人×1,000円	700	
飲食事業(自動販売機)	飲料自動販売機販売手数料		3,100	利用増を見込み自販機収入も増加を見込む
物販事業	シャツ、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売 ボール、ビブス、ラジカセ、シューズ等レンタル		2,000	過年度実績同水準
その他				

5 自主事業・支出の部（令和4年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	積算根拠
④ 自主事業による経費			8,923	
項 目	スポーツ教室等事業 (早朝区分)	指導料	910	初年度はテニスコート工事による経費減、開催枠もあり次年度以降は同水準を維持
	人件費	早朝スタッフ	5,813	最低賃金上昇に伴い、増加を見込む
	物販事業	販売品仕入れ	1,200	物販拡大に伴う経費増を見込む
	その他	行政財産使用料(飲料自動販売機) 地域派遣指導料、時間外教室施設使用料等	1,000	地域への出張派遣の機会増などにより増加を見込む

5 管理運営経費

(3) 適正な委託・調達・雇用

① 業務委託についての基本方針

業務委託の必要性和判断基準

当グループは、指定管理業務を実施するにあたり、直営・自社管理での履行を原則としておりますが、業務の専門性や地域連携・地域経済の活性化の観点から業務の一部を第三者に委託する予定です。

グループの基準として「利用者サービスの向上」「安全性の向上」「技術力の確保」「維持管理体制の強化」「緊急時対応の充実」「コストの縮減」など各項目において（直営と比較して）優れている場合は、導入の判断をすることといたします。技術力・管理能力・見積金額等を精査し、最高のコストパフォーマンス（費用対効果）を提示した事業者と引き続き連携していきたいと考えております。

業務委託の選定方法

第三者委託を行うにあたっては港北スポーツセンターにおける「業務の現状を正確に把握」し、「課題の整理と優先順位」をつけ、「解決に必要な手段として第三者委託が有効か」を常に検討します。さらに指定管理者の責務である「高齢化社会への対応」「環境保護」「地域雇用への貢献」「地域社会との調和」などの社会的貢献を加味した判断も行っていきます。

現在、港北スポーツセンターの管理業務・納品等の再委託先・購入先である事業者については、管理経験上のノウハウ、危険予測・不具合箇所の見地、調達品の安定供給等の面を考慮して原則継続発注を検討しています。しかしながら、より多くの事業者に参加してもらうためにも、定期的に事業者を選定して業務説明を行い、各社より見積り・企画提案を募り、公平・公正な発注を行います。

判定基準	調達基準	運営	人事	財務
①	本施設における業務の現状を正確に把握する	技術的な問題解決の能力を有しているか	従事するスタッフの不規則勤務の改善等	コストの改善や収支の向上が見込めるか
②	さまざまな業務における課題の整理と優先順位をつける	運営、維持管理体制の向上が図れるか	業務調整を施しても現地対応が困難か	業務仕様のバランスは適切か
③	問題解決に必要な手段として再委託が有効であるか	緊急時体制・対応の充実が図れるか	地元雇用や地域連携に寄与できるか	経済性が著しく悪化しないか

第三者委託先の管理方法

委託先の業務管理を行うため、契約時に作成した「業務仕様書」に基づく事前打合せを行うとともに、「年間作業報告書」の提出を義務付けます。

業務終了後には「作業報告書」及び「作業写真」を出させることで、履行の確認と情報の共有を図ります。

また、一連の情報は、港北スポーツセンターにおける保全計画の策定や LCC 適正化のためのデータベースとしても蓄積します。

作業時の立会い・作業方法・完了確認は適時行いますが、定期的に委託事業者に対するモニタリングを行い、業務品質を担保してまいります。



5 管理運営経費

②市(区)内事業者への委託・調達について

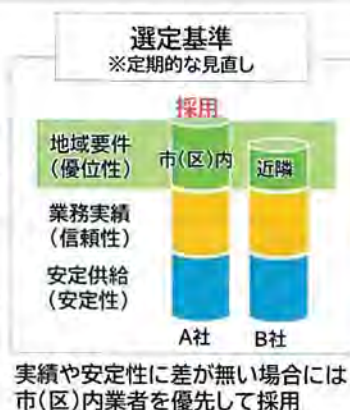
当グループは第三者委託の選定や、物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として“地産地消”を掲げております。地元事業者に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

市(区)内調達基準の設定

港北スポーツセンターの指定管理業務においては、業務委託・物品購入について区(市)内調達基準を定め、その基準に則り業者の選定を行います。

確かな技術と最高のコストパフォーマンスを提示した委託先を選択することを前提に、区(市)内に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携にたけた事業者・人材を確保します。特別な技術が必要で区(市)内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ってまいります。

地元事業者との連携を進めるなかで、(公財)横浜市シルバー人材センター(神奈川事務所)との連携も図っていきたいと考えます。シルバーとの業務提携は、高齢者の働く場の創出・働きやすい職場環境の構築によって地域社会との調和に寄与できる重要な要素として捉えております。



③委託業務一覧

点検項目	頻度・回数	年額(税込み)	事業者名	所在地
床面定期清掃(塩ビ系床)	4回/年			
床面定期清掃(タイル系床)	4回/年			
床面定期清掃(カーペット床材)	1回/年			
ガラス清掃	4回/年			
害虫防除	12回/年			
植栽等整備	1回/年			
廃棄物処理	12回/年			
電気設備点検	12回/年			
電機設備点検(清掃)	1回/年			
自動ドア保守点検	3回/年			
消防設備点検	2回/年			
受水槽清掃	1回/年			
簡易専用水道検査	1回/年			
飲料水水質検査	2回/年			
排水管高圧洗浄	1回/3年			
体育機器保守点検	1回/年			
観覧席保守点検	1回/年			
機械警備業務	通年			
受変電設備非常用発電機	12回/年			
受変電設備非常用発電機	1回/年			
非常用発電機模擬負荷試験	1回/年			

5 管理運営経費

(4) 指定管理料の額

指定管理料について

当グループは、指定管理者として施設の管理運営を進めるにあたり、本制度の導入目的のひとつである、「公共サービスの効果・効率の向上」、すなわち、施設利用率の向上、利用者数の増加等を達成目標とする一方で、経費の削減を図り市(区)の負担（指定管理料）を軽減することを求められるということを十分に理解しています。

前術の通り、当グループの収支計画は、安にコストダウンを図るのではなく、現状のサービス水準を基に、新たなサービス提供（収入増）とさらなる効率化（コスト縮減）を図ることをポイントとして計画しています。

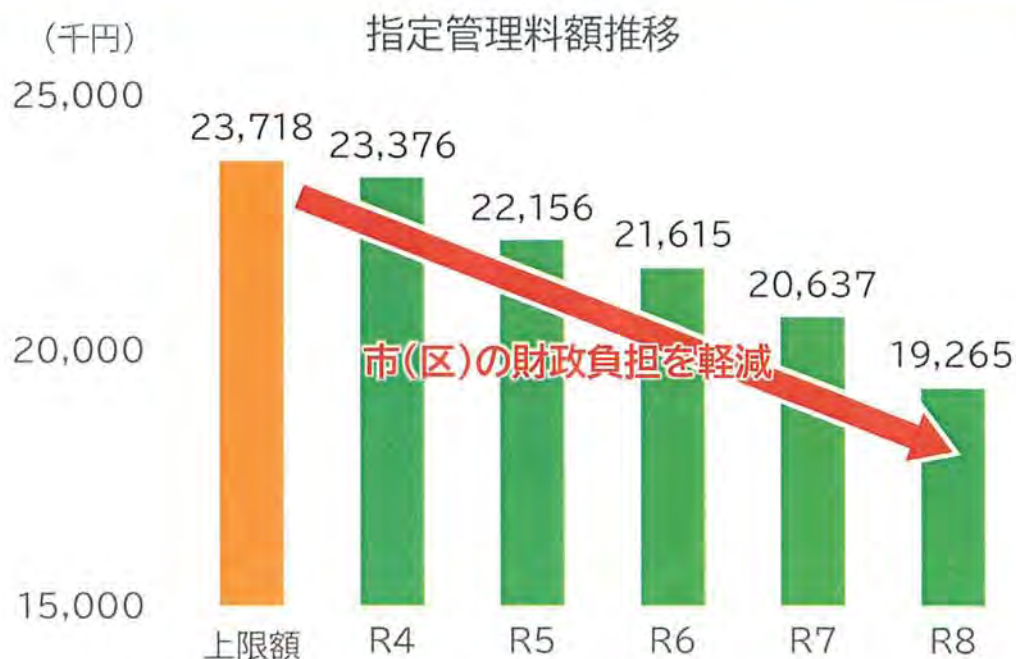
指定管理料は指定管理事業の収支差により算出しており、費用対効果の高い新たなサービスの継続的な提供により、収入増を実現し追加費用に充てる減資の確保と共に、収支計画の段で市（区）の設定する予算額を下回る結果（財政負担軽減の実現）となっています。

5年間の収支計画（年度推移）

(単位:千円)

	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)
①施設運営収入	98,984	101,711	103,226	104,842	106,507
②維持管理運営費用	122,360	123,867	124,841	125,479	125,772
指定管理料(②-①)	23,376	22,156	21,615	20,637	19,265

1,154 万円削減 ※上限額からの比較（5年間の総額）



6 施設管理

(1)メンテナンス及び環境保持・環境配慮

①維持管理に関する考え方

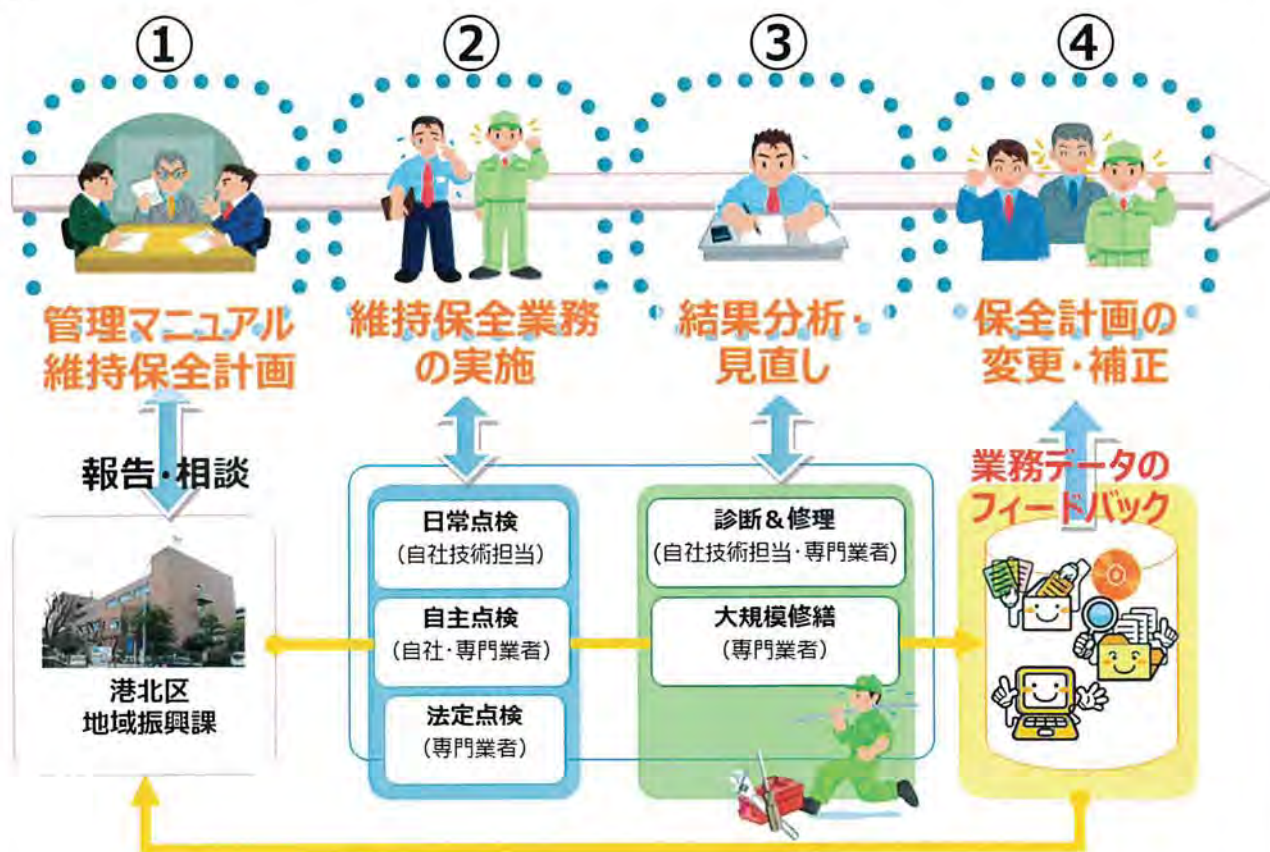
維持管理業務は、施設利用者や施設で働くスタッフなどすべての人が、快適に利用するために必要な業務です。とりわけ安全かつ効率的な維持管理を実現するには、さまざまなノウハウや専門知識が必要となるため、総合ビル管理のノウハウと幅広いネットワークを持つ構成団体が中心となって計画的に業務を行います。

当グループは、これまでの指定管理運営実績のなかで蓄積した「グッドプラクティス」を参考として、本施設が持つ機能（ポテンシャル）の最大効用のため、民間事業者の持つノウハウを余すことなく発揮します。例えば、コスト意識に偏ったメンテナンス頻度の削減などのような「不完全な管理状態」ではなく、**利用者の目線に立った「安全で快適な施設の提供」**が大切であると考えています。

「安全な維持管理」とは、①日常・定期保守点検の実施により安心できる環境の提供 ②非常防災設備（消防設備等）の適切な点検により災害に対する安心の確保 ③経年劣化による漏水・漏電・外壁はく離などの防止を図る修繕などが大切な要素であり、同時に施設の「機能性」「経済性」「環境保護」にも対応した管理を行うことが重要なテーマだと考えています。

維持管理業務計画の立案

本施設の維持管理業務の実施にあたり、① 維持管理計画の策定 ② 維持保全業務実施 ③ 結果分析 ④ 計画変更・補正（フィードバック）のサイクルを繰り返し行います。法的規制における保全業務は必要最低限の基準と認識しており、当グループの技術者が、現場と現物を常に確認し維持管理に活かしていきます。



6 施設管理

②具体的な維持管理方針

安心で効率的な維持管理業務を実現するには、関係法令・園内規則や施設の利用状況などを考慮することが大切であり、「なぜ保守が必要なのか」「なぜ修理が必要なのか」という原点を理解することが最も重要です。

さらに、**安全性（S）**、**経済性（E）**、**快適性（C）**、**環境性（E）**の4つの項目に関して適切な検知をする必要があります。当グループは、保有するノウハウを最大限発揮し、市民の貴重な財産である「ファシリティ」を将来に渡り堅持するとともに、大切に次の世代へ引き継いでいきます。

当グループは、下記の5項目を維持管理の方針ととらえ、さまざまな手法により、安心で安全な施設、快適な空間の創造を実現します。



1

安全を最優先にした維持管理を実施します。

利用者が安全で快適に利用できるように安全面を最優先したメンテナンス計画を立て有資格者の指導のもと確実に実施します。

2

効率的な維持管理を実現します。

運営スタッフによる日常運転・簡易点検と併せ設備員の巡回点検により業務の効率化を図ります。業務の内製化を中心にメーカー設置業者との連携を図り、効率的なメンテナンス計画を立て実施します。

3

施設の快適性向上を目指します。

安全に配慮した快適環境の確保や、温度・湿度・天候にも留意する事により機能性向上を実現すると同時に、利用機会を損なう事の無い様、日常的・定期的な点検を実施します。

4

環境に与える影響を最小限に抑える維持管理をします。

省エネ診断によるエネルギー消費量の削減やグリーン購入を確実に実行し、環境負荷低減を前提とした維持管理を行います。

5

長期耐用化、長寿命化がはかれる維持管理をします。

LCC(ライフサイクルコスト)の適正化に加え、中・長期修繕計画を策定し、予防保全を前提とした維持管理を行います。

6 施設管理

③年間維持管理計画

定期自主点検 点検項目	頻度 回数	実施月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
館内日常清掃	毎日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
屋外日常清掃	随時	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
床面洗浄ワックス塗布	4回/年		●			●			●			●	
床面洗浄	4回/年	●			●			●			●		
カーペットクリーニング	1回/年									●			
窓ガラス清掃	4回/年			●				●		●			●
廃棄物分別・集積	毎日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
害虫防除	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
植栽等整備	3回/年				●		●						●
廃棄物処理	通年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
設備巡回点検	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
配電・分電盤・電話設備点検	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
照明設備点検	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受変電設備非常用発電機点検	12回/年	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
受変電設備非常用発電機清掃	1回/年						●						
非常用発電機模擬負荷試験	1回/年						●						
空調フィルター清掃	4回/年			●				●		●			●
自動ドア保守点検	3回/年			●				●				●	
消防設備点検(機器・総合)	2回/年				●						●		
受水槽清掃	1回/年						●						
簡易専用水道検査	1回/年							●					
飲料水水質検査	2回/年						●					●	
給湯器点検	1回/年										●		
排水管高圧洗浄	1回/3年				●								
体育機器保守点検	1回/年								●				
観覧席保守点検	1回/年								●				
機械警備	通年	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

6 施設管理

④安全を最優先にした維持管理

当グループの設備スタッフが、毎月定期的に施設の巡回点検を行い経年劣化等による事故防止に努めます。特に外壁のはく離や漏水、漏電などで利用者の安全が損なわれることが無いよう施設の安全性を保ちます。

定期点検や法定点検を年間管理計画に基づいて実施し、常に安心できる施設環境を維持します。保守点検によるデータを蓄積し、区担当者との「情報の共有化」や「安全水準の確保」さらに「情報公開用のデータ」として活用します。

異常発生に対する初期行動は、経験と機動性を兼ね備えた施設常駐スタッフが一次的な対応をし、区内管理施設・区内委託（協力）業者などのバックアップ（二次的対応によるトラブルの補完）により、迅速に対処を行います。異常発生（設備故障・人的事故など）から対応、処理完了までをマニュアル化して運用します。

営業中に発生した設備異常を利用者に周知するために、人的手配と設備的手配に分けた効率的な対応を行います。人的手配（スタッフによる口頭伝達）では、現段階の不具合状況に対しての理解と協力が必要な旨を分かりやすく説明し、設備的手配は、館内放送や掲示板を使い利用者に対し周知します。

停電・落雷などにより、不具合の解消に時間がかかる恐れがあるときは、二次的事故・事件の防止のため、さらなる現地スタッフの迅速な行動と臨機対応で復旧活動に努めます。特に、更衣室等を利用されている方は、暗やみの中での転倒など危険が伴うことから、先行して現地に急行するなどの配慮をします。



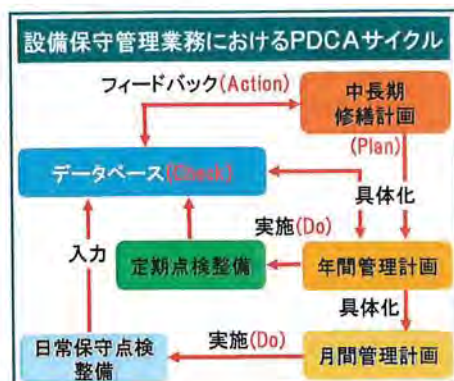
6 施設管理

予防保全の徹底

設備機器における事故や故障の発生を未然に防ぐため、予防保全を基本とした業務計画を作成し、PDCA サイクルを取り入れた LCM (ライフサイクルマネジメント) を実施します。

運転状態や保守点検結果をデータベース化するほか、建築物・設備機器等の修繕履歴を活用し、計画的に保守整備や部品交換を実施することで、それぞれの機能・性能を維持するとともに、安全・衛生管理の徹底に繋がります。

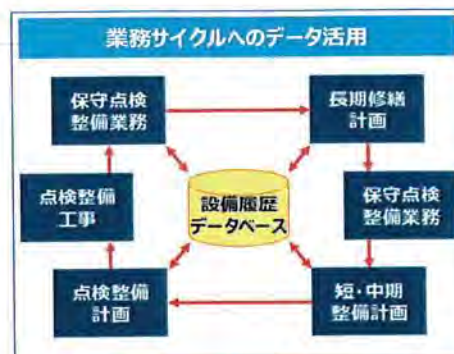
豊富な経験を有する職員および本社専門家が、保守点検結果や測定データの分析、定期的な診断調査等を行い、的確な予防保全を実現します。




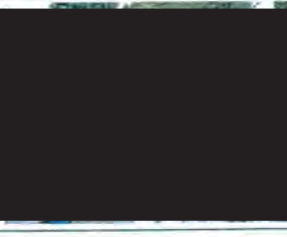

データの蓄積と予防保全管理への反映

各設備機器の特性を考慮し、重点的に点検が必要な箇所とその他の箇所を区分けし、点検効率を向上させることでメリハリのあるきめ細やかな日常保守点検や定期点検整備を実施します。

保守点検整備結果をデータベースとして蓄積し、蓄積したデータを活用することで、各機器の症状の診断、異常の早期発見、中長期の修繕計画の策定および予防保全管理へ反映させます。



自然災害等リスクへの対応

<p>地震対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「港北区地域防災計画」等に基づき、災害その他非常時における職員の参集基準の明確化を図るとともに、配備指令の伝達手段および各種対応方法等について、万全なシステムを構築しています。 地震等の災害発生時には、即時被害状況を確認し、万一被害があった場合は危険箇所を閉鎖し、利用者への二次被害を防止するとともに速やかな復旧措置を講じ、施設の稼働に影響を与えないようにします。 	
<p>台風・ゲリラ豪雨への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 台風発生時には、接近前に状況に応じて養生や補強・屋外備品の固定等必要となる対策を施し、通過後は被害状況を確認後、直ちに通常利用が可能になるよう整備します。 近年、局地的にしかも記録的な集中豪雨により浸水するといった内水型氾濫が度々発生していますが、このような都市型水害(内水氾濫・ゲリラ型洪水)にも迅速・的確に対応する体制を整備しています。 	
<p>冬期路面凍結および雪害への対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> 路面凍結や積雪により利用者の歩行が危険な場合は、注意喚起看板を設置するとともに、必要に応じて必要に応じて融雪剤やガスバーナーを使用して路面凍結除去作業を行い、歩行導線を確認します。 降雪の際は、屋根や樹木から塊となって落雪し、利用者の歩行には大変危険な状況となることがあるため、必要に応じてカラーコーン等による進入禁止措置を行います。 路面凍結等の緊急時に備えて、融雪剤及びガスバーナーを配備します。 	

6 施設管理

⑤効率性に配慮した維持管理

当グループは、豊富な維持管理ノウハウを有しており、「自社管理」による管理水準を維持した上でのコストダウン手法を編み出しています。例えば、設備有資格者を技術担当者として選任し、毎月1回以上の「巡回点検」を自社で実施、法定検査・自主点検・修繕・報告書の作成など、その場で臨機に行うことで効率化を実現しています。さらに、近隣管理施設との業務日程の調整を図ることで、スケールメリットを活かしたコストダウンや、緊急時における迅速確実なバックアップなど、維持管理水準の向上にも繋がります。

定期点検や法定検査は、利用者の利用機会を阻害することの無いよう原則休館日に設定します。やむを得ず開館日に行う場合は、早朝や夜間に実施することとします。

経済性を重要視することによる安易なコストダウンを避け、目的や用途に合わせた維持管理水準を十分検討し、計画的に実施します。

具体的な効率化方策

業務フローの見直しによる定期点検コスト等の削減	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検と修繕工事(大規模改修を除く)の発注を一括化するほか、耐用年数が近づいた設備機器等については、交換のタイミングを勘案して実施することで、効率化を進めます。 また、職員の教育・研修を徹底し、技術レベルの向上を図ることで、メーカーや専門業者に委託している定期点検業務のさらなる内製化を進める等、経費削減につなげます。
業務別委託から包括的業務提携へ	<ul style="list-style-type: none"> 当グループでは、極力再委託はせず、指定管理者にて安全と品質をコントロールする体制を構築しています。 特に、従来の業務別入札による個別委託方式から、内製化及び包括的な事業提携へ変更することで、確実な業務遂行と品質の向上、作業の効率化を実現します。 専門的な知識や技術が必要な業務等個別契約が必要な業務については、地元企業等へ再委託をしていますが、企業の選定にあたっては、委託業務に関する豊富な実績を有しており、安全・確実な業務遂行が可能なことを前提とし、適正かつ合理的な企業を選定します。 委託する業務については、委託先と品質保証協定を結び、責任を持って委託することで全体の効率化につなげます。
効率的な設備運転	<ul style="list-style-type: none"> 各種設備機器について、過去の消費エネルギー実績を基に、エネルギー管理基準(基準温度、空調空間の限定、空調時間、外気取り入れ条件等)を設定し、エネルギー消費が最小となる最適な設備運転管理を行います。
空調機外気導入量の制御	<ul style="list-style-type: none"> 空気環境測定の結果等をもとに、室内の人員密度に応じて導入外気量を制御し、導入外気への熱移動に要するエネルギーの最小化を図ります。
照明点灯パターンの適正化	<ul style="list-style-type: none"> アリーナ等の貸出形式に合わせて、安全・快適なスポーツ環境を担保した上で、照明の点灯パターンを詳細に設定します。 職員の誰もがわかりやすく、間違えることのないよう、スイッチの横に操作方法を明記することで、無駄な電力の使用を抑制します。

6 施設管理

⑥快適性向上を考慮した維持管理

維持管理（保全）とは、建物の機能や性能を良好な状態に保つことです。維持管理は長期にわたり継続的に行われ、その良し悪しによって建物の寿命にも大きな影響をもたらすものと考えられており、利用者満足と直結した「建物の快適性」「使いやすさ」「親近感」「安心感」などの違いがあらわれます。

快適性向上を図る維持管理においては、全ての利用者に「健康に配慮した室内空間」「快適な館内温室度」などを提供し続けることが、最も大切なことと理解しています。

一方、施設の快適性は常に変化します。利用者本人の要因として「着衣」「代謝量」など、施設環境の内的要因として「室温」「湿度」など、また外的要因として「季節」「天候」などにも大きく影響されます。

当グループは、利用者から寄せられた意見や要望に対し、現在の施設状況を「（目で）みて」「（耳で）きいて」「（肌で）感じる」ことで、最適な施設空間として反映（不具合等の調整）させ、ニーズに合わせた快適性と安全性を提供します。



具体的な快適環境の例

【 快適空間、室内環境の具体的な指標（屋内体育施設の例） 】

室内温度	夏季において28℃前後、冬季においては20℃前後であること
部屋の水平温度	水平温度分布が一様であること
湿度状況	冬においては、40～50%で乾燥感や湿っぽさがないこと
室内気流	0.1～0.2m/秒の清浄な室内気流があること
上下の温度差	3～4K(ケルビン)以下であること ある部分の室内に面する箇所の温度はその部屋に近接する室温より3～4K以下であること

【 室内空気、快適環境の管理指標と対策（居室の例） 】

浮遊粉じん量	喫煙、燃焼機器等による空気汚染の指標…0.15mg/m ³ 以下であること ↓ 対策:換気をこまめに行う。禁煙、空間分煙を徹底する。燃焼機器の良好状態を確認する。
一酸化炭素	不完全燃焼や喫煙等による空気汚染の指標…検出されないこと ↓ 対策:換気をこまめに行う。禁煙、空間分煙を徹底する。燃焼状態が完全か確認する。
二酸化炭素	人による空気汚染、換気量の指標…1000ppm以下であること ↓ 対策:換気をこまめに行う。気積を 10m ³ /人以上とする。

6 施設管理

⑦環境負荷を最小限にする維持管理

本施設においては維持管理上、CO²の排出削減、水道光熱費の低減、ペーパーレス化の推進、廃棄物の排出削減、リサイクル推進などさまざまな手法を駆使し環境負荷低減を実現します。また「グリーン購入法」に沿った調達基準を定め、ESCO 導入の検討やシステム化を積極的に取り入れることで更なる低減に努めます。

当グループは、省エネルギー活動や新エネルギー導入を積極的に行い、日々の運用改善や新たな設備投資を実施しています。当施設においても、省エネルギー診断を実施し、結果に基づいて適切な省エネ手法を導入します。

省エネ診断による具体的な環境負荷低減手法の一例

電気関連		コージェネレーション	
1	蛍光灯安定器をインバーターに変更する	1	コージェネ、オンサイト発電の採用検討
2	照明回路を細分化する	2	排熱利用先の検討
3	蛍光灯高反射板を導入する	3	排気ガス温度の管理
4	人感センサーによる消灯、減光を実施する	建築関連	
5	照明器具の自動調光を行う	1	屋上緑化をする
6	水銀灯安定器をインバーター化する	2	屋上散水をする
7	電球や蛍光灯をLEDタイプに変更する	3	ガラス面に断熱・遮光フィルムを貼る
8	二次側に電圧調整機を設置する	4	ブラインドの設置
9	デマンドコントローラーの設置	5	サッシ(窓)の気密性向上
10	高効率型変圧器を取り入れる	6	侵入外気の遮断
11	変圧器の台数を制御する	7	南側・西側に植栽を植える
12	変圧器のタップ調整を行う	8	南側・西側に遮光シートやすだれを設置する
13	高効率モーターの採用	9	自然採光システムの導入
14	不要トランスの遮断	10	屋根・壁面に断熱塗料を塗る
15	省電力型OA機器の導入	11	館内をグリーン化する
16	外灯管理(タイマー、デイルイト等の採用)	空調・換気関連	
衛生関連機器		1	外気導入容量を見なおす
1	節水コマの取り付け	2	適正室温に保つ(冷えすぎ、温めすぎ)
2	自動水洗の取り入れ	3	変风量(VAV)方式に変更する
3	擬音装置を取り付ける	4	便所排気を人感センサーにする
4	大便器用フラッシュバルブの流量調整	5	吸排気をロスナイ型に変更する
5	節水型シャワーヘッドを導入する	新エネルギー	
6	給湯温度を見直す	1	太陽光発電を導入する
7	中水(雨水、井戸)を利用する	2	風力発電を導入する
8	給湯温度を見直す	3	太陽熱を利用する
9	劣化パッキンを取り換える	4	業務用電力の契約先変更を検討する

6 施設管理

資源化・リサイクルの取組

維持管理上発生する廃棄物の削減・再利用に努め、経年劣化で機器の入れ替えが必要だと判断された場合でも、修理できるかを優先させ自主修理が可能であれば当グループの技術者が修理にあたり、できるだけ廃棄物を出さないよう努めます。

また、再利用可能なネジ類や電線、部品類などは分解して整理し、在庫することにより、不測の事態に備えます。

構成団体の環境活動の実績

【環境活動への取組方針】

構成団体は、2020年4月より、「CO2排出量の前年比1%削減の継続」、「2030年までに30%、2050年までに事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄う」事を目指し、取り組みを開始しております。

また、継続的に **ISO14001 (環境マネジメントシステム)** を取得しています。こうした環境活動への取り組みは、社内だけでなく、ビルマネジメント事業を通じて、オーナー様やテナント様への省エネソリューションを積極的に展開しています。ステークホルダーの方々とともに「自然環境との融和をめざした経営を行う」ことを実践し、企業としての社会的責任を果たします。

【理念】

地球環境の保全が人類共通の課題であることを認識し、事業活動において環境に与える影響を継続的に改善することによって、企業の社会的責任を全うするために環境保全活動に取り組みます。このことにより、1997年9月に制定された東急グループの経営理念で謳われている「自然環境との融和をめざした経営を行う」ことを実践します。

【環境活動 ISO14001 での社員の教育・啓蒙】

構成団体では環境活動の指針を設定し、その達成に全力を挙げて取り組んでいます。そのために、環境活動担当者を選出して、目標として掲げた活動の監視や推進を行います。外部 ISO 研修期間にて「内部監査員養成教育」研修を受講した担当者が、環境活動が ISO14001 の規格通りに行われているかの内部監査を行います。これらの教育を受けたスタッフが担当者となり、港北スポーツセンターの維持管理業務を行います。

【環境目標の設定と SDGs の取り組み】

東急グループの長期経営構想では、「サステナブル経営の推進」並びに「未来に向けた美しい生活環境の創造」を目指しており、テーマの一つである「低炭素・循環型社会」に関連して電力使用による CO2 排出量削減について長期環境目標を設定し公表しています。

<東急グループ長期環境目標>

- ・2030年:電力使用による CO2 排出総量 30%削減
- ・2050年:事業で使用する電力を再生可能エネルギー100%で調達

<構成団体の施策>

①再生可能エネルギーの導入

2021年4月1日に当社研修センターの電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えました。その他事業所についても、順次切り替えを実施します。

②社有車の切り替え

社有車を水素・電気自動車、ハイブリッドカーなどのエコカーに順次切り替え、2030年までに全ての切り替えを完了させる計画です。

6 施設管理

⑧施設の清掃について

施設清掃業務においては、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）」に準拠した管理計画を立案するとともに、市が準拠している環境マネジメントに沿った運用を行います。建築物環境衛生管理技術者等による指導のもと、最も適切な対応を行います。

日常清掃による“美観の維持”と“利用者の満足度”は、決められた時間に決められたマニュアル通りに作業することだけでは得られません。常にお客様の視点に立ち、動線や施設の使用状況を把握して作業に取り組むことにより、本当の満足を感じる安全・快適で衛生的な環境を提供できると考えます。

施設利用者の第一印象につながる管理事務所（受付窓口）やトイレ・更衣室の美観度は特に注意して重点的に清掃します。床が滑りやすい雨の日などはエントランスの拭き取り清掃をこまめに実施し、スタッフによる声掛けや貼り紙などで利用者に注意を促します。

定期清掃および特別清掃（ガラス清掃・床ワックス掛け清掃など）は、休館日や早朝・夜間に実施し、日常清掃とベストミックスした施設の美観を維持するとともに、床材質など施設の保護に努めます。

施設規模、運営・利用状況、マニュアルの確認



適正な資機材の選定と使用方法確認



実作業時の安全確認及び品質チェック



定期診断時の施設状況の確認と日常管理の整理



清掃業務の体制

予防保全を基本として、使用頻度や汚染レベルに応じた清掃方法を選定するとともに、利用者等の利用を妨げないよう業務計画を立案し、効率的な業務を徹底します。

大会やイベント前後等繁忙期には、客席や利用各室等の清掃を確実にかつ効率的に行うための増員体制を構築するほか、継続的な教育・訓練の実施および最新技術の導入により、技術と意識を向上させます。

作業実施の有無と品質の確認に関し、品質基準を定めた「清掃業務チェックシート」を作成し、担当者の自主点検、責任者による日常点検・定期点検、さらには本社付け環境プロデューサーによる月次点検等のモニタリングを行い、業務の確実な遂行に努めます。

「清掃業務チェックシート」にて、作業実施の有無（達成率）、品質レベル（清掃の仕上がり・職員の対応等）、管理状況（資機材・消耗品等）、クレーム対応（処置完了・対応時間等）等の評価を定量化することで、業務品質を客観的に判断・評価できる仕組みを構築します。



6 施設管理

⑨植栽の管理について

みどり豊かな環境を、適切な維持管理を実施することにより守り育て、区民や利用者へ安全で快適な環境と景観を提供します。そして、“植物は生き物である”という観点から、最適な時期に、適切な作業方法による樹木・草花および芝生の維持を行います。また、利用者および施設スタッフの安全確保に十分配慮し、無事故、無災害を目標として植栽管理を実施します。

高木・低木の花木や果樹木などは、開花期を考慮して毎年観賞に堪える開花や結実を確保できるように管理を行います。また枯れ枝等の早期発見を行い、危険防止に努め、事故を未然に防ぎます。樹林地においては緑地にふさわしい森林景観と安全面からの見通し確保をはかるため、園路沿いを中心に下枝の除去や間伐を適切に行います。周縁部においては隣家や交通安全にも十分に配慮したうえ作業を実施します。

利用者の動向や開催する大会・イベント等のスケジュールにも合わせた実施計画を立て、適切な作業時期を明確にします。日常の管理のなかでの状況変化にも留意し、野球場、グラウンドなどの使用日には、最良の状態を提供します。

— 樹木の維持管理は、年間を通じて美観の維持と生長のバランスを考慮して実施します —

<p>—高木剪定・伐採—</p> 	<p>目的 単独樹木の美観保持と、組み合わせ植栽されている樹木のバランスをはかるための美観上の目的と、通風と日照の向上、病虫害発生や強風や雪による枝折れを防止する生理上の目的により実施します。</p> <p>作業内容 通常の剪定は落葉樹の剪定時期に適しており、かつ来園者の少ない1月から3月の冬季に実施しますが、繁茂の激しい樹木については、7月の夏季に実施します。 公園内の樹木という特性を生かすために、自然形の美しい樹木、心地よい日陰を創出してくれる樹木は、剪定しないようにします。また、電線や標識、建物を覆っている樹木については、強剪定をして対象物の機能を阻害しないようにします。さらに、枯損木と景観ならびに機能を阻害する樹木については、伐採を実施します。剪定作業により発生する枝葉は、再利用分を除き区内もしくは近隣のリサイクルプラザへ搬出します。太い幹枝はリサイクルセンターへ搬出します。</p>
<p>—低木剪定・生垣剪定—</p> 	<p>目的 樹木を一定の大きさ形に保持し、通風を良くして病虫害を防止する目的で刈込を実施します。</p> <p>作業内容 次年の花咲きを良くするために、7月から8月にかけて刈込を実施します。剪定作業により発生する枝葉は、区内もしくは近隣の衛生センターへ搬出します。</p>
<p>—薬剤散布—</p> 	<p>目的 害虫等の病害が発生した場合、速やかに発生病虫に適応した薬剤を使用して、決められた希釈倍数の薬剤にて散布作業を実施します。</p> <p>作業内容 毛虫類の害虫やウドン粉病などの病害が発生した場合は、速やかに発生病虫に適応した薬剤を使用して、決められた希釈倍数の薬剤にて散布作業を実施します。作業実施に当たっては、風、降雨などの天候条件を考慮して実施します。また、来園者に飛散しないよう、作業範囲内に立ち入らない措置を講じます。薬剤散布は、病虫害の発生時のみの実施とし、環境への配慮から定期的な散布はしません。</p>
<p>—除草剤散布—</p> 	<p>目的 芝生地と植栽地以外の裸地部分は、美観を保持するために、年2回の除草剤の散布作業を実施します。</p> <p>作業内容 作業実施に当たっては、風、降雨などの天候条件を考慮して実施します。また、来園者に飛散しないよう、作業範囲内に立ち入らない措置を講じます。</p>

※ 植栽部の現場状況により、実施時期を適時変更する場合があります。

6 施設管理

(2) 修繕等への取組

① 長期耐用化・長寿命化を図る維持管理

港北スポーツセンターは、昭和 60 年 2 月の開設後約 35 年が経過したことから、今後さまざまな設備故障や不具合などが出てくることが予想されます。これまで蓄積した豊富な維持管理経験・データ等から、屋上防水等における不具合の可能性が最も高いと考えています。当グループの予防保全的対応により、可能な限りの長寿命化を図っていきます。

施設の中期保全計画を策定し、経年劣化による設備や躯体の想定寿命に備えます。また短期的な視野で見た「その場だけの措置・対応」ではなく、日常・定期点検で積み上げた情報をデータベース化し、修繕費が 1 件 100 万円を超える事案に対しては、迅速に貴区担当者に報告し、来るべき時期に備えた管理を行います。

中期改修・更新・修繕計画の策定

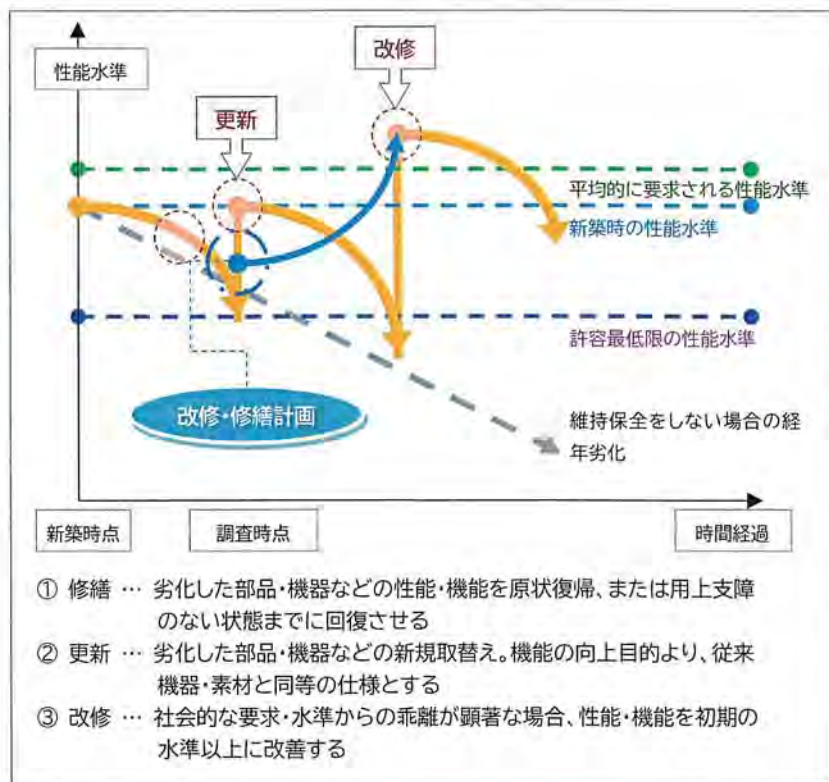
LCM（ライフサイクルマネジメント）の考えに従い、中期保全（改善）計画の策定と運用を実施し、施設の機能性向上や快適な環境の提供に活用します。さらに、年度ごとの計画に基づくメンテナンスの結果、修繕の必要な部位を確認し、優先度及び費用対効果を勘案し計画の見直しを行います。

修繕の必要な項目を明確にした後、修繕の難易度、金額に応じ、貴区が負担する大規模な修繕（100 万円以上の修繕）は、次年度予算申請時期に協議を行います。

ただし、可及的に対応を要する場合は、指定管理者の責務として一時的な処理・対応を行い、貴県とは事後協議とさせていただきたいと考えています。

設備機器トラブルは、竣工後 1 ～ 2 年に起こる「初期故障期」、3 年以降「偶発故障期」、竣工後 10 年前後を境に摩耗・摩擦に起因して起こる「摩擦故障期」に分類されますが、港北スポーツセンターの多くの設備機器が「摩擦故障期」に該当していると想定できます。

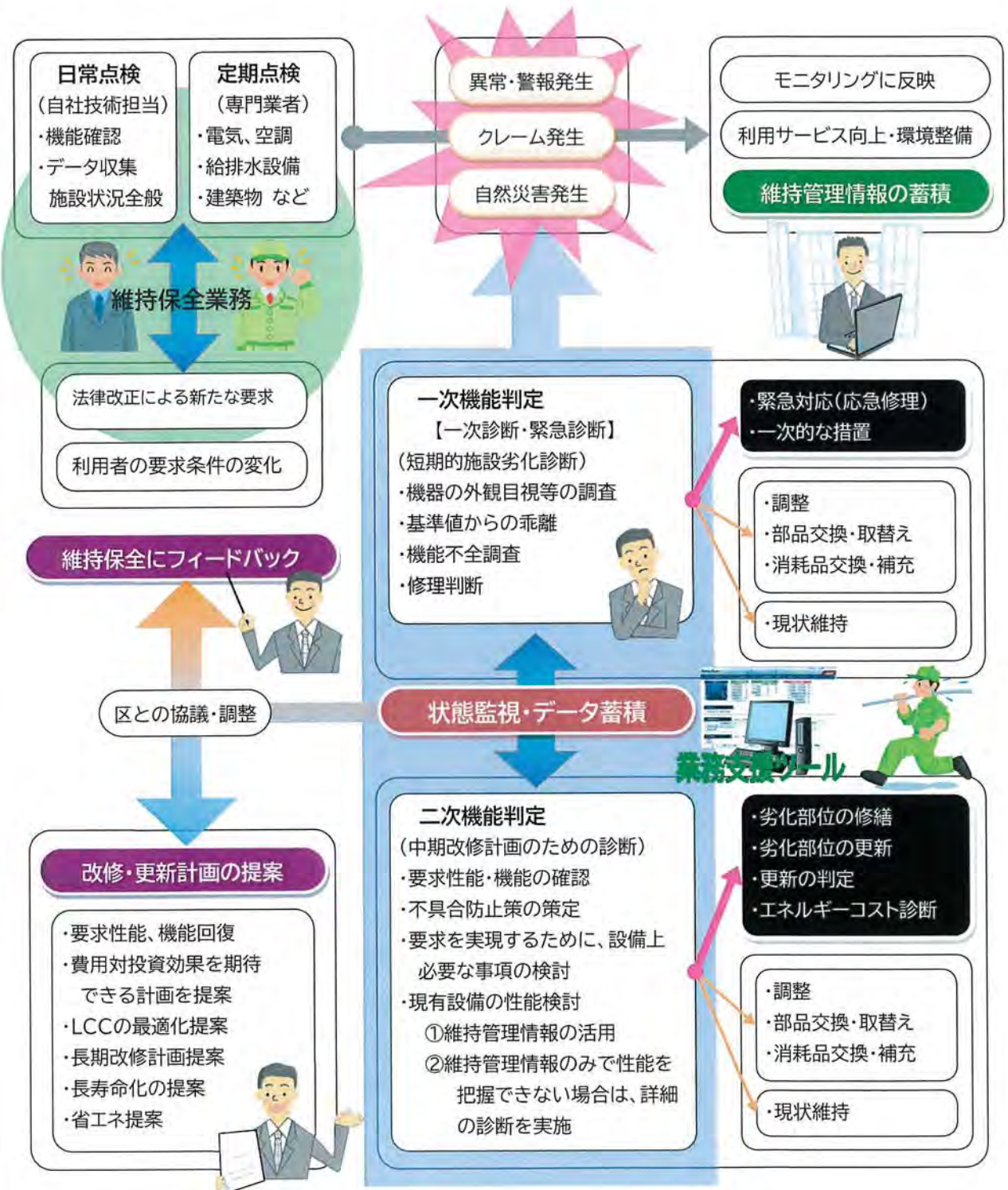
当グループは予防保全を計画的に行うことにより、「摩擦故障期」における「故障率の低下」を実現し、機能を維持しながら機器の長寿命化・修繕費の減少を図ります。また「ストックマネジメント」の考え方を取り入れ、予備の備品・必要な修理部品を事前に在庫しておくことで、摩耗の進行緩和・修繕等による利用機会の損失防止にも努めます。



6 施設管理

長寿命化・耐用化をはかる維持管理・修繕更新体制

中期保全計画を策定した後、年間の進捗度を示す年間管理計画一覧表を作成し、点検・補充・監視・清掃・法定検査などを確実に実施しているかの進捗状況を業務支援ツールのデータとともに管理していきます。そこで集約したデータの中・長期修繕・更新計画の要素に活用します。また、異常発生や自然災害発生への対応と合わせて以下のフローマップを基準として維持管理していきます。



7 安全管理

(1) 平常時の体制

① 安全管理(リスクマネジメント)に関する基本方針

基本的な安全対策として、「横浜市防災計画」や「港北区防災計画」「防災マップ」「洪水ハザードマップ」及び「港北AAA（安全で安心な明日を）」等の関連法令・計画を熟知し、加えて今までのケーススタディーを踏まえ策定した「港北スポーツセンター安全管理マニュアル」を運用しています。

また、スタッフ一人ひとりが「確認」「未然防止」の必要性を熟知して行動することができるよう、定期的な教育により意識改革を図っています。

利用者の安全対策は「安全に安心して利用できる施設の確保」であることが前提ですが、不測の事態に備えて「迅速に対応できる体制」も整備できていることが重要であると考えております。



■横浜市防災計画 ■港北区防災マップ
■港北区防災計画 ■洪水ハザードマップ

安全対策・事故防止の考え方とポイント

施設で起こる多くの事故や災害には、発生前に必ず何らかの兆候（前触れ）があり、複数の“兆候”が積み重なって事故等の“現象”になると考えられます。そして現象の裏には発生“原因”が隠れており、兆候の早期発見、現象・原因への適切な対策によって多くの事態は回避できると考えています。

当グループは「安全管理マニュアル」により事故防止対策を行いますが、（マニュアル化された業務の履行だけでなく）「兆候・現象・原因」の関連性を認識し、日常的に施設の利用状況を把握する“観察力”を身につけることが緊急事態発生の防止と被害の抑制に最も有効だと考えています。

各セクションチーフ・スタッフは、日常の事故防止対策として業務前・後の施設敷地内の巡回、営業中における巡回点検を行います。事故が起こりやすいような見通しの悪い箇所は、備品の移動や植栽の整備を行い、周囲からの見通しを確保するなど、事件・事故の未然防止に努めます。

安全対策責任者（総括責任者）は、施設スタッフへの教育・指導、定期的な研修により危機意識を養成し、セーフティチームを交えた運営会議や研修で危機管理体制への啓発を行い、日頃の業務から「兆候・現象・原因」の関連性を認識した、事故発生防止と被害抑制に有効な体制の実効力強化を図っていきます。



7 安全管理

②安全管理体制の整備

安全対策・事故防止の考え方とポイント

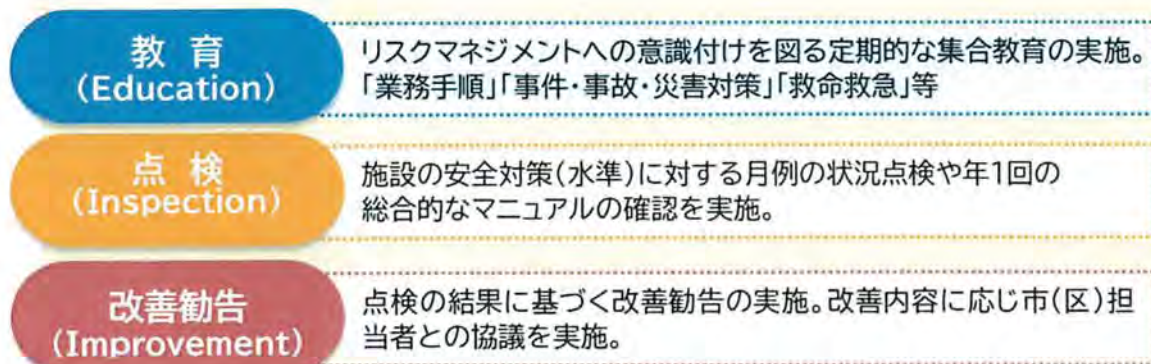
施設の安全管理水準を維持・向上させるため、定期的に港北スポーツセンター安全対策（リスクマネジメント）委員会を立ち上げ機能させていきたいと考えています。当グループ本部のガバナンスのもと、安全対策アドバイザーとして貴区担当課を交え、必要に応じて利用者代表からの意見も取り入れながら協議を進めていきます。

安全対策委員会は「安全対策責任者（総括責任者）」を頂点とし、各部門チーフ、協力企業等で構成され、定期的に対策会議を開催して安全体制の構築に努めます。



安全対策チーム「セーフティチーム」の運用

指定管理者として全国440施設以上の施設運営・管理を行ってきた当グループ代表団体は、各施設で積み上げた安全管理の経験を共有するとともに、安全の観点から指摘・改善を行う、安全推進チーム“セーフティチーム”により、「教育」「点検」「改善勧告」の3つの項目を安全対策の柱に、各種の安全に関する指導・水準監理を行っています。港北スポーツセンターにおいても同チームとの連携（指導・監督）を持ちながら、安全管理水準の向上に引き続き努めていきます。



7 安全管理

③安全管理マニュアルの策定

安全管理マニュアル

当グループでは、利用者の事故やケガ・盗難・自然災害、設備事故・個人情報漏洩等への事前対策が、本施設において重要なリスクマネジメントであると認識しています。

これらの事象に対し迅速且つ効果的な対応を実現させるため、「横浜市防災計画」や「港北区防災計画」「防災マップ」「洪水ハザードマップ」及び「よこはま安全・安心プラン」「港北AAA」などを踏まえ、当グループの実績とノウハウを加えた「港北スポーツセンター安全管理マニュアル」への改定を行いながら運用を行います。



マニュアルの要素(事業別の対応)

緊急事態に至る要因としては、地震・台風・大雨・強風・噴火等の自然災害（被害規模：大、発生頻度：低）及び、人身事故、設備事故、金銭・盗難等の人的事故（被害規模：小、発生頻度：高）などがあり、それら事象の違いによってそれぞれ異なる発生防止策、発生後の対応を行う必要があります。

マニュアルには豊富なケーススタディを含め、定期的な改定を行うことで、あらゆる危機に対応できる体制の整備と、スタッフの能力向上を支援するものとしています。

このマニュアルに従い、事故を発生させない対策や、緊急事態を想定した訓練を実施し、危機発生時に適切な対応がとれる体制づくりを行っています。

また、引き続き港北区及び地域防犯組織、関係機関、他の区内主要施設との連携を図りながら、緊急時の対応組織・連絡体制の整備をおこなってまいります。

港北スポーツセンター「安全管理マニュアル」



自然災害(地震・風水害・雪害)

- ・施設への被害予防を前提とした予防策
- ・被害確認と復旧、関係機関との連携
- ・被災者への支援活動(飲食物品の提供・避難所開設支援等)



人的事故(盗難・傷害)

- ・施設内の巡回や啓発活動(声かけ・館内放送・掲示等)
- ・関係情報の収集、警察・病院等への通報
- ・入館者の確認と警備への連絡



火災(施設火災・周辺火災)

- ・電気・ガス設備巡回や可燃物の現状把握(消防法遵守)
- ・消防訓練の実施(スタッフ研修)
- ・火災通報と初期消火、避難誘導、傷病者への応急手当



傷病者(病人・ケガ人)

- ・関連・類似施設の情報収集
- ・発見者による応急処置、事故発生時のスタッフ間の連携
- ・医療機関への連絡と搬送補助、利用者整理



設備事故(衛生面・機器故障)

- ・非常用発電機等の管理運転
- ・水道、冷暖房及び給湯管理
- ・日常・定期点検、複数の職員による業務確認

7 安全管理

④安全管理教育・訓練について

安全教育・訓練に対する考え方

災害や事故発生等の緊急時に、利用者の安全な場所への誘導や障害物の撤去等迅速な対応ができる体制を確立するために、これを確実にしていく研修を継続的に進めていきます。また、港北区や消防署等関連団体と連携しつつ防災訓練を定期的に行い、緊急時の実践的な職員研修を行っていきます。

ケガ・熱中症等傷病者の発生時に、救急隊員に引き継ぐまでの応急手当が施せるよう、赤十字救急法救急員の資格取得や、消防本部の実施する救命講習の受講などにより、エイドスキルの向上を図ります。また、スタッフ全員が心肺蘇生法、AEDの講習会を受講し救命の能力を身につけます



安全教育・訓練の実施計画

訓練内容	頻度	月												
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
安全マニュアルの確認	毎日	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
応急手当・蘇生法確認	毎日	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
通報訓練(演習)	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
緊急対応(防災)訓練	3回/年		●				●				●			
AED・CPR実地訓練	1回/月	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
個人情報保護研修	1回/年									●				

緊急対応訓練の事例

当グループの運営する指定管理施設では、消防署等の協力を受け、施設スタッフ・委託先・自治体職員・利用者と連携して緊急対応訓練を実施しています(年2~3回)。総括責任者(所長)の指揮のもと、各自(各班)の役割と担当以外の動きの把握、館内消防設備の把握などを行い、緊急時の連絡や報告の確実性を深めています。

<<訓練風景>>



- 今回の訓練が実際の災害時に行動できるよう、各人の役割の認識を意識し、業務に反映するよう心がける。
- 各班別に役割・動きの確認と担当外の動きの説明をする。
 - ・指揮通報班
 - ・消火班
 - ・避難誘導班
 - ・救護班
 - ・施設班

- 訓練① 火災警報確認後、事務所(隊長)に急行。
- 訓練② 事前に消火器の所在を確認して、持参し急行。
- 訓練③ 各班の動きを再確認、修正点を指摘する。
日中時・夜間時の対応を想定し複数回繰り返す。
- 訓練④ 水消火器による消火訓練消火器の使用方法的説明を受ける。
その後、全員で実演する。
- 訓練後 総括今回の反省点・課題点を踏まえ、非常事態への対応と意識を高める。

7 安全管理

⑤事故発生の防止・被害抑制策

事象別の安全対策

事象ごとに、懸念される要因に対し、具体的な安全対策を取り決め有事に備えていきます。またそれぞれが日々の運営業務にどう活かされているかを検証していくことが利用者本位の安全対策であると考えております。



具体的な安全対策

	実施案	具体例
防止策	スタッフによる監視・巡視点検	運営・受付・清掃・設備等各スタッフが日常の巡回の中で危険箇所・行為等を予測予見し、未然に対応策を取ることで安全を保持します。各施設及び設備・備品は(財)日本体育施設協会が定める安全管理基準に基づいたチェックシートを使って毎日点検し、利用者に支障や危険が予測される場合は使用を停止・禁止します。
	事故情報の収集 事故予防対策	全国の類似施設(体育館・ホールなど)における事故情報を収集し、事故の未然防止に役立っています。特に事故の可能性の高いことが判明した備品・用具類については、県との協議の上撤去を検討するとともに、得られた事故情報を基に、掲示板での注意喚起・スタッフ巡回時の安全な利用方法の説明等の事故予防を行います。
	利用者への注意喚起	どんなに機能的な施設でも、犯罪に狙われやすい場所・滑りやすくなる場所、降雨や積雪によって危険となる場所等が必ず発生します。これらの危険があらかじめ予測される場所には、立入り制限や注意看板、チラシ、ホームページ等を通じて利用者に注意を呼びかけます。
抑制策	関連部署・民間団体との協力体制の強化	緊急時に地域ぐるみで迅速・円滑な連携対応を取り、被害を最小限に収めるためには、日常から関連部署との連絡・協力体制を築いておくことが大切です。特に犯罪などに対しては、スタッフの個人的な判断を禁じ、責任者への連絡を義務付けると共に、警察への要請により事態の收拾を図る必要があります。今後も市、区、警察署、消防署などの関連部署・団体と連携し、連絡・協力体制の強化に努めます。
	事故対応(回復作業)と体制の強化	施設への被害があった場合は、市(区)及び関係機関と協議を行いながら復旧・修復作業を進め、隅々まで安全が確認された後、営業の再開をいたします。発生した事象の規模に関わらずその一連の内容(発生から回復までの対応)を記録として残し、管理マニュアルの改定を行い、危機管理体制の強化に努めます。
施設に関すること	建築物安全対策	①館内放送や声掛けによる利用者への注意喚起 ②ポスター・案内看板の設置による不特定の来館者への告知 ③ホームページや広報誌による利用制限情報発信など、不具合の発見時期と状況・規模により実施する具体的な対応を定め、建物の安全対策を外部に啓発します。
	維持管理における安全対策	巡回点検と相関した設備機器の予防措置及び危険箇所の早期発見(小修理)を行うことにより、施設の安全性を高める維持管理を行います。また、維持管理インスペクションや自主点検・モニタリングを行うことでさらなる機能性向上に役立っています。清掃作業では転倒防止のためノンスリップ性の高い中性ワックスを採用します。

7 安全管理

⑥防犯への対応策

施設内外における防犯体制を築き、利用者が安心してスポーツ・健康づくりに親しめる環境を維持するために、「よこはま安全・安心プラン」や「港北AAA（安全で安心な明日を）」等に沿って「港北スポーツセンター防犯指針」を策定し、その指針に沿った対策やスタッフ教育を講じていきます。

犯罪の起こりにくい環境の整備

盗難等の犯罪の発生率は、施設の雰囲気の良い悪しに比例するといわれています。犯罪が起こりやすいような雰囲気をなくすため、見通しの悪い箇所は備品類を移動したり、植栽の下枝を間伐したりすることにより、周囲からの見通しを確保します。

また、防犯のためにはトイレの雰囲気が重要であることから、トイレを明るく清潔に保つことにより、犯罪の起こりにくい施設とします。

スタッフ巡回による防犯対応

安心して利用できる環境を提供するため、開館前及び業務終了時には、警備に関する教育を受けたスタッフが施設敷地内の巡回を行います。

開館中も定期的に施設巡回・点検を行うとともに、館内放送やスタッフの声掛け、掲示物等で、手荷物の放置・ロッカーキーの管理に対する注意・貴重品ロッカーの利用促進を行い、ピックアップ、置引き等による盗難の防止を図ります。

夜間・閉館時に関しては、専門の警備会社（ALSOK）に機械警備を委託し、無人状況下においても万全の緊急体制を構築します。



駐車場の安全管理・防犯対応

多くの方が利用している駐車場においては、スタッフ巡回・声掛けに加え、防犯ポスターによる注意の喚起、警察への巡回要請などによって車上荒らし等の盗難被害を防止します。

また、昼間に比べて防犯上リスクが高い夜間等の時間帯には、警察の警邏コースとして組み入れる要請をするとともに、警備会社の巡回車待機場所として一部を開放するなど、施設としての防犯意識を高めていきます。



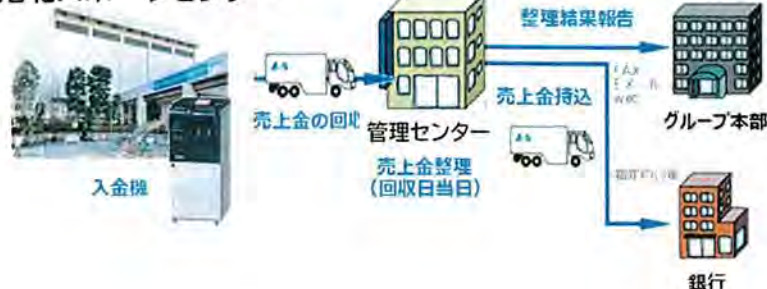
金銭管理について（自動入金機の設置）

港北スポーツセンターにおいては、利用料金収入・自主事業収入等多額の現金を取り扱うため、盗難・強盗・着服などの金銭取扱いリスクが非常に高くなると考えられます。

金銭に関する事故・犯罪の発生を防止するとともに、入金作業・経理業務の効率化を図るため、自動入金機を導入いたします。

入金機に現金を投入すると、自動的に銀行口座へ入金される仕組みになっており、管理者の金銭取扱いリスクを大幅に低減させます。

港北スポーツセンター



7 安全管理

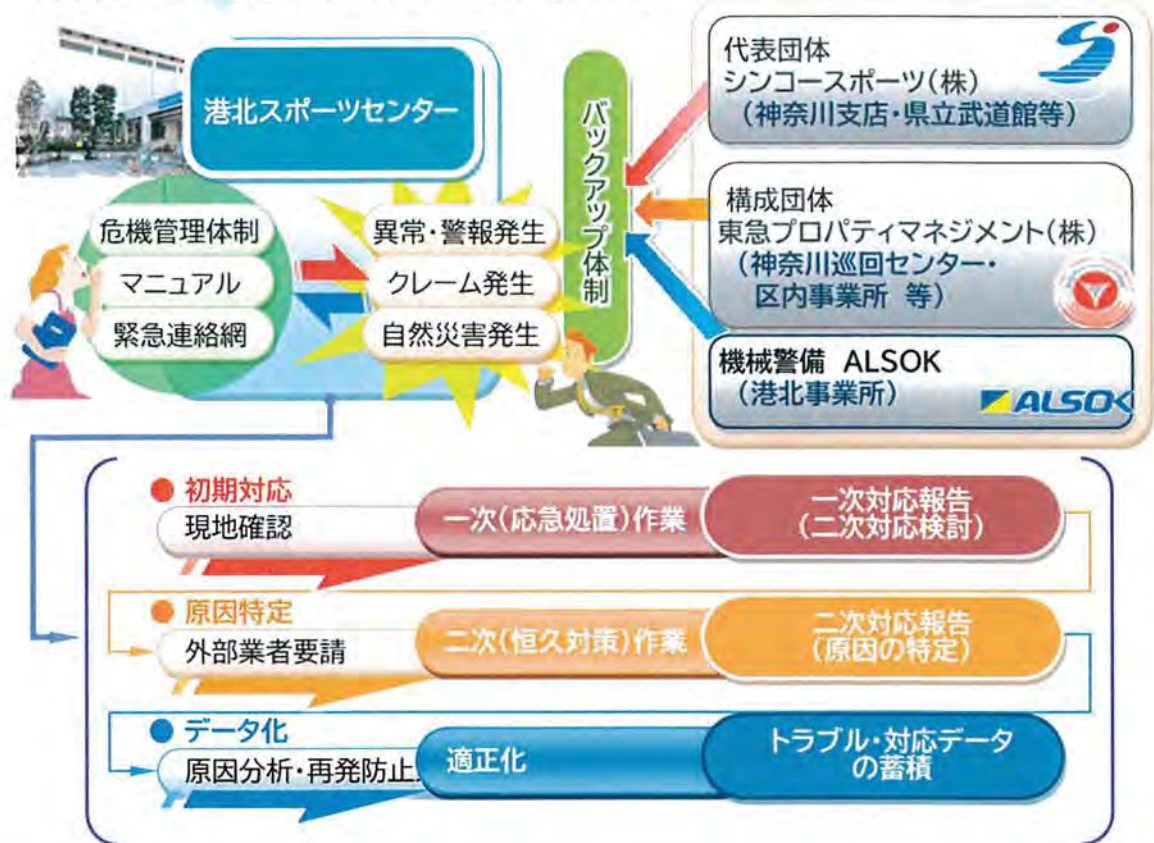
⑦バックアップ体制の充実

代表団体は、神奈川支店及び市内の事業所に人員を多数抱え、必要に応じ即座に現場急行できる万全のバックアップ体制が構築されております。本施設で緊急事態が発生した場合にも、これまでの指定管理者の経験に基づき、迅速な対応を取ることが可能です。

構成団体は、東急グループの一員としての強みを活かし、東急線沿線の多くの事業所において人員を多数抱え、必要に応じ即座に現場急行できる万全のバックアップ体制を構築しています。本施設で緊急事態が発生した場合には、24時間365日での応援体制をとることが可能です。

両社とも日常から事業所間での情報共有(コミュニケーション)を図ることで意識啓発を行ない、緊急時には区内の多くの事業所からの応援のもと、以下のフローチャート基準での対応を取っていきます。また、機械警備会社(ALSOK)との連携体制も整備された、二重のバックアップ体制が構築されております。

異常発生時の初動体制と状態回復までのフロー



⑧保険によるリスクの最小化

施設の安全管理を万全に実行したとしても、予測不可・不可避な事故や災害が起こることは十分考えられ、その損害に対し、指定管理者が「第一義的な賠償責任者」の対象になることも想定されます。

当グループは、それらの損害賠償責任や、(利用許可や料金徴収を含めた)運営に関するリスクなど、広い業務を行う指定管理者に内包されるさまざまなリスクに対応した『指定管理者総合賠償プラン』から必要な補償内容を選定・加入し、そのリスクの最小化を図ります。

総合賠償プランの対応保険種例

- 1 施設賠償責任保険
- 2 建物保険・火災保険(組合加入)
- 3 指導者賠償責任保険
- 4 教室参加者傷害保険
- 5 請負業者賠償責任保険
- 6 個人情報漏洩保険
- 7 自動車管理者賠償責任保険
- 8 警備業者賠償責任保険
- 9 履行保障保険(代行or賠償)

(補償内容例)

対人:1名2億円 / 1事故10億円
対物:1事故2,000万円

7 安全管理

(2)緊急時の体制

①緊急事態発生時の対応

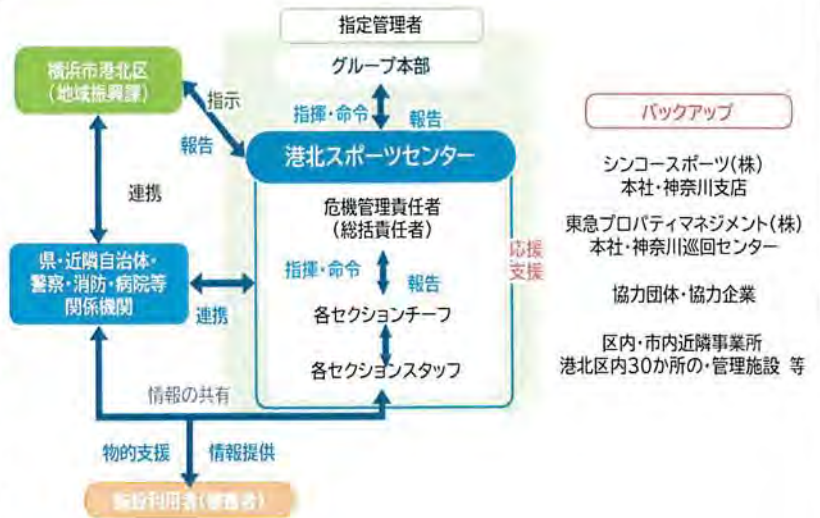
危機管理体制

緊急時には、安全管理マニュアルに基づき迅速且つ適確に発生後の情報収集を行い、それらを基に判断と指揮を実行できる危機管理体制及び連絡体制を確立することが重要です。

総括責任者を危機管理責任者とし、緊急時における情報管理や、対処（収集・判断・指揮）の流れを一元化することで、混乱の無い対応を実現します。

危機管理責任者は被害の抑制と事態の収拾に努めると共に、区や関係機関、グループ本部へ事故発生時の一報及び経過・処理後の報告を行い、連携を取りながら対応していきます。

また、事故発生時には被害者の救護を最優先にした対応を心掛けます。状況に応じ、区内・市内近隣拠点からの応援も受け入れ、事態の収拾に努めます。

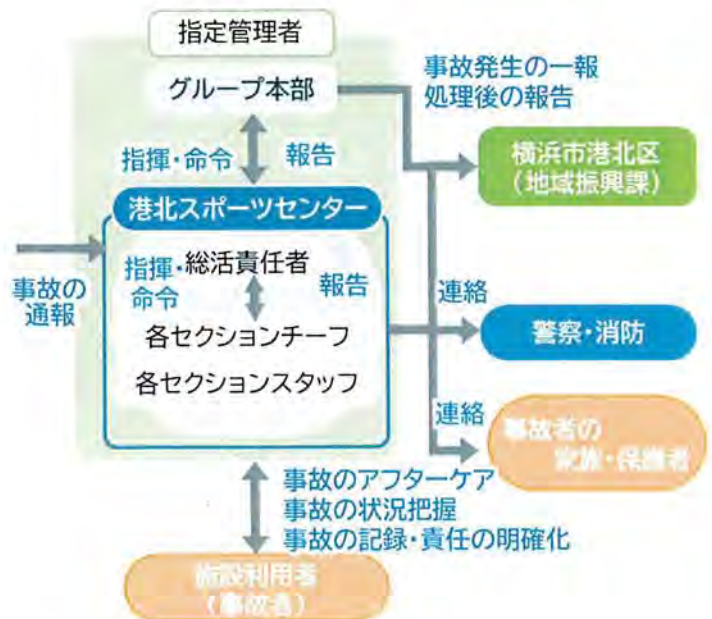


災害・事故発生時の初動連絡体制

災害・事故発生直後の初動時における対応においては、迅速な情報伝達及び混乱のない情報管理を行うことが最も重要だと考えます。

このため混乱が起きないように情報を一元化し、利用者やスタッフからの情報を、危機管理責任者（総括責任者）へ集めます。

危機管理責任者は得られた情報に対し迅速な指揮をとるとともに、港北区やグループ本部、警察・消防等関係機関へ事故発生的一方及び処理後の報告を行います。



7 安全管理

②自然災害発生時の対応について

港北スポーツセンターは、港北区の地域防災拠点や広域避難所には指定されていませんが、災害時には 防災拠点として重要な役割を果たす施設です（帰宅困難者一時滞在施設及び遺体安置所として規定）。

また同時に、屋外施設は台風等の自然災害の影響を直接受ける場所でもあります。災害発生時には利用者・地域住民の生命を守ることができるよう、「港北区防災計画」「土砂災害ハザードマップ」などにに基づき作成された「港北スポーツセンター安全管理マニュアル」に則った対応を行います。

平時の防災対策

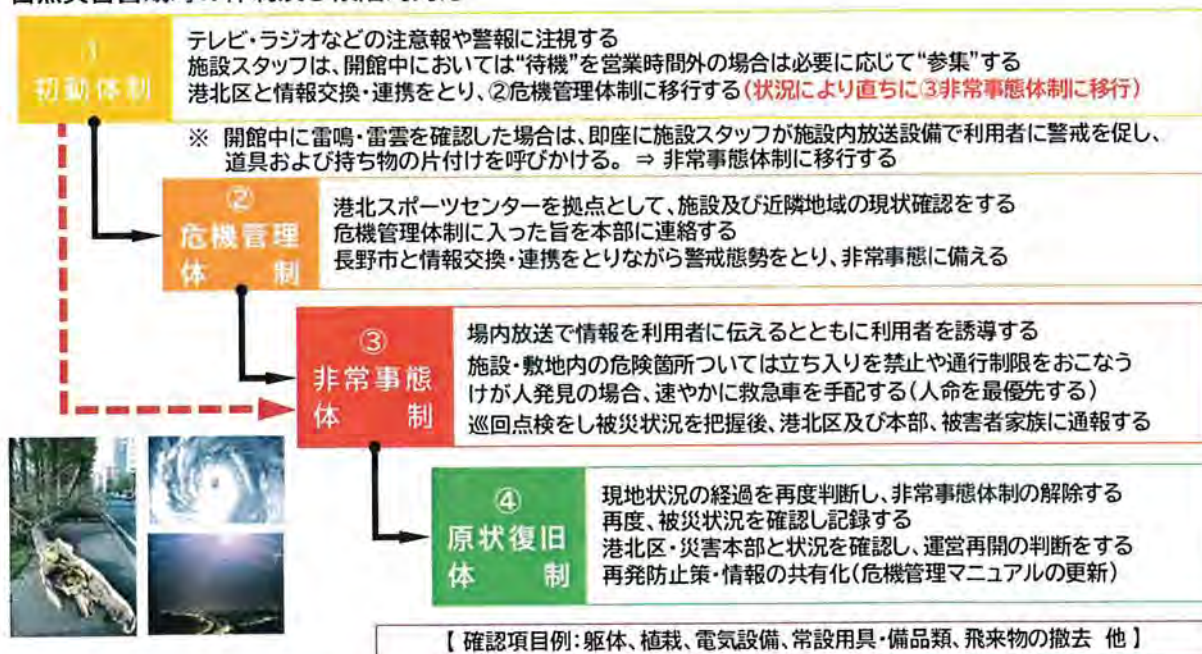
緊急時に備えるために平常時から「安全管理マニュアル」に従って、災害予防策の検討や防災関連施設の点検・準備を行うとともに、定期的な防災訓練（年 2 ～ 3 回程度）の実施により緊急時におけるスタッフの対応能力向上に努めます。（※前述の「緊急対応訓練事例」参照）

また、区と「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結するとともに、有事の体制整備を構築し備えます。

災害発生時の体制・対応

災害発生時の現地体制では、人命救助を最優先にする対応を大原則とします。台風・地震・噴火などの異常気象により、損壊・火災・出水・倒木などの災害のおそれがある時は、施設内外を巡視して利用者に避難を促し、被害の拡大を未然に防止します。実際に出水や施設の損壊があった場合は、職員の安全と緊急性を考慮した上で即時または翌日に対応します。災害や事故が発生した場合は、以下のような緊急対応を実施します。

自然災害警戒時の体制及び段階的対応



7 安全管理

災害時の施設転換・活用

災害発生時には避難所等の機能を補佐することが出来るよう、港北区及び消防・警察等の関連団体の指導のもとに、防災計画等に準拠した災害時の施設機能の有効利用（転換）計画を事前に作成したいと考えています。

防災訓練時にはこの計画を活用し、事前のシミュレーションを入念に行うことで、有事の際に適切な運用が可能となり、避難住民の混乱を防止し、より多くの人々の生命や生活を守ることができるようになります。

大規模災害発生時には、防災拠点のスタッフとして港北区に最大限の協力をを行います。災害発生時には集合可能なスタッフは全て施設に集合できるよう事前に教育を行います。発生現場では区の指示のもと、食事の提供・安否確認・施設環境の維持など、避難住民の生活の支援や警察・消防等関連団体のバックアップを実施します。



災害救援ベンダー・備蓄倉庫の設置

館内・敷地内に「災害救援ベンダー」タイプの自動販売機の継続設置いたします。大規模な災害が発生し停電・断水になった場合にも、内部の飲料を無料で取り出すことが可能です。

併せて近隣地域では備蓄倉庫の設置スペースを確保することが難しい状況であるとの声に対し、当グループは施設又は敷地内に備蓄スペースを確保し、有事の際に施設近隣地域への支援ができるよう独自に備えを持ちます。



③怪我人・急病人発生時の対応について

急病人や転倒事故などの緊急事態が発生した場合は、情報収集を始めとして現地へ急行し、被害者の救護・救急車の要請を行うなど、被害者の救護を最優先に行います。スタッフは自身の安全、並びに周囲（他の利用者など）の安全を確保し、二次災害の防止をはかります。

当グループは、有事の際にも適切な救命処置が取れるよう、施設に従事する全てのスタッフに対し、救命救急法・AED取扱い等不測の事態に備えての研修を実施します。

非常時・緊急時であっても、被害者のプライバシーについて配慮し、救護活動をするうえで知りえた個人情報の保護に努めます。

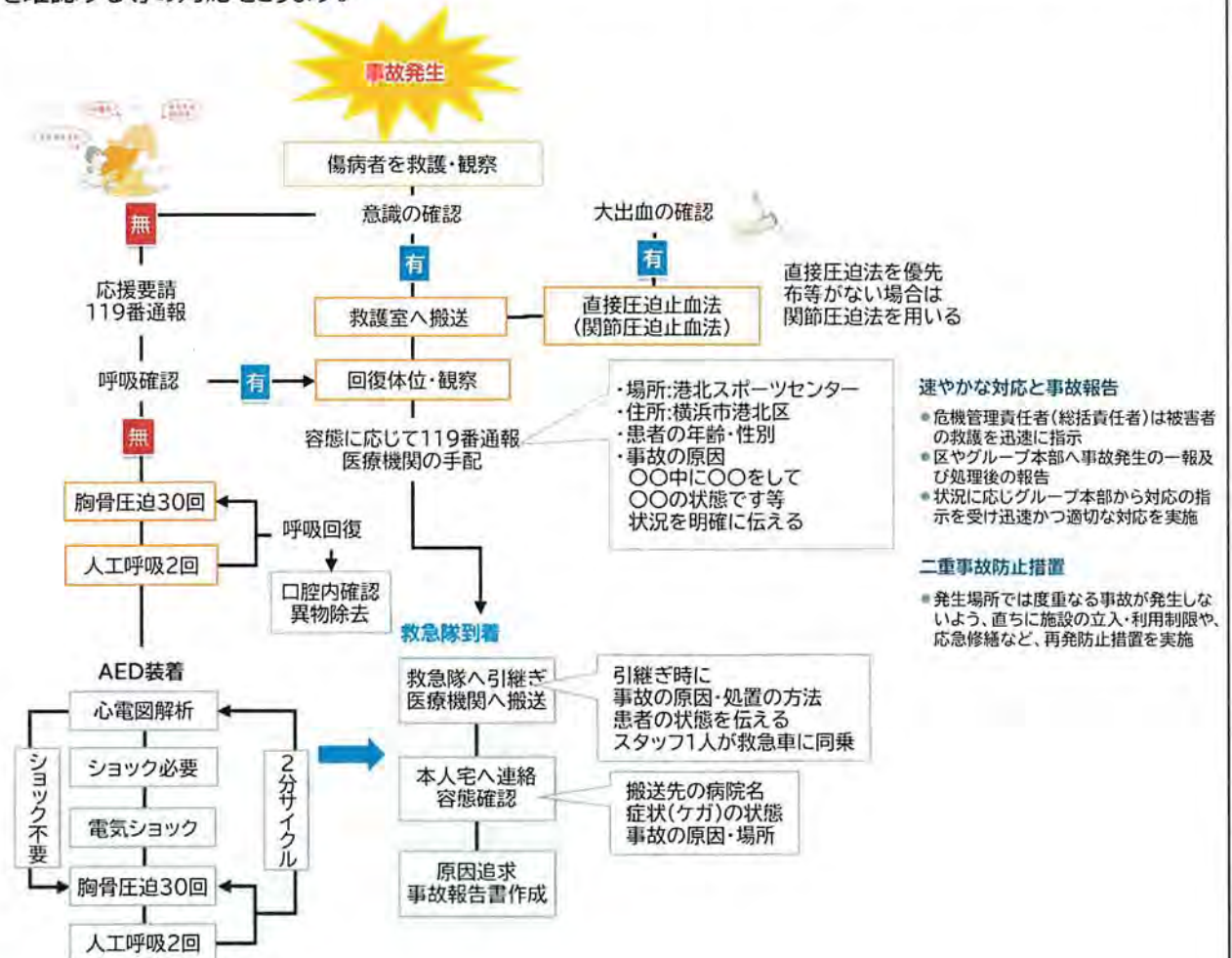


7 安全管理

被害者の救護

事故発生の通報を受けた場合、すぐに被害者のいる場所へ急行し、傷病状態の確認及び救護にあたり、同時に救急車の要請を行うなど、被害者救護最優先の対応を行います。また事件性のあるものは状況に応じて警察への連絡を行います。

利用中の方が傷病者となり、意識が無く同行者もいない場合は、必要に応じてロッカーを開けて身元の確認を行います。それ以外の場合は、個人情報保護の観点から、消防署を通じ、搬送先の病院名と被害者の名前等を確認する等の対応をとります。



事後処理後の対応

被害者のアフターケア

- 利用者が事故でケガをした場合、速やかにお見舞いを行うなど、被害者へのアフターケアを行います。

事故の再発防止

- 迅速に事故状況の把握及び記録をとるとともに、事故原因を明確にします。記録は施設全体のデータとして蓄積・共有し、必要に応じて施設の緊急総点検を実施するなど再発防止につとめます。

管理責任の検討

- 事故の状況の把握と原因究明を行い、指定管理者としての責任の有無を検討します。法的責任が生じる可能性がある場合には、司法・行政の指導を受けるとともに、必要に応じて「法律の専門家」の意見を聞き、誠実に事故の処理にあたります。

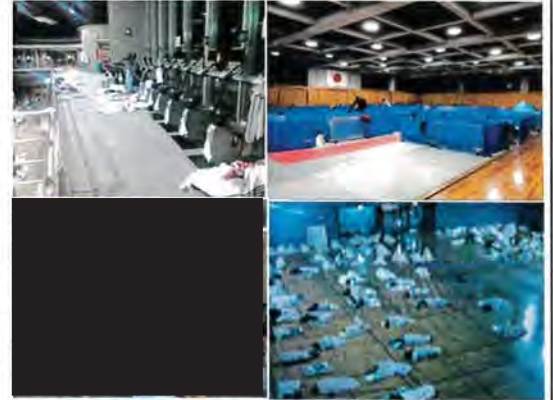
7 安全管理

④災害発生時の対応事例

平成 23 年の東日本大震災の際に、弊社が運営する多くの施設も様々な影響を受けましたが、前述の安全対策が功を奏し、(死亡・大怪我等) 深刻な事態の発生を防止することができました。また、整備した緊急時体制に基づき、利用者の誘導・一時避難者の受け入れなど、混乱の中でも適切な対応とることができ、(住民に供する) 公共施設としての役割を果たすことができました。

以降、公共の施設を管理する指定管理者として、災害時における支援的役割を担う為、これまでの対応経験を活かしながら、さらに各自治体との連携体制を持ち強く持ち利用者及び住民の生命・生活を守ることができるよう尽力しています。

港北区スポーツセンターにおいても、現在、世界的な影響を与えている新型コロナウイルスへの対応を含め、有事に施設としての役割をしっかりと果たせるよう指定管理者として責任を持って備え、対応します。



東日本大震災:平成23年3月	
柴崎市民体育館 (東京都立川市)	・帰宅困難者受入れ 宿泊者約800名
五日市ファイン ^o ラサ (東京都あきる野市)	・帰宅困難者受入れ宿泊者206名
熊本地震:平成28年4月	
小城市三日月保健福祉センター「ゆめりあ」 (佐賀県小城市)	・避難所対応(2日間)避難宿泊者13世帯31名
別府市総合体育館「べつぷアリーナ」 (大分県別府市)	・避難所対応(3日間)避難宿泊者約500名
西日本豪雨:平成30年7月	
東広島運動公園(広島県東広島市)	・平成30年7月6日より24時間体制での避難所対応
びんご運動公園(広島県尾道市)	・尾道市全域断水の為、7/13~7/16の間、屋内プール水を生活用水として地域住民へ給水支援
倉敷運動公園(岡山県倉敷市)	・真備地域災害対応拠点として7/31まで対応
胆振東部地震:平成30年9月	
厚真町総合ケアセンター「ゆくり」 (北海道厚真町)	・帰宅困難者の受入れ ・救援物資の保管場所の提供や自衛隊などの宿泊場所として活用 ・避難者に対し毎朝のラジオ体操や青竹踏みの提供、会話を通したコミュニケーションを図る
東日本台風(台風19号):令和元年10月	
長野運動公園総合運動場 南長野運動公園総合運動場	・千曲川氾濫に伴う避難者の受入れ ・長野運動公園総合運動場 避難所対応10月~12月 避難者数1,000名以上 ・南長野運動公園総合運動場 避難所対応10月~12月 避難者数2,000名程度
新型コロナウイルス感染拡大防止:令和2年3月~現在	
全国の管理施設	・各自治体との調整を図り、休館・人数制限他、感染防止に向けた対応を実施 ・神奈川県立武道館:ネットカフェ難民の受入れ ・東京都目黒区八雲体育館:ワクチン接種会場として施設提供 ※他にもワクチン接種会場として施設提供及び会場運営支援の対応有

8 地域との協力

(1) 地域支援

① 地域支援・地域連携・地域貢献についての考え方(地域社会との結びつき)

地域社会との結びつきは指定管理者にとって極めて重要なことです。特に新型コロナウイルス感染拡大に伴い、人と人との結びつき、交流する機会が減っており、令和2年度スポーツ意識調査では「スポーツによる出会いや交流促進」を望む市民の声が多く見受けられました。こうした現状を踏まえ、今まで以上に地域社会に根ざした活動を進め、積極的な連携と相互交流を深めていきたいと考えております。

当グループは、各種サークル・同好会、地域住民、学校関係施設等との共同作業の実施や、地元企業・商店との協力関係、さらに市内公共施設との連携で自主事業を開催するなど、**地域住民との「パートナーシップ」**を重要な要素と捉えた施設運営を行います。

当グループは地域団体との連携のなかに**「利害問題がなく、互いに尊重し合える関係」**でありたいとの願いがあります。自主事業の共同開催やイベントコラボなどを積極的に実施し、互いに発展できる関係、互いに刺激し合える関係を目指していきたいと考えております。また、良いところはどんどん学ばせていただくという姿勢のもと、より良い相互関係を築いてまいります。



8 地域との協力

②地域スポーツ振興事業への取組み

スポーツ協会等との連携

当グループは、現指定管理者として港北区スポーツ協会との連携を図ってまいりました。

【区スポーツ協会との連携実績】

- ・スポーツ協会主催のタグラクビー教室へ飲料の協賛
- ・毎年2月に開催しているスポーツシンポジウムへ飲料協賛及び消耗品購入
- ・太極拳教室への指導員の派遣
- ・小学生スポーツフェスティバルにて協力・支援

また港北区さわやかスポーツ普及委員会等を支援し、区を含めた利用調整の上（平等性を欠かない範囲で）施設を優先的に貸し出すなどの方法で、競技力の向上に貢献してきました。指定管理者の自主事業に講師派遣を依頼するなど、相互の連携・協力を今後も図りたいと考えています。

スポーツ少年団・学校体育団体との連携

スポーツ少年団・学校体育連盟等を支援し、当グループの持つスポーツネットワークを活用し、近隣区市町村を始めとする区外のスポーツ関連団体との橋渡しをすることで指導者の交流、競技力の向上などに貢献します。また、団体側は、スポーツ少年団の講師に当グループのスタッフを招くなど相互の連携・協力を図ります。



スポーツ推進委員としての活動及び連携

スポーツ基本法に基づき市長に委嘱されているスポーツ推進委員は、地域のスポーツ団体や学校、PTA、自治会などと密接な連携を保ちながら、地域のスポーツ・レクリエーションに関する行事の企画・運営及び指導を行う「スポーツ・レクリエーションの振興を図る上でのキーパーソン」です。

現在 **港北スポーツセンターに従事するスタッフの一人がスポーツ推進委員として活動**しており、現状以下の取り組みを行っています。

【スポーツ推進委員としての取り組み実績】

- ・菊名地区担当として、月1回の定例会に出席
- ・港北区スポーツ推進委員駅伝委員会に委員として参加
- ・ペタンク等競技研修会への参加

直近では、東京オリンピック聖火リレーの警備対応を行う予定であり、今後も地域のスポーツ教室・スポーツ交流会・ニュースポーツ推進等、その活動に対して積極的な協力を行います。

スポーツ指導者の育成

港北区内及び近隣の市民を対象に、より実践的な指導力を持たせ、区内で事業展開をスムーズかつ効率的に低予算で実施できることを目指す、スポーツ指導者養成講習会を実施し、ボランティア活動としての社会体育の指導者の発掘・登録およびスポーツ推進委員の活動条件を整えるとともに、資質の向上を図ります。



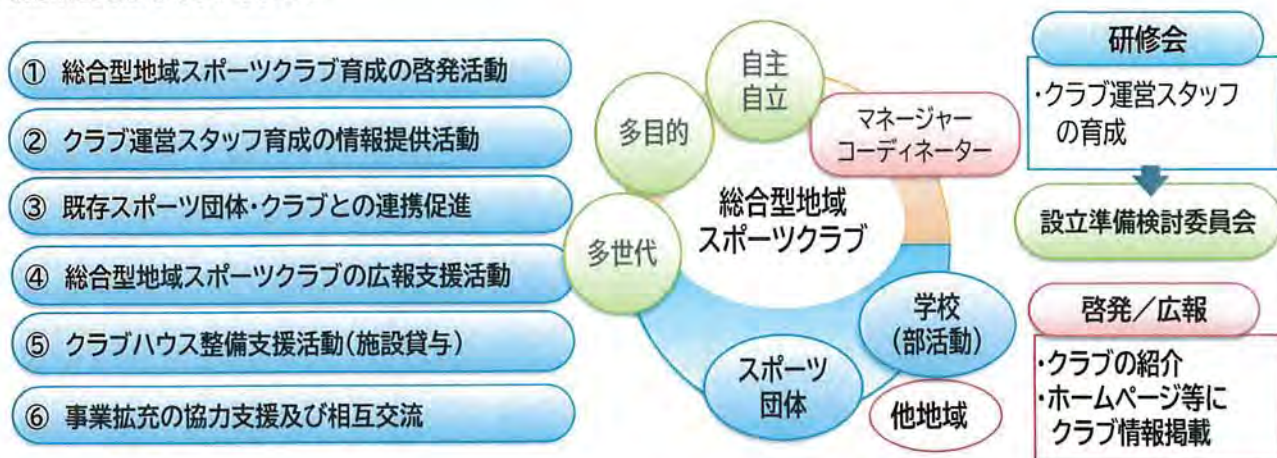
8 地域との協力

総合型地域スポーツクラブの育成・支援

「総合型地域スポーツクラブ」は、地域住民が主体となって運営をし、多様な興味・関心、様々な技術レベルを持つ人々が、世代を超えて集まり、色々なスポーツを楽しむことのできるスポーツクラブです。また、それにより地域住民の交流、地域人材の育成、地域の安全力・教育などを促進していくことを目的としています。近年、文部科学省及び多くの自治体で推進されています。

港北区においては「港北フットボールクラブ」が積極的な活動をしています。現在本施設でも、指導員の派遣をしていただく一方で、当グループからも備品の貸出を行うなど相互連携を図っています。

今後も上記連携内容を継続するとともに、クラブホームページとのリンク貼りや、施設内にクラブの紹介コーナーを設置するなど広報支援も担っていきます。地域で活動するクラブへの活動支援・協力をを行い、地域のスポーツ振興に貢献してまいります。



横浜スポーツパートナーズとの連携・協働の推進

当グループは、現指定期間において、数多くの横浜スポーツパートナーズとの連携をし、各教室・イベント開催を中心に共同開催をしてまいりました。

例えば、Bリーグ（プロバスケットボールリーグ）で活躍する「横浜ビー・コルセアーズ」とは、毎年開催している「スポレク」にて小学生対象のバスケットボール教室の開催や、別途イベントとしてクラブのチャリティー「B-ROSE」によるチャリティークリニックを開催するなど、相互に連携を図ってまいりました。今後もこうした連携活動を積極的に行ってまいります。

8 地域との協力

【 港北区をホームタウンとして活動するクラブとの連携 】

中でも本施設と関わり合いの強い港北区をホームタウンとする「**横浜 F・マリノス**」と「**横浜 GRITS**」とは、今まで以上に連携を図り、様々な取り組みを行っていきます。地元プロスポーツチームと連携し、スポーツ教室やイベントなどで区民が直接**チームと触れあえる機会を提供し、スポーツへの関心**を高めること、またスポーツのみならず、活動を通して**地域への愛着や地域との結びつき**を感じられる演出を心掛けていきます。

港北区をホームタウンとするプロチームとの連携内容

<p>横浜 F・マリノス</p>  <p>© Y.F.MARINOS</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の各スポーツセンターで実施している「ふれあいサッカー教室」を本施設でも実施を検討しております。 ・毎年 11 月開催のスポーツレクリエーションフェスティバルにて、フットサル教室を開催しており、今後も継続予定です。 ・チームを身近に感じ、応援してもらえるようチームの紹介ブースやラッピング自動販売機を設置しています。また、本施設ホームページ上に横浜 F・マリノスの URL を掲載し、チーム活動や横浜 F・マリノスが作成した「自宅で出来るトレーニング動画」を紹介します。 ・ホームスタジアムである日産スタジアムと港北スポーツセンターを結ぶウォーキングマップを作成し、チームと協力してウォーキングルートを PR します。港北区や商店街等が主催するウォーキング事業にも積極的にに関わり、地域内でのウォーキング活動促進に貢献します。 ・知的障がい者サッカーチーム「横浜 F・マリノスフトゥーロ」の活動支援として、活動場所の提供、イベント・大会の PR などを行います。また、障害者と健常者がともに楽しめるイベントとしてフトゥーロの練習見学会や交流会等を定期的で開催し、障がい者スポーツの「観る機会」「する機会」を提供します。 ・横浜 F・マリノスは港北区、港北区連合町内会と「ホームタウン活動の協力に関する基本協定」を結んでおります。過去に実施されたこともある「横浜 F・マリノス×港北商店街スタンプラリー」のような、チームのホームタウン活動にスポーツセンターとして関わることがあれば積極的に協力し、地域や商店街の活性化に貢献します。 	 
<p>横浜 GRITS</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツレクリエーションフェスティバルなどのイベントを通じて、日常ではなかなか体験することのないアイスホッケーの魅力伝える為に、ホッケー体験やニュースポーツ体験の開催実績(令和 2 年スポレクにて開催)があります。今年度には高齢者向けの体験教室なども開催予定です。 ・チームを身近に感じ応援してもらえるよう、チームの紹介ブースやポスターを掲示するなど、チームの活動状況もあわせ情報発信していきます。 ・港北区、港北区商店街連合会及び横浜 GRITS の三者は連携協定を締結しており、この協定に基づくイベント活動等、地域交流に資する取り組みを行っていきます。 ・横浜 GRITS は日本財団が運営する「海に続くつづくプロジェクト」の活動に賛同し、ホーム会場である KOSE 新横浜スケートセンター周辺で定期的にゴミ拾い活動をしています。GRITS と協力し、互いの施設周辺のゴミ拾いウォーキングなどのイベント活動を実施し、地域の環境活動にも貢献いたします。 	

8 地域との協力

(2) 地域連携・地域貢献

① 地域連携体制の確立

公共施設はその特性・用途ごとに地域に根ざし、地域住民や利用団体と密接なつながりを持っており、その一方で、利用者が一部の住民・利用者に限られるという課題点もあると考えております。

地域社会の「学校、福祉・保健施設、その他の公共施設」との連携を図るには、**施設間の情報の共有化が必須**となります。住みよい地域社会づくりのため、地域住民相互に理解を深め、交流イベントの開催、施設及び事業活動の認知度向上、市民活動情報の収集及び提供の環境整備など、**地域の話づくりへの貢献**をしたいと考えております。

それぞれの事業を実施する際には、「意見収集」「情報公開」「共催事業」を心掛けるなど、地域との協働・連携をスタート地点とした企画の立案をいたします。

地域の公共施設との情報発信の連携として、インターネットのリンクページはもちろんですが、便宜的・効率的なものだけでなく、人と人とのつながり（コミュニケーション）で育むことから本当の地域活性であると考えます。例えば、パンフレット・リーフレットやイベント案内の近隣施設への相互配置・更新を含めて、顔と顔が会える機会を大切にいたします。



地域連携イベントの実施

「スポーツ・レクリエーション活動の拠点施設」の創造と「スポーツに親しむ社会づくり」に繋がる多様な自主事業を計画しております。事業の企画から開催を通じて交流活動や体験活動から人と関わる喜びを育み、ボランティアなどの諸活動から新しい地域ネットワークの形成と地域活性化に取り組んでまいります。

イベントの成功事例に関しても、その成功体験を指定管理者固有のものとしせず、他の地域での開催を働きかけるなど情報公開と共有化を図るとともに港北区全体の発展と地域活性化に向けた事業活動を行います。さらに、地元企業や地元団体に「協働」の提案を行い、地域貢献や地域活性化に繋がる事業を展開します。これら自主事業の実施についてはその内容を区と十分に協議し、承認を得たうえで実施いたします。

② 地域連携・地域貢献の具体的な取り組み

町内会との連携活動

当グループは、本施設を運営する上で地元の方々と連携を図ることは必須事項であると捉え、現在大豆戸町内会へ加入しております。

【大豆戸町内会での取り組み実績】

- ・月1回定例会に出席
- ・夜間防犯パトロールに参加
- ・もちつき大会、盆踊りの設営時飲料の協賛
- ・健民祭スタッフとして参加、飲料の協賛

今後も月1回の定例会参加などに加えて、新たな企画発案、そして年間行事への参加など積極的な連携活動を継続します。

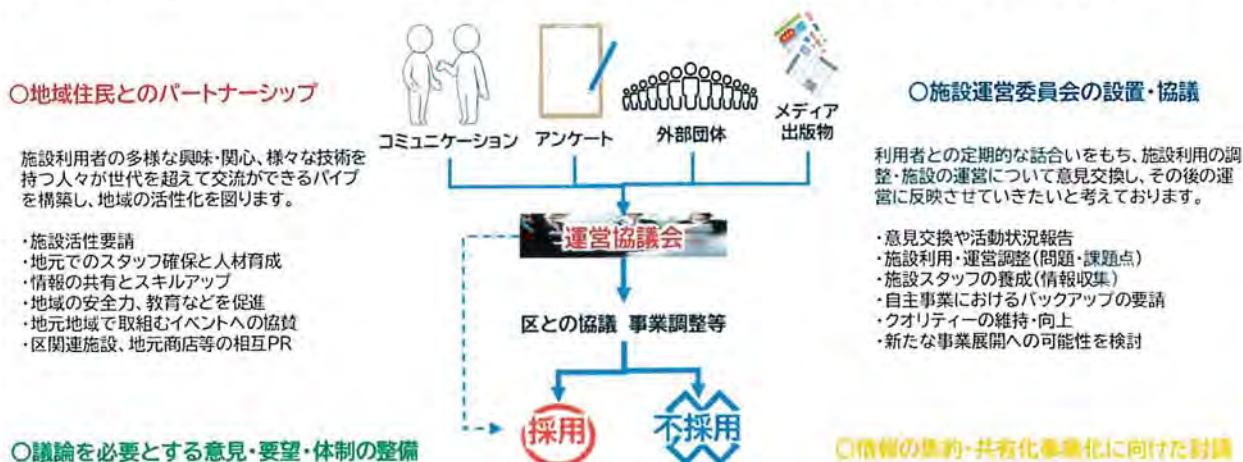
8 地域との協力

施設運営協議会(利用者懇談会)の開催

区民・行政・関係団体との連携・協働をさらに密にし、区民のスポーツ振興及び健康増進の最大化を図るため、また地域の賑わいや発展にも寄与するため、**関係者の意見を反映**する場として「**施設運営協議会(利用者懇談会)**」を設置します。

協議会は利用者(区民・地域団体等)との「懇談会」の場としても活用し、より率直で直接的な意見・要望を受け付け、協議された検討事項を積極的に施設運営に反映させてまいります。また検討の経緯・結論の理由説明などを参加者に明らかにする「ガラス張りの運営」を行うことで、区民に親しまれ・信頼される施設を目指します。

なお昨年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、直接対面は避け **zoom を活用したオンラインによる懇談会を開催**しました。慣れない仕組みではありながらも、利用者の方から貴重なご意見をいただきました。コロナ禍においても継続してコミュニケーションを図れる機会を創出し、施設運営に反映していきます。



区民サポーター制度の導入

本施設では、敷地内の環境美化やスポーツイベント(自主事業)のレセプションリストなどとして活躍していただく、サポーター制度を導入しています。令和2年度でのスポレク開催時に、イベントサポーターとしてボランティアの方々にご協力いただきました。自らの動きが、サービス・イベントの出来不出来を左右する「緊張感」と、区の代表的な施設運営に直接かかわる「一体感」を同時に享受することができたと考えております。

【イベント事業サポーター】

施設で開催される各種イベント(自主事業)において、レセプションリストなどとして活躍頂きます。イベント事業の運営サイドに直接関わりを持つことで、自身の動きがイベントの成功を左右するという緊張感と成功時の充足感を施設スタッフと一緒に享受することができます。

【環境美化活動サポーター】

地域の景観維持に向け施設スタッフが定期的に行う、施設周辺を含めた清掃活動を一つのイベントとして、一緒に活動をしていただけるボランティアスタッフ(町民)を募ります。

スポーツサークルの設立

スポーツ愛好者のすそ野を広げていくためには(新規参加者のだけではなく)、継続的に活動可能なスポーツ団体・サークルの結成(増加)が不可欠です。

当グループが開催している教室事業の卒業生などを中心にサークル化の事例があり、当グループも**サークル設立の支援**をさせていただきました。設立後も備品の貸出など継続的なサポートをするなど、団体の活動支援を行っています。今後も、あらゆるスポーツ団体・サークルの設立のお手伝いをさせていただきたいと考えています。

8 地域との協力

楽天シニアアプリの活用による地域での健康マイレージ推進

当グループが地域の一員として活動し、同時に区民に対してスポーツ活動への参加を働きかけることのできる実効的な手段として、連携での「健康マイレージ」に関する取り組みを行います。

具体的には今年度4月に導入した「**楽天シニアアプリ**」を活用していきます。楽天シニアとは「歩数計」をはじめとすると様々な機能を持つアプリであり、例えば1日4,000歩以上歩くと、楽天ポイントが付与される仕組みです。毎日の歩数管理ができるとともに、たまったポイントで買い物に活用することも可能です。

特に現在コロナ禍において、ウォーキングを実施したい市民の要望が多いことから、楽天シニアを活用しながらウォーキング促進にもつなげていきます。



区民スポーツ大会の開催

現在コロナ禍において、大会・競技会の開催中止が多く見られ、区民のスポーツ大会・競技会開催の潜在ニーズは高まっていると考えます。

当グループは現指定期間中に、**テニスの男女ミックスダブルス大会を開催**いたしました。今後もこうした成果発表の場を提供するために、区のスポーツ協会と連携しながら、大会を開催していきます。なお土日祝日をはじめ、非常に稼働率が高い本施設において一般利用に配慮しながらとなると、1日を通して施設を確保することが困難である可能性があります。その場合には時間を区切り（例：午前中または午後のみ）、ミニ大会での実施も検討していきます。



横浜みどりアップ計画への取り組み

大都市でありながら身近な場所に緑の多い環境を守る「横浜みどりアップ計画」に賛同し、「よこはま緑の推進団体」や「花と緑の推進リーダー」と連携して「緑のカーテン」普及事業を展開します。実際に**グリーンカーテンとして毎年ゴーヤの栽培**をしています。

また、施設の空きスペースを活用した花壇づくりや、花壇を無料で貸し出し、通年取り組むことができる内容を行っていきます。



地域への出張健康づくり指導の実施

港北スポーツセンターでの指導だけでなく、地域に出向いた出張運動指導を行ってきました（以下実績参照）。今後も区内の団体・企業からの依頼も受け付け、健康運動指導士等の専門指導者を派遣してスポーツ・健康づくり指導を行います。

また代表団体が発行する健康情報誌を配布することで、健康情報の普及にも努めます。区内全域に積極的に向くことで、区内全域への普及・支援を行います。



地域への出張指導実績(抜粋)

大綱中学校 PTA	・スポーツ指導員を派遣し、ヨガ教室を開催
小机城郷地域ケアプラザ	・インボディを使った健康チェックと軽体操を実施 2019 年度 ・健康教室への指導員派遣

8 地域との協力

施設または団体間での連携促進

今回本施設公募に向けて、当グループでは次期指定期間において、より地域との密接な連携を図り、区内全域でスポーツを通じた地域活性化に貢献したいと考え、各施設の管理者様と面談いたしました。ご承認いただいた施設または当グループ代表団体の管理施設等とは、施設間での連携促進を図るとともに、**地域での出会い、そして交流促進の場を提供**していきます。

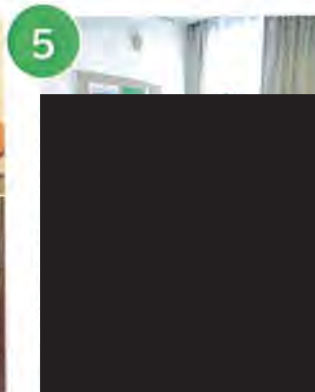
区内各施設及び各団体との連携内容	
施設名	連携内容
①神奈川県立武道館	<ul style="list-style-type: none"> 代表団体指定管理施設。両施設での指導員の派遣を通じて、スポーツ・武道と異なる種目体験イベントの開催。また港北スポーツセンターと県立武道館を結ぶウォーキングイベントの開催をはじめとする両施設での合同イベントの開催。 両施設で施設案内パンフレットや、事業紹介チラシを配布。
②横浜ラ・ポール	<ul style="list-style-type: none"> 障害者スポーツの推進を図る上で、ラ・ポールより備品の借用(ツインバスケットやショートテニス)し、同種目スポーツを実施できる環境を提供。 障害者と健常者がともに楽しむことができる合同イベントの開催を検討。 両施設で施設案内パンフレットや、事業紹介チラシを配布。
③大倉山記念館	<ul style="list-style-type: none"> 大倉山記念館のフラワーアレンジメント教室をスポーツセンター談話室等で開催 スポーツセンター指導員が記念館共催事業で親子ヨガ等を開催。 スポーツセンターでの大規模イベント(スポレクなど)開催時に装花を無料レンタル。 両施設で施設案内パンフレットや、事業紹介チラシを配布。
④港北公会堂	<ul style="list-style-type: none"> 港北スポーツセンターで開催している教室の成果発表の場として公会堂を活用。 教室指導または体組成計測定イベントの出張派遣。 両施設で施設案内パンフレットや、事業紹介チラシを配布。
⑤城郷小机地域ケアプラザ	<ul style="list-style-type: none"> 体組成計測定イベントの出張派遣の実績有。今後も同イベントまたは教室指導派遣を行う。 両施設で施設案内パンフレットや、事業紹介チラシを配布。
⑥城郷小机地区センター	<ul style="list-style-type: none"> 教室指導または体組成計測定イベントの出張派遣。 両施設で施設案内パンフレットや、事業紹介チラシを配布。
⑦小机スポーツ会館	<ul style="list-style-type: none"> 現在公募となっている小机スポーツ会館へ当グループ代表団体が参加。 受託できた際には、港北区地域振興課所管施設として、両施設間を結ぶウォーキングイベントの開催や、教室指導の派遣やオンラインレッスン共同開催など実施。 横浜 F・マリノスや横浜 GRITS はホーム施設としている、日産スタジアムや新横浜アイスアリーナとを結ぶウォーキングイベントの開催等を検討
⑧学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 現状の取り組み実績として、大豆戸小学校では、学校運営協議会委員として運営協議会に出席することや、入学式、卒業式に参列、運動会来賓として出席、不要になったテニスボールの寄付、学校授業「調べ隊」への協力などを行っており、こうした活動を継続。 大豆戸小学校 PTA には「子ども 110 番の家」としての登録や、ベルマーク回収 BOX の設置など現取り組みを継続。
⑨港北警察署	<ul style="list-style-type: none"> 振込詐欺の啓発として警察署より、高齢者向け教室終了後に時間を設けお話いただいた。今後もこうした連携活動を継続。



ウォーキングイベント



レンタル装花



体組成測定会イベント



警察署による振込詐欺啓発

8 地域との協力

横浜市 ⇄ 構成団体グループ会社の協定実績

横浜市と構成団体のグループ会社は、平成24年4月に「既存のまち」の暮らしやコミュニティを重視しつつ、新たな発想でこれからの時代に合った郊外住宅地に再生させていく「次世代郊外まちづくり」の取り組みや、令和2年には多様な働き方や新たな企業立地の検証に向けて、郊外部に働く場を創出する取り組みを官民共同で推進しております。構成団体グループのノウハウを活かし、様々なイベントや取り組みを提案致します。

横浜市記者発表資料

平成24年4月18日
東急株式会社 横浜
東急電鉄株式会社

「郊外住宅地の再生型まちづくり」の取組に着手します
～環境未来都市 超高齢化社会に対応する取組スタート！～
横浜市と東急電鉄が「次世代郊外まちづくり」の推進に関する協定を締結

趣 意

横浜市と東京急行電鉄株式会社（以下「東急電鉄」という）は、共同で次世代に引き継ぐ「郊外住宅地の再生型まちづくり」の取組に着手することで合意し、「次世代郊外まちづくり」の推進に関する協定を締結します。

東急田園都市線沿線の郊外住宅地は、昭和30年代から大規模な開発により住宅地が形成されてきましたが、時間の経過とともに居住者の高齢化、住宅の老朽化、地域活力の低下などが顕在化し、今後さらに進展することが懸念されています。

昨年6月から両者で研究会を立ち上げ、郊外住宅地の課題解決に向けた検討を進めてきましたが、「既存のまち」の暮らしやコミュニティを重視した「次世代郊外まちづくり」を既存の枠組みを超えて「官民共同」で推進し、「横浜モデル」といえる最先端の「郊外住宅地の再生型まちづくり」に着手することで合意し、協定を締結することとなりました。

既存の住宅地を「まち」単位で再生する試みは画期的な取組であり、この取組を「環境未来都市」の主要なプロジェクトとして位置付けるとともに、東京大学高齢社会総合研究機構をはじめとする大学、研究機関の支援を受けながら進めていきます。

協定が目指す「次世代郊外まちづくり」＝「横浜モデル」

※「環境未来都市」構想は、国の「新成長戦略」（平成25年6月策定）に位置づけられた、21の国家戦略プロジェクトの一つで、環境問題だけに限らず、超高齢化社会に対応し、かつ、都市の創造性を発揮して活力を生み出す、バランスの取れた豊かな都市を再創出することをめざしています。

横浜市は、平成22年12月、国から「環境未来都市」に選定されました。

横浜市記者発表資料

令和2年12月11日
経済産業省 国土交通省
建設省 国土再生課

多様な働き方や新たな企業立地の検証に向け、
**東急株式会社と連携し、
郊外部に働く場を創出します**
～青葉台郵便局の空き区画を活用～

横浜市と東急株式会社は、平成24年のまちづくりの包括協定を締結し、港北地区「たまプラーザ駅北東地区」を中心に、東急田園都市線沿線エリアにおける郊外住宅地再生の取組「次世代郊外まちづくり」を進めています。

このたび、この一環として東急株式会社と連携し、コロナ禍による多様な働き方の急変や普及で居住環境ニーズが高まったなど、社会の変化を捉えた「働く場」を青葉台郵便局の空き区画（3階）を活用して創出します。また、東急株式会社と同じ建物内に集まる地域交流拠点（2階）と連携し、郊外住宅地における「住む」、「働く・活動する」が融合した新たなライフスタイルの実現にも取り組めます。

1. 青葉台郵便局における「働く場創出事業」の概要

当該の小規模オフィスフロアにおいて、郊外部でのオフィスワークの実現性や企業からのニーズなどを検証し、今後のビジネス機能の立地誘致の検証を行います。

- 実施主体：東急株式会社
- 実施期間：青葉台郵便局（横浜市青葉区青葉2丁目3番1）
- 施設概要：【1階】地域交流拠点「コミュニティ・ワークショップスペース（カフェ・ワークスペース）」
【2階】働く場「小規模オフィス（約164席・143㎡）」
- 開業予定：2024年4月1日

※ 詳細は別紙をご確認ください。

2. 「働く場創出事業」のスキーム

【役割】
東急：内装・設備工事等、入居者リサーチ、施設運営、利用者等調査など
横浜市：工事等にかかる費用の一部負担、入居者リサーチ支援、事業効果検証など

表開合せ先
【事務局】（1階）：まちづくり推進課
【事務局】（2階）：まちづくり推進課
【事務局】（3階）：まちづくり推進課

TEL 045-672-4085
TEL 045-672-4543

※本報は、横浜経済記者クラブにも同時発表しています。

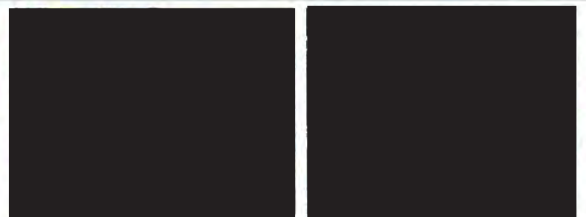
授産品の販売・就労支援(福祉団体への貢献)

障害者福祉団体である **NPO 法人いろえんぴつ心理福祉コミュニティズ**と連携を図り、本施設のロビーにて **パン等の販売**や **就労体験を実施**いたしました。今後も障害者作成の授産品の販売を定期的に行うとともに、職場体験や簡易業務の委託発注、さらに同団体の活動状況の情報発信など、就労支援にも協力していきたいと考えます。



朝市の開催(農業団体への貢献)

毎年開催するスポレク時に、地元農家と連携を図り、**野菜等の販売会を実施**しています。地域の農家と協働し、入口近辺を主に「こうほく朝市」を開催し、新鮮野菜の配布を行いたいと考えます。



8 地域との協力

地域の安全活動への貢献

比較的夜間まで営業している港北スポーツセンターの特性を活用し、女性の避難所や子ども110番の施設など地域の安全を守る施設として機能させます。

大豆戸小学校PTAには「子ども110番の家」として登録いたしました。今後もこうした活動を継続するとともに、協力していただける地域の皆様とのネットワークを活かし、不審者情報の提供や夜間パトロールを実施し、区民の安全に貢献できるよう努力します。



④地域活力の活用

地域事業者の積極活用

当グループは第三者委託の選定や、物品調達の発注先を検討する際の基本的な考え方として“地産地消”を掲げております。地元事業者に発注選定要件の優先性を設け、運営上必要な業務や物品に関する発注を行うことにより、地域経済の活性化に貢献したいと考えております。

地元事業者との信頼関係構築により本施設の発展だけではなく“新たな地域コミュニティの形成”“地域社会の活性化”等、良い相乗効果が生まれると確信しております。地域社会から認めていただくことにより、地域で開催される様々なイベントや行事に参加する機会に恵まれ、さらなる地域貢献にも繋がるものと考えております。

業務委託・物品購入に関し区内調達基準を定めて、その基準に則って事業者の選定を行っています。確かな技術と最高のコストパフォーマンスを前提に、区内または市内に事業所等を設置し、緊急対応や地域連携にたけた事業者・人材を確保します。特別な技術が必要な区内事業者が存在しない場合は、出来るだけ近隣の事業者との連携を図ります。

地域人材の積極活用

地域拠点としての施設づくりには地域住民との連携が必須であり、地域住民の手による施設づくりこそが大切な要素のひとつであると考えております。そのためにも人員配置計画に基づき、全スタッフを地域住民となるよう地域人材の雇用を積極的に行っています（現状では市内雇用率85%）。地域の雇用対策やソーシャルキャピタル（社会的人的資源）活用の観点からも責任者ポストを除き、区内在住者を優先とする人材採用を図ってまいります。

施設の管理スタッフを地域住民にすることは事業運営上でも多くのメリットを享受することになります。施設や仕事に対する愛着が生まれることで窓口対応や情報発信の場面でも積極的な行動が期待でき、地域の人的ネットワークの構築や施設の認知度を高めることにも繋がります。

地域高齢者の積極活用

地域活力の活用を進めるなかで、（公財）横浜市シルバー人材センターとの連携も図っていきたいと考えます。高齢者の働く場の創出・働きやすい職場環境の構築とともに、高齢者が長年培ってきた技術力と知識力が発揮できる、活力ある地域社会づくりを目指してまいります。



9 モニタリング

(1)自己評価・第三者評価

①モニタリング(自己評価・第三者評価)に対する基本的な考え方

モニタリングの重要性の認識

当グループは指定管理者として、上質なサービスを利用者に提供し、かつ平等性・公平性を保ち続けることが重要であると考えています。私たちは、「住民サービスの向上が図られているか」「その施設の運営が平等・公平であるか」「効果的な運営が行われているか」等の内容を内部及び外部から常にチェックし、その水準を維持するための手法として、引き続き「モニタリング」活動を積極的に導入します。

「モニタリング」とは…自己・相手又は第三者により適正かつ公平なサービスが提供されているかを
確認する行為

(モニタリング手法の分類)

- ①報告書の提出(協定事項の履行確認)
- ②自治体(担当)による立ち入り調査
- ③第三者による定期的なサービス評価

③第三者による定期的なサービス評価

- ・利用者(市民)の評価や要望を把握
- ・専門機関※による客観的評価(事業の数値化)
- ※市が認定する指定管理者第三者評価機関

実施主体 (評価者)	実施 頻度	実施内容	
		評価手法	評価対象
指定管理者	日常	目標・品質管理 履行確認	・施設利用状況 ・クレーム状況 ・事業収支状況 ・業務実施状況 等
横浜市 (港北区)	適時	独自調査 (立入・監査等)	・履行状況 ・施策協力状況 ・運営管理水準 ・事業者経営状況 等
第三者 (市民・地域住民/ ・市認定の評価機関他)	定期	アンケート等 懇談会・独自評価	・利用者対応水準 ・施設環境 ・提供サービス内容 ・運営管理水準 等

モニタリングの手法

港北スポーツセンターの運営において、良質なサービス・快適な環境・安全安心の確保を基本に、今後もスポーツ振興拠点として貢献できるよう、常に新たな事業展開を図ります。また、費用対効果を踏まえ効率的な管理運営を行い、創意工夫により利用者満足を獲得するなど、多角的な視点から運営の質を高めていきたいとも考えています。そのために、目標を定め、自己評価・外部評価等、各モニタリング手法により評価することで、運営の質の向上を図ります。

指定管理者自らのモニタリング (セルフモニタリング)

- 自己評価基準の作成
- スタッフ全員による自己評価会議の定期的な開催
- PDCAマネジメントサイクルによる業務内容評価と改善
- 内部監査による運営状況・業務水準等の把握・指導

横浜市(港北区)による モニタリング

- 市(区)担当者(担当課・監査部署)による履行確認(定期・臨時)
- 帳票類等の提出要求と内容確認
- 各種報告書類の提出要求と内容確認
- 履行確認結果に基づく評価及び改善指導

第三者によるモニタリング

- 携帯電話やパソコンを使った評価フォーム等による市民からの意見・評価
- 市が認定する指定管理者第三機関が行う評価(審査)により利用者サービスの向上及び設置目的の達成等に向け現状レベル・課題の把握

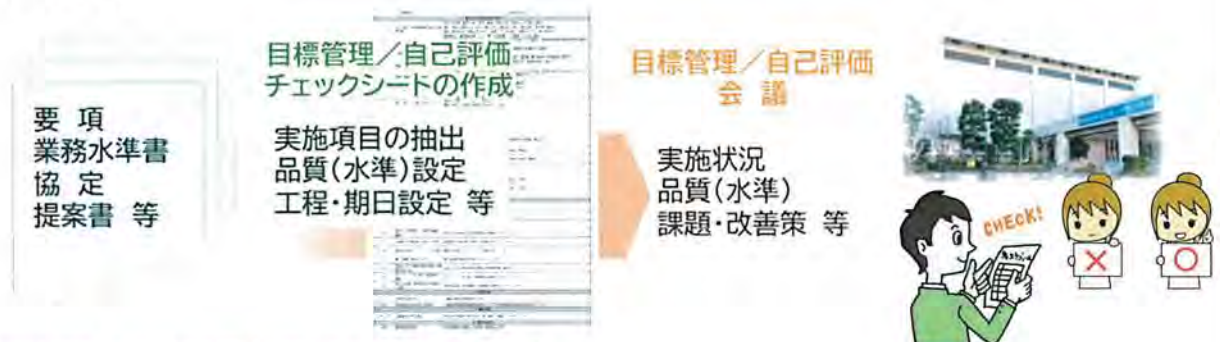
9 モニタリング

②モニタリング(自己評価・第三者評価)の具体策

指定管理者のセルフモニタリング(目標管理/自己評価による水準の維持・向上)

指定管理者が自ら行うモニタリング(自己評価)では、施設運営の状況を客観的に把握し、問題点等も含めて正当な評価を実施することが必要であり、セルフモニタリングによって客観的に洗い出された種々の課題点に対し、即応性を持った改善策を施すことが、公の施設を預かる指定管理者の責務であると考えています。

当グループでは自ら実施する業務内容を客観的・定量的に評価するため、実施する全ての事項(業務・サービス等)及び果たすべき水準(達成目標の設定)を定めた「目標管理/自己評価チェックシート」を作成し運用しています。



【目標管理/自己評価会議の実施と業務改善】

定期的(年4回程度)に開催する「目標管理・自己評価会議」では、P D C Aマネジメントサイクル(目標設定【Plan】・実行【Do】・評価【Check】・改善【Action】)に基づいて自らの活動内容・履行状況を確認し、明らかになった課題を職員が共有し、スタッフが一体となって課題解決に向け取り組むことで常に最善の状況にあるよう努めています。

また、評価結果や改善策については、ホームページや掲示板などで公表し、市民への説明責任を果たすとともに、施設運営への参加を促します。

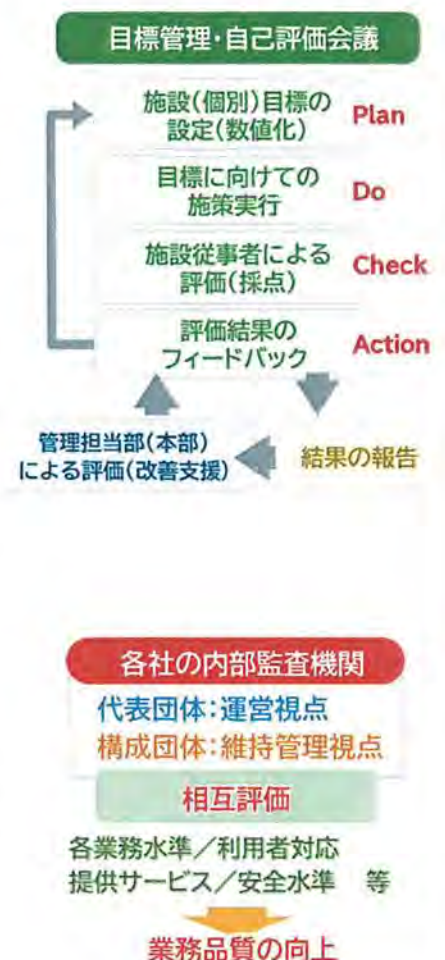
【グループ本部による内部監査の実施】

提供する施設環境やサービス水準の維持向上に向け、業務手順・規程に基づいた運用状況を確認する為、本部担当者による定期的な品質管理(内部監査)を実施しています。

業務の実施方法や手順、各種手続き方法等の確認・改善を行うことで施設の管理運営における品質維持・向上を実現に努めています。

【グループ構成各社による相互評価の実施】

各構成団体が持つ内部監査機関が、事前に互いの監査ポイントを確認した上で、異なる視点を持って相互に評価し、定例的(原則毎月)に実施しているグループ会議等において、日常業務での取り組みやコンプライアンスも含め、水準の確認・新たな課題や改善策の抽出・改善に向けた提案を行い、グループとして一体的な業務品質の向上に努めています。



9 モニタリング

自治体によるモニタリングへの協力(定例会議/事業報告/市監査の受審)

港北スポーツセンターの包括的な管理責任者であり、指定管理者の指定責任を有する横浜市(港北区)の立場と責務を理解し、市(区)による定期的・随時のモニタリング(監査)に対し積極的な協力を行います。

市(区)の担当者(監査委員)による定期・随時の実施状況確認に対して、十分な説明を実施するとともに、求められる帳簿書類等の提出に関しては、原則全ての要求に応じて記録の提出を行うなど、市政(区政)に対する全面的な協力を行います。

月次・四半期の事業報告書を、翌月末当、時日までに区に提出するとともに、1年間の業務遂行状況をまとめた年度報告書についても年度終了後2ヶ月以内に提出します。

また、モニタリングの結果、万が一、提供サービスの水準に関し市(区)からの改善指導を受けた場合には、直ちにその原因を追究し、即座に改善の措置を施し、その経過と結果に遅滞なく市(区)へ報告いたします。



主な報告事項
 利用実績/管理業務の実施状況/
 利用状況の分析/収支報告/自己評価 他

報告書類の作成

- 月次事業報告書(翌月末)
- 四半期事業報告書(各四半期の翌月末)
- 年間事業報告書(年度終了後2ヶ月以内)
 ※利用実績のみ4月末

第三者:利用者によるモニタリング①(利用者との意見交換の場/評価ツールの展開)

定期的なアンケートによる満足度調査に加え、より多くの利用者からの評価をより積極的・効果的に受ける手法を用いて、実現した要望への評価や満足度調査を行い、そのデータを公表・蓄積し今後の運営に反映します。利用者(市民)から受けた評価を十分に吟味し、より良い施設運営に役立てたいと考えています。

【施設運営協議会(利用者懇談会)】

区民・行政・関係団体との連携・協働をさらに密にし、区民のスポーツ振興及び健康増進の最大化を図るため、また地域の賑わいや発展にも寄与するため、関係者の意見を反映する場として開催する「施設運営協議会(利用者懇談会)」の場を活用し、より率直で直接的な意見・要望を受け付け、協議された検討事項を積極的に施設運営に反映させてまいります。

昨年度、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、zoomを活用したオンラインによる懇談会を開催しており、新たな実施手法も用いながら継続してコミュニケーションを図れる機会を創出します。



【多くの方が参加できる評価ツールの展開】

多くの利用者の声を積極的に取り入れる方法として、利用者アンケート実施時等には、同内容を施設HPに掲載し、多くの方から評価いただく仕組みを持って、施設利用経験の有無に関わらず、「いつでも・どこにいても・より手軽に」自らの要望・評価・意見を指定管理者に伝えられる機会を提供します。

収集したご意見等は通常のアンケートと併せ、分析し施設運営の水準向上に役立てるとともに、市への報告を行います。



9 モニタリング

第三者:専門機関によるモニタリング②(第三者評価機関への依頼/その他の外部評価)

【市の認定する指定管理者第三者評価機関による評価受審】

自らのサービス水準を客観的に把握し、良質なサービスを継続的に提供し続けるために、横浜市の認定する外部評価機関に指定管理者の第三者評価の依頼を行います(今期は平成31年度に受審)。

この評価は対象となる事業者の資質を客観的に評価する為の項目・点数からなり、指定管理者がこの基準に基づき自己評価及び中立的な第三者評価を実施することで、市が定める共通基準に基づき、自らの業務水準や経営レベルの位置関係を把握することができます。

評価項目(平成31年度受審時)

I. 地域及び地域住民との連携

- (1)地域及び地域住民との情報交換 (2)地域及び地域住民との連携全般(その他)

II. 利用者サービスの向上

- (1)利用者アンケート等の実施・対応 (2)意見・苦情の受付・対応
 (3)公正かつ公平な施設利用 (4)利用者支援業(トレーニング室) (5)託児サービス事業
 (6)スポーツ教室事業 (7)広報・PR活動 (8)職員の接遇
 (9)利用サービスに関する分析・対応 (10)利用者サービスの向上全般(その他)

III. 施設・設備の維持管理

- (1)協定書等に基づく業務の遂行 (2)備品管理業務 (3)施設衛生管理業務
 (4)利用者視点での維持管理 (5)施設・設備の維持管理全般(その他)

IV. 緊急時対応

- (1)緊急時対応の仕組み整備 (2)防犯業務 (3)事故防止業務
 (4)事故対応業務 (5)防災業務 (6)緊急時対応全般(その他)

V. 組織運営及び体制

- (1)業務の体制 (2)職員の資質向上・情報共有を図るための取組
 (3)個人情報保護・守秘義務 (4)経理業務 (5)組織運営及び体制全般(その他)

VI. その他



【ミステリーショッピング(覆面調査)の実施】

代表団体は、全国の指定管理施設において、ミステリーショッピング(覆面調査)による、無作為・抜き打ちのモニタリングを随時実施しています。

ミステリーショッピングとは、マーケティングリサーチの一種で、覆面調査員(ミステリーショッパー)が一般利用者として施設を訪れ、実施の施設利用を通じてサービスの評価を行う顧客満足度調査のことです。

調査員が普段のサービス状況を実体験することで、規定サービスの履行状況・時々の状況によって異なるサービス実態・スタッフとのやり取りなどの具体的内容・利用者の心理や印象の変化など、通常の調査では伺い知ることのできない、施設運営の真実の姿を浮き彫りにできることが大きな特徴です。

これにより、利用者目線から見た偽りのない評価や利用者の期待値を明らかにできると同時に、調査によって得られる生の声がスタッフの働き甲斐を高める重要な要素となり、顧客満足度を大事にする風土を生み出し、サービス品質向上の土台になるものと考えております。

項目	満足	一部満足	不満足
Q1 誰かを連れて行きたいと思ってあげたいと思ったか	満足	一部満足	不満足
Q2 この施設の理由は何でしょうか。誰か何と紹介しましたか	満足	一部満足	不満足
Q3 この施設が他の施設と比べて、また来たか/入会したいと思われましたか	満足	一部満足	不満足
Q4 どれくらい頻度でこの施設に来たいと思われましたか	満足	一部満足	不満足
Q5 どのくらいおもしろかったか/楽しかったか/良かったか	満足	一部満足	不満足
Q6 スタッフ/インストラクターの接客/対応/おもしろいかな	満足	一部満足	不満足
Q7 運動/トレーニングによる効果/効果を感じましたか	満足	一部満足	不満足
Q8 設備/環境/施設として満足/満足/満足/満足/満足/満足/満足/満足	満足	一部満足	不満足
Q9 利用/サービスの満足/満足/満足/満足/満足/満足/満足/満足	満足	一部満足	不満足
Q10 どのくらい頻度でこの施設に来たいと思われましたか	満足	一部満足	不満足
Q11 誰かを紹介したいか	満足	一部満足	不満足
Q12 フォトリソグラフィに携った経験/経験/経験/経験/経験/経験/経験/経験	満足	一部満足	不満足
Q13 フォトリソグラフィの中で最も、興味があるのはどれですか	満足	一部満足	不満足



10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応

① 新型コロナウイルス等、感染症予防に対する基本的な考え方

現在、新型コロナウイルスの流行によって、国内外において感染が確認され多くの方の健康が損なわれています。当グループでは定期的に発生する新たな感染症から区民を守るため、以下のとおり基本方針を定めます。

方針を定めるにあたっては「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を理解、遵守したうえで、下記 2 点を基本にするとともに、市(区)の対策方針をふまえ安心して来館・事業参加できる様々な対策へとつなげてまいります。



1. 感染症に対する広報活動を区と連携して実施し、事業参加者に正しく理解していただけるようにすること
2. 罹患された方等の人権が損なわれないようにすること

いずれの対策についても感染の拡大状況に応じて実施する内容を区と十分協議したうえ行うものとし、安全に施設を利用できる範囲で最大限のサービスを提供します。

② 施設での感染拡大防止策

来館前の健康チェック依頼

来館前にご自身で発熱や呼吸器症状等が無いが、施設 HP 等で呼びかけを行い体調が優れないときに来館を避けるよう広く周知します。

ご自身の主観によるチェックは感染症のみに限らず、夏季の熱中症対策や冬季の循環器疾患発症を避けるうえでも重要であり、通年実施していきます。



施設の衛生管理による感染拡大防止策

各所に消毒液を設置し、来館時にご自身で行っていただくほか、スタッフにより施設の手すり、ドアノブといった手を触れる箇所や施設備品、粘膜にウイルスが付着しやすいお手洗い等、感染症の流行状況に応じて消毒や清掃の頻度を調整し実施します。

一般的にエンベロープ構造をもったウイルス（コロナウイルス、麻疹ウイルス、インフルエンザウイルス等）を想定したエタノール等での消毒や洗剤（界面活性剤）での清掃を実施しますが、吐しゃ物等はノンエンベロープウイルス（ノロウイルス等）の罹患も想定されるため次亜塩素酸ナトリウム（塩素系漂白剤）を併用します。



スタッフへ（スタッフから）の感染防止拡大防止策

勤務するスタッフは不特定多数の方との接触を伴うため、特に感染防止に留意する必要があります。

来館者と同様に勤務前に体調チェックを実施し、異常がみられる際は勤務を見合わせるるとともに、感染拡大期にはマスクの着用、衝立が無い対面式窓口への簡易式飛沫感染防止アクリル板設置等を行います。

勤怠（シフト）管理では更衣室・休憩スペースで密度の高まりを避けるため、出勤や休憩時間に時間差を設けるようにいたします。

お客様へ

当店ではマスク着用にて
接客させていただいております。

お客様とスタッフの健康と、
安全を考慮したもので
ございます。ご理解のほど
よろしくお願い致します。



10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

施設運営上の感染拡大防止策

当グループは港北スポーツセンターの現指定管理者として現在以下取り組みを徹底しております。取り組んでいる感染防止策は、スポーツ庁が定めた「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」や、(一社)日本フィットネス産業協会による「フィットネス関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」をもとに作成した「横浜市スポーツ施設再開ガイドライン」を基本にしています。今後も徹底した予防策を実施します。

施設運営上の感染拡大防止に向けた具体的な取り組み内容

- ①施設玄関や下駄箱に消毒液を設置
- ②券売機や、受付窓口、トイレ入口など、列となる所に整列用の印を設置
- ③ベンチは、間隔を空けて座るよう促す POP を掲示し、距離を保った着席を促した
- ④受付に飛沫飛散防止シートを設置、受付スタッフやトレーニング室スタッフは使い捨て手袋を着用
- ⑤更衣室ではロッカーの使用台数を減らし、シャワーの利用を中止。
- ⑥消毒セットを設置し、利用前後に利用者自身が使用する箇所を消毒できるようにした。
- ⑦トレーニングルームは定員人数を定め、マシンの間引き(及びレイアウト変更)、消毒セットの設置。
- ⑧レンタル品などは回収後に消毒を実施。
- ⑨マスクを忘れた利用者を対象に安価(20円)な使い捨て不織布マスクを販売するとともに、夏にも使いやすく苦しくならないよう加工が施されたスポーツマスクの販売も開始。
- ⑩館内の食事禁止に伴い、利用者告知を行い、談話室の机椅子を撤収。(来館者の滞留時間の短縮)
- ⑪非接触型体温計を導入し職員の検温。要望があれば、団体や大会関係者へ貸出を行う。
- ⑫体育室の窓を常時開放し換気を行う。
- ⑬体育室の利用者に消毒液・ペーパータオル・ゴミ袋を貸し出し、使用した場所・触れた箇所・荷物を置いた場所などの使用後に消毒作業を依頼。
- ⑭区地域振興課との毎月の事業実施状況の報告会(定例会)をオンライン会議にて実施。
- ⑮利用者から施設運営面での課題点をヒアリングするために、利用者懇談会をオンラインにて開催。
- ⑯利用時間の短縮(21:00 閉館 → 20:00 閉館)
- ⑰神奈川県「LINE コロナお知らせシステム」導入 → 確認
- ⑱利用料金の支払い方法として、IC カードによるキャッシュレス対応を行っている。



10 新型コロナウイルス感染症等の対策に関する取組

事業（自主事業やイベント）運営上の感染拡大防止策

事業運営上の感染拡大防止に向けた具体的な取り組み内容

- ① テニス教室において参加定員を通常よりは減らして開催。各コートに消毒液・ペーパータオル・ゴミ袋を置き指導員を中心に使用した道具やコートブラシ、ほうきなどを使用後に消毒した。利用者にも手指の消毒をした。
- ② 室内教室は大幅に定員を減らして開催。参加機会を増やすため、人気教室は前期と後期に開催期間を分けて実施。
- ③ オンライン受講が可能な教室においてはオンライン体験教室を実施し、オンライン定期教室化に向けて整備・検証を進めた。
- ④ 教室指導員には、フェイスシールドを用意するとともにマスク着用を原則として指導にあたっている。教室再開時は利用者との距離間の確保、会場からの定員人数、使用備品に関しての変更及び利用備品の持参を促したなどの対策を行った。
- ⑤ 大会開催にあたっては、感染症対策への取り組みを大会運営者に聞き取り確認や対策強化依頼
- ⑥ 大会打ち合わせなどは無理に対面での機会を設けず電話、メールでのやり取りを優先
- ⑦ 運動促進に向けた動機付けを図るために、代表団体独自の運動プログラムを動画配信
- ⑧ 教室参加料金の支払い方法として、IC カードやクレジットによるキャッシュレス対応を行っている。

本施設での新たな感染拡大防止策①（ネコの目システムの導入）

本施設でも利用の多いトレーニング室に、混雑情報が一目で分かるネコの目システムを導入します。入口上部にカメラを設置することで、利用人数が自動検知され、利用状況が見える化されます。

これまででは、本施設ホームページとリンクする Twitter からスタッフが配信、また利用者が実際に来館されて混雑状況を確認すること、そしてお問い合わせも多くありましたが、システムを導入することにより、**リアルタイムで混雑情報が見える化**され、ホームページから確認できるようになります。混雑の緩和・待ち時間の不満解消に繋がり、「密」を回避することにつながります。



本施設での新たな感染拡大防止策②（動画配信）

区民サービス継続のため、施設 HP や SNS を活用してオンラインでのプログラム提供など、ご自宅等でも運動を行っていただけるようにします。

ステイホームの影響により、YouTube でお家でのエクササイズ等の動画が流行している為、現状港北スポーツセンターのホームページでも動画配信を行っております。代表団体独自のプログラム（東京大学との共同開発プログラム）は各年齢層に応じて、様々なプログラムを用意しているため、動画内容の追加や変更もしながら、利用者の運動継続を促します。

また、エクササイズや手軽にできる運動、トレーニング室の使い方等の検索率が高いことから、**YouTube チャンネルを作成**し、施設に来館しなくても利用方法がイメージできる動画配信を行っていきます。

本施設での新たな感染拡大防止策③（オンラインレッスン）

コロナ禍においても運動を継続できる環境を提供するために、**現在本施設でオンラインレッスンを開始**しております。施設に来館しなくても教室参加できる利点を活かし、新たな利用者の獲得と、継続利用の促進を図ります。コロナ禍においても収入増に向けた取り組みを継続し行っていきます。

収支計画について

(1) 収支計画の作成方針

「様式 12 管理運営経費」に記載の通り、当グループは、指定管理者として施設の管理運営を進めるにあたり、本制度の導入目的のひとつである、「公共サービスの効果・効率の向上」、つまり、施設利用率の向上、利用者数の増加等を達成目標とする一方で、経費の削減を図り区の負担を軽減することを求められるということを十分に理解しています。

当グループの収支計画は、安にコストダウンを図るのではなく、当施設での実績や当グループ各社が管理する同規模施設での状況、社会状況等を踏まえ、施設運営における業務水準・サービス水準の担保を前提に、新たなサービス提供にかかる部分には相応の経費を見積もるなど、地域ニーズに応える高品質なサービス提供の実現と共に、安定的・継続的な施設運営を実現する為の「適正な金額」算出に留意しています。

5 年の収支推移

稼働率の高い時間帯や施設はその水準を維持するとともに、空き時間帯・施設の有効活用や機能向上等、新たなサービス展開、改善などにより、新規利用者の獲得と継続利用（リピーター）の促進を図り、収入の増加を計画。

経費（支出）においては構成割合の高い人件費（指導報酬含む）、維持管理費（修繕費含む）、水光熱費を主な対象としてコスト縮減に取り組むことで、収支計画の段で市（区）の設定する予算額を下回る収支計画となっています。

継続的かつ安定的な施設運営・事業・サービスの展開により、年度推移に関しても収入増、コスト縮減（増加抑制）を実現します。

	R4	R5	R6	R7	R8
総利用者数(千人)	329	335	336	338	340

指定管理事業	R4	R5	R6	R7	R8
施設運営収入(千円)	98,984	101,711	103,226	104,842	106,507
維持管理運営費用(千円)	122,360	123,867	124,841	125,479	125,772

指定管理料(千円)	23,376	22,156	21,615	20,637	19,265
-----------	--------	--------	--------	--------	--------

自主事業	R4	R5	R6	R7	R8
自主事業による収入(千円)	10,508	10,991	11,181	11,383	11,606
自主事業による経費(千円)	8,923	9,029	9,036	9,061	9,087
収支差額	1,585	1,962	2,145	2,322	2,519

収支予算書

1 総括表

(1) 収入 ※ 指定管理料を除いた金額。

(千円、税込み)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
①施設運営収入 (A)		98,984	101,711	103,226	104,842	106,507	515,270	
項 目	利用料金収入	42,082	43,707	44,073	44,520	44,993	219,375	
	利用料金収入(駐車場)	10,028	10,193	10,390	10,587	10,785	51,983	
	スポーツ教室等事業収入	46,754	47,691	48,643	49,615	50,609	243,312	
	その他(託児)	120	120	120	120	120	600	
②自主事業による収入		10,508	10,991	11,181	11,383	11,606	55,669	
項 目	スポーツ教室等事業(時間外)	2,080	2,366	2,478	2,607	2,750	12,281	
	飲食事業(自動販売機)	3,100	3,100	3,100	3,100	3,100	15,500	
	物販事業	2,000	2,040	2,081	2,122	2,165	10,408	
	利用料金収入(時間外)	2,835	2,978	3,001	3,020	3,043	14,877	
	利用料金収入(駐車場・時間外)	493	507	521	534	548	2,603	
	その他	0	0	0	0	0	0	
合計(①+②)		109,492	112,702	114,407	116,225	118,113	570,939	

(2) 支出

(千円、税込み)

項 目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
③維持管理運営費用 (B)		122,360	123,867	124,841	125,479	125,772	622,319	
項 目	人件費	48,537	48,992	48,992	48,992	48,992	244,505	
	修繕費	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	27,500	
	設備管理費・保安警備費	8,360	8,360	8,360	8,360	8,360	41,800	
	備品購入費・消耗品費	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	24,000	
	広報費・印刷製本費	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	5,600	
	光熱水費・燃料費	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	55,000	
	保険料	600	600	600	600	600	3,000	
	使用料・賃借料	15,348	15,848	15,848	15,848	15,848	78,740	
	委託料・謝金	17,734	17,970	19,076	19,656	19,922	94,358	
	公租公課	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	10,000	
	旅費	120	120	120	120	120	600	
	通信運搬費	900	900	900	900	900	4,500	
	支払手数料	600	600	600	600	600	3,000	
	会費及び負担金	30	30	30	30	30	150	
事務経費本部分	5,711	5,807	5,895	5,953	5,980	29,346		
その他	0	220	0	0	0	220		
④自主事業による経費		8,923	9,029	9,036	9,061	9,087	45,136	
項 目	スポーツ教室等事業(時間外)	910	975	975	975	975	4,810	
	人件費	5,813	5,830	5,813	5,813	5,813	29,082	
	物販事業	1,200	1,224	1,248	1,273	1,299	6,244	
	その他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	
合計(③+④)		131,283	132,896	133,877	134,540	134,859	667,455	

(3) 指定管理料

(千円、税込み)

項 目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	備考
指定管理料 = (支出(B) - 収入(A))	23,376	22,156	21,615	20,637	19,265	107,049	

※ 自主事業の内訳は、様式23、24の事業ごとに記載してください。

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和4年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
合計 (A)				98,984
利用料金収入				42,082
項 目	第1体育室 (団体)	A区分	694コマ × 2,000円 93% 97% = 1,252	7,512
		B区分	694コマ × 2,000円 93% 97% = 1,252	
		C区分	694コマ × 2,000円 93% 97% = 1,252	
		D区分	694コマ × 1,500円 93% 97% = 939	
		E区分	694コマ × 2,000円 93% 97% = 1,252	
		F区分	694コマ × 2,500円 93% 97% = 1,565	
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,500,000含む)		
	第2体育室 (団体)	A区分	347コマ × 2,000円 90% 40% = 250	1,021
		B区分	347コマ × 2,000円 85% 30% = 177	
		C区分	347コマ × 2,000円 85% 20% = 118	
		D区分	347コマ × 1,500円 85% 30% = 133	
		E区分	347コマ × 2,000円 90% 30% = 187	
		F区分	347コマ × 2,500円 90% 20% = 156	
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,000,000含む)		
	第3体育室 (団体)	A区分	347コマ × 1,000円 95% 95% = 313	1,862
		B区分	347コマ × 1,000円 95% 95% = 313	
		C区分	347コマ × 1,000円 95% 95% = 313	
		D区分	347コマ × 1,000円 95% 90% = 297	
		E区分	347コマ × 1,000円 95% 95% = 313	
		F区分	347コマ × 1,000円 95% 95% = 313	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥450,000含む)				
研修室 (団体)	A区分	347コマ × 700円 95% 80% = 185	1,052	
	B区分	347コマ × 700円 95% 80% = 185		
	C区分	347コマ × 700円 95% 80% = 185		
	D区分	347コマ × 700円 95% 70% = 162		
	E区分	347コマ × 700円 95% 70% = 162		
	F区分	347コマ × 700円 95% 75% = 173		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥350,000含む)			
テニスコート (団体) : 平日	A区分	600コマ × 2,000円 - 85% = 1,020	4,324	
	B区分	600コマ × 2,000円 - 85% = 1,020		
	C区分	600コマ × 2,000円 - 85% = 1,020		
	D区分	600コマ × 2,000円 - 85% = 1,020		
	E区分	174コマ × 2,000円 - 70% = 244		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,600,000含む)				
テニスコート (団体) : 休日	A区分	300コマ × 3,000円 - 85% = 765	3,186	
	B区分	300コマ × 3,000円 - 85% = 765		
	C区分	300コマ × 3,000円 - 80% = 720		
	D区分	300コマ × 3,000円 - 80% = 720		
	E区分	90コマ × 3,000円 - 80% = 216		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)				
体育室 (個人 : 大人)	A区分	2,500人 × 120円 - = 300	1,800	
	B区分	2,800人 × 120円 - = 336		
	C区分	2,500人 × 120円 - = 300		
	D区分	2,000人 × 120円 - = 240		
	E区分	2,200人 × 120円 - = 264		
	F区分	3,000人 × 120円 - = 360		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)			
体育室 (個人 : 小人)	A区分	500人 × 30円 - = 15	114	
	B区分	500人 × 30円 - = 15		
	C区分	700人 × 30円 - = 21		
	D区分	1,000人 × 30円 - = 30		
	E区分	600人 × 30円 - = 18		
	F区分	500人 × 30円 - = 15		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)			
トレーニング室 (個人 : 大人)	A区分	10,000人 × 300円 95% - = 2,850	19,380	
	B区分	11,000人 × 300円 95% - = 3,135		
	C区分	12,000人 × 300円 95% - = 3,420		
	D区分	10,000人 × 300円 95% - = 2,850		
	E区分	11,000人 × 300円 95% - = 3,135		
	F区分	14,000人 × 300円 95% - = 3,990		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)			
トレーニング室 (個人 : 小人)	A区分	30人 × 100円 95% - = 3	31	
	B区分	50人 × 100円 95% - = 5		
	C区分	50人 × 100円 95% - = 5		
	D区分	100人 × 100円 95% - = 10		
	E区分	50人 × 100円 95% - = 5		
	F区分	30人 × 100円 95% - = 3		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)			
付帯設備利用料金		観覧席、放送設備、冷暖房費等	1,800	
利用料金収入 (駐車場)		3,050台 × 274円 = 12ヶ月 (台数×平均乗車)	10,028	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (マイペース健康、夜の卓球等)	3,627	35,794
		第二体育室 (チャレンジ健康、顔と体の体操等)	10,990	
		第三体育室 (女性と健康、太極拳等)	7,053	
		研修室 (月曜ヨガ等)	2,064	
		テニスコート (水曜テニス、土曜キッズテニス等)	9,720	
		談話室	2,340	
	当日教室	(ナイトヨガ、ピラティス等)	10,284	
文化教室	(ハワイアンホルト、絵手紙等)	676		
その他収入 (託児)		託児料 (親子体操およびA・B、火曜テニスA・B) 600円×50組×4教室	120	

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)			98,984
指定管理料 (B)			23,376
収入合計 (A) + (B)			122,360

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和5年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
合計 (A)				101,711
利用料金収入		※実収入率=実償値より減免等を考慮して設定		43,707
項 目	第1 体育室 (団体)	A区分	696コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,256	7,536
		B区分	696コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,256	
		C区分	696コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,256	
		D区分	696コマ × 1,500 円 93% 97% = 942	
		E区分	696コマ × 2,000 円 93% 97% = 1,256	
		F区分	696コマ × 2,500 円 93% 97% = 1,570	
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,800,000含む)		
	第2 体育室 (団体)	A区分	348コマ × 2,000 円 90% 40% = 251	1,024
		B区分	348コマ × 2,000 円 85% 30% = 177	
		C区分	348コマ × 2,000 円 85% 20% = 118	
		D区分	348コマ × 1,500 円 85% 30% = 133	
		E区分	348コマ × 2,000 円 90% 30% = 188	
		F区分	348コマ × 2,500 円 90% 20% = 157	
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,200,000含む)		
	第3 体育室 (団体)	A区分	348コマ × 1,000 円 95% 95% = 314	1,868
		B区分	348コマ × 1,000 円 95% 95% = 314	
		C区分	348コマ × 1,000 円 95% 95% = 314	
		D区分	348コマ × 1,000 円 95% 90% = 298	
		E区分	348コマ × 1,000 円 95% 95% = 314	
		F区分	348コマ × 1,000 円 95% 95% = 314	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥450,000含む)				
研修室 (団体)	A区分	348コマ × 700 円 95% 80% = 185	1,053	
	B区分	348コマ × 700 円 95% 80% = 185		
	C区分	348コマ × 700 円 95% 80% = 185		
	D区分	348コマ × 700 円 95% 70% = 162		
	E区分	348コマ × 700 円 95% 70% = 162		
	F区分	348コマ × 700 円 95% 75% = 174		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥350,000含む)			
テニスコート (団体) : 平日	A区分	684コマ × 2,000 円 - 85% = 1,163	4,896	
	B区分	684コマ × 2,000 円 - 85% = 1,163		
	C区分	684コマ × 2,000 円 - 85% = 1,163		
	D区分	684コマ × 2,000 円 - 85% = 1,163		
	E区分	174コマ × 2,000 円 - 70% = 244		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,600,000含む)			
	テニスコート (団体) : 休日	A区分		360コマ × 3,000 円 - 85% = 918
B区分		360コマ × 3,000 円 - 85% = 918		
C区分		360コマ × 3,000 円 - 80% = 864		
D区分		360コマ × 3,000 円 - 80% = 864		
E区分		90コマ × 3,000 円 - 80% = 216		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)				
体育室 (個人 : 大人)		A区分	2,550人 × 120 円 - = 306	1,836
	B区分	2,856人 × 120 円 - = 343		
	C区分	2,550人 × 120 円 - = 306		
	D区分	2,040人 × 120 円 - = 245		
	E区分	2,244人 × 120 円 - = 269		
	F区分	3,060人 × 120 円 - = 367		
	体育室 (個人 : 小人)	A区分	510人 × 30 円 - = 15	
B区分		510人 × 30 円 - = 15		
C区分		714人 × 30 円 - = 21		
D区分		1,020人 × 30 円 - = 31		
E区分		612人 × 30 円 - = 18		
F区分		510人 × 30 円 - = 15		
トレーニング室 (個人 : 大人)		A区分	10,200人 × 300 円 95% - = 2,907	19,768
	B区分	11,220人 × 300 円 95% - = 3,198		
	C区分	12,240人 × 300 円 95% - = 3,488		
	D区分	10,200人 × 300 円 95% - = 2,907		
	E区分	11,220人 × 300 円 95% - = 3,198		
	F区分	14,280人 × 300 円 95% - = 4,070		
	トレーニング室 (個人 : 小人)	A区分	30人 × 100 円 95% - = 3	
B区分		50人 × 100 円 95% - = 5		
C区分		50人 × 100 円 95% - = 5		
D区分		100人 × 100 円 95% - = 10		
E区分		50人 × 100 円 95% - = 5		
F区分		30人 × 100 円 95% - = 3		
付帯設備利用料金		観覧席、放送設備、冷暖房費等		1,800
利用料金収入 (駐車場)	3,100台 × 274円 = 12ヶ月 (台数×平均単価)		10,193	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (マイバース健康、夜の卓球等)	3,700	36,511
		第二体育室 (チャレンジ健康、顔と体の体操等)	11,210	
		第三体育室 (女性と健康、太極拳等)	7,194	
		研修室 (月曜ヨガ等)	2,106	
		テニスコート (水曜テニス、土曜キッズテニス等)	9,914	
		談話室	2,387	
	当日教室 (ナイトヨガ、ピラティス等)	10,490		
文化教室 (ハワイアンキルト、絵手紙等)	690			
その他収入 (託児)	託児料 (親子体操ひよこA・B、火曜テニスA・B) 600円×50組×4教室		120	

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)			101,711
指定管理料 (B)			22,156
収入合計 (A) + (B)			123,867

様式21

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和6年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	
合計 (A)				103,226	
利用料金収入		※実収入率=実積値より減免等を考慮して設定		44,073	
項 目	第1体育室 (団体)	A区分	694コマ × 2,000円 93%	= 1,252	
		B区分	694コマ × 2,000円 93%	= 1,252	
		C区分	694コマ × 2,000円 93%	= 1,252	
		D区分	694コマ × 1,500円 93%	= 939	
		E区分	694コマ × 2,000円 93%	= 1,252	
		F区分	694コマ × 2,500円 93%	= 1,565	
				(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,800,000含む)	
	第2体育室 (団体)	A区分	347コマ × 2,000円 90%	= 250	
		B区分	347コマ × 2,000円 85%	= 177	
		C区分	347コマ × 2,000円 85%	= 118	
		D区分	347コマ × 1,500円 85%	= 133	
		E区分	347コマ × 2,000円 90%	= 187	
		F区分	347コマ × 2,500円 90%	= 156	
				(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,200,000含む)	
	第3体育室 (団体)	A区分	347コマ × 1,000円 95%	= 313	
		B区分	347コマ × 1,000円 95%	= 313	
		C区分	347コマ × 1,000円 95%	= 313	
		D区分	347コマ × 1,000円 95%	= 297	
		E区分	347コマ × 1,000円 95%	= 313	
		F区分	347コマ × 1,000円 95%	= 313	
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥450,000含む)			
研修室 (団体)	A区分	347コマ × 700円 95%	= 185		
	B区分	347コマ × 700円 95%	= 185		
	C区分	347コマ × 700円 95%	= 185		
	D区分	347コマ × 700円 95%	= 162		
	E区分	347コマ × 700円 95%	= 162		
	F区分	347コマ × 700円 95%	= 173		
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥350,000含む)		
テニスコート (団体) ; 平日	A区分	687コマ × 2,000円 -	= 1,168		
	B区分	687コマ × 2,000円 -	= 1,168		
	C区分	687コマ × 2,000円 -	= 1,168		
	D区分	687コマ × 2,000円 -	= 1,168		
	E区分	174コマ × 2,000円 -	= 244		
			(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,600,000含む)		
	テニスコート (団体) ; 休日	A区分	354コマ × 3,000円 -	= 903	
B区分		354コマ × 3,000円 -	= 903		
C区分		354コマ × 3,000円 -	= 850		
D区分		354コマ × 3,000円 -	= 850		
E区分		90コマ × 3,000円 -	= 216		
		(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)			
体育室 (個人 ; 大人)		A区分	2,601人 × 120円 -	= 312	
	B区分	2,913人 × 120円 -	= 350		
	C区分	2,601人 × 120円 -	= 312		
	D区分	2,081人 × 120円 -	= 250		
	E区分	2,289人 × 120円 -	= 275		
	F区分	3,121人 × 120円 -	= 375		
	体育室 (個人 ; 小人)	A区分	520人 × 30円 -	= 16	
B区分		520人 × 30円 -	= 16		
C区分		728人 × 30円 -	= 22		
D区分		1,040人 × 30円 -	= 31		
E区分		624人 × 30円 -	= 19		
F区分		520人 × 30円 -	= 16		
トレーニング室 (個人 ; 大人)		A区分	10,404人 × 300円 95%	= 2,965	
	B区分	11,444人 × 300円 95%	= 3,262		
	C区分	12,485人 × 300円 95%	= 3,558		
	D区分	10,404人 × 300円 95%	= 2,965		
	E区分	11,444人 × 300円 95%	= 3,262		
	F区分	14,566人 × 300円 95%	= 4,151		
	トレーニング室 (個人 ; 小人)	A区分	30人 × 100円 95%	= 3	
B区分		50人 × 100円 95%	= 5		
C区分		50人 × 100円 95%	= 5		
D区分		100人 × 100円 95%	= 10		
E区分		50人 × 100円 95%	= 5		
F区分		30人 × 100円 95%	= 3		
付帯設備利用料金		観覧席、放送設備、冷暖房費等		1,800	
利用料金収入 (駐車場)		3,160台 × 274円 = 12ヶ月 (台数×平均単価)	10,390		
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (マイペース健康、夜の卓球等)	3,774		
		第二体育室 (チャレンジ健康、頭と体の体操等)	11,434		
		第三体育室 (女性と健康、太極拳等)	7,337		
		研修室 (月曜ヨガ等)	2,148		
		テニスコート (水曜テニス、土曜キッズテニス等)	10,112		
		談話室	2,435		
	当日教室	(ナイトヨガ、ピラティス等)		10,700	
文化教室	(ハワイアンキルト、絵手紙等)		703		
その他収入 (託児)	託児料 (親子体操ひよこA・B、火曜テニスA・B) 600円×50組×4教室		120		

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)		103,226
指定管理料 (B)		21,615
収入合計 (A) + (B)		124,841

収支予算書

2 指定管理・収入の部（令和7年度） ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	
合計	(A)			104,842	
利用料金収入		※実収入率=実績値より減免等を考慮して設定		44,520	
項 目	第1体育室(団体)	数値	単価(円)	小計(千円、税込み)	
		A区分	694コマ × 2,000円	93% 97% = 1,252	
		B区分	694コマ × 2,000円	93% 97% = 1,252	
		C区分	694コマ × 2,000円	93% 97% = 1,252	
		D区分	694コマ × 1,500円	93% 97% = 939	
		E区分	694コマ × 2,000円	93% 97% = 1,252	
	F区分	694コマ × 2,500円	93% 97% = 1,565		
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,800,000含む)				
	第2体育室(団体)	A区分	347コマ × 2,000円	90% 40% = 250	
		B区分	347コマ × 2,000円	85% 30% = 177	
		C区分	347コマ × 2,000円	85% 20% = 118	
		D区分	347コマ × 1,500円	85% 30% = 133	
		E区分	347コマ × 2,000円	90% 30% = 187	
		F区分	347コマ × 2,500円	90% 20% = 156	
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,200,000含む)				
	第3体育室(団体)	A区分	347コマ × 1,000円	95% 95% = 313	
		B区分	347コマ × 1,000円	95% 95% = 313	
		C区分	347コマ × 1,000円	95% 95% = 313	
		D区分	347コマ × 1,000円	95% 90% = 297	
		E区分	347コマ × 1,000円	95% 95% = 313	
F区分		347コマ × 1,000円	95% 95% = 313		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥450,000含む)					
研修室(団体)	A区分	347コマ × 700円	95% 80% = 185		
	B区分	347コマ × 700円	95% 80% = 185		
	C区分	347コマ × 700円	95% 80% = 185		
	D区分	347コマ × 700円	95% 70% = 162		
	E区分	347コマ × 700円	95% 70% = 162		
	F区分	347コマ × 700円	95% 75% = 173		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥350,000含む)					
テニスコート(団体):平日	A区分	684コマ × 2,000円	- 85% = 1,163		
	B区分	684コマ × 2,000円	- 85% = 1,163		
	C区分	684コマ × 2,000円	- 85% = 1,163		
	D区分	684コマ × 2,000円	- 85% = 1,163		
	E区分	174コマ × 2,000円	- 70% = 244		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,600,000含む)					
テニスコート(団体):休日	A区分	357コマ × 3,000円	- 85% = 910		
	B区分	357コマ × 3,000円	- 85% = 910		
	C区分	357コマ × 3,000円	- 80% = 857		
	D区分	357コマ × 3,000円	- 80% = 857		
	E区分	90コマ × 3,000円	- 80% = 216		
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)					
体育室(個人:大人)	A区分	2,653人 × 120円	- = 318		
	B区分	2,971人 × 120円	- = 357		
	C区分	2,653人 × 120円	- = 318		
	D区分	2,122人 × 120円	- = 255		
	E区分	2,335人 × 120円	- = 280		
	F区分	3,184人 × 120円	- = 382		
体育室(個人:小人)	A区分	531人 × 30円	- = 16		
	B区分	531人 × 30円	- = 16		
	C区分	743人 × 30円	- = 22		
	D区分	1,061人 × 30円	- = 32		
	E区分	637人 × 30円	- = 19		
	F区分	531人 × 30円	- = 16		
トレーニング室(個人:大人)	A区分	10,612人 × 300円	95% = 3,024		
	B区分	11,673人 × 300円	95% = 3,327		
	C区分	12,734人 × 300円	95% = 3,629		
	D区分	10,612人 × 300円	95% = 3,024		
	E区分	11,673人 × 300円	95% = 3,327		
	F区分	14,857人 × 300円	95% = 4,234		
トレーニング室(個人:小人)	A区分	30人 × 100円	95% = 3		
	B区分	50人 × 100円	95% = 5		
	C区分	50人 × 100円	95% = 5		
	D区分	100人 × 100円	95% = 10		
	E区分	50人 × 100円	95% = 5		
	F区分	30人 × 100円	95% = 3		
付帯設備利用料金		観覧席、放送設備、冷暖房費等		1,800	
利用料金収入(駐車場)		3,220台 × 274円 = 12ヶ月(台数×平均単価)		10,587	
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室(マイベース健康、夜の卓球等)	3,849	37,985	
		第二体育室(チャレンジ健康、顔と体の体操等)	11,663		
		第三体育室(女性と健康、太極拳等)	7,484		
		研修室(月曜ヨガ等)	2,191		
		テニスコート(水曜テニス、土曜キッズテニス等)	10,315		
	談話室	2,483	10,913		
当日教室(ナイトヨガ、ピラティス等)	717				
文化教室(ハロウィンキルト、絵手紙等)					
その他収入(託児)		託児料(親子体操ひよこA・B、火曜テニスA・B) 600円×50組×4教室		120	

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入	(A)			104,842
指定管理料	(B)			20,637
収入合計	(A) + (B)			125,479

収支予算書

2 指定管理・収入の部 (令和8年度) ※指定管理料を除く。

(1)収入

		内 訳					合計金額 (千円、税込み)
合計 (A)							106,507
利用料金収入		※実収入率=実績値より減免等を考慮して設定					44,993
項	第1 体育室 (団体)	A区分	694コマ	× 2,000 円	93%	97%	= 1,252
		B区分	694コマ	× 2,000 円	93%	97%	= 1,252
		C区分	694コマ	× 2,000 円	93%	97%	= 1,252
		D区分	694コマ	× 1,500 円	93%	97%	= 939
		E区分	694コマ	× 2,000 円	93%	97%	= 1,252
		F区分	694コマ	× 2,500 円	93%	97%	= 1,565
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,800,000含む)						
	第2 体育室 (団体)	A区分	347コマ	× 2,000 円	90%	40%	= 250
		B区分	347コマ	× 2,000 円	85%	30%	= 177
		C区分	347コマ	× 2,000 円	85%	20%	= 118
		D区分	347コマ	× 1,500 円	85%	30%	= 133
		E区分	347コマ	× 2,000 円	90%	30%	= 187
		F区分	347コマ	× 2,500 円	90%	20%	= 156
	(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,200,000含む)						
	第3 体育室 (団体)	A区分	347コマ	× 1,000 円	95%	95%	= 313
		B区分	347コマ	× 1,000 円	95%	95%	= 313
		C区分	347コマ	× 1,000 円	95%	95%	= 313
		D区分	347コマ	× 1,000 円	95%	90%	= 297
		E区分	347コマ	× 1,000 円	95%	95%	= 313
		F区分	347コマ	× 1,000 円	95%	95%	= 313
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥450,000含む)							
研修室 (団体)	A区分	347コマ	× 700 円	95%	80%	= 185	
	B区分	347コマ	× 700 円	95%	80%	= 185	
	C区分	347コマ	× 700 円	95%	80%	= 185	
	D区分	347コマ	× 700 円	95%	70%	= 162	
	E区分	347コマ	× 700 円	95%	70%	= 162	
	F区分	347コマ	× 700 円	95%	75%	= 173	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥350,000含む)							
テニスコート (団体) : 平日	A区分	678コマ	× 2,000 円	-	85%	= 1,153	
	B区分	678コマ	× 2,000 円	-	85%	= 1,153	
	C区分	678コマ	× 2,000 円	-	85%	= 1,153	
	D区分	678コマ	× 2,000 円	-	85%	= 1,153	
	E区分	174コマ	× 2,000 円	-	70%	= 244	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥1,600,000含む)							
テニスコート (団体) : 休日	A区分	363コマ	× 3,000 円	-	85%	= 926	
	B区分	363コマ	× 3,000 円	-	85%	= 926	
	C区分	363コマ	× 3,000 円	-	80%	= 871	
	D区分	363コマ	× 3,000 円	-	80%	= 871	
	E区分	90コマ	× 3,000 円	-	80%	= 216	
(指定管理者によるスポーツ教室等施設使用料¥600,000含む)							
体育室 (個人 : 大人)	A区分	2,706人	× 120 円	-	-	= 325	
	B区分	3,031人	× 120 円	-	-	= 364	
	C区分	2,706人	× 120 円	-	-	= 325	
	D区分	2,165人	× 120 円	-	-	= 260	
	E区分	2,381人	× 120 円	-	-	= 286	
	F区分	3,247人	× 120 円	-	-	= 390	
体育室 (個人 : 小人)	A区分	541人	× 30 円	-	-	= 16	
	B区分	541人	× 30 円	-	-	= 16	
	C区分	758人	× 30 円	-	-	= 23	
	D区分	1,082人	× 30 円	-	-	= 32	
	E区分	649人	× 30 円	-	-	= 19	
	F区分	541人	× 30 円	-	-	= 16	
トレーニング室 (個人 : 大人)	A区分	10,824人	× 300 円	95%	-	= 3,085	
	B区分	11,907人	× 300 円	95%	-	= 3,393	
	C区分	12,989人	× 300 円	95%	-	= 3,702	
	D区分	10,824人	× 300 円	95%	-	= 3,085	
	E区分	11,907人	× 300 円	95%	-	= 3,393	
	F区分	15,154人	× 300 円	95%	-	= 4,319	
トレーニング室 (個人 : 小人)	A区分	30人	× 100 円	95%	-	= 3	
	B区分	50人	× 100 円	95%	-	= 5	
	C区分	50人	× 100 円	95%	-	= 5	
	D区分	100人	× 100 円	95%	-	= 10	
	E区分	50人	× 100 円	95%	-	= 5	
	F区分	30人	× 100 円	95%	-	= 3	
付帯設備利用料金		観覧席、放送設備、冷暖房費等					1,800
利用料金収入 (駐車場)		3,280台 × 274円 = 12ヶ月 (台数×平均単価)					10,785
スポーツ教室等事業収入	定期教室	第一体育室 (マイバース健康、夜の卓球等)				3,926	
		第二体育室 (チャレンジ健康、顔と体の体操等)				11,896	
		第三体育室 (女性と健康、太極拳等)				7,634	
		研修室 (月曜ヨガ等)				2,235	
		テニスコート (水曜テニス、土曜キッズテニス等)				10,521	
	談話室				2,533		
当日教室	(ナイトヨガ、ピラティス等)					11,132	
文化教室	(ハワイアンキルト、絵手紙等)					732	
その他収入 (託児)		託児料 (親子体操ひよこA・B、火曜テニスA・B) 600円×50組×4教室					120

(2)指定管理料を含んだ収入合計

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
収入 (A)				106,507
指定管理料 (B)				19,265
収入合計 (A) + (B)				125,772

様式22

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和4年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)			
③ 維持管理運営費用		小計 (千円、税込)	122,360			
項 目	人件費		48,537			
		(各種社会保険、法定福利、福利厚生、通勤費等含む)				
	修繕費	小規模修繕	5,500			
	設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物含む総合建物管理・保守点検	8,360			
	消耗品費	事務・設備消耗品、災害備蓄品、備品購入費含む	4,800			
	広報費	広告掲載料等	1,000			
	印刷製本費	施設・教室案内作成費等	120			
	光熱水費	水道	2,000	11,000		
		電気	5,400			
		ガス	3,600			
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険		600		
	使用料・賃借料	[リース月額] オムニコート、トレーニングマシン 監視カメラ、ロッカー更新 利用人数管理システム、談話室 その他事務用備品	9,348	15,348		
		再リース (トレーニングマシン、駐車場設備、精算機等)	500			
		スポーツ教室等諸室使用料	5,500			
		委託料・謝金	教室指導謝金・委託費		16,234	17,734
			イベント・特別教室開催経費		1,500	
	公租公課費	事業所税		2,000		
	旅費			120		
	通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、オンライン配信、利用人数管理システム		900		
	支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料、振込手数料		600		
会費及び負担金			30			
事務経費本部分	人件費・水光熱費を除く支出の10%		5,711			
その他						

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式22

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和5年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
③ 維持管理運営費用		小計 (千円、税込)	123,867	
項 目	人件費		48,992	
		(各種社会保険、法定福利、福利厚生、通勤費等含む)		
	修繕費	小規模修繕	5,500	
	設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物含む総合建物管理・保守点検	8,360	
	消耗品費	事務・設備消耗品、災害備蓄品、備品購入費含む	4,800	
	広報費	広告掲載料等	1,000	
	印刷製本費	施設・教室案内作成費等	120	
	光熱水費	水道	2,000	11,000
		電気	5,400	
		ガス	3,600	
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険		600
	使用料・賃借料	[リース月額] オムニコート、トレーニングマシン 監視カメラ、ロッカー更新 利用人数管理システム、談話室 その他事務用備品	9,348	15,848
		再リース (トレーニングマシン、駐車場設備、精算機等)	500	
		スポーツ教室等諸室使用料	6,000	
		教室指導謝金・委託費	16,470	
	委託料	イベント・特別教室開催経費	1,500	17,970
		公租公課費	事業所税	2,000
旅費			120	
通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、オンライン配信、利用人数管理システム		900	
支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料、振込手数料		600	
会費及び負担金			30	
事務経費本部分	人件費・水光熱費を除く支出の10%		5,807	
その他	第三者評価実施費用		220	

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。








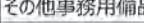
様式22

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和6年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)		
③ 維持管理運営費用		小計 (千円、税込)	124,841		
項 目	人件費	 (各種社会保険、法定福利、福利厚生、通勤費等含む)	48,992		
	修繕費	小規模修繕	5,500		
	設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物含む総合建物管理・保守点検	8,360		
	消耗品費	事務・設備消耗品、災害備蓄品、備品購入費含む	4,800		
	広報費	広告掲載料等	1,000		
	印刷製本費	施設・教室案内作成費等	120		
	光熱水費	水道	2,000	11,000	
		電気	5,400		
		ガス	3,600		
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険		600	
	使用料・賃借料	[リース月額] オムニコート  、トレーニングマシン  監視カメラ  ロッカー更新  利用人数管理システム  談話室  その他事務用備品 	9,348	15,848	
			再リース (トレーニングマシン、駐車場設備、精算機等)		500
			スポーツ教室等諸室使用料		6,000
	委託料	教室指導謝金・委託費	17,576	19,076	
		イベント・特別教室開催経費	1,500		
	公租公課費	事業所税		2,000	
	旅費			120	
通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、オンライン配信、利用人数管理システム		900		
支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料、振込手数料		600		
会費及び負担金			30		
事務経費本部分	人件費・水光熱費を除く支出の10%		5,895		
その他					

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式22

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体
 施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和7年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
③ 維持管理運営費用		小計 (千円、税込)	125,479	
項 目	人件費		48,992	
		(各種社会保険、法定福利、福利厚生、通勤費等含む)		
	修繕費	小規模修繕	5,500	
	設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物含む総合建物管理・保守点検	8,360	
	消耗品費	事務・設備消耗品、災害備蓄品、備品購入費含む	4,800	
	広報費	広告掲載料等	1,000	
	印刷製本費	施設・教室案内作成費等	120	
	光熱水費	水道	2,000	11,000
		電気	5,400	
		ガス	3,600	
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険		600
	使用料・賃借料	[リース月額] オムニコート、トレーニングマシン 監視カメラ、ロッカー更新 利用人数管理システム、談話室 その他事務用備品	9,348	15,848
		再リース (トレーニングマシン、駐車場設備、精算機等)	500	
		スポーツ教室等諸室使用料	6,000	
		委託料	教室指導謝金・委託費	
		イベント・特別教室開催経費	1,500	19,656
	公租公課費	事業所税		2,000
	旅費			120
	通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、オンライン配信、利用人数管理システム		900
	支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料、振込手数料		600
会費及び負担金			30	
事務経費本部分	人件費・水光熱費を除く支出の10%		5,953	
その他				

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式22

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

3 指定管理・支出の部（令和8年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)	
③ 維持管理運営費用		小計 (千円、税込)	125,772	
項 目	人件費		48,992	
		(各種社会保険、法定福利、福利厚生、通勤費等含む)		
	修繕費	小規模修繕	5,500	
	設備管理費	保安警備、外構植栽、廃棄物含む総合建物管理・保守点検	8,360	
	消耗品費	事務・設備消耗品、災害備蓄品、備品購入費含む	4,800	
	広報費	広告掲載料等	1,000	
	印刷製本費	施設・教室案内作成費等	120	
	光熱水費	水道	2,000	11,000
		電気	5,400	
		ガス	3,600	
	保険料	施設賠償保険、教室傷害保険		600
	使用料・賃借料	[リース月額] オムニコート、トレーニングマシン 監視カメラ、ロッカー更新 利用人数管理システム、談話室 その他事務用備品	9,348	15,848
		再リース（トレーニングマシン、駐車場設備、精算機等）	500	
		スポーツ教室等諸室使用料	6,000	
	委託料	教室指導謝金・委託費	18,422	19,922
		イベント・特別教室開催経費	1,500	
	公租公課費	事業所税		2,000
	旅費			120
	通信運搬費	電話、インターネット、教室予約システム、オンライン配信、利用人数管理システム		900
	支払手数料	クレジット・ICカード決済手数料、振込手数料		600
会費及び負担金			30	
事務経費本部分	人件費・水光熱費を除く支出の10%		5,980	
その他				

※ 1 次の例を参考に記載してください。

人件費・・・報酬、賃金、手当、社会保険料、福利厚生費など

※ 2 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和4年度）

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		小計 (千円、税込み)		10,508
利用料金収入 (早朝施設利用) ※指定管理者による 時間外施設使用料を含む。	早朝トレーニング室	3,500人×300円	1,050	2,835
	早朝個人利用	1,000人×90円	90	
	第1体育室 (団体)	400コマ×1,500円	600	
	第3体育室 (団体)	200コマ×750円	150	
	研修室	30コマ×500円	15	
	早朝テニスコート(平日)	350コマ×1,500円	525	
	早朝テニスコート(土日祝)	180コマ×2,250円	405	
利用料金収入 (早朝駐車場利用)	時間外駐車場利用料 1,800台×274円		493	
スポーツ教室等事業 (早朝区分、オンライン)	早朝定期教室	200人×1,600円 1,000人×550円	870	2,080
	早朝テニスタイム	200人×750円	150	
	早朝当日教室	800人×450円	360	
	オンライン教室	700人×1,000円	700	
飲食事業(自動販売機)	飲料自動販売機販売手数料		3,100	
物販事業	シャツ、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売 ボール、ピブス、ラジカセ、シューズ等レンタル		2,000	
その他				

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和5年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		小計 (千円、税込み)	10,991
利用料金収入 (早朝施設利用) ※指定管理者による 時間外施設使用料を含む。	早朝トレーニング室	3,570人×300円	1,071
	早朝個人利用	1,020人×90円	92
	第1体育室(団体)	400コマ×1,500円	600
	第3体育室(団体)	200コマ×750円	150
	研修室	30コマ×500円	15
	早朝テニスコート(平日)	400コマ×1,500円	600
	早朝テニスコート(土日祝)	200コマ×2,250円	450
利用料金収入 (早朝駐車場利用)	時間外駐車場利用料	1,850台×274円	507
スポーツ教室等事業 (早朝区分、オンライン)	早朝定期教室	300人×1,600円 1,050人×550円	1,058
	早朝テニスタイム	300人×750円	225
	早朝当日教室	850人×450円	383
	オンライン教室	700人×1,000円	700
飲食事業(自動販売機)	飲料自動販売機販売手数料		3,100
物販事業	シャトル、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売 ボール、ビブス、ラジカセ、シューズ等レンタル		2,040
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和6年度）

	内 訳		合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入	小計 (千円、税込み)		11,181
利用料金収入 (早朝施設利用) <small>※指定管理者による 時間外施設使用料を含む。</small>	早朝トレーニング室	3,640人×300円	1,092
	早朝個人利用	1,040人×90円	94
	第1体育室 (団体)	400コマ×1,500円	600
	第3体育室 (団体)	200コマ×750円	150
	研修室	30コマ×500円	15
	早朝テニスコート(平日)	400コマ×1,500円	600
	早朝テニスコート(土日祝)	200コマ×2,250円	450
利用料金収入 (早朝駐車場利用)	時間外駐車場利用料 1,900台×274円		521
スポーツ教室等事業 (早朝区分、オンライン)	早朝定期教室	330人×1,600円 1,100人×550円	1,133
	早朝テニスタイム	320人×750円	240
	早朝当日教室	900人×450円	405
	オンライン教室	700人×1,000円	700
飲食事業(自動販売機)	飲料自動販売機販売手数料		3,100
物販事業	シャトル、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売 ボール、ピブス、ラジカセ、シューズ等レンタル		2,081
その他			

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和7年度）

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)	
② 自主事業収入		小計 (千円、税込み)		11,383	
項 目	利用料金収入 (早朝施設利用) ※指定管理者による 時間外施設使用料を含む。	早朝トレーニング室	3,700人×300円	1,110	3,020
		早朝個人利用	1,060人×90円	95	
		第1体育室(団体)	400コマ×1,500円	600	
		第3体育室(団体)	200コマ×750円	150	
		研修室	30コマ×500円	15	
		早朝テニスコート(平日)	400コマ×1,500円	600	
		早朝テニスコート(土日祝)	200コマ×2,250円	450	
	利用料金収入 (早朝駐車場利用)	時間外駐車場利用料 1,950台×274円			534
	スポーツ教室等事業 (早朝区分、オンライン)	早朝定期教室	360人×1,600円 1,150人×550円	1,209	2,607
		早朝テニスタイム	360人×750円	270	
早朝当日教室		950人×450円	428		
オンライン教室		700人×1,000円	700		
飲食事業(自動販売機)	飲料自動販売機販売手数料			3,100	
物販事業	シャトル、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売 ボール、ビブス、ラジカセ、シューズ等レンタル			2,122	
その他					

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式23

単独団体名・共同事業体名 シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名 横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

4 自主事業・収入の部（令和8年度）

		内 訳		合計金額 (千円、税込み)
② 自主事業収入		小計 (千円、税込み)		11,606
利用料金収入 (早朝施設利用) ※指定管理者による 時間外施設使用料を含む。	早朝トレーニング室	3,770人×300円	1,131	3,043
	早朝個人利用	1,080人×90円	97	
	第1体育室(団体)	400コマ×1,500円	600	
	第3体育室(団体)	200コマ×750円	150	
	研修室	30コマ×500円	15	
	早朝テニスコート(平日)	400コマ×1,500円	600	
	早朝テニスコート(土日祝)	200コマ×2,250円	450	
利用料金収入 (早朝駐車場利用)	時間外駐車場利用料 2,000台×274円		548	
スポーツ教室等事業 (早朝区分、オンライン)	早朝定期教室	400人×1,600円 1,200人×550円	1,300	2,750
	早朝テニスタイム	400人×750円	300	
	早朝当日教室	1,000人×450円	450	
	オンライン教室	700人×1,000円	700	
飲食事業(自動販売機)	飲料自動販売機販売手数料		3,100	
物販事業	シャトル、ボール、タオル、Tシャツ、栄養補助食品等販売 ボール、ピブス、ラジカセ、シューズ等レンタル		2,165	
その他				

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式24

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和4年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費			8,923
項 目	スポーツ教室等事業 (早朝区分)	指導料 ██████████	910
	人件費	早朝スタッフ ██████████	5,813
	物販事業	販売品仕入れ	1,200
	その他	行政財産使用料(飲料自動販売機) 地域派遣指導料、時間外教室施設使用料等	1,000

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式24

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和5年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費			9,029
項 目	スポーツ教室等事業 (早朝区分)	指導料 ██████████	975
	人件費	早朝スタッフ ██████████	5,830
	物販事業	販売品仕入れ	1,224
	その他	行政財産使用料(飲料自動販売機) 地域派遣指導料、時間外教室施設使用料等	1,000

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式24

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和6年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費			9,036
項 目	スポーツ教室等事業 (早朝区分)	指導料 ██████████	975
	人件費	早朝スタッフ ██████████	5,813
	物販事業	販売品仕入れ	1,248
	その他	行政財産使用料(飲料自動販売機) 地域派遣指導料、時間外教室施設使用料等	1,000

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式24

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和7年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費			9,061
項 目	スポーツ教室等事業 (早朝区分)	指導料 ██████████	975
	人件費	早朝スタッフ ██████████	5,813
	物販事業	販売品仕入れ	1,273
	その他	行政財産使用料(飲料自動販売機) 地域派遣指導料、時間外教室施設使用料等	1,000

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。

様式24

単独団体名・共同事業体名

シンコースポーツ・東急プロパティマネジメント共同事業体

施設名

横浜市港北スポーツセンター

収支予算書

5 自主事業・支出の部（令和8年度）

		内 訳	合計金額 (千円、税込み)
④ 自主事業による経費			9,087
項 目	スポーツ教室等事業 (早朝区分)	指導料 ██████████	975
	人件費	早朝スタッフ ██████████	5,813
	物販事業	販売品仕入れ	1,299
	その他	行政財産使用料(飲料自動販売機) 地域派遣指導料、時間外教室施設使用料等	1,000

※ 必要に応じて小区分を設定しても構いません。